

若年単身者に対する住宅支援等の在り方 に関する調査研究

平成31年 3 月

福島県
一般財団法人 地方自治研究機構

若年単身者に対する住宅支援等の在り方
に関する調査研究

平成 31 年 3 月

福島県

一般財団法人 地方自治研究機構

はじめに

少子高齢化の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来や、厳しい財政状況が続くなど、地方を取り巻く環境が一層厳しさを増す中で、地方公共団体は、住民ニーズを的確に捉え、地域の特性を活かしながら、産業振興による地域の活性化、公共施設の維持管理等の複雑多様化する諸課題の解決に自らの判断と責任において取り組まなければなりません。

また、最近では ICT や AI 等を活用した業務改革の推進、財政状況の「見える化」、公共施設等の老朽化対策等の適正管理、上下水道の広域化等の公営企業経営改革など、地方公共団体の財政マネジメントの強化も求められています。

このため、当機構では、地方公共団体が直面している諸課題を多角的・総合的に解決するため、個々の団体が抱える課題を取り上げ、当該団体と共同して、全国的な視点と地域の実情に即した視点の双方から問題を分析し、その解決方策の研究を実施しています。

本年度は3つのテーマを具体的に設定しており、本報告書は、そのうちの一つの成果を取りまとめたものです。

本研究の対象である福島県においても、少子高齢化や人口減少が進行する中、東日本大震災の影響により、福島県の活力衰退が懸念され、復興とともに地域活性化が重要課題となっています。

本調査研究では、生活の基盤である住宅という面から、未来を担う若者、特に若年単身者に焦点を当て、自立を促進し、希望するライフスタイルの選択を支援するような住宅施策等の在り方について検討を行いました。

本研究の企画及び実施に当たりましては、研究委員会の委員長及び委員を始め、関係者の皆様から多くの御指導と御協力をいただきました。

また、本研究は、公益財団法人 日本財団の助成金を受けて、福島県と当機構とが共同で行ったものであり、ここに謝意を表する次第です。

本報告書が広く地方公共団体の施策展開の一助となれば大変幸いです。

平成 31 年 3 月

一般財団法人 地方自治研究機構
理事長 山中 昭 栄

目 次

序 章 調査研究の概要	1
1 調査研究の背景と目的.....	3
2 調査研究の内容	4
3 調査研究の体制	5
第 1 章 福島県における住宅セーフティネットへの取組状況と課題	7
1 住宅施策への取組概況.....	9
2 住宅セーフティネットへの取組状況と課題.....	9
第 2 章 全国都道府県・政令指定都市及び福島県内市町村の取組状況	17
1 取組状況を把握するためのアンケート調査.....	19
2 取組状況一覧	27
第 3 章 福島県の若年単身者の意識調査.....	31
1 若年単身者への住宅に関するアンケート調査.....	33
2 グループヒアリング調査.....	157
第 4 章 事例調査	161
1 事例調査概要	163
2 事例調査結果	164
第 5 章 福島県における若年単身者に対する住宅支援等の在り方の検討 ...	225
1 住宅支援等の在り方を検討するための要点整理.....	227
2 住宅支援等の在り方の検討.....	230
資料編	233

勉強会資料 基調講演「若者の住宅問題をどう読むか」	235
委員長のメッセージ	255
縦割り行政から脱却する方法論をー社会持続が求められている時代に.....	257
委員会名簿	259

序 章 調査研究の概要

1 調査研究の背景と目的

(1) 背景

福島県では、人口減少や少子高齢社会の到来に加え、平成 23 年に発生した東日本大震災や原子力災害の影響により、県全体の活力衰退が懸念される中、「ふくしま創生総合戦略」を平成 27 年 12 月に策定し、復興とともに地方創生に向けた取組を推進している。

特に、若い世代の人口減少や活力の低下は、地域の経済規模を縮小させ、また、地域コミュニティの持続可能性を脅かし、更なる人口流出を引き起こす悪循環に陥るおそれがある。総合戦略においても、基本理念の一つとして「未来を担う若者が、ふくしまの可能性を信じ、希望をかなえられる社会を実現する」ことを掲げ、移住・定住や若者の結婚・出産・子育てなどの支援を重点的に講じている。

住宅は、日常生活を支える基盤であることから、地方創生においても重要な要素であるといえる。福島県では、平成 28 年 11 月に改定した「福島県住生活基本計画」を住宅政策のマスタープランとして取組を推進しており、復興・再生に向けた施策の展開を最重要課題とする一方、住生活を取り巻く社会経済情勢が大きく変化し、価値観やライフスタイルの多様化・高度化が進む現状においては、これに対応し将来を見据えた中長期的な視点からの基幹的取組が不可欠である。

平成 29 年 10 月には「新たな住宅セーフティネット制度」が創設され、同年 12 月に策定した「福島県賃貸住宅供給促進計画」に基づき、住宅確保要配慮者の居住の安定確保や向上に向けて取り組んでいる。これに先立ち平成 29 年 7 月に設置した「福島県福祉・住宅行政 庁内連絡会議」では、住宅部局と福祉部局が連携し、情報共有や課題解決への取組を進めているが、若者の住宅事情や住宅支援等の在り方については十分に認識されていない状況である。

(2) 目的

若者に対する住宅支援等については、若者の価値観やライフスタイルが多様化していること、また、若者はこれまで支援対象として認識されてこなかったことから、具体的な施策指標がない。そのため、居住へのニーズやライフスタイルに対する意識等を調査した上で、若者の自立を促進し、地域活性化につながる住宅支援等の在り方を検討していく必要がある。

本調査研究は、若者の居住の安定確保や生活の向上を図るための具体的な住宅施策等を構築していくに当たり、その基礎資料を整備することを目的とする。若者の自立を促進する観点から対象は、既婚者や独立している若者を除く「親などと同居している独身者」とした。これらを踏まえ、本調査研究の対象者は、「20 歳以上 39 歳以下の独身者で親・祖父母等と同居している者（就学者除く）」とし、これを「若年単身者」と定義する。

2 調査研究の内容

(1) 福島県における住宅施策の現状確認

福島県における住宅支援施策について、住宅セーフティネットの現状を踏まえつつ、その取組状況及び課題を確認する。

(2) 都道府県・政令指定都市及び福島県内の市町村へのアンケート調査

都道府県・政令指定都市及び福島県内の市町村における住宅支援等の現状を把握することを目的として、若年単身者への住宅支援等に対する認識及び施策の実施状況に関するアンケート調査を実施する。

(3) 事例調査

都道府県・政令指定都市へのアンケート調査、及び文献や WEB 調査の結果から、若年単身者への住宅支援等の取組状況を概観しつつ、住宅に関する先進的な取組事例については、現地でのヒアリング調査等を実施する。

(4) 若年単身者への意識調査及びグループヒアリング調査

福島県内の若年単身者の意識や実態を把握することを目的として、住宅に関することを主とした、仕事や結婚などのライフスタイルについての大規模なアンケート調査を実施する。

また、アンケート調査結果を補完することを目的として、若年単身者へのグループヒアリング調査を実施する。

(5) 若年単身者への住宅支援等の在り方の検討

若年単身者への意識調査や事例調査の結果を基に、若年単身者が必要とする住宅支援等を整理した上で、地域特性を踏まえた若年単身者への住宅支援等の在り方や施策の方向性について検討する。

本調査研究の対象者は次の者とし、『若年単身者』と定義する。

福島県内に居住する「20歳以上39歳以下の独身者で親・祖父母等と同居している者（就学者除く）」。

なお、実際の住宅支援等の施策構築においては、地域の実情を踏まえ、対象年齢等を適切に定める必要がある。

3 調査研究の体制

(1) 体制

本共同調査研究は、福島県及び一般財団法人地方自治研究機構を実施主体として、基礎調査機関である株式会社ジックの協力を得て実施した。

また、実施主体が事務局となって調査研究委員会を組織し、学識経験者や行政関係者等による委員からの指導及び助言の下、調査研究を進行した。

(2) スケジュール

①第1回調査研究委員会（平成30年7月23日開催）

- ・調査研究企画書（案）の提示
- ・都道府県・政令指定都市及び福島県内の市町村へのアンケート調査結果報告
- ・若年者への意識調査票（案）の提示
- ・事例調査報告
 - 大阪府及びNPO法人HELL0life 府営住宅の空室を活用した若者の職業的自立モデル事業
 - 一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 「はたらく KOBE 支援」制度

②第2回調査研究委員会（平成30年10月29日開催）

- ・若年者への意識調査結果中間報告
- ・事例調査報告 神奈川県住宅供給公社 団地再生モデル事業
- ・若年者に対する住宅支援施策に関する意見交換

③第3回調査研究委員会（勉強会）（平成30年11月22日開催）

- ・基調講演「若者の住宅問題をどう読むか」
講師：神戸大学大学院人間発達環境学研究科 平山洋介教授
- ・若年者に対する住宅支援施策に関する意見交換

④第4回調査研究委員会（平成31年2月8日開催）

- ・若年者への意識調査結果全体報告
- ・若年単身者へのグループヒアリング調査結果報告
- ・事例調査報告
 - 山形県及び南陽市 新たな住宅セーフティネット制度への取組
 - 新潟市 市営住宅における単身世帯の入居要件緩和
- ・福島県における住宅セーフティネットに関する取組状況と課題
- ・若年単身者に対する住宅支援等の在り方に関する意見交換

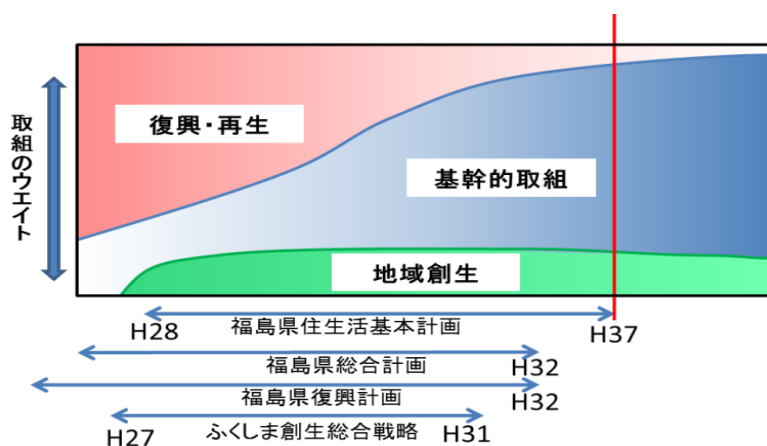
第1章 福島県における住宅セーフティ ネットへの取組状況と課題

1 住宅施策への取組概況

福島県では住宅政策の基本目標・方針や施策の方向性等を定める「福島県住生活基本計画（平成28年11月最終改定）」に基づき、住生活の安定・向上に関する施策を総合的・計画的に推進している。

東日本大震災により今なお多くの県民が県内外で避難生活を余儀なくされており、同計画では「復興・再生」を最重点課題としている。公営住宅等の公的賃貸住宅の復旧は完了し、復興公営住宅の整備も概成したことから、今後は、基幹的な取組や地方創生への取組に軸足を移していくこととなる。

人口減少や少子高齢化など社会経済情勢の変化、価値観やライフスタイルの多様化・高度化に対応するため、中長期的な視点から「基幹的取組」として、“安全・安心”、“活力”、そして“思いやり”の3つの柱から各種施策を進めるとともに、原子力災害等による人口減少・少子高齢化対策として「地域創生」を目指して取り組んでいる。



2 住宅セーフティネットへの取組状況と課題

(1) 公営住宅制度への取組状況

公営住宅制度は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給するもので住宅セーフティネットの中核を担う。

福島県における公営住宅の供給主体については、県住生活基本計画において、住民に密着し福祉行政の主体である市町村が担うものとし、県は広域行政の立場から市町村による供給を補完する立場としている。

全県（県・市町村）における公営住宅の供給については、県住生活基本計画において、平成28年度以降10年間の供給目標量を16,000戸と定め、既存の一般公営住宅や災害・復興公営住宅の空室募集を中心に新規整備を加え、入居需要に応じている。

供給の対象は、「民間市場において自力では適正な水準の住宅を応分な負担で確保することが困難であり、公的支援により居住の安定を確保すべき世帯」であり、国が行う住宅・土地統計調査等の結果を基に、人口・世帯数、住宅困窮者の居住水準、家賃負担、民間賃貸住宅の需給動向等の推移を予測し、供給の必要量を算定している。

また、必要量の算定対象、即ち入居対象者（※）は、同居親族を有する世帯（ファミリー世帯）を基本とし、単身世帯については高齢者や障がい者、生活保護受給者、DV 被害者等としている。この理由は、市場ではファミリー世帯向けの低廉な賃貸住宅の供給が少ないこと、高齢者等は入居を拒まれる場合が少なくないこと、今後の収入増が困難な者を支援すべきことなど、より住宅の確保に配慮すべき者に対して供給する必要性などである。

※）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立により、平成 23 年に公営住宅法が改正され、同居親族要件が削除されたが、福島県・市町村では引き続き同様の取扱いとなるよう条例で当該要件を定め、高齢者等に限って単身入居を認めており、これは全国的な傾向である。

（２）公営住宅制度の運用上の課題

公営住宅制度は、低額所得者の住宅セーフティネットの中核として、地方公共団体が直接供給するものであるが、次のような課題等が生じている。

■市部等の公営住宅を中心に応募倍率が高く、単身入居の対象の拡大は困難

福島県内の公営住宅の応募倍率は、少子高齢化など社会経済情勢の変化により市部を中心に高く、市部に立地する県営住宅の平成 29 年度募集分では約 4 倍となっている。単身入居については、高齢者や障がい者など、より住宅の確保に配慮を要する者の入居機会を確保する必要から、これら以外の者の単身入居を認めることは難しいのが実情であり、これらは全国的な傾向となっている。

■公営住宅ストックの維持管理費がかさんでおり、今後の供給増を見込むことは困難

高度経済成長期に建設された多くの公営住宅は更新時期を迎え、福島県ほか多くの地方公共団体で建て替えや大規模改修等の費用がかさんでおり、今後の大幅な供給増は見込み難くなっている。

一方で、立地条件（交通・利便施設等）が余り良くない団地やエレベーターのない住棟の上層階などは入居率が低く、有効利用が課題となっている。

■民間賃貸住宅では高齢者等の入居が拒まれることがある一方、空き室が増加

民間賃貸住宅においては、低額所得者、高齢者や障がい者、子育て世帯など住宅の確保に特に配慮を要する者（以下、「住宅確保要配慮者」という。）の入居に際し、家賃滞納や孤独死、事故・騒音等の不安から入居を拒否される場合があり、住宅確保要配慮者の円滑な入居の促進が課

題となっている。一方で、民間賃貸住宅では空き家・空き室が増加しており、その有効活用が求められている。

これらを受け、平成29年10月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」が改正・施行され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない既存賃貸住宅の登録制度、登録住宅の改修費・家賃等に対する助成制度（以下、「新たな住宅セーフティネット制度」という。）が創設された。福島県では本制度を推進するため「福島県賃貸住宅供給促進計画」を策定し、登録促進に向けた取組を進めている（後述）。

（3）住宅施策推進における県と市町村の役割分担

「福島県住生活基本計画」において、市町村、県ほか民間事業者等の役割を定めている。

市町村は、住宅行政の主体として、福祉施策等と連携しながら住宅セーフティネット機能の確保に関して主体的役割を担い、県は、広域的・長期的視点に立った住宅施策を総合的・計画的に推進することとしている。市町村・県における住宅セーフティネットへの取組状況は次のとおりである。

（4）市町村における住宅セーフティネットへの取組状況

福島県内の市町村は、住宅セーフティネットの実施主体として、公営住宅の供給はもとより、公営住宅の収入基準を超える中堅所得者を対象に「地域優良賃貸住宅」を供給している。高齢者や新婚・子育て世帯など、地域における様々な住宅確保要配慮者に対して、必要に応じて住宅事業者と連携しながら、適切な規模・設備等の住宅を収入に応じた家賃負担で提供している。また、過疎地域等においては自治体独自に若者の定住を促進する住宅を供給している。

なお、民間住宅への支援では、子育て・新婚世帯に対する住宅取得費の補助、賃貸住宅の家賃等補助を行っている自治体がある。

（5）県における住宅セーフティネットへの取組状況

福島県は、市町村が行う住宅対策等に対し、次の様々な取組を行っている。

①県営住宅供給による市町村営住宅の機能補完

■低額所得者向けの一般県営住宅

一般県営住宅は県内9市に合計約8千戸あり、全県の公営住宅合計約4万戸の約2割を補完している。

入居者選考では、高齢者や子育て世帯等を対象に優先入居を行っている。

施設整備では、「福島県県営住宅等長寿命化計画」において住棟毎の活用計画（継続使用・用途廃止）や改善等の計画を定め、計画的かつ効率的な維持管理を進めている。外壁等の落下防止対策はもとより、高齢者や子育て世帯等が使用しやすいよう、バリアフリー改修や対面型キッチンへの内部改善を行っている。

■原子力災害による長期的避難者向けの復興公営住宅

原子力災害により役場機能の移転を余儀なくされた避難自治体等からの要望を踏まえ、県が主体となって復興公営住宅を整備しており、計画 4,890 戸のうち平成 30 年度末で 4,767 戸（県営 4,389 戸、市町村営 378 戸）が完成した。これにより、県営住宅は合計約 1 万 2 千戸（発災前の一般県営住宅約 8 千戸の 1.5 倍）に増加した。

復興公営住宅では、入居者の自立再建等により空き室が生じてきており、今後、本来の入居対象者（原子力災害による避難指示区域からの避難者）の入居需要を見極めながら、段階的に、一般の低額所得者へ開放していく流れとなる。

開放する際は、復興公営住宅の立地地域における住宅確保要配慮者の居住実態や住宅の供給状況等から、一般の低額所得者向けの公営住宅としての供給量を調整することとなる。その際は、当該生活圏域における入居需要や単身入居を認める範囲などの入居資格、老朽化した一般県営住宅の用途廃止、復興公営住宅の立地市町村への移管（事業主体変更）など、総合的な観点からの検討が必要となってくる。

②民間住宅に対する経済的支援、社会経済情勢の変化に応じた先導的施策の実施

- ・近年の空き家問題への対策として、空き家を改修し自ら居住する子育て世帯、被災者、他県からの移住者を対象に、改修費やハウスクリーニング費を補助している（「福島県空き家再生・子育て支援事業」）。
- ・子育て世帯等が県産木材を使用し、県内の住宅生産事業者が施工する木造住宅を建築する場合にポイントを交付している（「ふくしまの未来を育む森と住まいのポイント事業」）。
- ・親世帯と子ども世帯が新たに同居・近居するための新築・中古住宅の取得費、二世帯住宅へのリフォーム費用を補助している（「福島県多世代同居・近居推進事業」）。
- ・生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者に家賃相当額を給付している。

③市町村の施策・事業に対する技術的助言、全県的な連絡調整等

■福島県地域住宅協議会（県・市町村で構成、事務局は県建築住宅課）

社会資本整備総合交付金等による公的賃貸住宅の整備ほか関連事業を計画的に推進するため、研修会、情報共有、現場見学会を実施している。

■福島県居住支援協議会

（県・市町村、建築・不動産・居住支援関係団体等で構成、事務局は県建築安全機構）

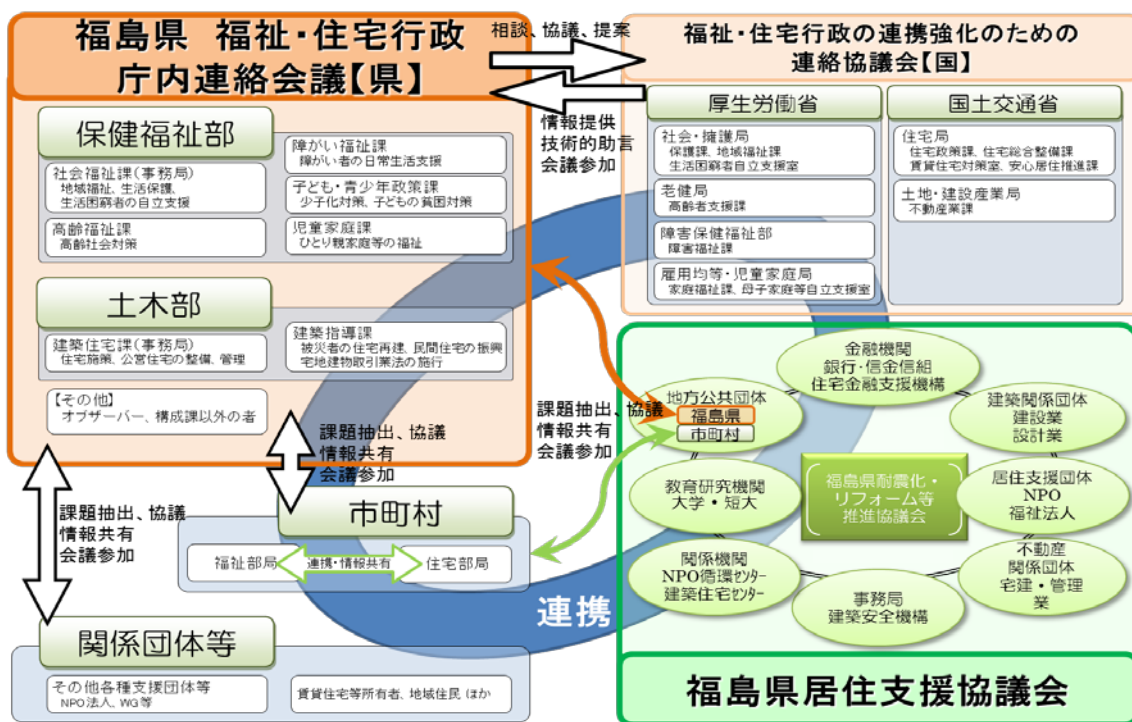
住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑入居を支援するため、相談対応・情報提供・地域見守りネットワークの構築を実施。全県における福祉と住宅の連携を深めるため、平成29年度から識者等による講演や先進事例の発表等を行っている。

■福島県福祉・住宅行政 庁内連絡会議

（県関係課（福祉・子ども青少年・住宅）で構成、事務局は社会福祉課・建築住宅課）

低額所得者、高齢者、障がい者、子育て世帯等のうち生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係るセーフティネット機能の強化に向け、福祉行政と住宅行政がより一層の緊密な連携を図るため、情報共有、協議、連絡調整を実施している。

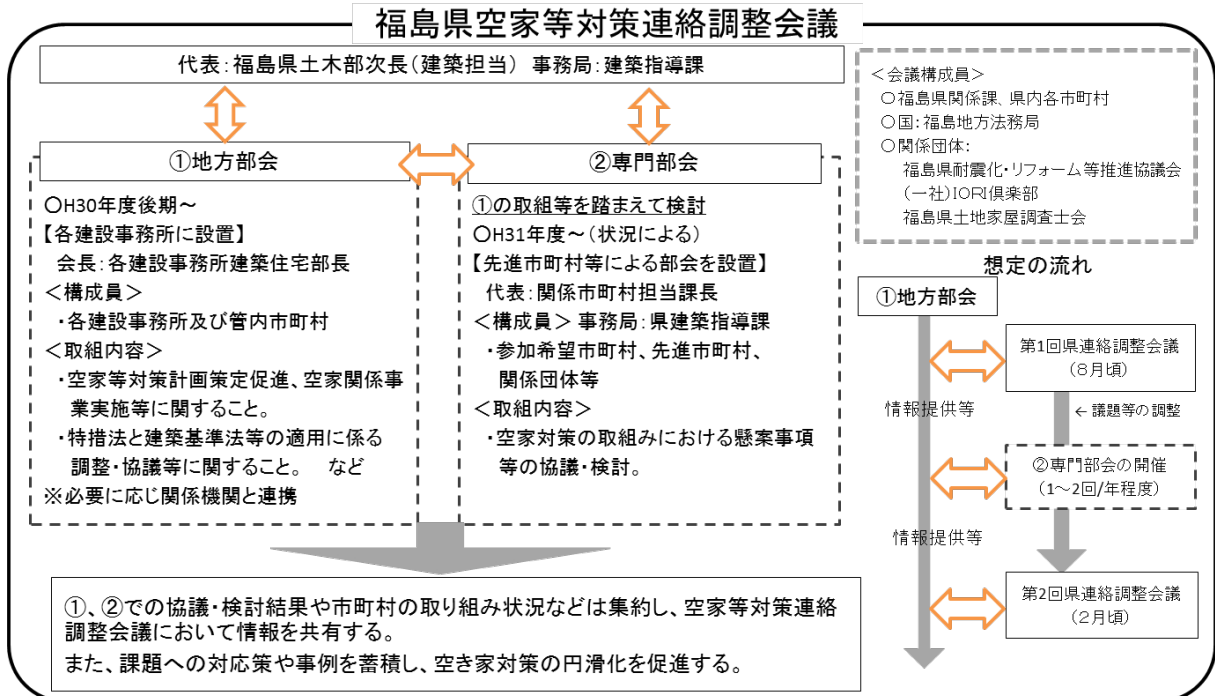
【福島県福祉・住宅行政庁内連絡会議と国・市町村等との連携イメージ】



■福島県空家等対策連絡会議

(国土交通省、法務局、県関係課、市町村、関係団体等、事務局は県建築指導課)

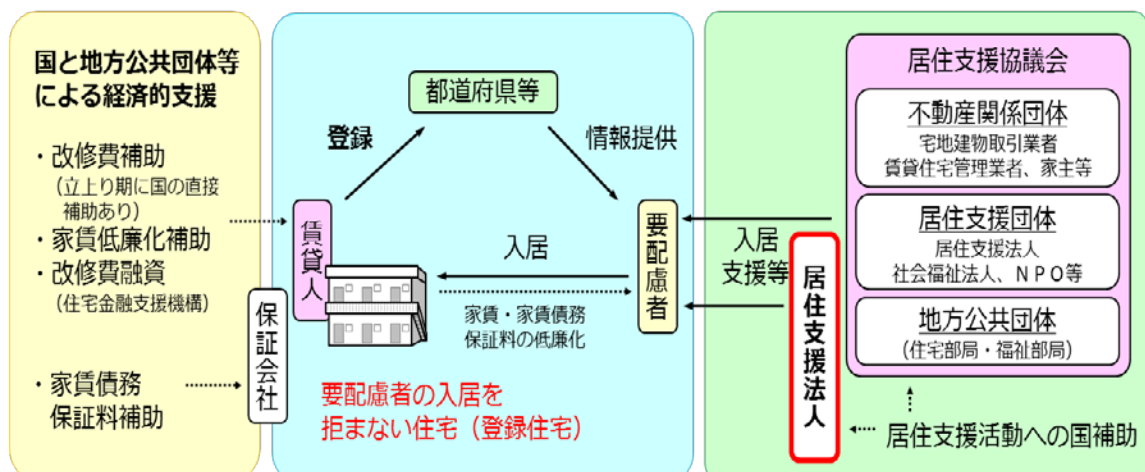
空家等対策を計画的かつ円滑に実施するため、広範かつ専門的な見地から技術的助言や情報共有を実施している。



(6) 新たな住宅セーフティネット制度への取組状況

福島県では、新たな住宅セーフティネット制度を推進するため、次の取組を進めている。

【新たな住宅セーフティネット制度の枠組み】



要配慮者とは…低額所得者(※若年単身者を含む)、高齢者、障がい者、子育て世帯、DV被害者、外国人、新婚世帯(結婚後5年以内)、UIJターンによる県外からの転入者、東日本大震災時に福島県内に住んでいた者(H33年3月11日までの取扱) など

①福島県賃貸住宅供給促進計画の策定

福島県が主体となり、市町村や関係団体と協議しながら、全県における供給促進の基本目標と施策の方向性、施策対象とする住宅確保要配慮者の範囲、住宅登録の目標・基準等を定めた。

②住宅登録の実施体制の整備

県管轄（中核市以外の地域）における住宅登録が県内一円で円滑に進むよう、各建設事務所が相談・審査・指導監督を行うよう体制を確立した。また、登録事務が適正・円滑に進むよう、事務処理要綱を策定した。

③市町村による制度推進への支援

市町村が本制度を円滑かつ効果的に活用できるよう、法制度の説明、補助制度創設に当たってのポイント等の技術的助言、全国における補助制度の先進事例の紹介、賃貸人・不動産取引業者へのアンケート（④参照）の集計結果の提供など、制度推進への様々な支援を行っている。

④賃貸人・不動産関係団体への住宅登録の働き掛け、制度要望の聴取

賃貸人・不動産団体が主催する講習会等や個別訪問により、制度の周知や住宅登録への要請、登録意向や制度要望に対するアンケートを実施している。

⑤住宅登録の促進に向けた課題の整理

県・市町村や建築・不動産関係団体等で構成する福島県居住支援協議会において、平成31年2月に住宅登録を促進するための課題を協議し、今後、具体的な取組を展開することとした。

[主な課題]

- 賃貸人、不動産関係団体、県民（住宅確保要配慮者）等への本制度の一層の周知
- 市町村における補助制度（特に家賃低廉化補助）の創設
- アンケート調査で協力意向を示している不動産業者への個別的な登録依頼
- 賃貸人が行う登録申請書作成（データ入力）、登録後の入退居データの更新の負担軽減
- 賃貸人が入居を拒む不安要素の解消・緩和（孤独死や騒音等住民間のトラブル等防止対策の推進等）

⑥居住支援法人の指定

指定に必要な関係要綱等を策定し、平成31年1月末現在で計4法人を指定した。

第2章 全国都道府県・政令指定都市 及び福島県内市町村の取組状況

1 取組状況を把握するためのアンケート調査

(1) 調査の概要

①目的

各自治体における若年単身者の自立に関する認識、及び住宅支援等の実施状況を把握することにより、住宅支援を中心とした若年単身者への支援の在り方を検討する基礎資料とするため、アンケート調査を実施した。

②調査対象及び調査方法

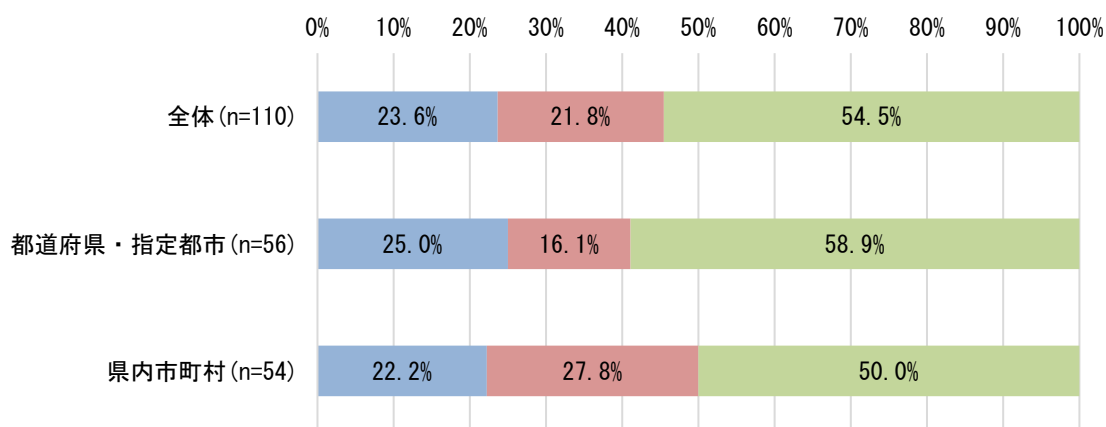
47 都道府県、20 指定都市及び県内 59 市町村を対象とした。調査票はメールで送付、回収した。

(2) アンケートの実施状況

①都道府県・指定都市	自治体数 67	回答数 56	回収率 83.6%
②県内市町村	自治体数 59	回答数 54	回収率 91.5%

(3) アンケート結果の概要

①若年単身者の自立に関する認識



- ①若年単身者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識している
- ②若年単身者の自立に向けた住宅支援等が課題であるとは認識していない
- ③若年単身者に注目したことはない

②認識の理由

■「①若年単身者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識している」

・若年単身者は低所得者であっても公営住宅の入居要件がないため。（群馬県）
・若年単身者の自立は、少子化対策及び労働人口対策につながるため。（埼玉県）
・若年単身者には、低額所得者が含まれると考えられることから、低額所得者に対する住宅支援等として課題認識している。（神奈川県）
・本府の出生率は全国の中でも低水準にあり、若年単身者の非婚化・晩婚化を抑止する観点から、結婚・出産を希望する若年世帯に対する住宅支援の充実が課題であると認識している。（京都府）
・相談事例は多くないが、社会的な課題であると認識している。（和歌山県）
・ワーキングプアの問題など、低所得若年者への支援が必要だと認識している。（香川県）
・若者の県外流出が多い理由の一つに企業による独身寮や社宅がないことや住宅手当等が少ないことが考えられるため。（長崎県）
・本県では若者の県外流出が多く、抑制するための政策のひとつとして、若年単身者を対象とした住宅支援等の検討の必要性を感じている。（宮崎県）
・鹿児島市が実施した「結婚・出産・子育てに関する市民意識調査」によると、行政に望む支援策として「結婚生活のための住居など、経済的な助成の実施」が約半数を占めている。（鹿児島県）
・定職につかない若者が増えたことで、若年層の貧困が問題となっており、居住の安定が課題であると考えます。（千葉市）
・所得が低い等の理由から、賃貸住宅への入居が困難な状況がある。（横浜市）
・市営住宅の既存ストック（空き住戸）の有効活用を促進することで、住宅の確保が必要な若年者への自立支援にもつなげていく。（新潟市）
・今後は現状把握や支援策の検討も必要かと考えておりますが、まずは住宅確保要配慮者から支援策を検討しています。（神戸市）
・若年単身者への住宅支援に課題があると認識しているが、福祉施策にある自立支援など他の支援策もある中では、高齢者や障がい者等と比べると優先順位は低いと考える。（福岡市）
・若年労働者の非正規雇用が進み自立するための経済的余裕がない中で、若年単身者に対する国の経済的支援を含めた住宅支援等がないことも要因の一つとして考えられるため。（郡山市）
・自立のための住宅支援はある程度必要だと思うが、家を出ることによって地域の過疎高齢化問題が懸念される。（田村市）
・セーフティネットとしての住宅支援等自体は課題にあるが、先に住宅支援ありきでは、逆に、自立への阻害要因になるのではないかと。まずは、若者・事業所への就業訓練や雇用策等支援を充実させることが必要との認識。（南相馬市）

<ul style="list-style-type: none"> ・職業観、住宅への意識・価値観等の変化や多様化。（桑折町） ・少子高齢化対策。村外への人口流出を防ぎたい。（天栄村）
<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な住宅困窮者という観点では課題はあると認識しているが、特に「若者単身者の自立」に絞ったものではない。（西会津町）
<ul style="list-style-type: none"> ・独身者が増えれば人口増にはならないから。（会津坂下町）
<ul style="list-style-type: none"> ・全ての独身同居が支援の対象ではなく、一部の自立できない若者単身者を対象とした支援をすすめるべきと思う。（埴町）
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少が目立つため。（平田村）
<ul style="list-style-type: none"> ・結婚や生活基盤の安定のため若者単身者の住宅支援は必要だと考えているため。（小野町）
<ul style="list-style-type: none"> ・避難先での自立、また帰還後の町内定住に必要なものであるため。（大熊町）
<ul style="list-style-type: none"> ・当町でも若年単身者が増加しているため。（新地町）

■ 「②若年単身者の自立に向けた住宅支援等が課題であるとは認識していない」

<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少対策の視点から、比較的所得の少ない若者に住宅支援を行うことにより、結婚、子育てしやすい環境整備を図ることが重要と考えています。（自立のための支援とは考えていない。）（山形県）
<ul style="list-style-type: none"> ・改正住宅セーフティネット法施行の際、国から示された資料にも位置付けられておらず、また、当時庁内に照会したが、若年単身者を住宅支援の対象とする根拠となるような回答がなかった。（山梨県）
<ul style="list-style-type: none"> ・自立に関して住宅面での支援が特には求められていないという認識。（岐阜県）
<ul style="list-style-type: none"> ・県議会において若年単身者向けの住宅政策について質問があったが、当県では、同居親族要件が撤廃されており、若年単身者も県営住宅に入居可能であるため。（奈良県）
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢化が進む当県では、まずは高齢者や子育て世帯の住宅支援が重要と考えているため。（大分県）
<ul style="list-style-type: none"> ・若年単身者ということで入居したいというニーズが少ない。（浜松市）
<ul style="list-style-type: none"> ・若年単身者の自立については、一義的には労働・福祉施策において対応すべき課題であると考えため（若年単身者を含む生活困窮者全般に対する住宅支援等については、「住宅確保法配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき対応）。（名古屋市）
<ul style="list-style-type: none"> ・若年単身者の自立を促すには、住宅支援だけでなく、就労支援等のより一層の充実が重要であると考え。（大阪市）
<ul style="list-style-type: none"> ・若年単身者の自立については、就労等により自らの力で収入を得ること等によって自立を促す取り組みが有効と考えるため。（北九州市）
<ul style="list-style-type: none"> ・若年単身者の問題は、取り巻く経済、雇用、制度等社会全体の問題、及び本人の意識や価値観等の問題であり、住宅に特化した問題ではないと理解しているため。（須賀川市）
<ul style="list-style-type: none"> ・現在は、市民ニーズとして、需要がないが、今後、市民からのニーズが高まれば、検討していきます。（喜多方市）

・若年単身者へ自立を促すには、就労支援を中心とした取組が優先と考えるため。（相馬市）
・若年単身者が住宅に困窮しているから親・祖父母等と同居しているのではないかという発想はないため。また、若年者が親・祖父母等と同居していることはむしろ好ましいと考えるため。（二本松市）
・若年単身者から住宅支援の相談がないため。（伊達市）
・若年単身者より若者夫婦向けの住宅支援等が重要と考える。若年単身者を対象とする住宅支援等は検討していない。（本宮市）
・安価な家賃の住宅も整備しており、該当者からも特段要望がないため。（檜枝岐村）
・公営住宅担当部局としては、若年層の住宅ニーズが少なく、「高齢単身者」対策が重要となっているため。また、若者は地域活動の維持にも深く関わっており、地域づくりの側面からも親と同居している若年単身者への住宅支援の必要性をそれほど感じていない。（南会津町）
・需要がないため。（柳津町）
・自立という点からいえば、住宅支援は課題の一つでしかなく、就職、社会への参加や福祉政策など多岐にわたる課題があると考え。住宅支援が自立に直結するとは考えられない。（三島町）
・町では子育て世帯など今後、拡大する見込みのある世帯への支援策を重点政策としているため、現時点において若年単身者への支援策を検討する予定はない。（矢吹町）
・三世代同居（大家族）が望ましいのでは。（石川町）
・現状では帰還や居住人口増加に向けた対策を主に行っているため。（浪江町）

③若年単身者に対する住宅支援等の実施状況

■「実施中」

自治体名	対象者	内容
山形県	セーフティネット住宅登録制度により登録された住宅の所有者	セーフティネット住宅登録制度により登録された住宅※を改修する場合、工事費用の3分の2（上限100万円／戸）を補助する。※住宅確保要配慮者に若者単身世帯（40歳以下の単身世帯）を位置付けている。
群馬県	離職により住居を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者	【住居確保給付金】就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する。 生活の土台となる住居を整えた上で、（生活困窮者自立相談支援事業等により）就職に向けた支援を行う。
神奈川県	40歳以下の者又は婚姻の予約者のある者	特定優良賃貸住宅の入居者資格である同居親族要件について緩和し、入居を可能とするもの。（家賃対策費補助は終了）

自治体名	対象者	内容
大阪府	若年単身者は、低額所得者として含まれる場合がある	新 SN 住宅制度の住宅確保要配慮者として住宅相談・居住支援・情報提供の対象
大阪府	非正規雇用等の若者	不安定な就業を繰り返している失業状態の若者 10 名に対し、住居として大阪府営住宅 10 部屋を提供しながら、就職・住宅・コミュニティの 3 つのサポートプログラムで若者の自立を支援
和歌山県	住宅セーフティネット法における住宅確保要配慮者	居住支援協議会として住宅相談に対応。その他の自立に向けた相談を希望される場合は、適宜所管部署を案内。 (主管：建築住宅課)
和歌山県	県内在住、在勤の 20 歳以上の独身男女	県内各地で年間 10 回の婚活イベントを開催 (主管：子ども未来課)
和歌山県	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者 (15 歳～39 歳)	総合相談と若年無業者等への職業的自立を図る「若者サポートステーション With You」を県内 3 か所に設置。(主として就労支援) (主管：青少年・男女共同参画課)
さいたま市	経済的な問題で生活に困っている方	生活自立・仕事相談センターにて、自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援等を行っている。
新潟市	20 歳以上 (単身・世帯を問わない)	需要が少ないエレベーターのない棟の 4・5 階に限り、市営住宅の入居要件を緩和 (年齢要件等の撤廃、提供住戸の拡大) し、入居者を常時募集している。
浜松市	20 歳以上の単身者	応募倍率の低い特定の団地に限り、申込資格の世帯要件を緩和している。
北九州市	大学等の新卒者で一定の要件を満たす方	大学等の新卒者の方が、U・I ターン応援企業等に就職し、一定の要件を満たす住宅に転居する場合、家賃等の一部を補助する
北九州市	大学又は高等学校等を卒業する方又は卒業後 3 年以内で、新たに就職が決定した方	新たに就職が決定した大学新卒者等の新しい生活を応援し、北九州市内への若年層の定着を促しまちの活性化を図るため、公社賃貸住宅の入居要件の緩和と併せて家賃を減額(最大 5 年間)する。
郡山市	生活困窮者	生活や就労等の相談支援
相馬市	20～45 歳の独身男女	婚活に向けたセミナーの実施及び婚活イベントの実施。平成 27 年度より継続して実施している (住宅支援とは連携せず単独での実施)。

自治体名	対象者	内容
南相馬市	市内で就業する 45 歳未満の単身世帯	<p>【若者等世帯定住促進事業（建築住宅課）】</p> <p>○転入により民間賃貸住宅に新たに入居した場合…18 万円交付</p> <p>○転入により住宅を取得した場合…最大で新築住宅 100 万円、中古住宅 75 万円</p>
南相馬市	市外から通勤する、あるいは市内に住宅を持たない雇用者	<p>【就業等人材確保住宅事業（建築住宅課）】</p> <p>事業者が市外から人材を雇用する場合、市と事業者が賃貸借契約を締結し、市で整備した住宅を雇用者に提供する。</p> <p>（2 棟計 24 戸整備済み）</p> <p>家賃：45,000 円／月</p>
南相馬市	南相馬市に定住を希望し、かつ居住をするために住宅を必要としている方	<p>【定住促進住宅（建築住宅課）】</p> <p>市内定住を目的とした「定住促進住宅」を鹿島区に設置。</p> <p>※住宅困窮要件が不要など通常の市営住宅と入居要件が異なるが、入居申込みは空き状況による。</p>
川俣町	川俣町に居住する新婚世帯	<p>アパート・借家などの家賃補助。月 1 万円</p> <p>最大 36 カ月（新婚世帯定住奨励金）</p>
西会津町	45 歳以下の住民等	住宅の新築・増改築、中古住宅の取得に対する助成。
金山町	町の賃貸住宅に入居しており、町に永住する意思のある 40 歳未満又は子育て世帯	<p>賃貸住宅生活支援</p> <p>6 か月に 1 度月額 5 千円町内商品券の支給。</p>
会津美里町	移住・定住希望者	<ul style="list-style-type: none"> ・移住定住コンシェルジュ（地域おこし協力隊）を採用し、住まいや仕事など総合的な相談対応を行っている。 ・空き家バンク事業により、住宅（空き家）情報の提供と改修補助による支援を行っている。
会津美里町	結婚希望者	<p>みさと縁結び応援センター内に結婚子育てコンシェルジュ・縁結びサポーターを配置し、相談等の支援を行っている。また、出会いの場の創出のため各種婚活イベントを開催している。</p>
玉川村	単身者	<p>若年単身者に限定はしていないが、村営住宅では、単身での入居要件が無かった。平成 29 年度において、単身での入居ができるよう条例改正した。（入居募集において応募が無かった部屋を随時単身での受付が可能となった。）</p>

自治体名	対象者	内容
平田村	住宅困窮者	本村に住所を有し、月額4万円以上の民間賃貸住宅に居住する低所得者に家賃補助をする。（別添「平田村民間賃貸住宅家賃補助交付要綱」）
小野町	30歳以下の単身者	単身者住宅の整備（使用料：月1万円／入居期間：最大3年間）

■「検討中」

自治体名	対象者	内容
香川県	低所得若年単身者	現在、香川県では、公営住宅の単身入居が可能な年齢要件が60歳以上であるが、条例を改正し、30歳程度まで引き下げることが検討中である。
長崎県	若者単身者	県の主要施策である若者単身者の県外流出を防ぐために、主管課である若者定着課や市町と連携して、新たなセーフティネット制度を活用して若者単身者向けの住宅確保をできないか検討する。
横浜市	児童養護施設等の退所者	新たな住宅セーフティネット制度の「経済的支援」を活用した、「家賃補助」と「家賃債務保証料の補助」を検討している
西会津町	若者単身者	若者（単身者）向けの集合住宅整備

④調査票

若年単身者に対する住宅支援等に関するアンケート調査

自治体	部署名	御担当者名	電話番号

福島県では、今年度、若年単身者（※）の自立を促す住宅支援等の在り方を調査研究することとしております。

つきましては、各自治体様の御認識や現況について、御教示いただけるようお願いいたします。

※ 20歳以上39歳以下の独身者で親・祖父母等と同居している者（就学者除く。）

1 若年単身者の自立に関する認識

該当する番号に「○」を付けてその理由を御教示願います。

- ① 若年単身者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識している
理由（_____）
- ② 若年単身者の自立に向けた住宅支援等が課題であるとは認識していない
理由（_____）
- ③ 若年単身者に注目したことはない

2 若年単身者に対する住宅支援等の実施状況

若年単身者を対象とする（又は対象に含まれる）住宅支援等の内容を御教示願います。

※住宅支援と連携して相談対応、就労・結婚支援等を行うものも含めてください。

※記入の代わりに着払いにて資料をお送りいただいてもかまいません。

■実施中

対象者	具体的内容	参考 URL

■検討中

対象者	具体的内容	予定時期

御協力ありがとうございました。

2 取組状況一覧

※1 種別1「都道府県」 2「政令市」 3「福島県下の市町村」 ※2「1.若年単身者の自立に関する認識」選択肢内容 ①若年者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識している ②若年者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識していない ③若年単身者に注目したことはない

No.	種別	自治体コード	自治体	部署名	1.若年単身者の自立に関する認識		2.若年単身者に対する住宅支援等の実施状況			検討中				
					選択肢	理由	実施中①	実施中②	実施中③					
							対象者	具体的内容	対象者	具体的内容	対象者	具体的内容		
1	1	060003	山形県	県土整備部建築住宅課	②	人口減少対策の観点から、比較的所得の少ない若者に住宅支援を行うことにより、結婚、子育てしやすい環境整備を図ることが重要と考えています。(自立のための支援とは考えていない。)	セーフティネット住宅登録制度により登録された住宅の所有者	セーフティネット住宅登録制度により登録された住宅※を改修する場合、工事費用の3分の2(上限100万円/戸)を補助する。※住宅確保要配慮者に若年単身世帯(40歳以下の単身世帯)を位置付けている。					予定時期	
							URL	http://www.pref.yamagata.jp/ou/kendoseibi/180025/anshinkyoiu/newsafetynt.html	URL		URL			
2	1	100005	群馬県	県土整備部住宅政策課	①	若年単身者は低所得者であっても公営住宅の入居要件がないため	離職により住居を失った又はその恐れが高い生活困窮者であって、収入等が一定水準以下の者	【住居確保給付金】就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する。生活の土台となる住居を整えた上で、(生活困窮者自立相談支援事業等により)就職に向けた支援を行う。					予定時期	
							URL	http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/hunya/0000073432.html	URL		URL			
3	1	110001	埼玉県	都市整備部住宅課	①	若年単身者の自立は、少子化対策及び労働人口対策に繋がるため。							予定時期	
							URL		URL		URL			
4	1	140007	神奈川県	住宅計画課民間住宅グループ	①	若年単身者には、低額所得者が含まれると考えられることから、低額所得者に対する住宅支援等として課題認識している。	40歳以下の者又は婚姻の予約者のある者	特定優良賃貸住宅の入居資格である同居親族要件について緩和し、入居を可能とするもの。(家賃対策費補助は終了)					予定時期	
							URL	http://www.pref.kanagawa.jp/docs/zm4/kotekiutaku/taikuvuchin.html	URL		URL			
5	1	190004	山梨県	建築住宅課	②	改正住宅セーフティネット法施行の際、国から示された資料にも位置付けられておらず、また、当時庁内に照会したが、若年単身者を住宅支援の対象とする根拠となるような回答がなかった。							予定時期	
							URL		URL		URL			
6	1	210005	岐阜県	都市建築部住宅課	②	自立に関して住宅面での支援が特に求められていないという認識							予定時期	
							URL		URL		URL			
7	1	260002	京都府	建設交通部住宅課	①	本府の出生率は全国の中でも低水準にあり、若年単身者の非増化・晩婚化を抑制する観点から、結婚・出産を希望する若年世帯に対する住宅支援の充実が課題であると認識している。							予定時期	
							URL		URL		URL			
8	1	270008	大阪府	住宅まちづくり部都市居住課	③		若年単身者は、低額所得者として含まれる場合がある	新SN住宅制度の住宅確保要配慮者として住宅相談・居住支援・情報提供の対象	非正規雇用等の若者	不安定な就業を繰り返している失業状態の若者10名に対し、住居として大阪府営住宅10部屋を提供しながら、就職・住宅・コミュニティの3つのサポートプログラムで若者の自立を支援			予定時期	
							URL	http://www.osaka-anshin.com/	URL	https://hyutaku-model.com/	URL			
9	1	290009	奈良県	県土マネジメント部まちづくり推進局住まいまちづくり課	②	県議会において若年単身者向けの住宅政策について質問があったが、当県では、同居親族要件が撤廃されており、若年単身者も県営住宅に入居可能であるため。							予定時期	
							URL		URL		URL			
10	1	300004	和歌山県	建築住宅課	①	相談事例は多くないが、社会的な課題であると認識している。	住宅セーフティネット法における住宅確保要配慮者	居住支援協議会として住宅相談に対応。その他の自立に向けた相談を希望される場合は、適宜所管部署を案内。(主管:建築住宅課)	県内在住、在勤の20歳以上の独身男女	県内各地で年間10回の婚活イベントを開催(主管:子ども未来課)	社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者(15歳~39歳)	総合相談と若年無業者等への職業的自立を図る「若者サポートステーションWith You」を県内3ヶ所に設置。(主として就労支援)(主管:青少年・男女共同参画課)	予定時期	
							URL	https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080800/00152737.html	URL	http://www.mirai-kirakira.jp	URL	http://www.with-you-wakayama.jp/		
11	1	370002	香川県	土木部住宅課	①	ワーキングプアの問題など、低所得若年者への支援が必要だと認識している							低所得若年単身者	現在、香川県では、公営住宅の単身入居が可能な年齢要件が60歳以上であるが、条例を改正し、30歳程度まで引き下げること検討中である。
							URL		URL		URL			平成31年4月
12	1	420000	長崎県	土木部住宅課	①	若者の県外流出が多い理由の一つに企業による独身寮や社宅がないことや住宅手当が少ないことが考えられるため							若年単身者	県の主要施策である若年単身者の県外流出を防ぐために、主管課である若者定着課や市町と連携して、新たなセーフティネット制度を活用して若年単身者向けの住宅確保をできないか検討する。
							URL		URL		URL			
13	1	440001	大分県	建築住宅課	②	高齢化が進む当県では、まずは高齢者や子育て世帯の住宅支援が重要と考えているため								予定時期
							URL		URL		URL			
14	1	450006	宮崎県	県土整備部建築住宅課	①	本県では若者の県外流出が多く、抑制するための政策のひとつとして、若年単身者を対象とした住宅支援等の検討の必要性を感じている。								予定時期
							URL		URL		URL			
15	1	460001	鹿児島県	土木部建築住宅政策室	①	鹿児島市が実施した「結婚・出産・子育てに関する市民意識調査」によると、行政に望む支援策として「結婚生活のための住居など、経済的な助成の実施」が約半数を占めている。								予定時期
							URL		URL		URL			

※1 種別1「都道府県」 2「政令市」 3「福島県下の市町村」 ※2「1.若年単身者の自立に関する認識」選択肢内容 ①若年者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識している ②若年者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識していない ③若年単身者に注目したことはない

No.	種別	自治体コード	自治体	部署名	1.若年単身者の自立に関する認識		2.若年単身者に対する住宅支援等の実施状況				検討中					
					選択肢	理由	実施中①	実施中②	実施中③	対象者	具体的内容	対象者	具体的内容			
16	2	111007	さいたま市	住宅政策課	③		経済的な問題で生活に困っている方	生活自立・仕事相談センターにて、自立相談支援・就労準備支援・家計相談支援等を行っている。								
							URL	http://www.city.saitama.jp/002/003/002/p022023.html	URL		URL		予定時期			
17	2	121002	千葉市	住宅整備課	①	定職につかない若者が増えたことで、若年層の貧困が問題となっており、居住の安定が課題であるとする。									※単身者向け住戸が少ない中で、今後、高齢単身者の増加が予想される。そこで若年単身者のみならず高齢単身者においても民間賃貸住宅で入居を拒まれるケースが多いことから、単身者向けの入居が課題として考えられる。	
							URL		URL		URL		予定時期			
18	2	141003	横浜市	建築局住宅政策課	①	所得が低い等の理由から、賃貸住宅への入居が困難な状況がある								児童養護施設等の退所者	新たな住宅セーフティネット制度の「経済的支援」を活用した、「家賃補助」と「家賃債務保証料の補助」を検討している	
							URL		URL		URL		予定時期			
19	2	151009	新潟市	建築部住環境政策課	①	市営住宅の既存ストック(空き住戸)の有効活用を促進することで、住宅の確保が必要な若年者への自立支援にもつなげていく。	20歳以上(単身・世帯を問わない)	需要が少ないエレベーターのない棟の4・5階に限り、市営住宅の入居要件を緩和(年齢要件等の撤廃、提供住戸の拡大)し、入居者を常時募集している。								
							URL	http://www.city.niigata.lg.jp/kurashi/iyutaku/jukankyo/01seijitaku/jukankyo20171128.html	URL		URL		予定時期			
20	2	221309	浜松市	都市整備部住宅課	②	若年単身者ということで入居したいというニーズが少ない。	20歳以上の単身者	応募倍率の低い特定の団地に限り、申込資格の世帯要件を緩和している。								
							URL		URL		URL		予定時期			
21	2	231002	名古屋市	住宅都市局住宅企画課	②	若年単身者の自立については、一義的には労働・福祉施策において対応すべき課題であると考え、(若年単身者を含む生活困窮者全般に対する住宅支援等については、「住宅確保法配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づき対応。)										
							URL		URL		URL		予定時期			
22	2	271004	大阪市	都市整備局企画部住宅政策課	②	若年単身者の自立を促すには、住宅支援だけでなく、就労支援等のより一層の充実が重要であるとする。										
							URL		URL		URL		予定時期			
23	2	281000	神戸市	住宅都市局住宅部住宅政策課	①	今後は現状把握や支援策の検討も必要かと考えておりますが、まずは住宅確保配慮者から支援策を検討しています。										
							URL		URL		URL		予定時期			
24	2	401005	北九州市	建築都市局住宅計画課	②	若年単身者の自立については、就労等により自らの力で収入を得ること等によって自立を促す取り組みが有効と考えるため。	大学等の新卒者で一定の要件を満たす方	大学等の新卒者の方が、U・ターン応援企業等に就職し、一定の要件を満たす住宅に転居する場合、家賃等の一部を補助する	大学又は高等学校等を卒業する方又は卒業後3年以内で、新たに就職が決定した方	新たに就職が決定した大学新卒者等の新しい生活を応援し、北九州市内への若年層の定着を促しまちの活性化を図るため、公社賃貸住宅の入居要件の緩和と併せて家賃を減額(最大5年間)する。						
							URL	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/kpn-to/07400118.html	URL	https://www.ikk-kitakyushu.jp	URL		予定時期			
25	2	401307	福岡市	住宅計画課	①	若年単身者への住宅支援に課題があると認識しているが、福祉施策にある自立支援など他の支援策もある中で、高齢者や障がい者等と比べると優先順位は低いと考える。										
							URL		URL		URL		予定時期			
26	3	072036	郡山市	建設交通部住宅課	①	若年労働者の非正規雇用が進み自立するための経済的余裕が無い中で、若年単身者に対する国の経済的支援を含めた住宅支援等がないことも要因の一つとして考えられるため。	生活困窮者	生活や就労等の相談支援								
							URL	http://www.city.koriyama.fukushima.jp/211000/jiritu.html	URL		URL		予定時期			
27	3	072079	須賀川市	建設部建築住宅課	②	若年単身者の問題は、取り巻く経済、雇用、制度等社会全体の問題、及び本人の意識や価値観等の問題であり、住宅に特化した問題ではないと理解しているため。										
							URL		URL		URL		予定時期			
28	3	072087	喜多市	建設部建築住宅課	②	現在は、市民ニーズとして、需要がないが、今後、市民からのニーズが高まれば、検討していきます。										
							URL		URL		URL		予定時期			
29	3	072095	相馬市	建築課	②	若年単身者へ自立を促すには、就労支援を中心とした取り組みが優先と考えるため。	20~45歳の独身男女	婚活に向けたセミナーの実施及び婚活イベントの実施。平成27年度より継続して実施している(住宅支援とは連携せず単独での実施)。								
							URL	https://www.city.soma.fukushima.jp/newly/20171217_marcia.html	URL		URL		予定時期			
30	3	072109	二本松市	建設部建築住宅課	②	若年単身者が住宅に困窮しているから親・祖父母等と同居しているのではないかと発想はないため。また、若年者が親・祖父母等と同居していることはむしろ好ましいと考えるため。										
							URL		URL		URL		予定時期			

※1 種別「1 都道府県」2「政令市」3「福島県下の市町村」 ※2「1.若年単身者の自立に関する認識」選択肢内容 ①若年者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識している ②若年者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識していない ③若年単身者に注目したことはない

No.	種別	自治体コード	自治体	部署名	1.若年単身者の自立に関する認識		2.若年単身者に対する住宅支援等の実施状況													
					選択肢	理由	実施中①		実施中②		実施中③		検討中							
					対象者	具体的内容	対象者	具体的内容	対象者	具体的内容	対象者	具体的内容								
31	3	072117	田村市	建設部都市計画課	①	自立のための住宅支援はある程度必要だと思うが、家を出ることによって地域の過疎高齢化問題が懸念される。														
							URL		URL		URL		URL						予定時期	
32	3	072125	南相馬市	建設住宅課住宅支援係	①	セーフティネットとしての住宅支援等自体は課題にあるが、先に住宅支援ありきでは、逆に、自立への阻害要因になるのではないかと。まずは、若者・事業所への就業訓練や雇用策等支援を充実させることが必要との認識。	市内で就業する45歳未満の単身世帯	【若者等世帯定住促進事業(建築住宅課)】 ○転入により民間賃貸住宅に新たに入居した場合…18万円交付 ○転入により住宅を取得した場合…最大で新築住宅100万円 中古住宅75万円	市外から通勤する、あるいは市内に住宅を持たない雇用者	【就業等人材確保住宅事業(建築住宅課)】 事業者が市外から人材を雇用する場合、市と事業者が賃貸借契約を締結し、市で整備した住宅を雇用者に提供する。(2棟計24戸整備済み) 家賃:45,000円/月	南相馬市に定住を希望し、かつ居住をするために住宅を必要としている方	【定住促進住宅(建築住宅課)】 市内定住を目的とした「定住促進住宅」を鹿島区に設置。 ※住宅困難要件が不要な通常の市営住宅と同居要件が異なるが、入居申込みは空き状況による。							予定時期	
							URL	http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/6.40572.26.130.html	URL	http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/7.36193.70.210.html	URL	http://www.city.minamisoma.lg.jp/index.cfm/6.586.26.130.html							予定時期	
33	3	072133	伊達市	建設部管理課	②	若年単身者から住宅支援の相談が無い。														予定時期
34	3	072141	本宮市	建設部建設課	②	若年単身者より若者夫婦向けの住宅支援等が重要と考える。若年単身者を対象とする住宅支援等は検討していない。														予定時期
35	3	073016	桑折町	総合政策課	①	職業観、住宅への意識・価値観等の変化や多様化														予定時期
36	3	073083	川俣町	建設水道課	②		川俣町に居住する新婚世帯	アパート・借家などの家賃補助。月1万円最大36カ月(新婚世帯定住奨励金)												予定時期
							URL	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/ui-teiyouka.html	URL		URL									予定時期
37	3	073440	天栄村	建設課管理係	①	少子高齢化対策。村外への人口流出を防ぎたい。														予定時期
38	3	073644	檜枝岐村	産業建設課	②	安価な家賃の住宅も整備しており、該当者からも特段要望がないため。														予定時期
39	3	073687	南会津町	建設課	②	公営住宅担当部局としては、若年層の住宅ニーズが少なく、「高齢単身者」対策が重要なため。また、若者は地域活動の維持にも深く関わっており、地域づくりの側面からも親と同居している若年単身者への住宅支援の必要性をそれほど感じていない。														予定時期
40	3	074055	西会津町	企画情報課	①	一般的な住宅困難者という観点では課題はあると認識しているが、特に「若年単身者の自立」に絞ったものではない	45歳以下の住民等	住宅の新築・増改築、中古住宅の取得に対する助成。											若者単身者	若者(単身者)向けの集合住宅整備
							URL	https://www.town.nishiazu.fukushima.jp/site/ipj/3442.html	URL		URL								予定時期	検討中(できるだけ早い時期)
41	3	074217	会津坂下町	建設課都市土木班	①	独身者が増えれば人口増にはならないから														予定時期
42	3	074233	柳津町	建設課建設班	②	需要がないため														予定時期
43	3	074446	三島町	産業建設課	②	自立という点からいえば、住宅支援は課題の一つでしかなく、就職、社会への参加や福祉政策など多岐にわたる課題があると考え。住宅支援が自立に直結するとは考えられない。														予定時期
44	3	074454	金山町	建設課建設係	③		町の賃貸住宅に入居しており、町に永住する意思のある40歳未満又は子育て世帯	賃貸住宅生活支援 6ヶ月に1度月額5千円町内商品券の支給。												予定時期
							URL	http://www.town.kaneyama.fukushima.jp/soshiki/54/tinn-taisyakusnikatuouenn26.html	URL		URL									予定時期
45	3	074471	会津美里町	まちづくり政策課	③		移住・定住希望者	・移住定住コンシェルジュ(地域おこし協力隊)を採用し、住まいや仕事など総合的な相談対応を行っている。 ・空き家バンク事業により、住宅(空き家)情報の提供と改修補助による支援を行っている。	結婚希望者	みさと縁結び応援センター内に結婚子育てコンシェルジュ・縁結びサポーターを配置し、相談等の支援を行っている。また、出会いの場の創出のため各種婚活イベントを開催している。									予定時期	
							URL		URL		URL									予定時期

※1 種別1「都道府県」 2「政令市」 3「福島県下の市町村」 ※2「1.若年単身者の自立に関する認識」選択肢内容 ①若年者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識している ②若年者の自立に向けた住宅支援等が課題であると認識していない ③若年単身者に注目したことはない

No.	種別	自治体コード	自治体	部署名	1.若年単身者の自立に関する認識		2.若年単身者に対する住宅支援等の実施状況								
					選択肢	理由	実施中①		実施中②		実施中③		検討中		
					対象者	具体的内容	対象者	具体的内容	対象者	具体的内容	対象者	具体的内容			
46	3	074667	矢吹町	都市整備課	②	町では子育て世帯など今後、拡大する見込みのある世帯への支援策を重点政策としているため、現時点において若年単身者への支援策を検討する予定は無い。									
							URL		URL		URL		予定時期		
47	3	074837	塙町	まち整備課	①	すべての独身同居が支援の対象ではなく、一部の自立できない若年単身者を対象とした支援をすすめるべきと思う									
							URL		URL		URL		予定時期		
48	3	075019	石川町	都市建設課	②	三世帯同居(大家族)が望ましいのでは									
							URL		URL		URL		予定時期		
49	3	075027	玉川村	地域整備課	③		単身者	若年単身者に限定はしていないが、村営住宅では、単身での入居要件が無かった。平成29年度において、単身での入居ができるよう条例改正した。(入居募集において応募が無かった部屋を随時単身での受付が可能となった。)							
							URL		URL		URL		予定時期		
50	3	075035	平田村	地域整備課	①	人口減少が目立つため	住宅困窮者	本村に住所を有し、月額4万円以上の民間賃貸住宅に居住する低所得者に家賃補助をする。(別添「平田村民間賃貸住宅家賃補助交付要綱」)							
							URL		URL		URL		予定時期		
51	3	075221	小野町	地域整備課	①	結婚や生活基盤の安定のため若年単身者の住宅支援は必要だと考えているため。	30歳以下の単身者	単身者住宅の整備(使用料:月1万円/入居期間:最大3年間)							
							URL	http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/8/koryu-teikyuu-shienkan.html	URL		URL		予定時期		
52	3	075451	大熊町	生活支援課	①	避難先での自立、また帰還後の町内定住に必要なものであるため									
							URL		URL		URL		予定時期		
53	3	075477	浪江町	住宅水道課	②	現状では帰還や居住人口増加に向けた対策を主に行っているため									
							URL		URL		URL		予定時期		
54	3	075612	新地町	都市計画課	①	当町でも若年単身者が増加しているため。									
							URL		URL		URL		予定時期		

第3章 福島県の若年単身者の意識調査

1 若年単身者への住宅に関するアンケート調査

このアンケート調査は、①郵送調査、②WEB 調査の二つを同じ調査票で実施した。

①郵送調査 協力の得られた 9 自治体の住民基本台帳から選定した対象を無作為抽出
(合計 10,000 票配布)。

②WEB 調査 ネットリサーチ会社が所有するパネルから該当対象 (郵送調査実施自治体居住者は除外) を抽出 (目標回答数 1,000 票)。(結果は 100 ページから)

(1) 郵送調査

①調査目的

この調査は、若者の人口減少や地域活力の低下が懸念される中、若者が親元を離れて自立した生活を営むことができるよう、若者 (20~39 歳) の多様化する価値観や住まい方への意識を把握し、住宅支援等を検討するための基礎資料とするものである。

②調査方法

A 調査対象 郡山市、白河市、埴町、石川町、広野町、新地町、大玉村、天栄村、檜枝岐村

- a 対象選定条件 ・年齢が 20~39 歳
・住民基本台帳の続柄が子

b 対象選定方法 ・各自治体の住民基本台帳から抽出する。

B 調査方法 郵送による調査

C 調査期間 調査票の発送日：平成 30 年 9 月 25 日

調査票の回収期間：平成 30 年 9 月 26 日~10 月 9 日

D 配布数・回答数

配布先	郡山市	白河市	埴町	石川町	広野町	新地町	大玉村	天栄村	檜枝岐村	合計
配布数	6,092	1,056	500	500	337	500	500	500	15	10,000
回答数	649	120	53	58	16	78	64	48	1	1,093※
回収率	10.7%	11.4%	10.6%	11.6%	4.7%	15.6%	12.8%	9.6%	6.7%	10.9%

※無回答を含む

E 有効回答数 質問 1~13、21 以降・・・747 票
質問 14~20・・・508 票

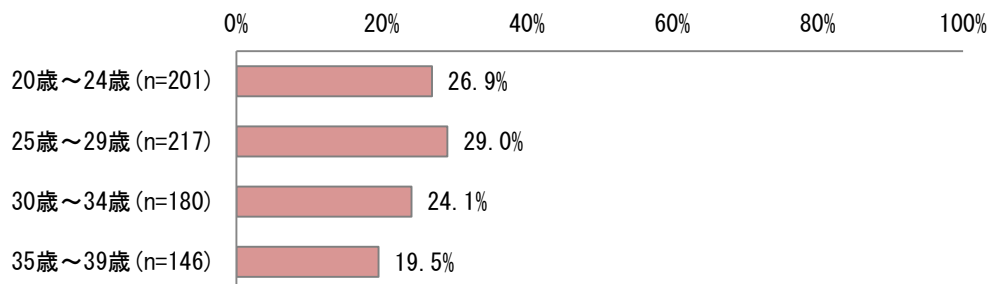
F 留意事項 比率の計算において、「無回答」は母数に含めているが、グラフには表示しないものとする。また、回答においては、既婚者及び結婚予定者、単身世帯者、就学者を問 5~7 の設問で取り除き、取りまとめを行った。

③各質問の集計

A 属性調査

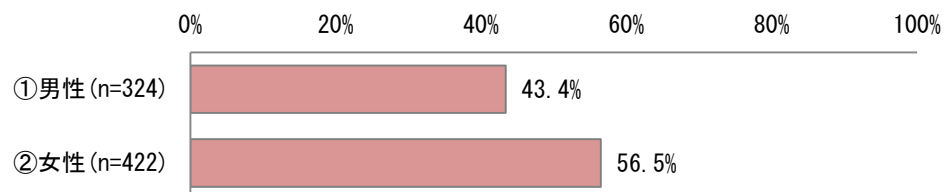
質問1 あなたの現在の年齢をお答えください。

全体集計 (n=747)



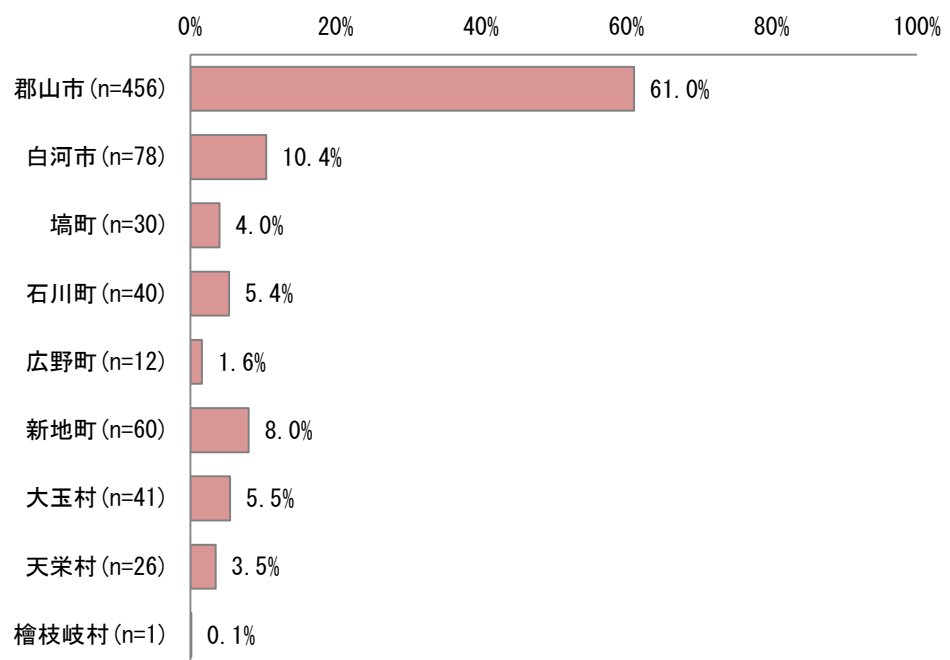
質問2 あなたの性別をお答えください。

全体集計 (n=747)



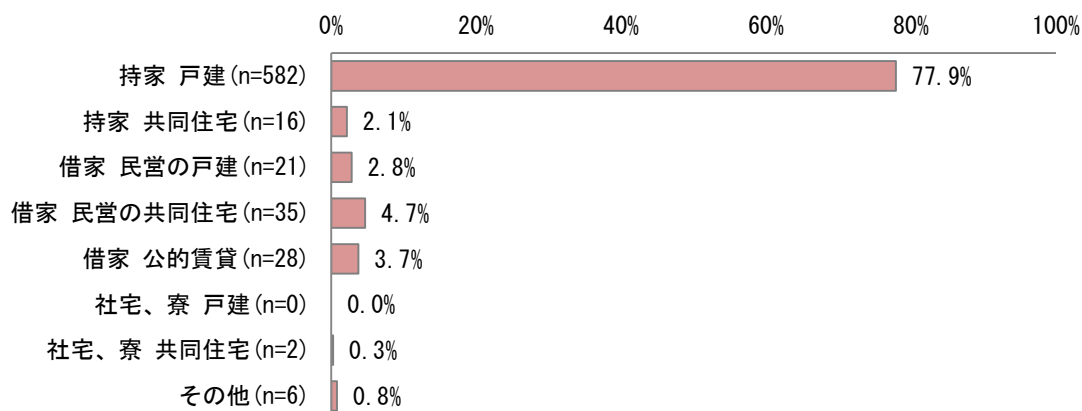
質問3 あなたがお住まいの市町村はどちらですか。

全体集計 (n=747)



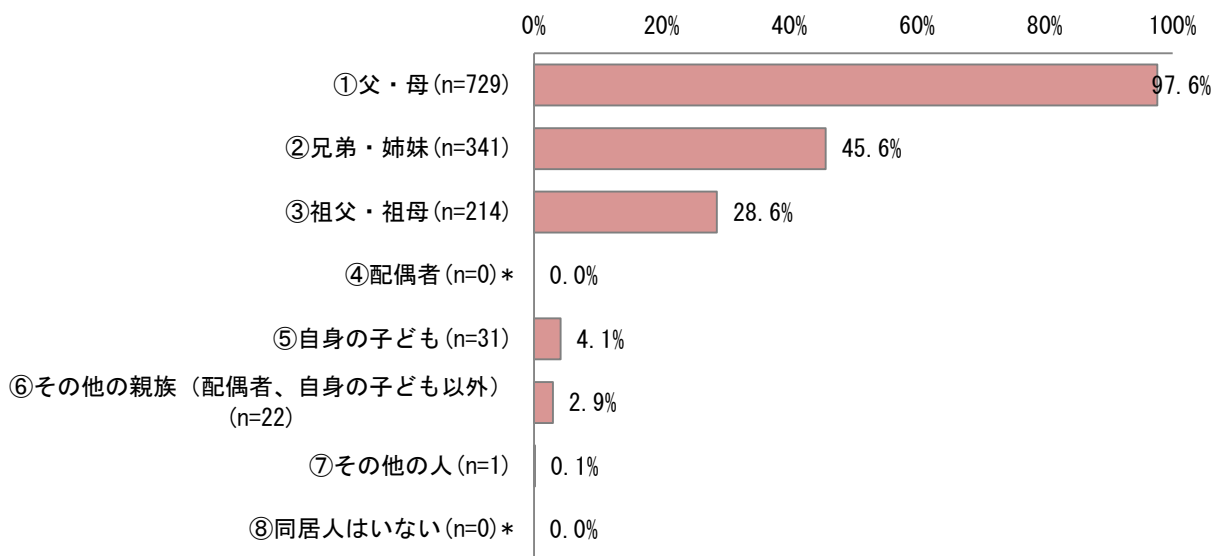
質問4 あなたが現在居住している住宅の種類を教えてください。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=747)



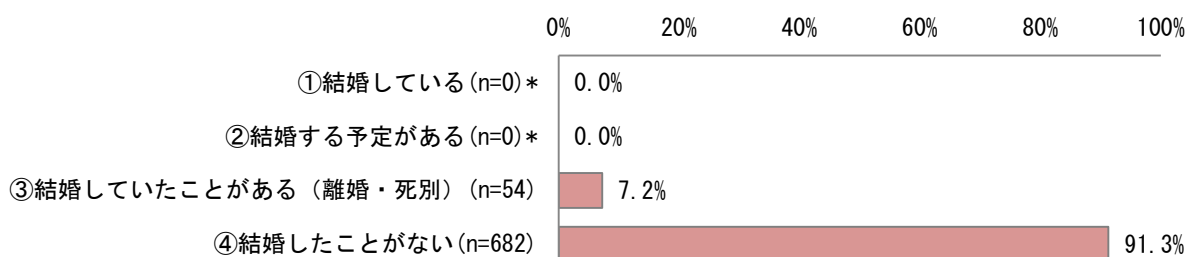
質問5 現在、あなたと同居している方はどなたですか。(〇はいくつでも)

全体集計 (n=747)



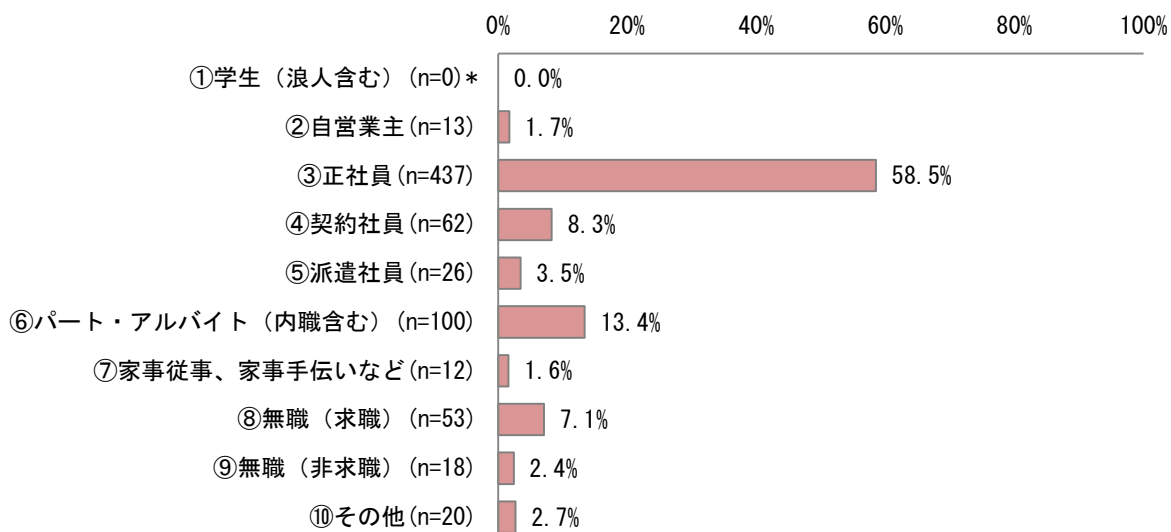
質問6 あなたは現在結婚する予定はありますか。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=747)



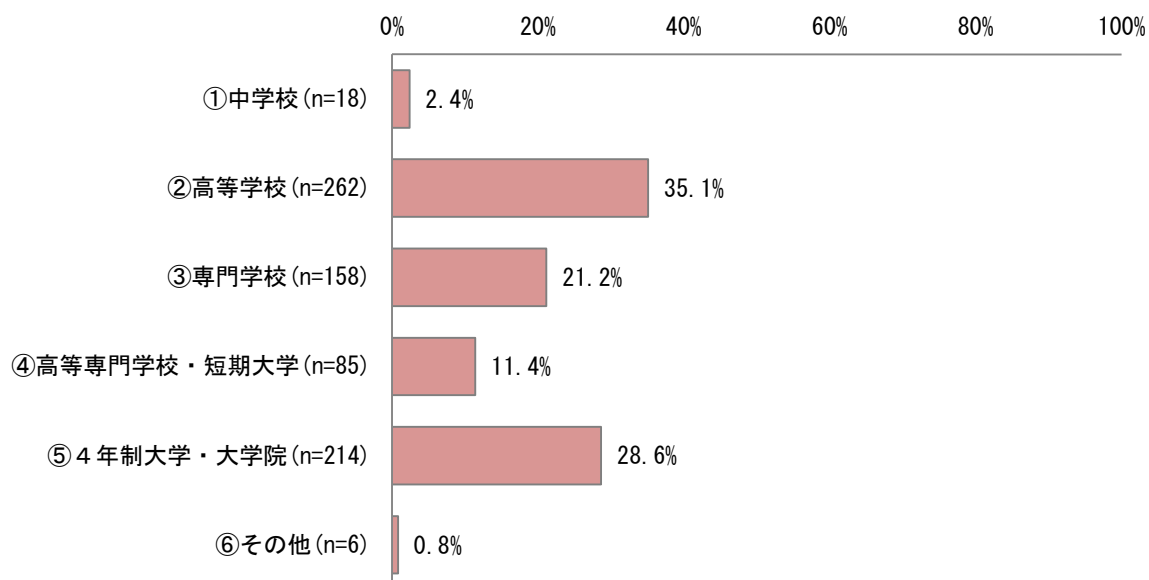
質問7 あなたの就業形態等はどれに該当しますか。仕事を複数お持ちの場合は、最も主要な仕事をお答えください。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=747)



質問8 あなたが最後に卒業・中途退学した学校はどれですか。(〇はひとつだけ)

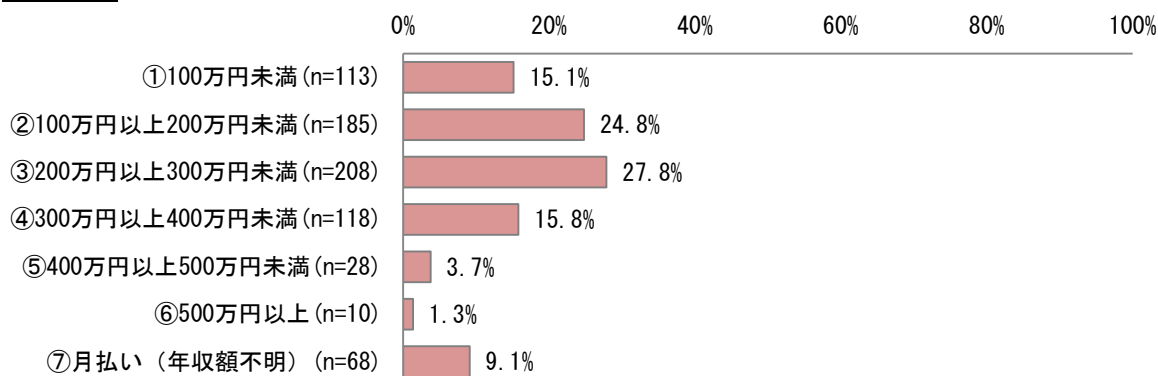
全体集計 (n=747)



*注：これらの選択肢が選択された回答は集計対象から除外した (33 ページ「F 留意事項」を参照)。

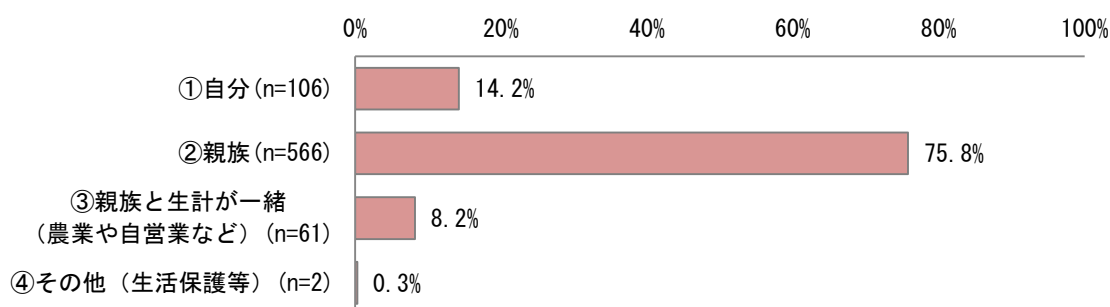
質問9 あなたの税込の年収はいくらですか。わからない場合は、手取りの月額を記入してください。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=747)



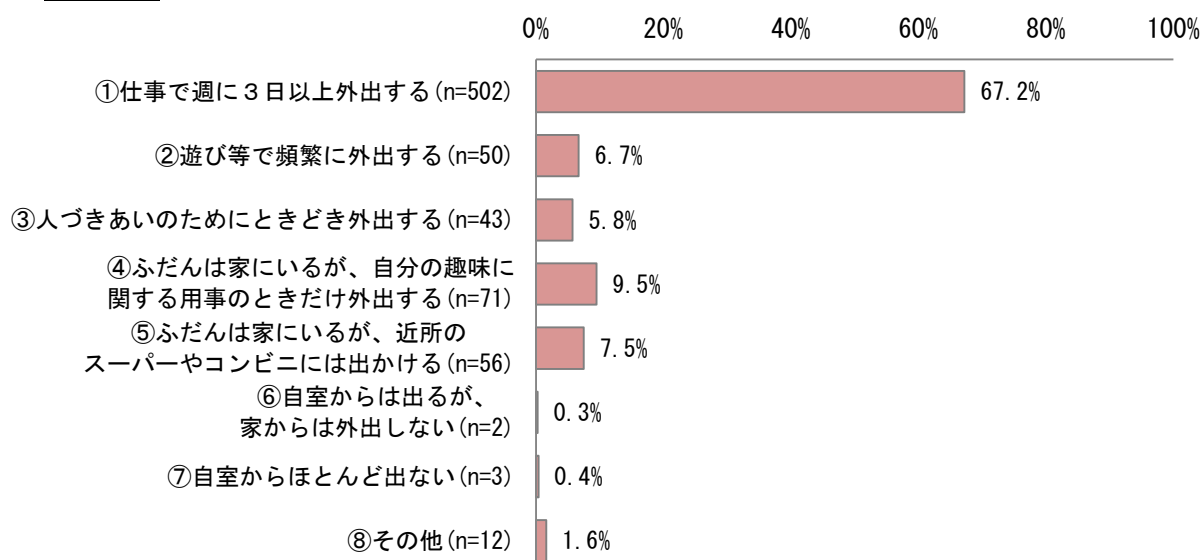
質問10 主に生計を立てているのはどなたですか。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=747)



質問11 あなたは普段どのようなときに外出しますか。(〇は主なものにひとつだけ)

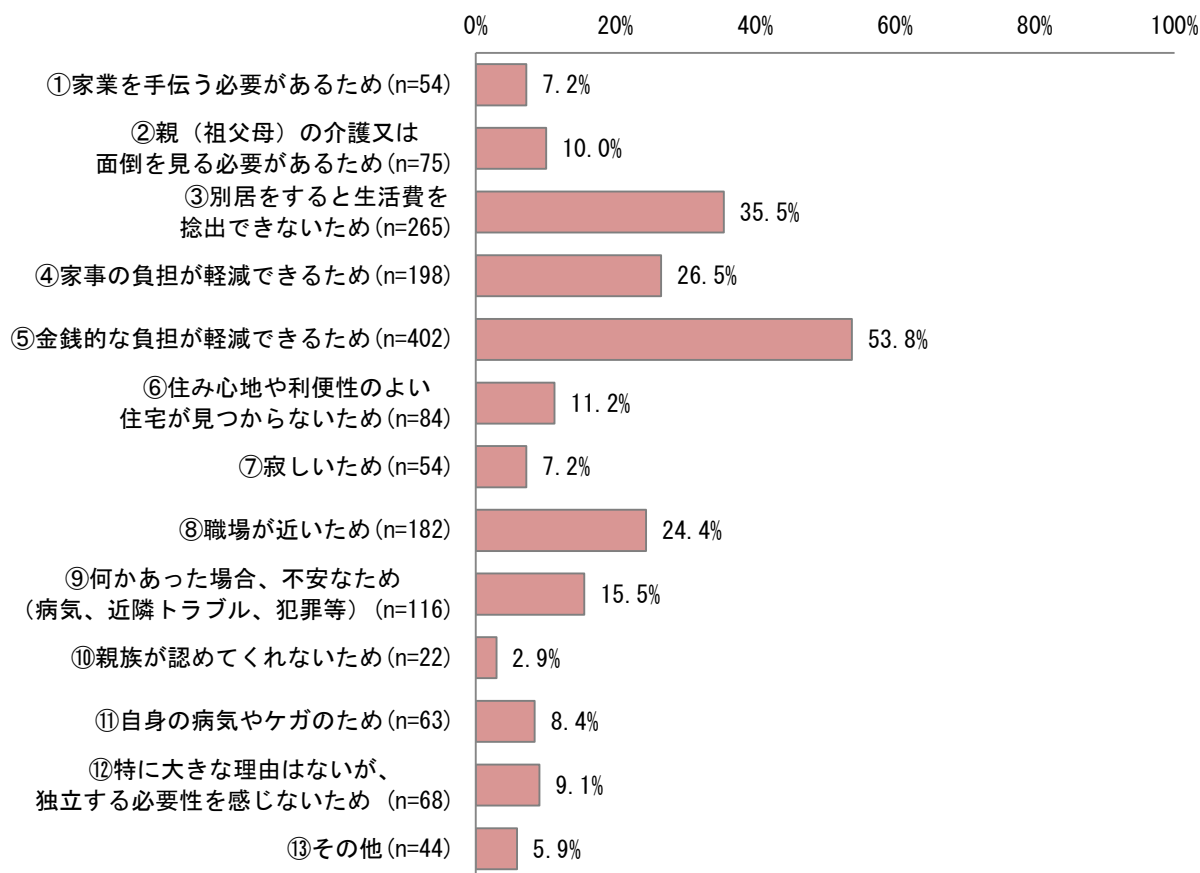
全体集計 (n=747)



B 住居に関する意識調査

質問 12 現在の世帯から独立していない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

全体集計 (n=747)



図表<郵送>12-1：独立していない理由

現在の世帯から独立していない理由は、全体集計において、「金銭的な負担が軽減できるため」が53.8%で最も高く、次いで「別居をすると生活費を捻出できないため」が35.5%となった。

年収別集計では、「金銭的な負担が軽減できるため」と回答したのは、「100万円以上200万円未満」の61.8%が最も高く、「100万円未満」では「別居をすると生活費を捻出できないため」が41.5%で最も高くなり、より経済的な困窮度が著しいことがうかがえる。

また、年収が上がるにつれて「家事の負担が軽減できるため」の順位が高くなり、「500万円以上」の63.6%が最も高く、次いで「400万円以上500万円未満」の40.0%、「300万円以上400万円未満」の36.0%と続いている。

年齢、性別にかかわらず、金銭的な理由が上位を占める結果となったが、「35歳～39歳」において、「親（祖父母）の介護又は面倒を見る必要があるため」が17.8%で4位に入った。

質問 12 以降のクロス集計の図表の色付けは、以下のとおりである。

全体集計における 1 位の項目

全体集計における 2 位の項目

全体集計における 3 位の項目

全体集計における 4 位の項目

全体集計における 5 位の項目

年齢別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 53.8%	③別居をすると生活費を捻出できないため 35.5%	④家事の負担が軽減できるため 26.5%	⑧職場が近い 24.4%	⑨何かあった場合、不安なため 15.5%
20歳～24歳 (n=201)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 57.7%	③別居をすると生活費を捻出できないため 37.3%	⑧職場が近い 30.8%	④家事の負担が軽減できるため 26.4%	⑨何かあった場合、不安なため 14.4%
25歳～29歳 (n=217)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 55.3%	③別居をすると生活費を捻出できないため 32.7%	④家事の負担が軽減できるため 29.5%	⑧職場が近い 25.8%	⑨何かあった場合、不安なため 15.2%
30歳～34歳 (n=180)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 55.0%	③別居をすると生活費を捻出できないため 34.4%	④家事の負担が軽減できるため 27.8%	⑧職場が近い 20.6%	⑨何かあった場合、不安なため 18.9%
35歳～39歳 (n=146)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 45.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 39.0%	④家事の負担が軽減できるため 21.2%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 17.8%	⑧職場が近い 17.8%

図表<郵送>12-2：独立していない理由 年齢別クロス集計

男女別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 53.8%	③別居をすると生活費を捻出できないため 35.5%	④家事の負担が軽減できるため 26.5%	⑧職場が近い 24.4%	⑨何かあった場合、不安なため 15.5%
男性 (n=324)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 47.8%	③別居をすると生活費を捻出できないため 29.6%	④家事の負担が軽減できるため 21.9%	⑧職場が近い 21.6%	①家業を手伝う必要があるため 11.4%
女性 (n=422)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 58.5%	③別居をすると生活費を捻出できないため 40.0%	④家事の負担が軽減できるため 30.1%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 26.5%	⑨何かあった場合、不安なため 19.0%

図表<郵送>12-3：独立していない理由 男女別クロス集計

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 53.8%	③別居をすると生活費を捻出できないため 35.5%	④家事の負担が軽減できるため 26.5%	⑧職場が近い 24.4%	⑨何かあった場合、不安なため 15.5%
郡山市 (n=456)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 57.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 36.6%	④家事の負担が軽減できるため 28.9%	⑧職場が近い 18.2%	⑨何かあった場合、不安なため 16.0%
白河市 (n=78)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 48.7%	③別居をすると生活費を捻出できないため 34.6%	⑧職場が近い 26.9%	④家事の負担が軽減できるため 25.6%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 15.4%
塙町 (n=30)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 46.7%	③別居をすると生活費を捻出できないため 36.7%	⑧職場が近い 26.7%	⑨何かあった場合、不安なため 23.3%	④家事の負担が軽減できるため 23.3%
石川町 (n=40)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 47.5%	③別居をすると生活費を捻出できないため 45.0%	④家事の負担が軽減できるため 27.5%	⑧職場が近い 27.5%	⑥住み心地や利便性のよい住宅が見つからないため 15.0%
広野町 (n=12)	⑧職場が近い 33.3%	③別居をすると生活費を捻出できないため 25.0%	④家事の負担が軽減できるため 25.0%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 16.7%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 16.7%
新地町 (n=60)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 60.0%	⑧職場が近い 41.7%	③別居をすると生活費を捻出できないため 28.3%	④家事の負担が軽減できるため 25.0%	⑥住み心地や利便性のよい住宅が見つからないため 21.7%
大玉村 (n=41)	⑧職場が近い 41.5%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 36.6%	③別居をすると生活費を捻出できないため 31.7%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 17.1%	④家事の負担が軽減できるため 14.6%
天栄村 (n=26)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 57.7%	⑧職場が近い 46.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 30.8%	①家業を手伝う必要があるため 15.4%	④家事の負担が軽減できるため 15.4%
檜枝岐村 (n=1)	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 100.0%	—	—	—	—

図表<郵送>12-4：独立していない理由 居住地別クロス集計

住居形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 53.8%	③別居をすると生活費を捻出できないため 35.5%	④家事の負担が軽減できるため 26.5%	⑧職場が近い 24.4%	⑨何かあった場合、不安なため 15.5%
持家 (n=651)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 54.8%	③別居をすると生活費を捻出できないため 34.7%	④家事の負担が軽減できるため 27.0%	⑧職場が近い 24.7%	⑨何かあった場合、不安なため 15.2%
賃貸 (n=85)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 48.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 41.2%	④家事の負担が軽減できるため 23.5%	⑧職場が近い 21.2%	⑥住み心地や利便性のよい住宅が見つからないため 20.0%

図表<郵送>12-5：独立していない理由 住居形態別クロス集計

就業形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 53.8%	③別居をすると生活費を捻出できないため 35.5%	④家事の負担が軽減できるため 26.5%	⑧職場が近い 24.4%	⑨何かあった場合、不安なため 15.5%
正社員 自営業主 (n=450)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 58.4%	④家事の負担が軽減できるため 31.8%	⑧職場が近い 31.1%	③別居をすると生活費を捻出できないため 28.4%	⑨何かあった場合、不安なため 13.6%
非正規雇用 (n=188)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 56.4%	③別居をすると生活費を捻出できないため 50.5%	④家事の負担が軽減できるため 21.3%	⑧職場が近い 19.1%	⑨何かあった場合、不安なため 19.1%
家業従事 家事手伝い (n=12)	①家業を手伝う必要があるため 33.3%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 33.3%	③別居をすると生活費を捻出できないため 25.0%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 16.7%	⑨何かあった場合、不安なため 16.7%
無職 (n=71)	③別居をすると生活費を捻出できないため 40.8%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 26.8%	⑪自身の病気やケガのため 25.4%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 14.1%	⑨何かあった場合、不安なため 12.7%

図表<郵送>12-6：独立していない理由 就業形態別クロス集計

年収別集計

年収別集計では「⑦月払い」の数値を集計に含めるため以下の計算を行い、各区分に割り振った。

計算式：月払いの金額 ÷ 0.8 × 12 か月

※月払いの金額は手取りによる収入であるため、0.8 で割ることで年収による金額に調整している。

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 53.8%	③別居をすると生活費を捻出できないため 35.5%	④家事の負担が軽減できるため 26.5%	⑧職場が近い 24.4%	⑨何かあった場合、不安なため 15.5%
100万円未満 (n=123)	③別居をすると生活費を捻出できないため 41.5%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 34.1%	⑪自身の病気やケガのため 31.7%	⑨何かあった場合、不安なため 19.5%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 13.8%
100万円以上 200万円未満 (n=199)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 61.8%	③別居をすると生活費を捻出できないため 43.7%	⑧職場が近い 29.1%	④家事の負担が軽減できるため 24.6%	⑨何かあった場合、不安なため 19.6%
200万円以上 300万円未満 (n=242)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 59.1%	③別居をすると生活費を捻出できないため 37.2%	④家事の負担が軽減できるため 28.5%	⑧職場が近い 26.0%	⑨何かあった場合、不安なため 12.0%
300万円以上 400万円未満 (n=125)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 52.0%	④家事の負担が軽減できるため 36.0%	⑧職場が近い 31.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 24.0%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 13.6%
400万円以上 500万円未満 (n=30)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 60.0%	④家事の負担が軽減できるため 40.0%	⑧職場が近い 33.3%	①家業を手伝う必要があるため 20.0%	③別居をすると生活費を捻出できないため 13.3%
500万円以上 (n=11)	④家事の負担が軽減できるため 63.6%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 63.6%	⑧職場が近い 36.4%	⑥住み心地や利便性のよい住宅が見つからないため 18.2%	①家業を手伝う必要があるため 9.1%

図表<郵送>12-7：独立していない理由 年収別クロス集計

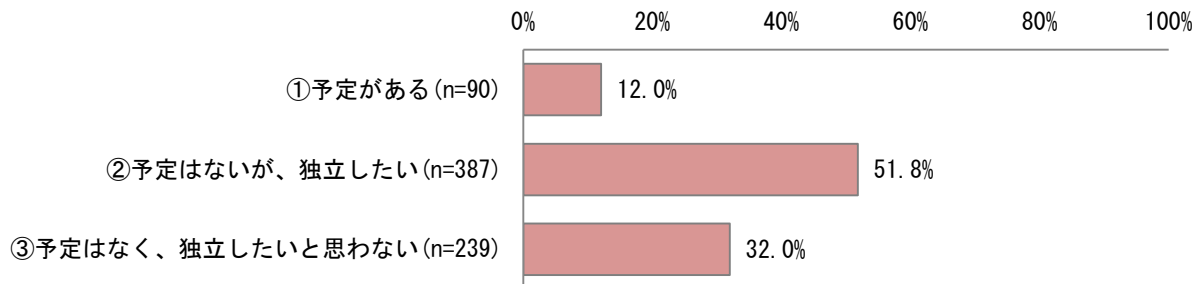
主な生計主別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 53.8%	③別居をすると生活費を捻出できないため 35.5%	④家事の負担が軽減できるため 26.5%	⑧職場が近い 24.4%	⑨何かあった場合、不安なため 15.5%
自分 (n=106)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 46.2%	④家事の負担が軽減できるため 27.4%	③別居をすると生活費を捻出できないため 23.6%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 21.7%	⑧職場が近い 20.8%
親族 (n=566)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 56.5%	③別居をすると生活費を捻出できないため 39.6%	④家事の負担が軽減できるため 28.3%	⑧職場が近い 25.3%	⑨何かあった場合、不安なため 16.3%

図表<郵送>12-8：独立していない理由 生計主別クロス集計

質問 13 現在の世帯から独立する予定がありますか。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=747)

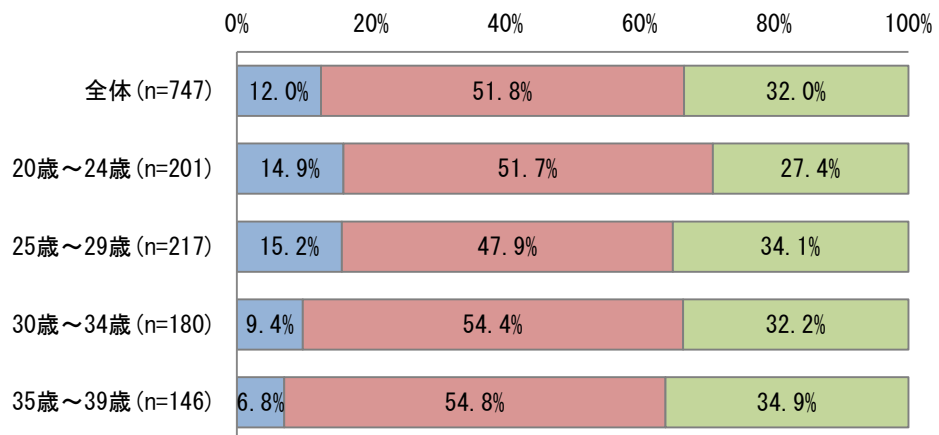


図表<郵送>13-1：世帯から独立する予定

現在の世帯からの独立の予定は、全体集計において、51.8%が「予定はないが、独立したい」と回答し、「予定はなく、独立したいと思わない」は32.0%となった。

年齢別集計では、どの年齢層においても「予定はないが、独立したい」の回答が約50%となった。また、おおよそ年齢層が下がるにつれて「予定がある」と回答した割合が高くなった。

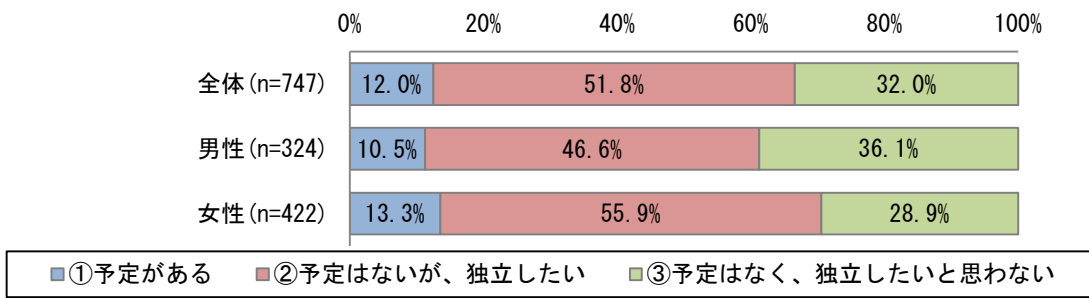
年齢別集計



■ ①予定がある ■ ②予定はないが、独立したい ■ ③予定はなく、独立したいと思わない

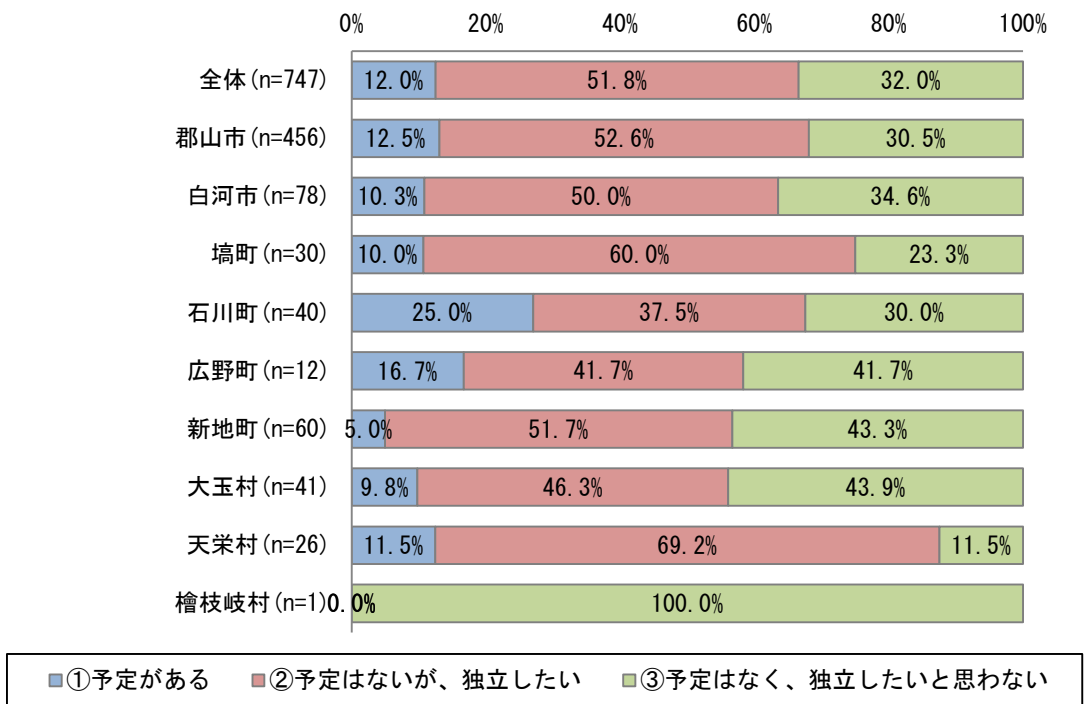
図表<郵送>13-2：世帯から独立する予定 年齢別クロス集計

男女別集計



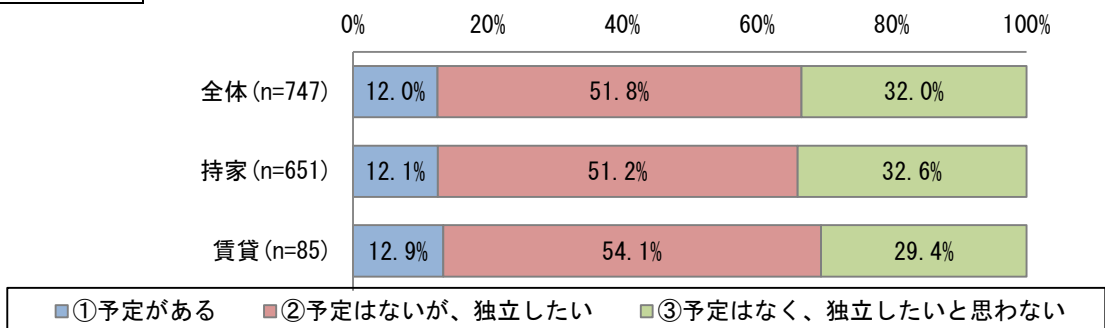
図表<郵送>13-3：世帯から独立する予定 男女別クロス集計

居住地別集計



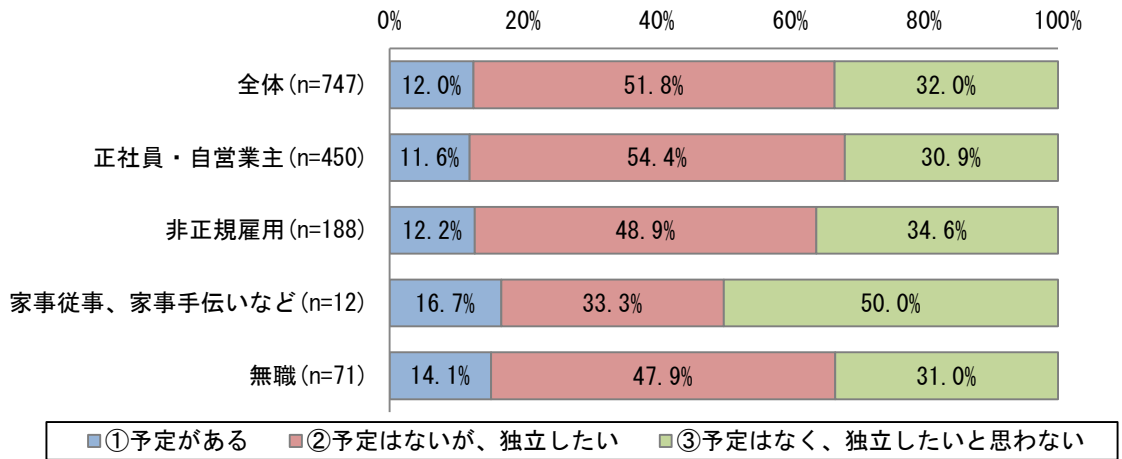
図表<郵送>13-4：世帯から独立する予定 居住地別クロス集計

住居形態別集計



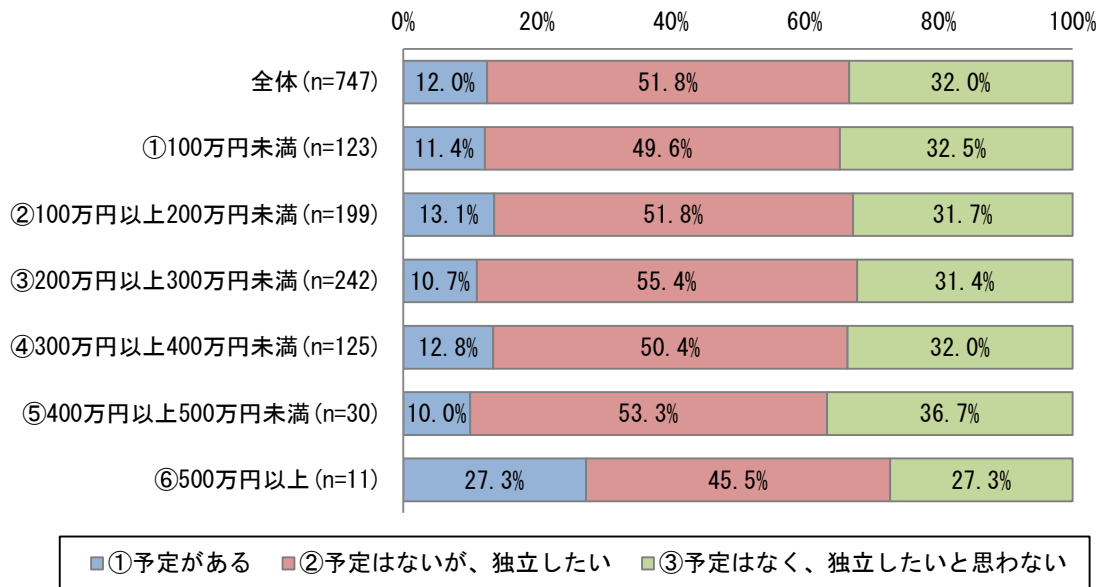
図表<郵送>13-5：世帯から独立する予定 住居形態別クロス集計

就業形態別集計



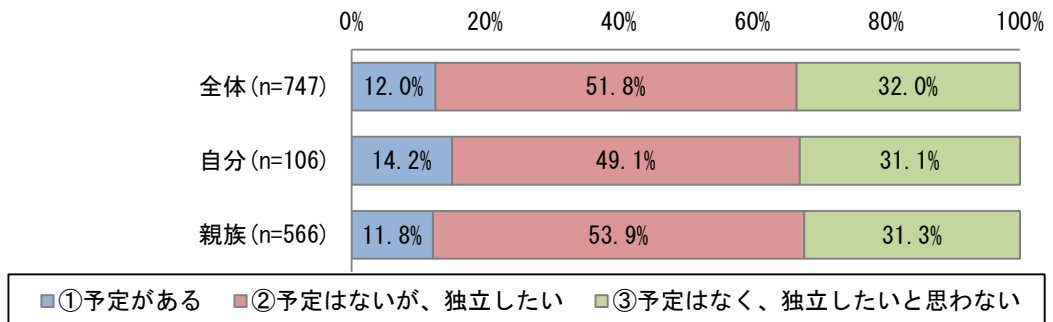
図表<郵送>13-6：世帯から独立する予定 就業形態別クロス集計

年収別集計



図表<郵送>13-7：世帯から独立する予定 年収別クロス集計

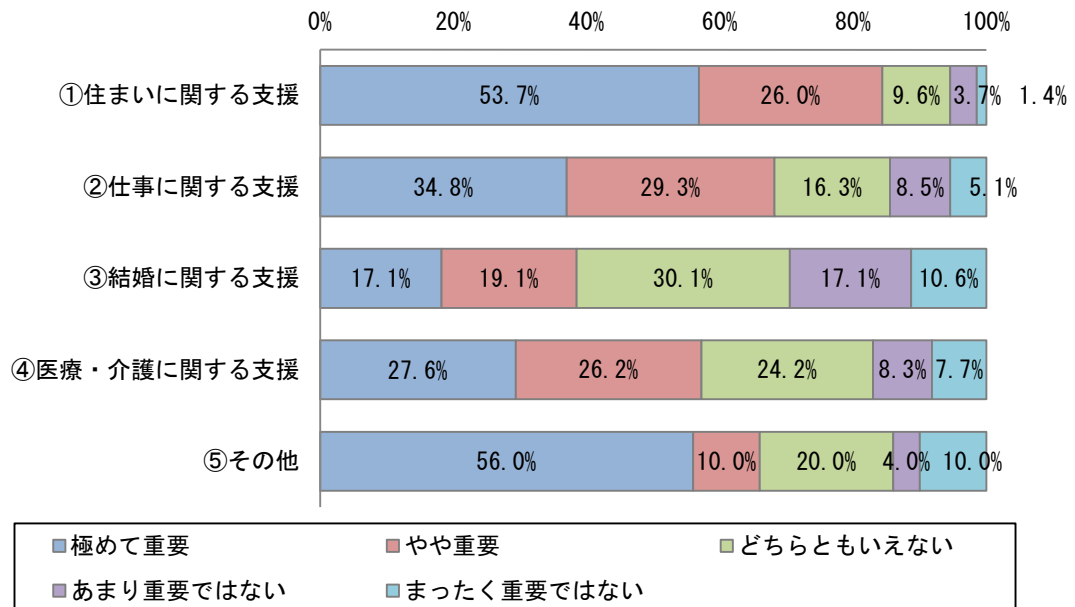
主な生計主別集計



図表<郵送>13-8：世帯から独立する予定 生計主別クロス集計

質問 14 現在の世帯から独立するために必要と思う支援はなんですか。5段階評価で、当てはまる番号に○を付けてください。

全体集計 (n=508)



図表<郵送>14-1：独立のために必要な支援

現在の世帯から独立するために必要な支援において、「極めて重要」の割合が高くなったのは、「その他」を除いて、「住まいに関する支援」の53.7%で、次いで「仕事に関する支援」の34.8%となった。

「その他」の支援では、「公共交通機関の充実」、「ひとり親世帯への支援」、「障がい者への支援」等の回答があった。

住まいに関する支援の男女別集計では、「極めて重要」の割合が「女性」のほうが高く、56.0%だった。また、就業形態別集計では、「非正規雇用」において、「極めて重要」が58.5%と最も高く、「正社員・自営業主」の51.8%と比較して、住まいに関する支援が重要であると回答する割合が高くなった。

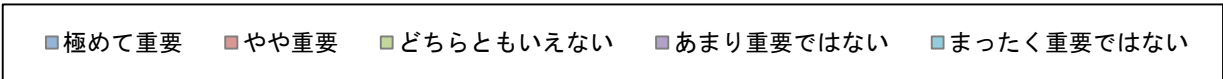
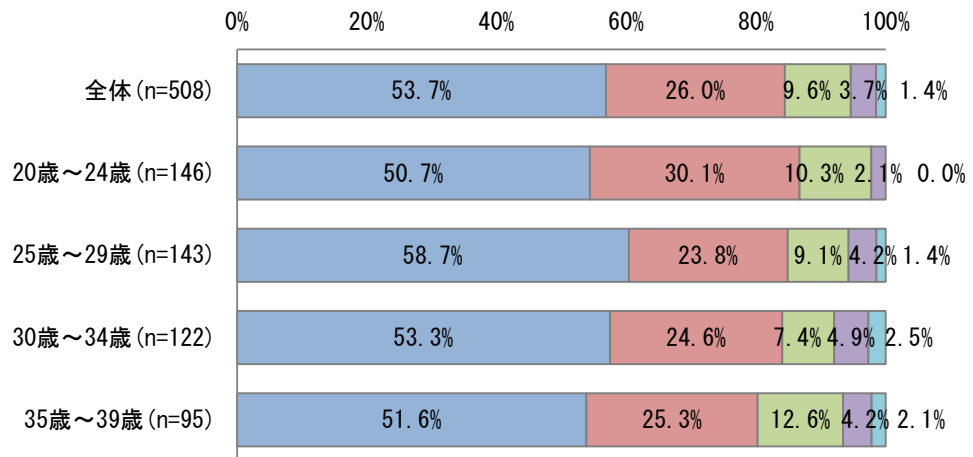
仕事に関する支援の年齢別集計では、「極めて重要」の割合が「35歳～39歳」の36.8%が最も高く、次いで「25歳～29歳」の35.7%となったが、年齢による割合の差は小さかった。男女別集計では、「女性」が「男性」よりも「極めて重要」の割合が10.0ポイント高い39.0%となり、女性のほうがより仕事に関する支援を求めていることが分かる。また、就業形態別集計では、「非正規雇用」、「家事従事、家事手伝いなど」、「無職」において、「極めて重要」の割合が40.0%を超えた。

結婚に関する支援の年齢別集計では、「極めて重要」の割合が、「30歳～34歳」において22.1%と最も高く、そのほかの年齢では14.4～17.9%に留まった。

医療・介護に関する支援の男女別集計では、「女性」において、「極めて重要」の割合が31.7%となり、「男性」では21.7%となった。

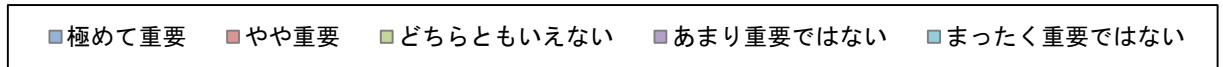
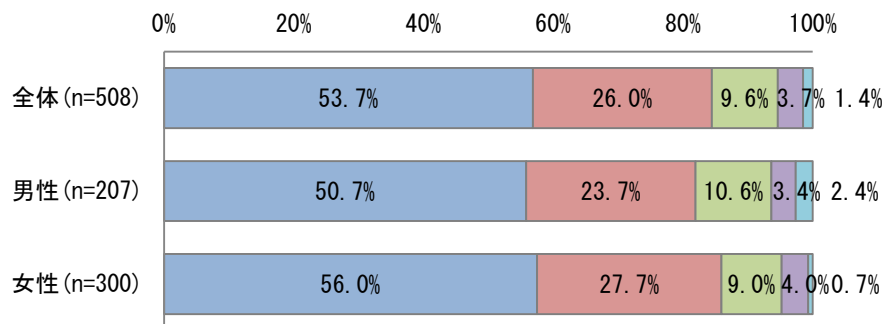
「①住まいに関する支援」

年齢別集計



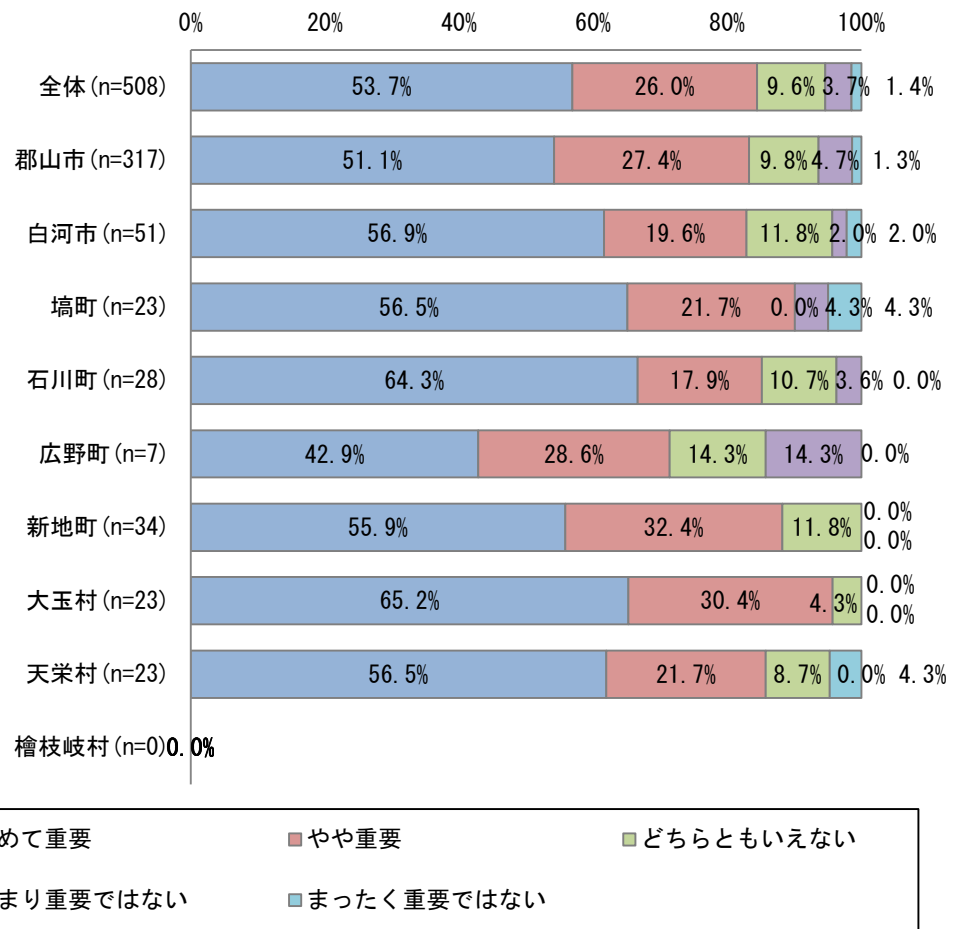
図表<郵送>14-2：独立のために必要な支援（住まい） 年齢別クロス集計

男女別集計



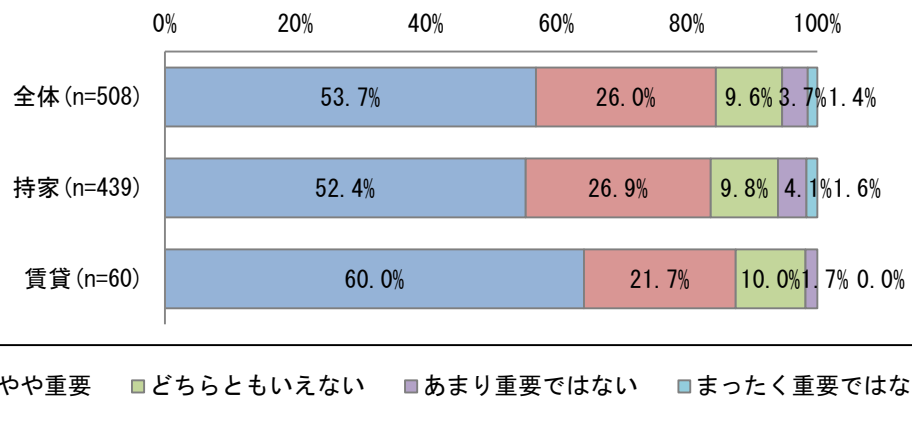
図表<郵送>14-3：独立のために必要な支援（住まい） 男女別クロス集計

居住地別集計



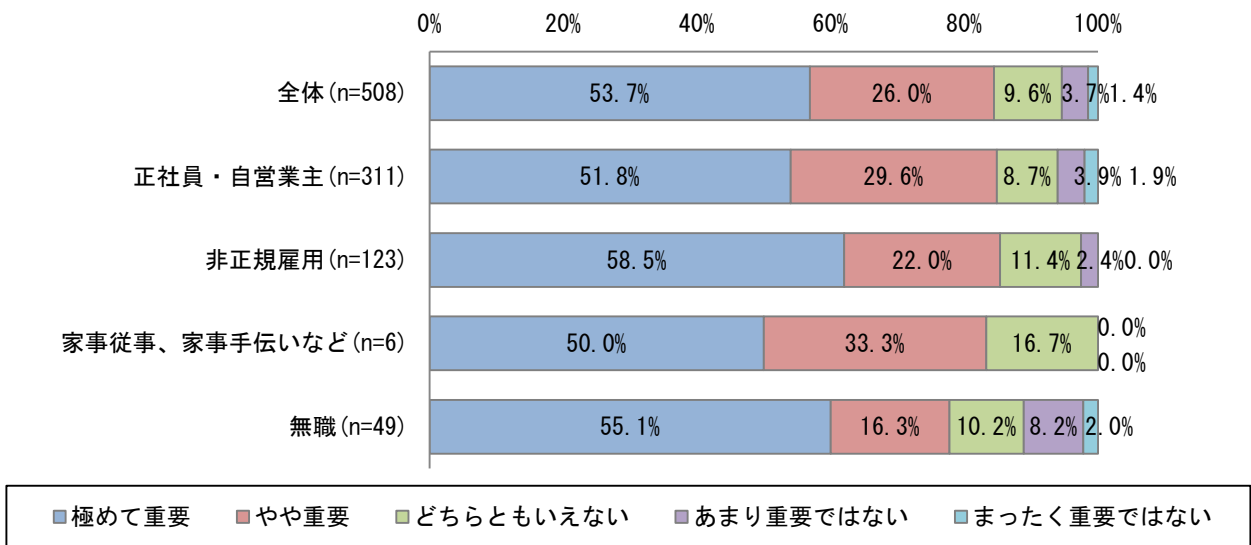
図表<郵送>14-4：独立のために必要な支援（住まい） 居住地別クロス集計

住居形態別集計



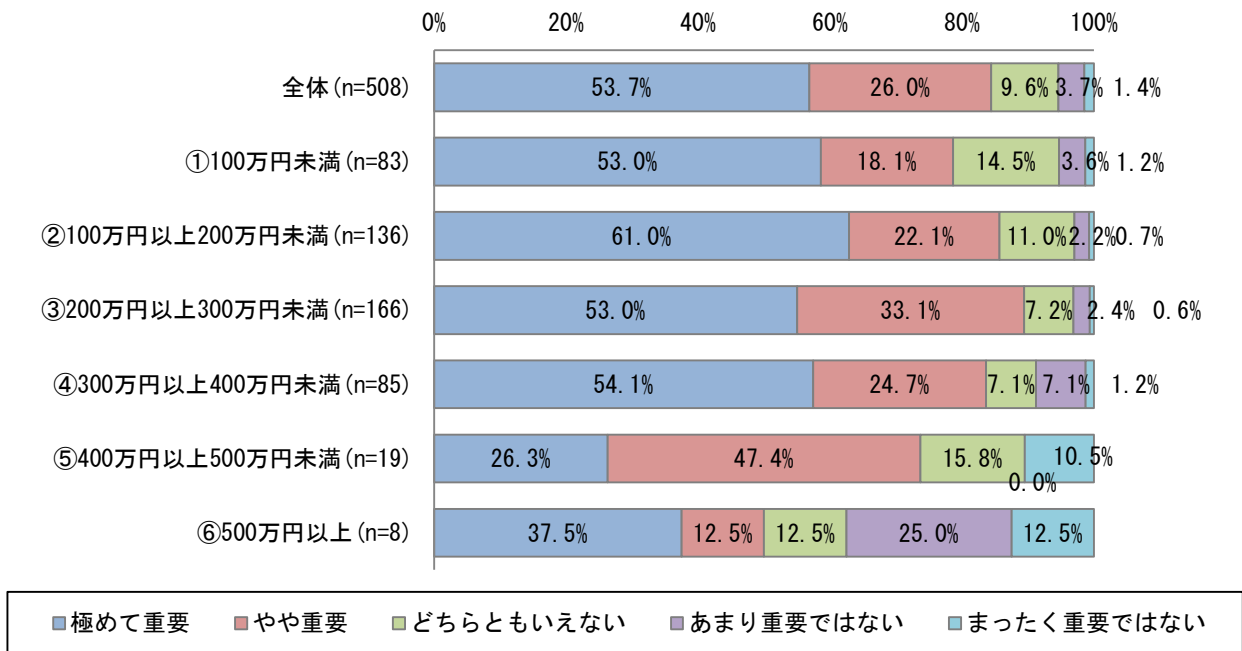
図表<郵送>14-5：独立のために必要な支援（住まい） 住居形態別クロス集計

就業形態別集計



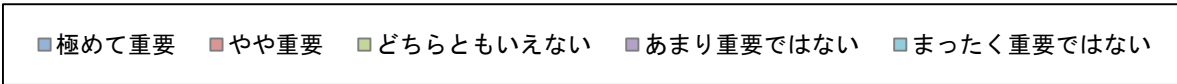
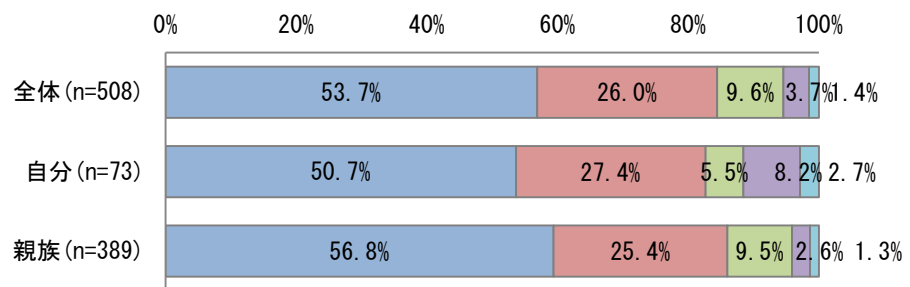
図表<郵送>14-6：独立のために必要な支援（住まい） 就業形態別クロス集計

年収別集計



図表<郵送>14-7：独立のために必要な支援（住まい） 年収別クロス集計

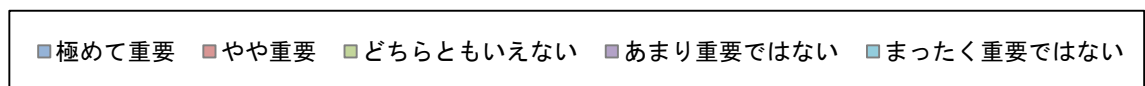
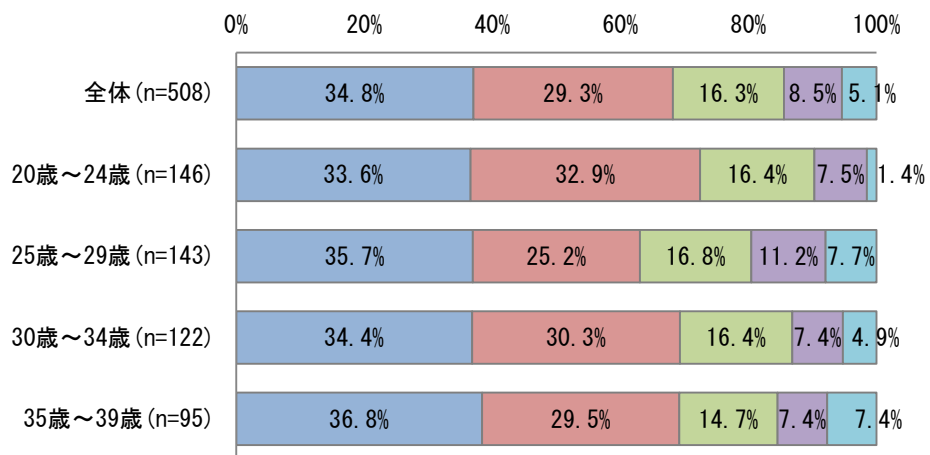
主な生計主別集計



図表<郵送>14-8：独立のために必要な支援（住まい） 生計主別クロス集計

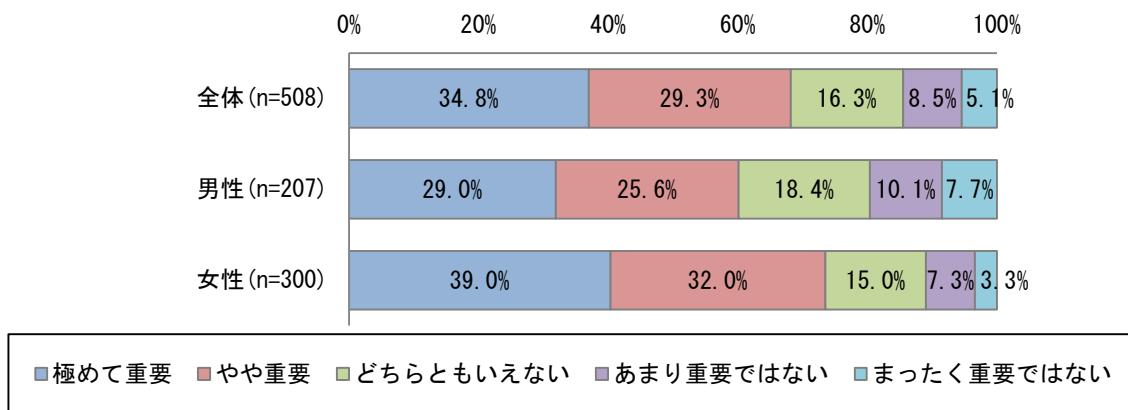
「②仕事に関する支援」

年齢別集計



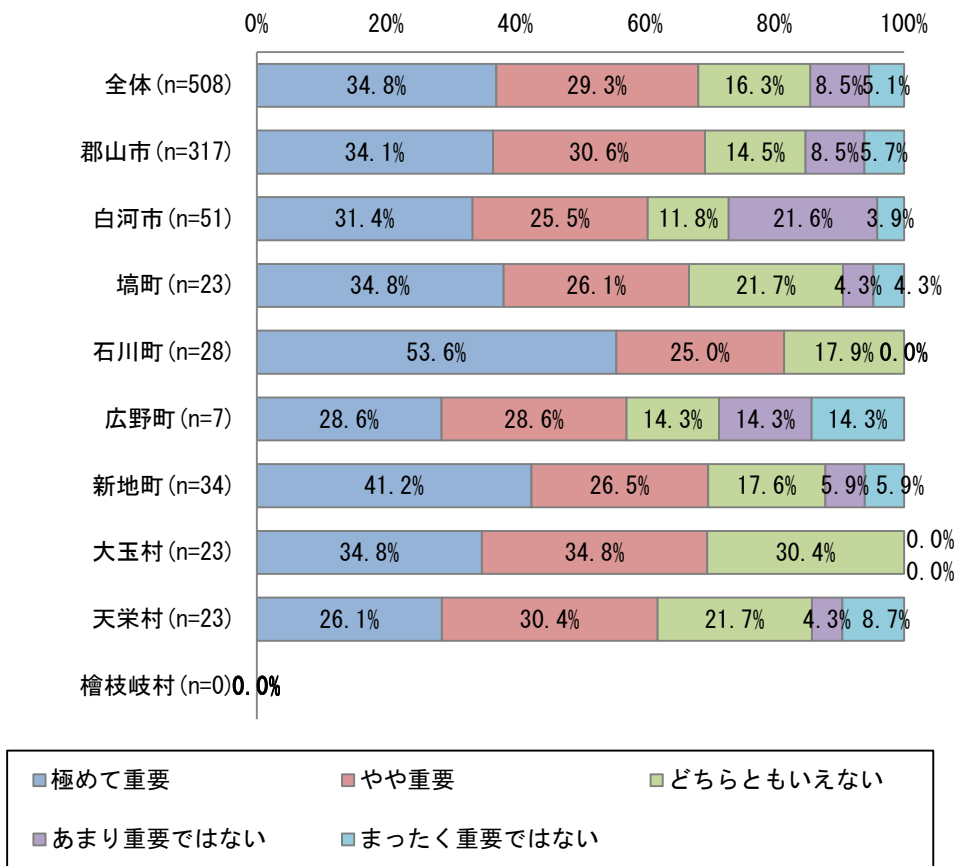
図表<郵送>14-9：独立のために必要な支援（仕事） 年齢別クロス集計

男女別集計



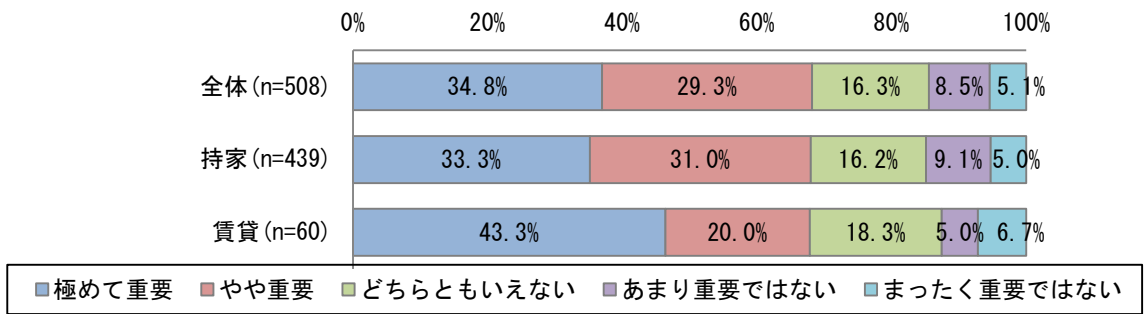
図表<郵送>14-10：独立のために必要な支援（仕事） 男女別クロス集計

居住地別集計



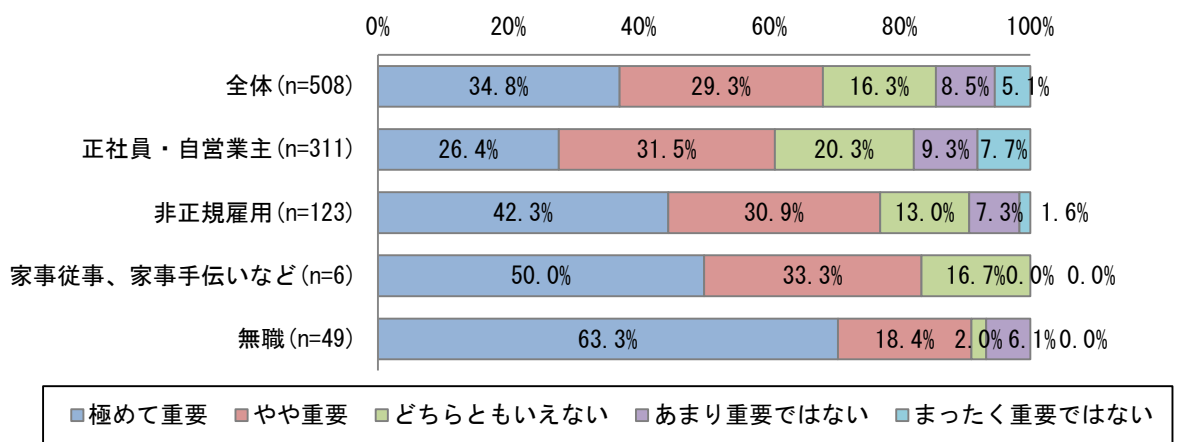
図表<郵送>14-11：独立のために必要な支援（仕事） 居住地別クロス集計

住居形態別集計



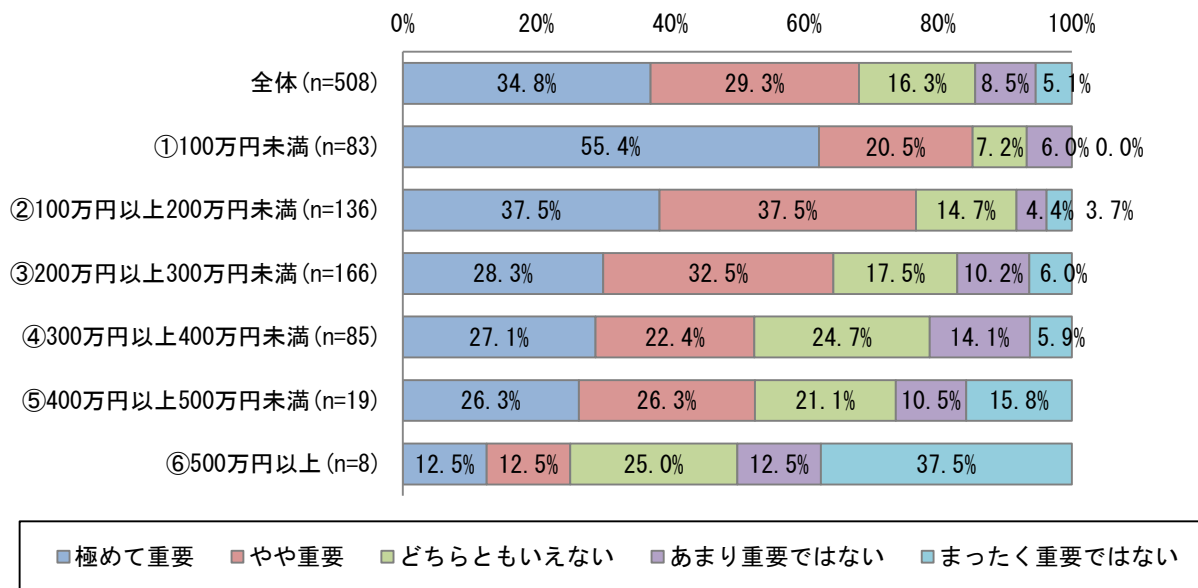
図表<郵送>14-12：独立のために必要な支援（仕事） 住居形態別クロス集計

就業形態別集計



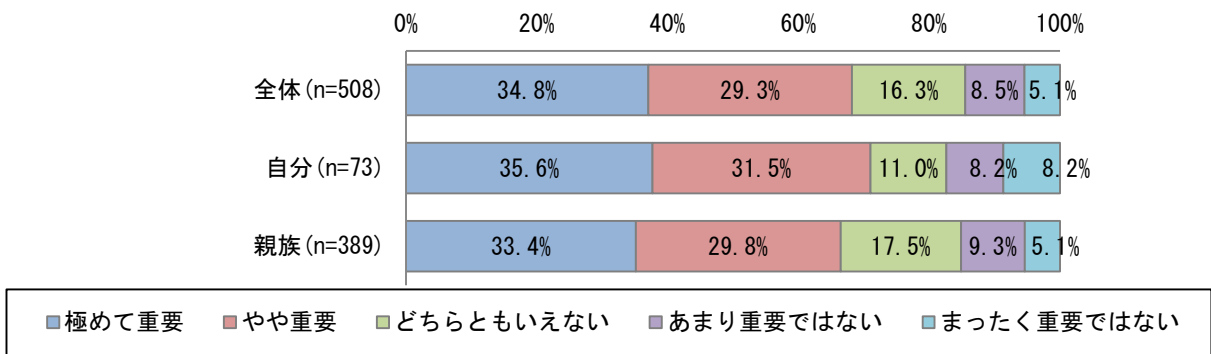
図表<郵送>14-13：独立のために必要な支援（仕事） 就業形態別クロス集計

年収別集計



図表<郵送>14-14：独立のために必要な支援（仕事） 年収別クロス集計

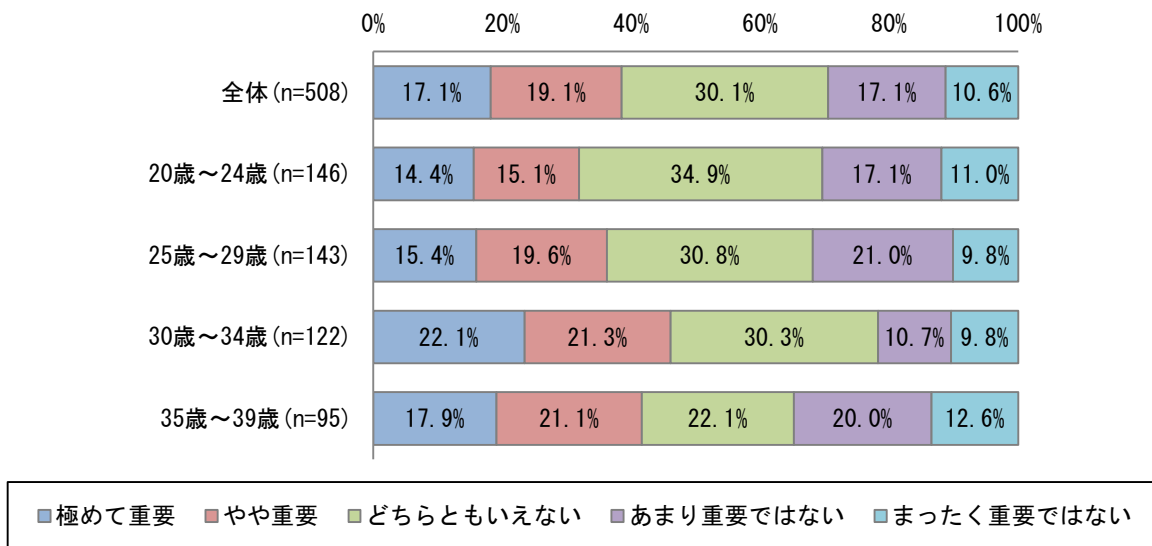
主な生計主別集計



図表<郵送>14-15：独立のために必要な支援（仕事） 生計主別クロス集計

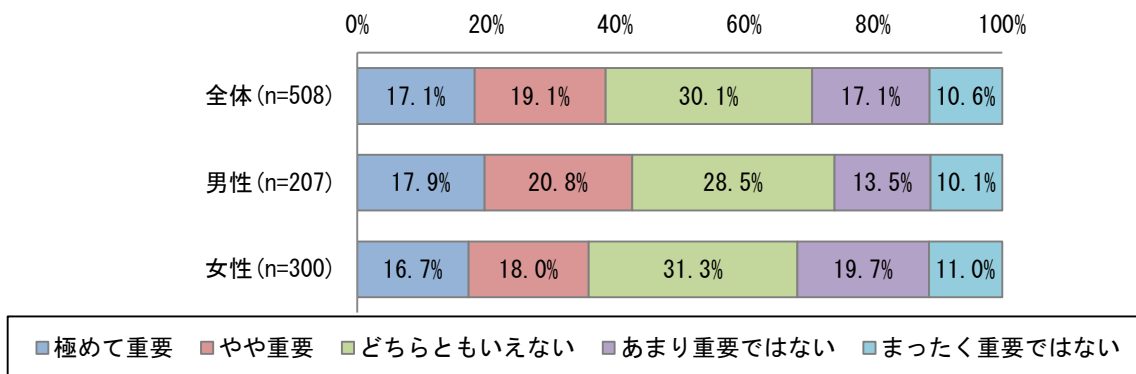
「③結婚に関する支援」

年齢別集計



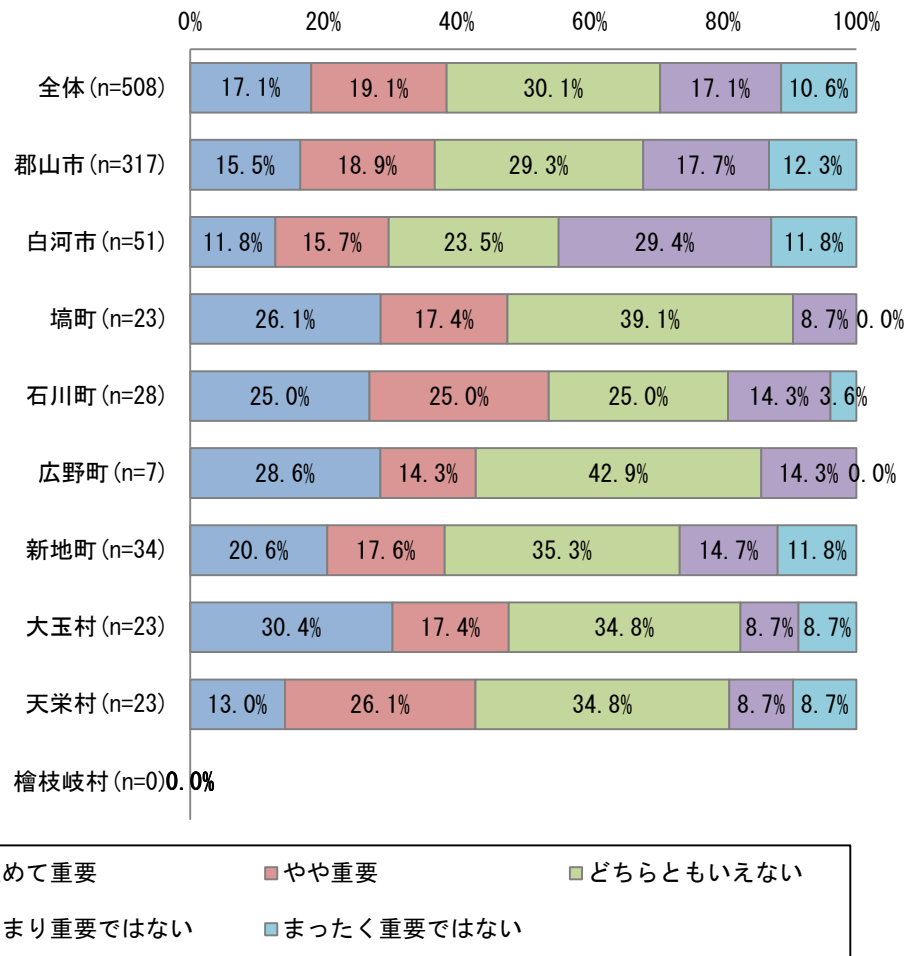
図表<郵送>14-16：独立のために必要な支援（結婚） 年齢別クロス集計

男女別集計



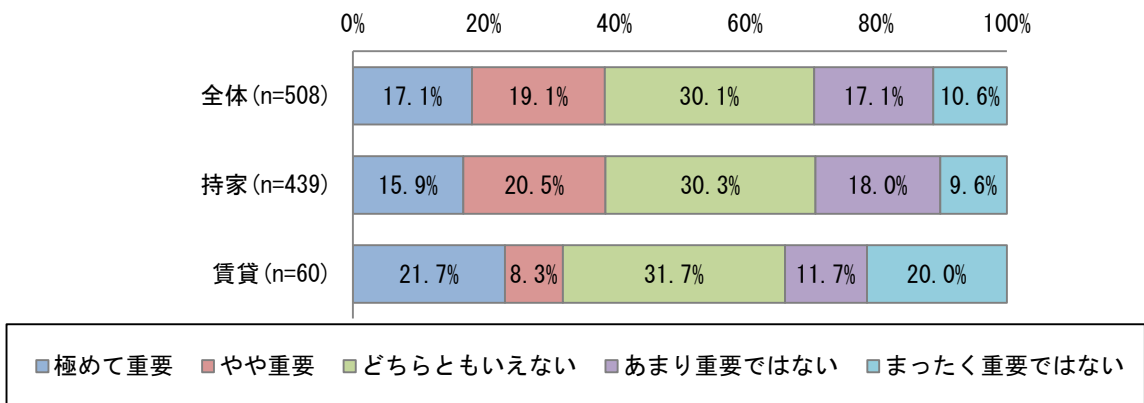
図表<郵送>14-17：独立のために必要な支援（結婚） 男女別クロス集計

居住地別集計



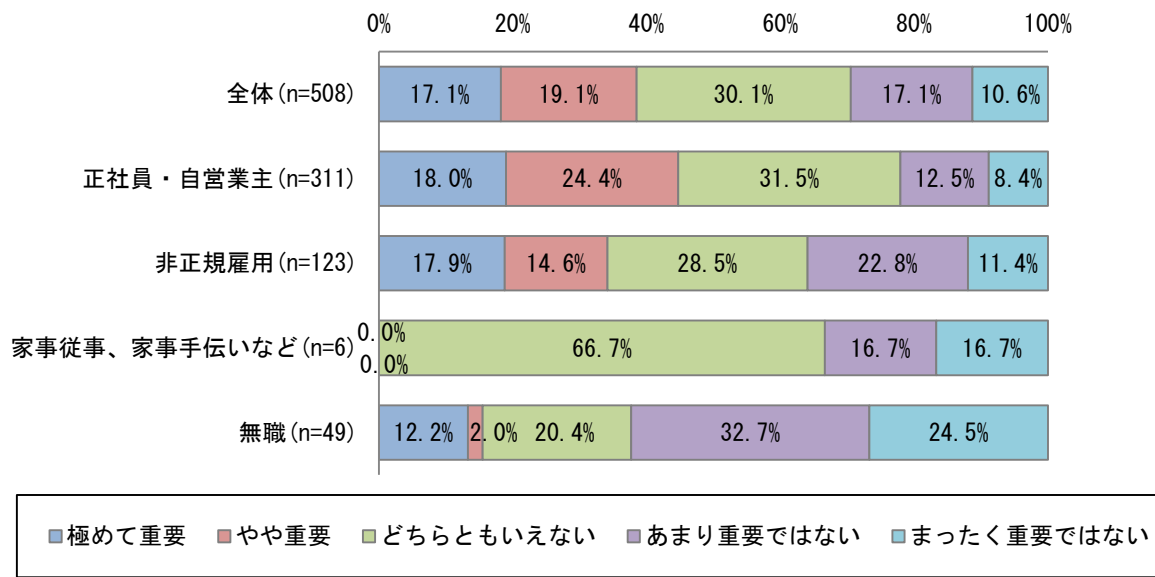
図表<郵送>14-18：独立のために必要な支援（結婚） 居住地別クロス集計

住居形態別集計



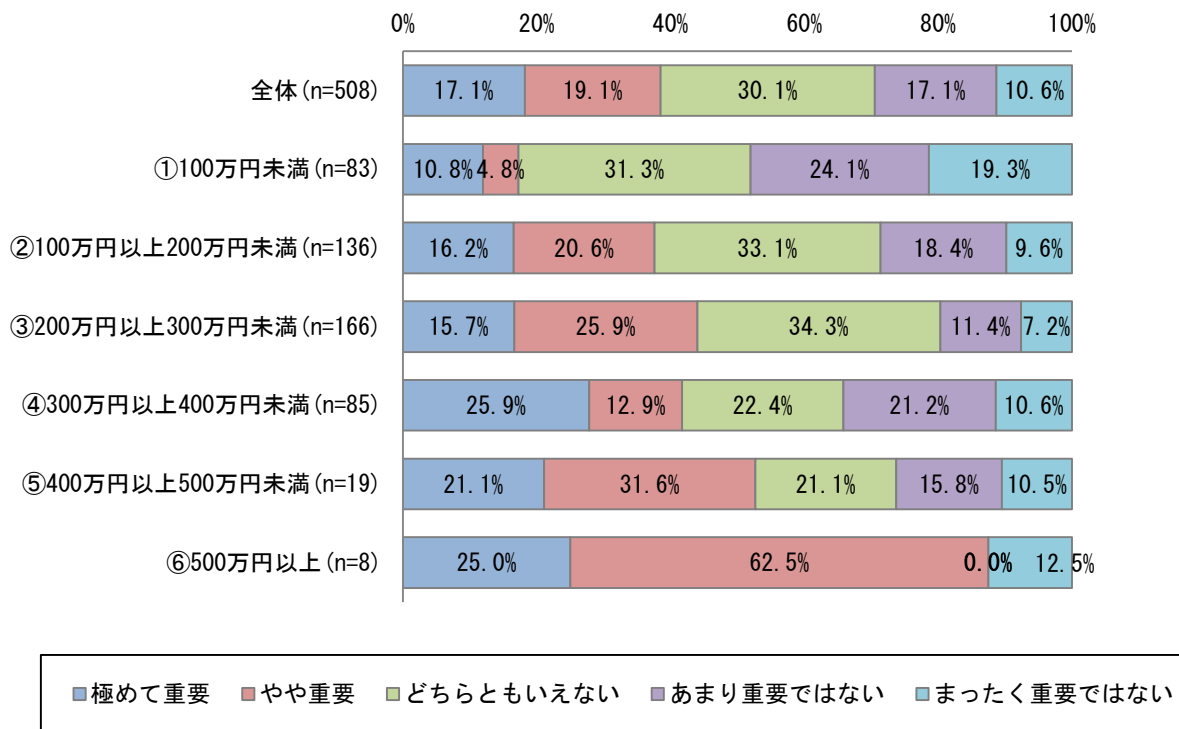
図表<郵送>14-19：独立のために必要な支援（結婚） 住居形態別クロス集計

就業形態別集計



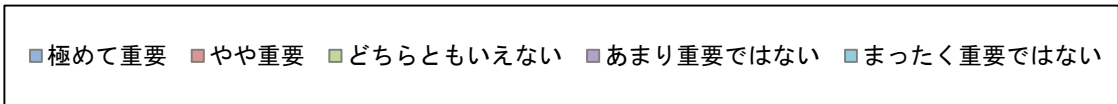
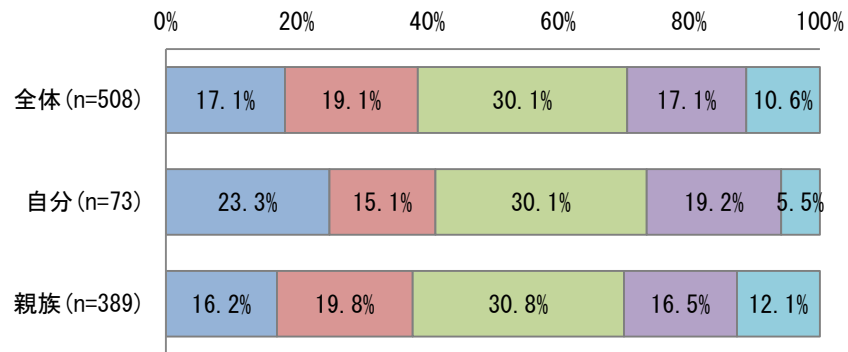
図表<郵送>14-20：独立のために必要な支援（結婚） 就業形態別クロス集計

年収別集計



図表<郵送>14-21：独立のために必要な支援（結婚） 年収別クロス集計

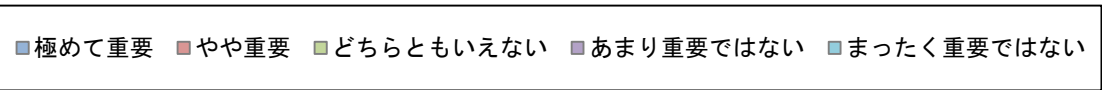
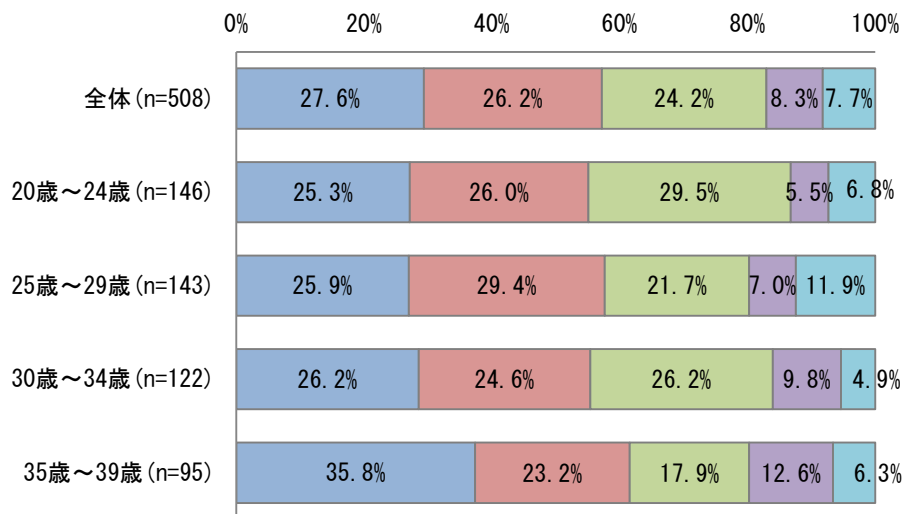
主な生計主別集計



図表<郵送>14-22：独立のために必要な支援（結婚） 生計主別クロス集計

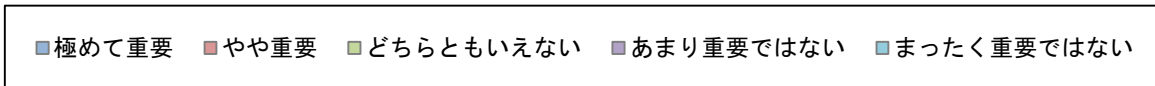
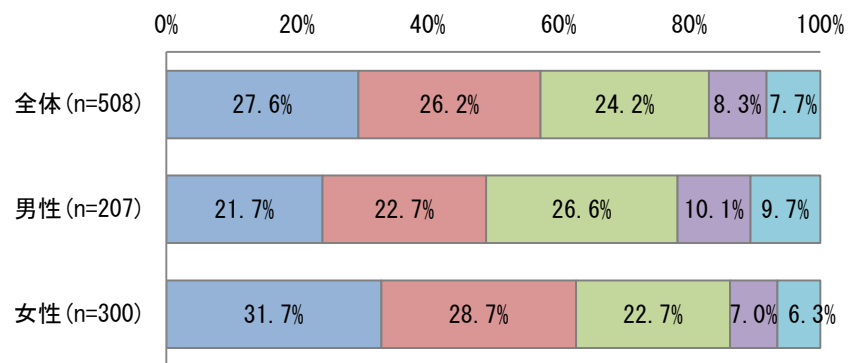
「④医療・介護に関する支援」

年齢別集計



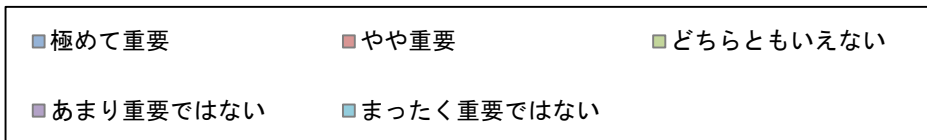
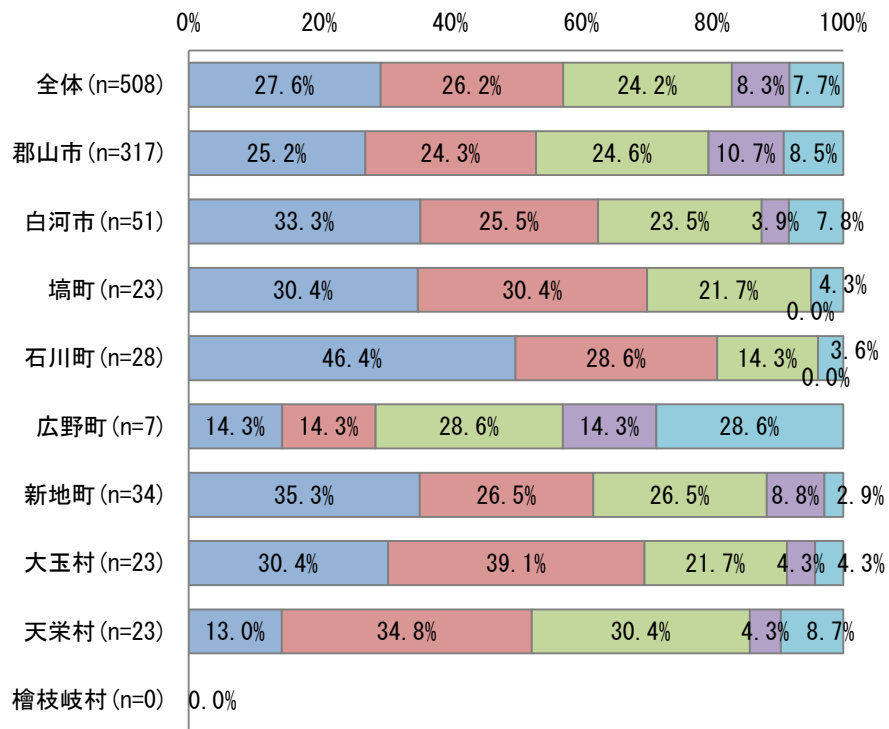
図表<郵送>14-23：独立のために必要な支援（医療・介護） 年齢別クロス集計

男女別集計



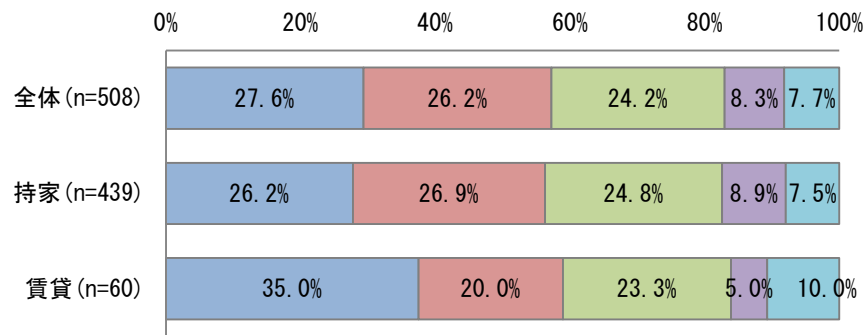
図表<郵送>14-24：独立のために必要な支援（医療・介護） 男女別クロス集計

居住地別集計



図表<郵送>14-25：独立のために必要な支援（医療・介護） 居住地別クロス集計

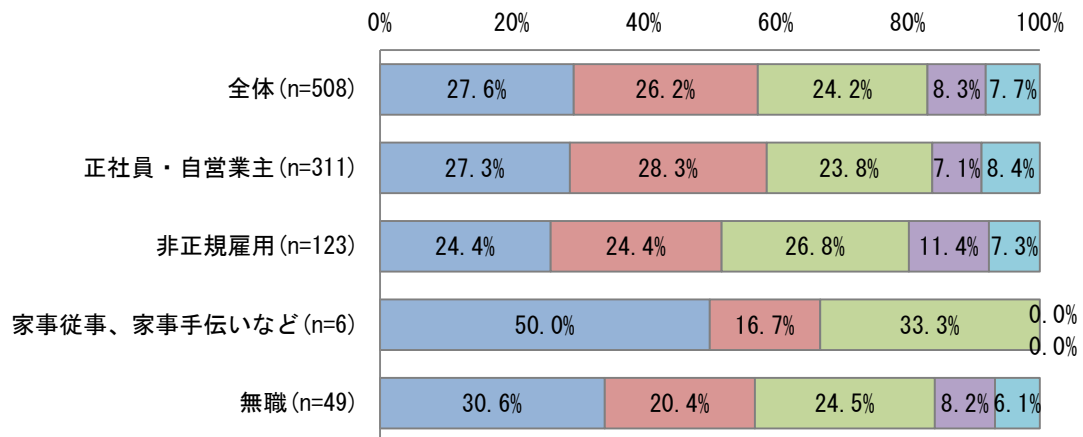
住居形態別集計



■ 極めて重要 ■ やや重要 ■ どちらともいえない ■ あまり重要ではない ■ まったく重要ではない

図表<郵送>14-26：独立のために必要な支援（医療・介護） 住居形態別クロス集計

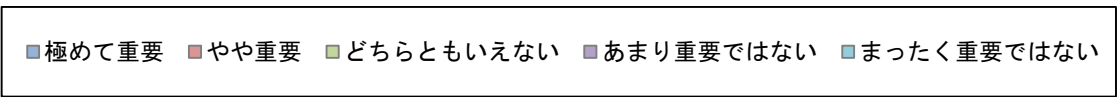
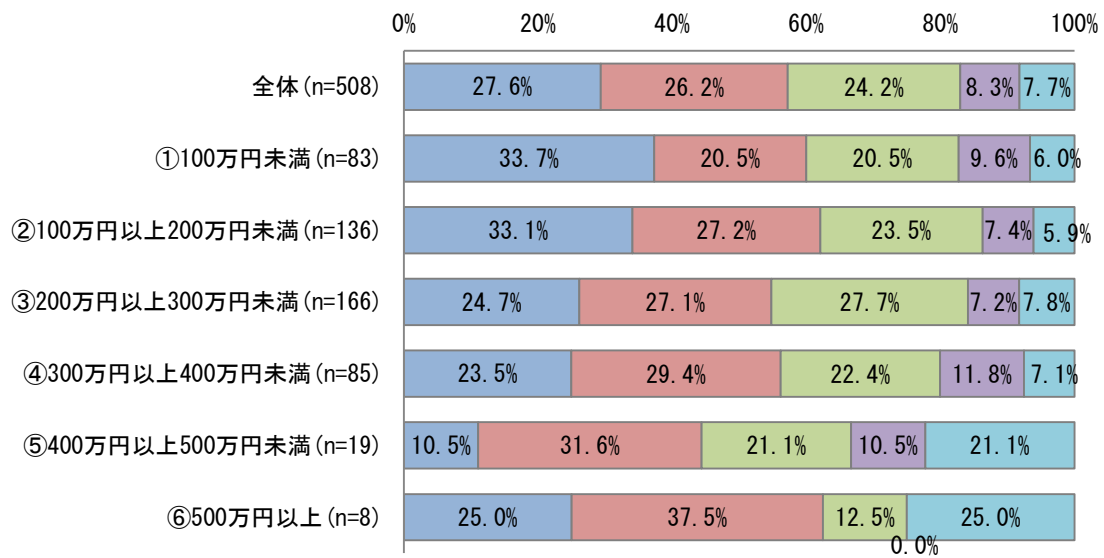
就業形態別集計



■ 極めて重要 ■ やや重要 ■ どちらともいえない ■ あまり重要ではない ■ まったく重要ではない

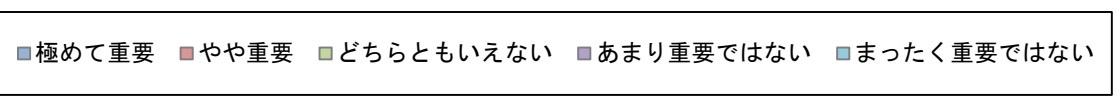
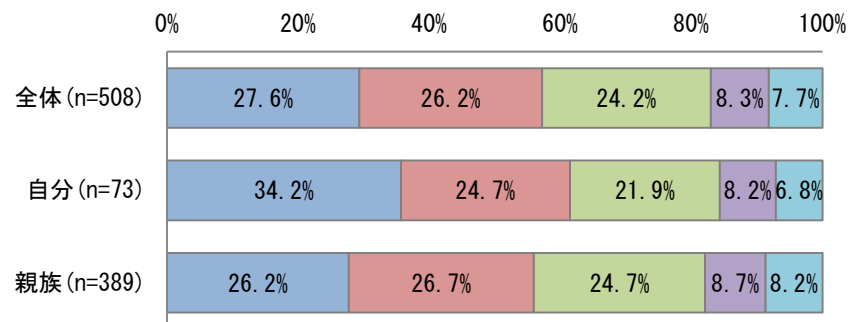
図表<郵送>14-27：独立のために必要な支援（医療・介護） 就業形態別クロス集計

年収別集計



図表<郵送>14-28：独立のために必要な支援（医療・介護） 年収別クロス集計

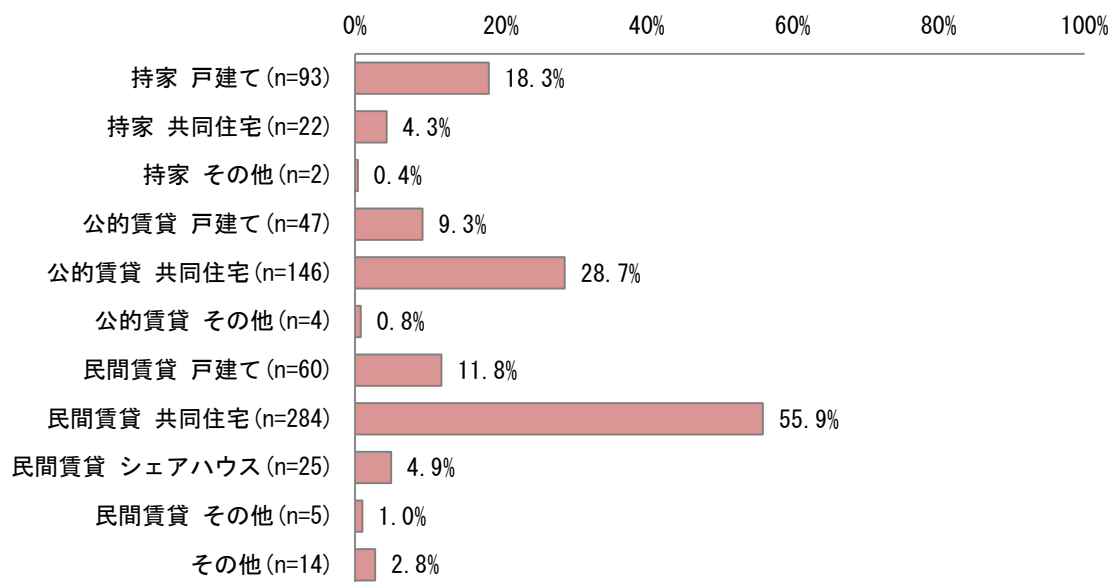
主な生計主別集計



図表<郵送>14-29：独立のために必要な支援（医療・介護） 生計主別クロス集計

質問 15 現在の世帯から独立する場合、どのような住宅に住むことを考えていますか。(〇は
いくつでも)

全体集計 (n=508)



図表<郵送>15-1：どのような住まいに住むか

現在の住まいから独立する場合、どのような住まいに住むのかは、全体集計において、「民間賃貸 共同住宅」が 55.9%と最も高く、次いで「公的賃貸 共同住宅」が 28.7%となった。

年収別集計では、「400 万円以上 500 万円未満」「500 万以上」のみ、「持家 共同住宅」が入っており、10.5%、25.0%となった。

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	民間賃貸 共同住宅 55.9%	公的賃貸 共同住宅 28.7%	持家 戸建 18.3%	民間賃貸 戸建 11.8%	公的賃貸 戸建 9.3%
郡山市 (n=317)	民間賃貸 共同住宅 58.0%	公的賃貸 共同住宅 30.3%	持家 戸建 15.8%	民間賃貸 戸建 9.8%	公的賃貸 戸建 9.1%
白河市 (n=51)	民間賃貸 共同住宅 56.9%	持家 戸建 27.5%	公的賃貸 共同住宅 21.6%	民間賃貸 戸建 13.7%	公的賃貸 戸建 9.8%
塙町 (n=23)	民間賃貸 共同住宅 47.8%	持家 戸建 34.8%	民間賃貸 戸建 21.7%	公的賃貸 共同住宅 21.7%	持家 共同住宅 4.3%
石川町 (n=28)	民間賃貸 共同住宅 50.0%	公的賃貸 共同住宅 35.7%	持家 戸建 25.0%	公的賃貸 戸建 17.9%	民間賃貸 戸建 14.3%
広野町 (n=7)	公的賃貸 共同住宅 57.1%	民間賃貸 共同住宅 42.9%	持家 戸建 28.6%	公的賃貸 戸建 14.3%	民間賃貸 戸建 14.3%
新地町 (n=34)	民間賃貸 共同住宅 50.0%	民間賃貸 戸建 23.5%	持家 戸建 20.6%	公的賃貸 共同住宅 20.6%	公的賃貸 戸建 11.8%
大玉村 (n=23)	民間賃貸 共同住宅 52.2%	公的賃貸 共同住宅 43.5%	民間賃貸 戸建 17.4%	持家 戸建 13.0%	持家 共同住宅 4.3%
天栄村 (n=23)	民間賃貸 共同住宅 60.9%	公的賃貸 共同住宅 13.0%	持家 戸建 4.3%	持家 共同住宅 4.3%	公的賃貸 戸建 4.3%
檜枝岐村 (n=0)	—	—	—	—	—

図表<郵送>15-2：どのような住まいに住むか 居住地別クロス集計

住居形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	民間賃貸 共同住宅 55.9%	公的賃貸 共同住宅 28.7%	持家 戸建 18.3%	民間賃貸 戸建 11.8%	公的賃貸 戸建 9.3%
持家 (n=439)	民間賃貸 共同住宅 57.9%	公的賃貸 共同住宅 28.0%	持家 戸建 18.5%	民間賃貸 戸建 10.9%	公的賃貸 戸建 8.7%
賃貸 (n=60)	民間賃貸 共同住宅 46.7%	公的賃貸 共同住宅 36.7%	持家 戸建 18.3%	民間賃貸 戸建 16.7%	公的賃貸 戸建 13.3%

図表<郵送>15-3：どのような住まいに住むか 住居形態別クロス集計

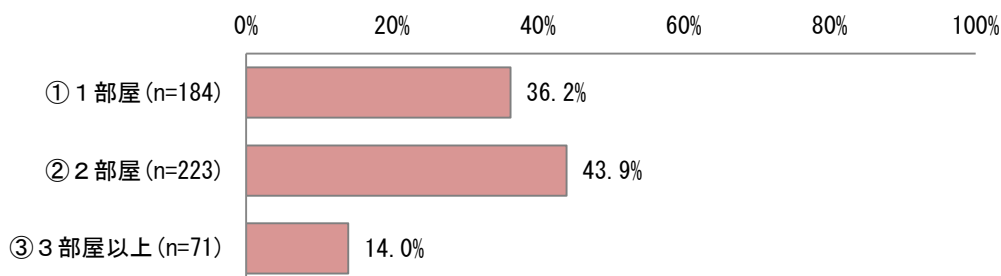
年収別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	民間賃貸 共同住宅 55.9%	公的賃貸 共同住宅 28.7%	持家 戸建 18.3%	民間賃貸 戸建 11.8%	公的賃貸 戸建 9.3%
100万円未満 (n=83)	民間賃貸 共同住宅 44.6%	公的賃貸 共同住宅 26.5%	民間賃貸 戸建 18.1%	公的賃貸 戸建 15.7%	持家 戸建 12.0%
100万円以上 200万円未満 (n=136)	民間賃貸 共同住宅 54.4%	公的賃貸 共同住宅 35.3%	持家 戸建 17.6%	民間賃貸 戸建 14.0%	公的賃貸 戸建 13.2%
200万円以上 300万円未満 (n=166)	民間賃貸 共同住宅 62.7%	公的賃貸 共同住宅 25.9%	持家 戸建 18.1%	民間賃貸 戸建 9.0%	公的賃貸 戸建 5.4%
300万円以上 400万円未満 (n=85)	民間賃貸 共同住宅 57.6%	公的賃貸 共同住宅 32.9%	持家 戸建 23.5%	民間賃貸 戸建 10.6%	公的賃貸 戸建 7.1%
400万円以上 500万円未満 (n=19)	民間賃貸 共同住宅 68.4%	持家 戸建 26.3%	公的賃貸 共同住宅 26.3%	持家 共同住宅 10.5%	公的賃貸 戸建 5.3%
500万円以上 (n=8)	民間賃貸 共同住宅 62.5%	持家 戸建 25.0%	持家 共同住宅 25.0%	-	-

図表<郵送>15-4：どのような住まいに住むか 年収別クロス集計

質問 16 現在の世帯から独立する場合、希望する部屋数はいくつですか。台所・風呂・便所を除いた部屋数を教えてください。②、③を選択した場合、複数の部屋が必要な理由も教えてください。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=508)



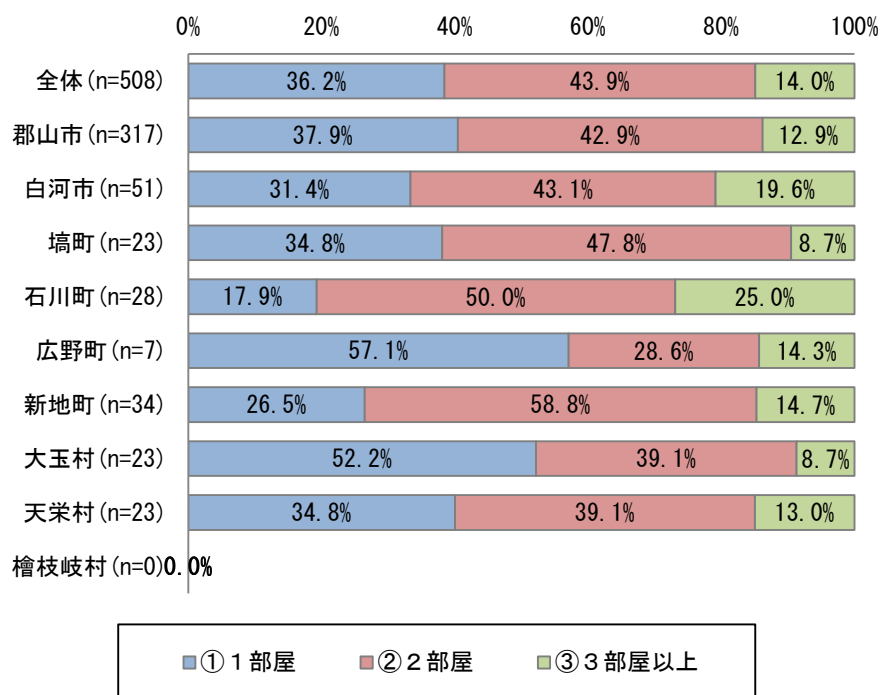
図表<郵送>16-1：希望する部屋数

現在の住まいから独立する場合、希望する部屋数は全体集計において、「2 部屋」が 43.9%で最も高く、次いで「1 部屋」が 36.2%となった。

年収別集計では、「2 部屋」と回答したのは、「200 万円以上 300 万円未満」が 47.6%で最も高く、次いで「300 万円以上 400 万円未満」が 47.1%と続いた。

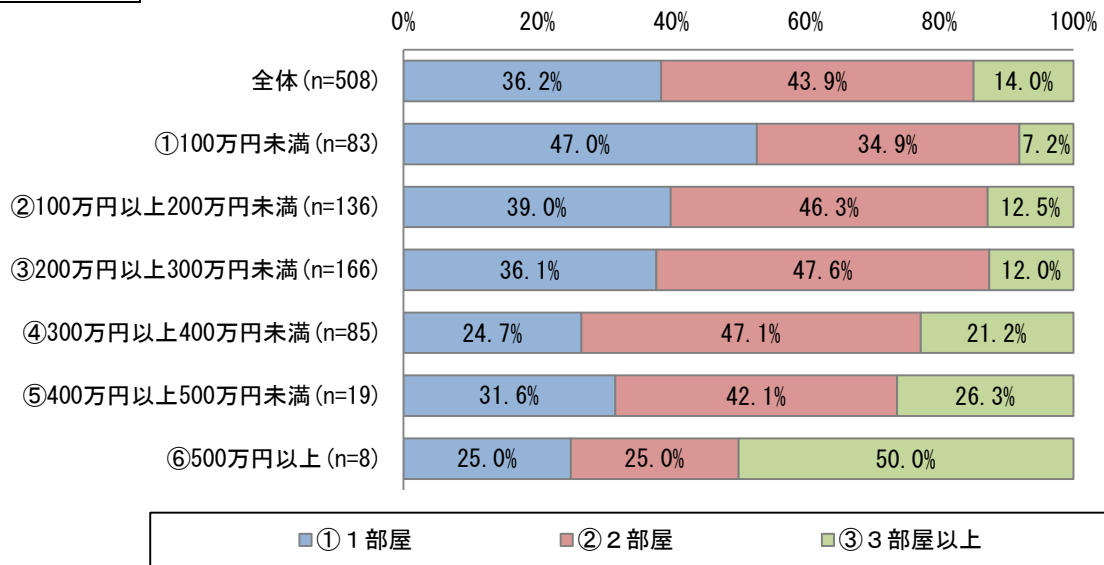
複数の部屋が必要な理由は、自由記述があった 290 件のうち 125 件が「居室と寝室を分けたいから」と回答し、最も多くなった。

居住地別集計



図表<郵送>16-2：希望する部屋数 居住地別クロス集計

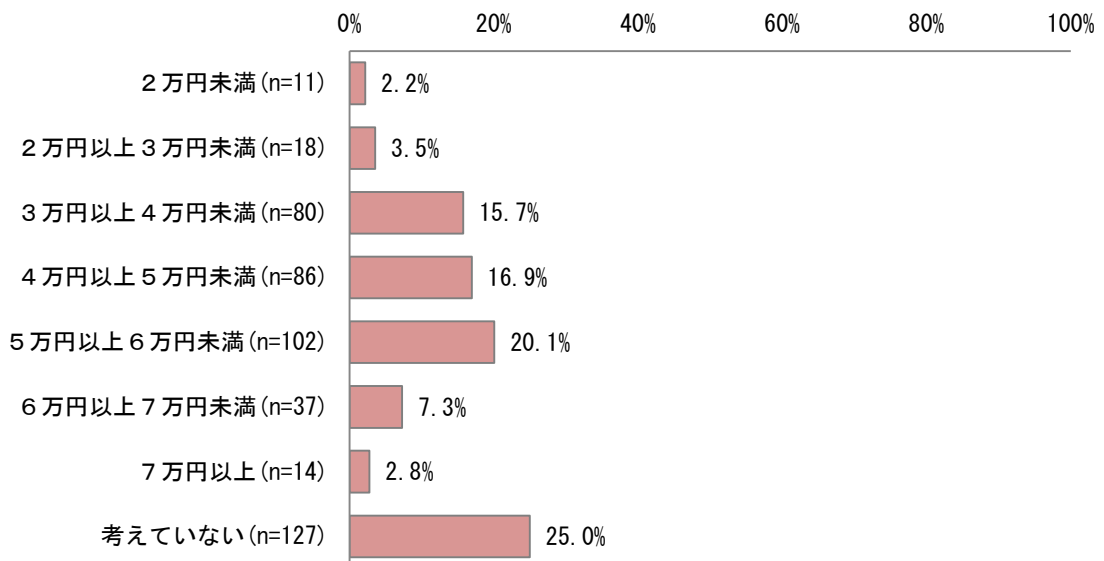
年収別集計



図表<郵送>16-3：希望する部屋数 年収別クロス集計

質問 17 現在の世帯から独立する場合、負担可能な上限家賃額はいくらですか。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=508)

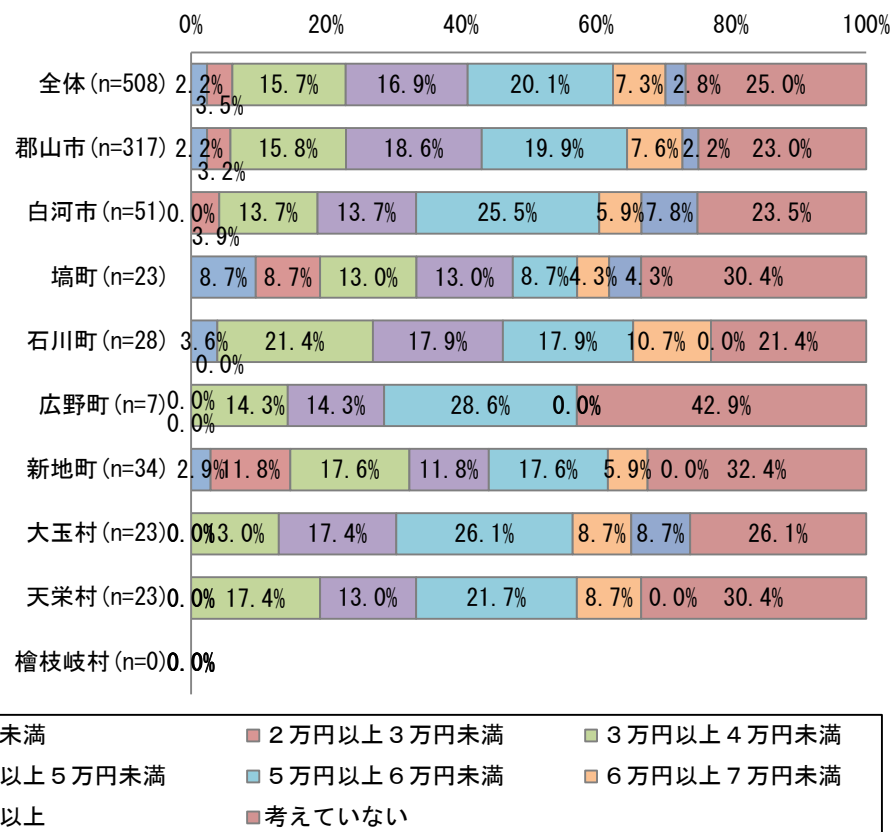


図表<郵送>17-1：負担可能な上限家賃額

現在の世帯から独立する場合、負担可能な上限家賃額は全体集計において、「考えていない」が 25.0%で最も高く、次いで「5 万円以上 6 万円未満」が 20.1%となった。

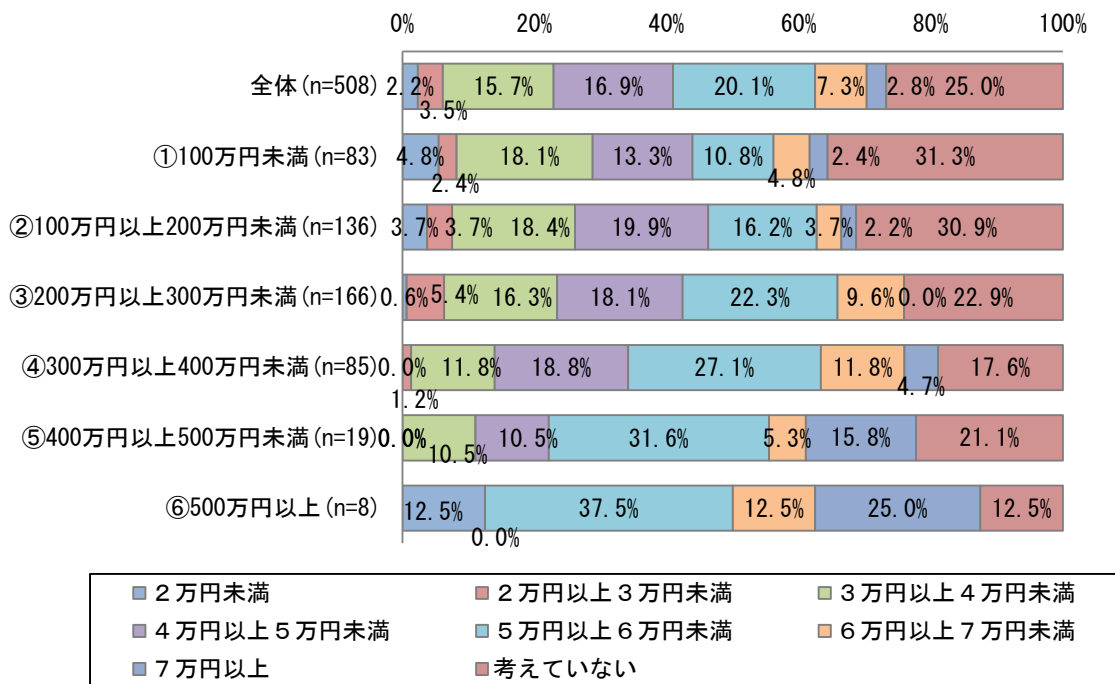
年収別集計では、おおむね年収が下がるにつれて「考えていない」と回答した割合が高くなっており、最も高い「100 万未満」では 31.3%となっている。

居住地別集計



図表<郵送>17-2：負担可能な上限家賃額 居住地別クロス集計

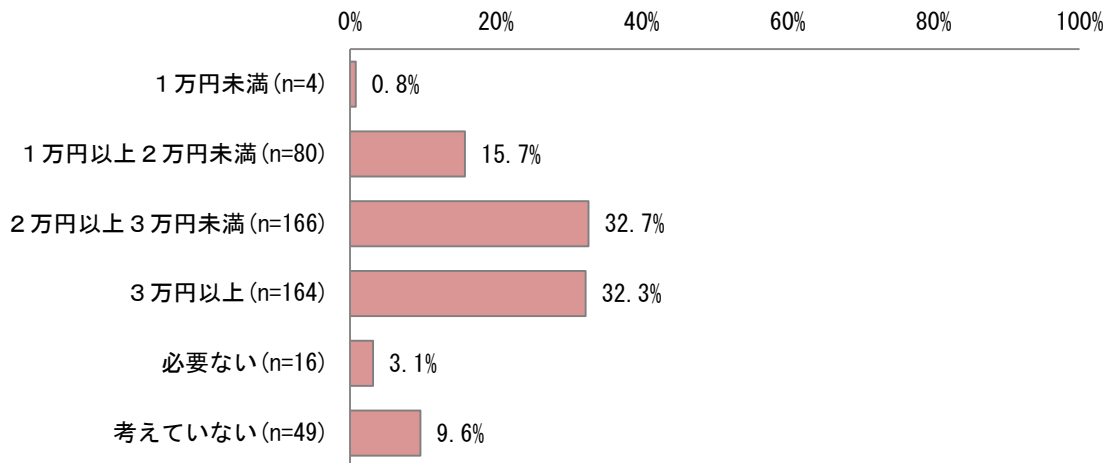
年収別集計



図表<郵送>17-3：負担可能な上限家賃額 年収別クロス集計

質問 18 家賃補助が月額どの程度あれば、現在の世帯から独立できると考えていますか。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=508)

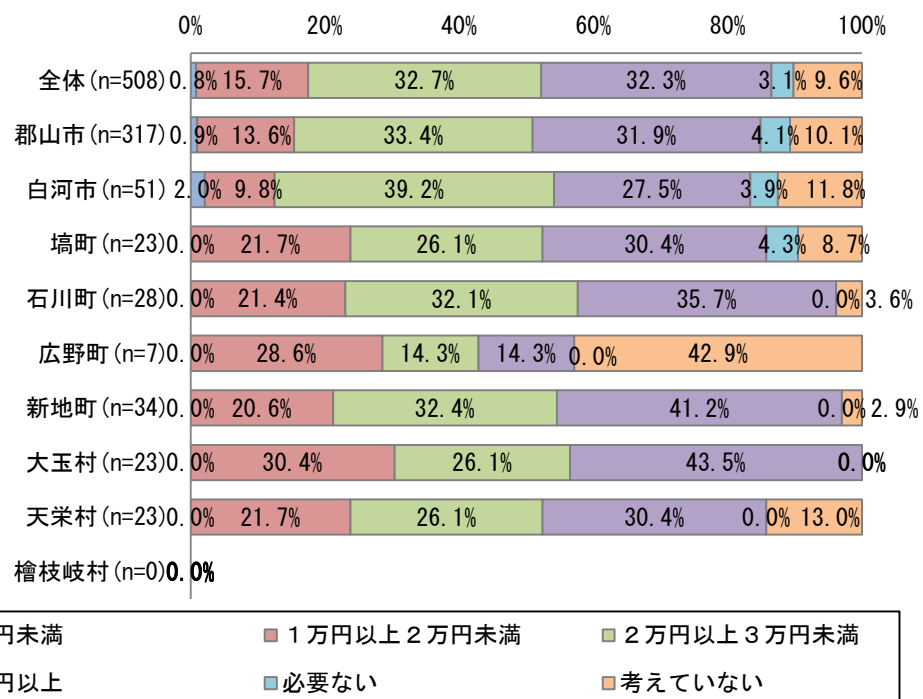


図表<郵送>18-1：独立可能となる家賃補助額

独立が可能となる家賃補助の月額は、全体集計において、「2万円以上3万円未満」が32.7%と最も高く、次いで「3万円以上」が32.3%となった。

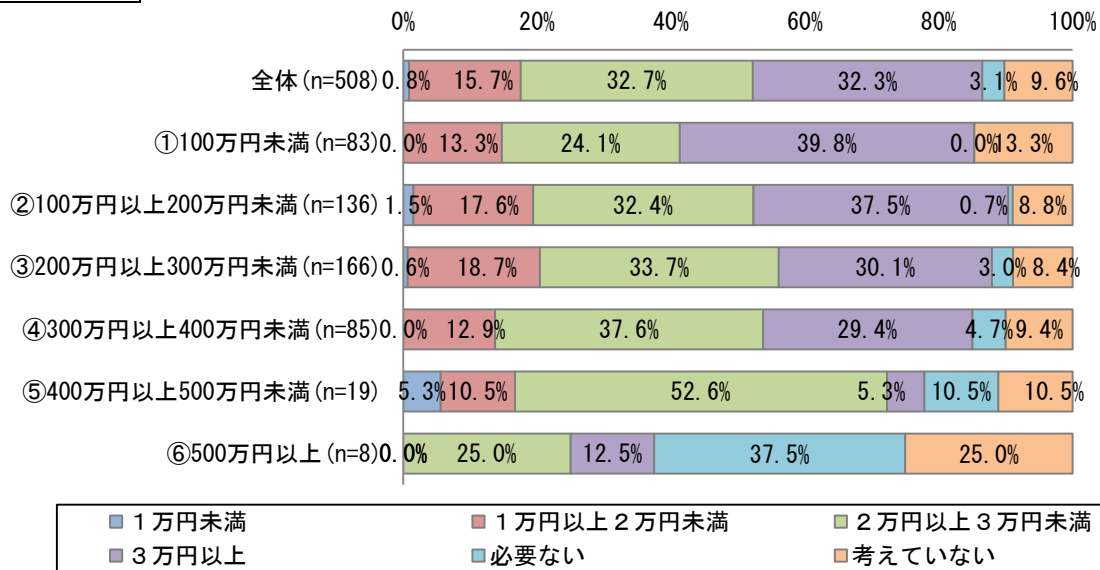
年収別集計において、「2万円以上3万円未満」の割合が最も高いのは、「400万円以上500万円未満」で52.6%となった。

居住地別集計



図表<郵送>18-2：独立可能となる家賃補助額 居住地別クロス集計

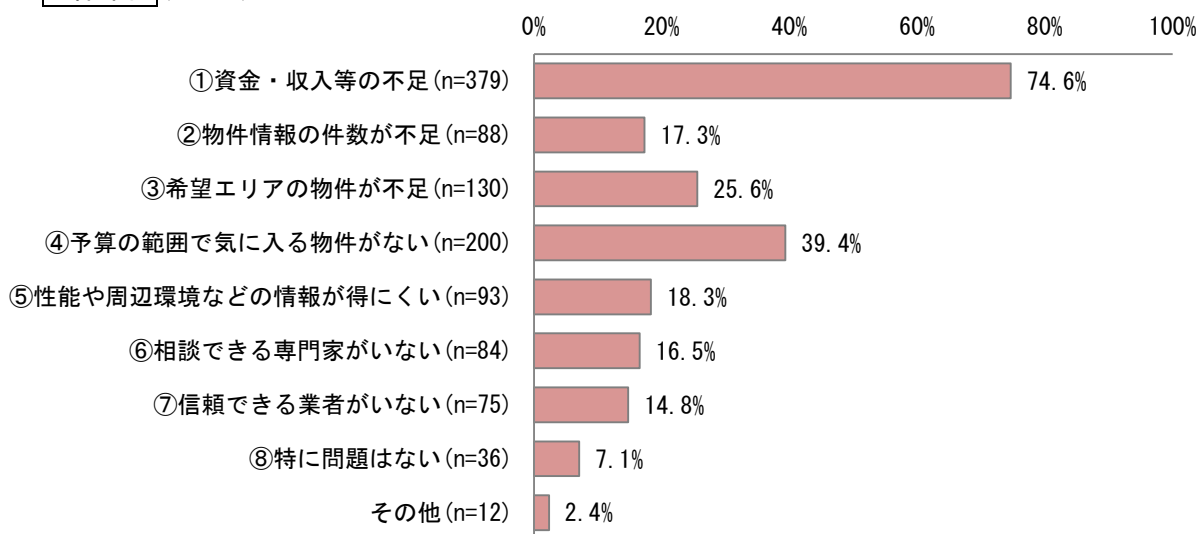
年収別集計



図表<郵送>18-3：独立可能となる家賃補助額 年収別クロス集計

質問 19 現在の世帯から独立し、新たな住居を確保する上での問題はありますか。(〇はいくつでも)

全体集計 (n=508)



図表<郵送>19-1：住居を確保する上での問題

現在の世帯から独立し、新たな住居を確保する上での問題は、全体集計において、「資金・収入等の不足」が74.6%と最も高く、次いで「予算の範囲で気に入る物件がない」が39.4%となった。

年収別集計において、「資金・収入等の不足」が最も高いのは「100万円以上200万円未満」の88.2%となった。また、「100万円未満」及び「100万円以上200万円未満」では、「相談できる専門家がない」の回答が上位にあることから、年収が低い層は、金銭面の補助以外でも支援を求めている。

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	①資金・収入等の不足 74.6%	④予算の範囲で気に入る物件がない 39.4%	③希望エリアの物件が不足 25.6%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 18.3%	②物件情報の件数が不足 17.3%
郡山市 (n=317)	①資金・収入等の不足 73.5%	④予算の範囲で気に入る物件がない 39.7%	③希望エリアの物件が不足 22.4%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 17.0%	⑦信頼できる業者がない 15.5%
白河市 (n=51)	①資金・収入等の不足 68.6%	④予算の範囲で気に入る物件がない 41.2%	③希望エリアの物件が不足 29.4%	⑥相談できる専門家がない 21.6%	②物件情報の件数が不足 17.6%
塙町 (n=23)	①資金・収入等の不足 82.6%	②物件情報の件数が不足 43.5%	③希望エリアの物件が不足 30.4%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 21.7%	⑥相談できる専門家がない 21.7%
石川町 (n=28)	①資金・収入等の不足 85.7%	④予算の範囲で気に入る物件がない 53.6%	③希望エリアの物件が不足 46.4%	②物件情報の件数が不足 42.9%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 42.9%
広野町 (n=7)	①資金・収入等の不足 85.7%	⑧特に問題はない 28.6%	③希望エリアの物件が不足 14.3%	④予算の範囲で気に入る物件がない 14.3%	⑥相談できる専門家がない 14.3%
新地町 (n=34)	①資金・収入等の不足 76.5%	④予算の範囲で気に入る物件がない 44.1%	③希望エリアの物件が不足 38.2%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 23.5%	②物件情報の件数が不足 20.6%
大玉村 (n=23)	①資金・収入等の不足 82.6%	④予算の範囲で気に入る物件がない 30.4%	③希望エリアの物件が不足 26.1%	⑥相談できる専門家がない 17.4%	②物件情報の件数が不足 13.0%
天栄村 (n=23)	①資金・収入等の不足 65.2%	④予算の範囲で気に入る物件がない 43.5%	③希望エリアの物件が不足 17.4%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 13.0%	⑥相談できる専門家がない 13.0%
檜枝岐村 (n=0)	—	—	—	—	—

図表<郵送>19-2：住居を確保する上での問題 居住地別クロス集計

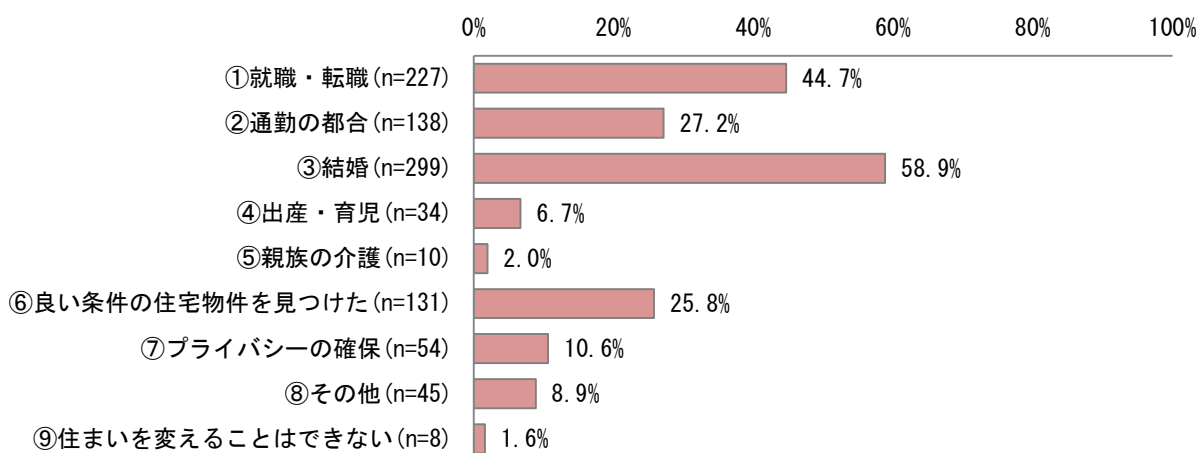
年収別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	①資金・収入等の不足 74.6%	④予算の範囲で気に入る物件がない 39.4%	③希望エリアの物件が不足 25.6%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 18.3%	②物件情報の件数が不足 17.3%
100万円未満 (n=83)	①資金・収入等の不足 81.9%	④予算の範囲で気に入る物件がない 32.5%	⑥相談できる専門家がいない 22.9%	⑦信頼できる業者がいない 21.7%	③希望エリアの物件が不足 21.7%
100万円以上 200万円未満 (n=136)	①資金・収入等の不足 88.2%	④予算の範囲で気に入る物件がない 42.6%	③希望エリアの物件が不足 27.2%	⑥相談できる専門家がいない 23.5%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 22.1%
200万円以上 300万円未満 (n=166)	①資金・収入等の不足 76.5%	④予算の範囲で気に入る物件がない 41.0%	③希望エリアの物件が不足 24.7%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 18.1%	②物件情報の件数が不足 15.7%
300万円以上 400万円未満 (n=85)	①資金・収入等の不足 63.5%	④予算の範囲で気に入る物件がない 41.2%	③希望エリアの物件が不足 29.4%	②物件情報の件数が不足 17.6%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 11.8%
400万円以上 500万円未満 (n=19)	①資金・収入等の不足 36.8%	④予算の範囲で気に入る物件がない 31.6%	⑧特に問題はない 31.6%	③希望エリアの物件が不足 26.3%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 26.3%
500万円以上 (n=8)	⑧特に問題はない 62.5%	③希望エリアの物件が不足 37.5%	④予算の範囲で気に入る物件がない 25.0%	①資金・収入等の不足 12.5%	②物件情報の件数が不足 12.5%

図表<郵送>19-3：住居を確保する上での問題 年収別クロス集計

質問 20 どのようなことがきっかけになって現在の世帯から独立すると思いますか。(3つまで)

全体集計 (n=508)



図表<郵送>20-1：世帯から独立するきっかけ

現在の世帯から独立するきっかけは、全体集計において、「結婚」が58.9%と最も高く、次いで「就職・転職」が44.7%となった。

男女別集計では、「結婚」の割合が「男性」の54.1%よりも「女性」のほうが高く、62.3%となった。就業形態別集計において、「結婚」の割合が最も高くなったのは、「正社員・自営業主」の68.5%だった。しかし、「非正規雇用」、「家業従事・家事手伝い」、「無職」においては、結婚よりも「就職・転職」の割合が高く、安定した雇用が独立のきっかけと考えている。

年齢別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	③結婚 58.9%	①就職・転職 44.7%	②通勤の都合 27.2%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 25.8%	⑦プライバシーの確保 10.6%
20歳～24歳 (n=146)	③結婚 53.4%	①就職・転職 43.2%	②通勤の都合 30.1%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 25.3%	⑦プライバシーの確保 10.3%
25歳～29歳 (n=143)	③結婚 68.5%	①就職・転職 44.8%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 25.9%	②通勤の都合 24.5%	⑦プライバシーの確保 13.3%
30歳～34歳 (n=122)	③結婚 58.2%	①就職・転職 46.7%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 24.6%	②通勤の都合 23.8%	⑦プライバシーの確保 11.5%
35歳～39歳 (n=95)	③結婚 53.7%	①就職・転職 45.3%	②通勤の都合 31.6%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 27.4%	⑦プライバシーの確保 6.3%

図表<郵送>20-2：世帯から独立するきっかけ 年齢別クロス集計

男女別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	③結婚 58.9%	①就職・転職 44.7%	②通勤の都合 27.2%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 25.8%	⑦プライバシーの確保 10.6%
男性 (n=207)	③結婚 54.1%	①就職・転職 41.5%	②通勤の都合 28.0%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 22.7%	⑦プライバシーの確保 8.7%
女性 (n=300)	③結婚 62.3%	①就職・転職 47.0%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 28.0%	②通勤の都合 26.7%	⑦プライバシーの確保 12.0%

図表<郵送>20-3：世帯から独立するきっかけ 男女別クロス集計

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	③結婚 58.9%	①就職・転職 44.7%	②通勤の都合 27.2%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 25.8%	⑦プライバシーの確保 10.6%
郡山市 (n=317)	③結婚 59.0%	①就職・転職 39.7%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 27.4%	②通勤の都合 24.3%	⑦プライバシーの確保 11.0%
白河市 (n=51)	③結婚 60.8%	①就職・転職 47.1%	②通勤の都合 33.3%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 21.6%	⑦プライバシーの確保 7.8%
塙町 (n=23)	①就職・転職 60.9%	③結婚 56.5%	②通勤の都合 21.7%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 13.0%	⑦プライバシーの確保 4.3%
石川町 (n=28)	①就職・転職 60.7%	②通勤の都合 42.9%	③結婚 28.6%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 17.9%	⑦プライバシーの確保 14.3%
広野町 (n=7)	①就職・転職 71.4%	③結婚 57.1%	②通勤の都合 14.3%	⑦プライバシーの確保 14.3%	—
新地町 (n=34)	③結婚 79.4%	①就職・転職 61.8%	②通勤の都合 32.4%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 29.4%	⑦プライバシーの確保 11.8%
大玉村 (n=23)	③結婚 65.2%	①就職・転職 52.2%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 34.8%	②通勤の都合 30.4%	⑦プライバシーの確保 17.4%
天栄村 (n=23)	③結婚 52.2%	①就職・転職 34.8%	②通勤の都合 34.8%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 26.1%	④出産・育児 8.7%
檜枝岐村 (n=0)	—	—	—	—	—

図表<郵送>20-4：世帯から独立するきっかけ 居住地別クロス集計

住居形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	③結婚 58.9%	①就職・転職 44.7%	②通勤の都合 27.2%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 25.8%	⑦プライバシーの確保 10.6%
持家 (n=439)	③結婚 61.0%	①就職・転職 44.0%	②通勤の都合 27.6%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 24.6%	⑦プライバシーの確保 10.3%
賃貸 (n=60)	①就職・転職 50.0%	③結婚 43.3%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 31.7%	②通勤の都合 23.3%	⑦プライバシーの確保 13.3%

図表<郵送>20-5：世帯から独立するきっかけ 住居形態別クロス集計

就業形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	③結婚 58.9%	①就職・転職 44.7%	②通勤の都合 27.2%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 25.8%	⑦プライバシーの確保 10.6%
正社員 自営業主 (n=311)	③結婚 68.5%	①就職・転職 36.7%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 28.9%	②通勤の都合 27.7%	⑦プライバシーの確保 10.3%
非正規雇用 (n=123)	①就職・転職 53.7%	③結婚 53.7%	②通勤の都合 26.0%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 22.0%	⑦プライバシーの確保 13.0%
家業従事 家事手伝い (n=6)	①就職・転職 66.7%	②通勤の都合 16.7%	③結婚 16.7%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 16.7%	⑦プライバシーの確保 16.7%
無職 (n=49)	①就職・転職 67.3%	②通勤の都合 30.6%	③結婚 20.4%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 20.4%	⑦プライバシーの確保 6.1%

図表<郵送>20-6：世帯から独立するきっかけ 就業形態別クロス集計

年収別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	③結婚 58.9%	①就職・転職 44.7%	②通勤の都合 27.2%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 25.8%	⑦プライバシーの確保 10.6%
100万円未満 (n=83)	①就職・転職 59.0%	③結婚 27.7%	②通勤の都合 24.1%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 16.9%	⑦プライバシーの確保 7.2%
100万円以上 200万円未満 (n=136)	③結婚 58.8%	①就職・転職 48.5%	②通勤の都合 26.5%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 25.0%	⑦プライバシーの確保 11.8%
200万円以上 300万円未満 (n=166)	③結婚 72.3%	①就職・転職 41.0%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 26.5%	②通勤の都合 26.5%	⑦プライバシーの確保 13.3%
300万円以上 400万円未満 (n=85)	③結婚 62.4%	①就職・転職 36.5%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 32.9%	②通勤の都合 24.7%	⑦プライバシーの確保 8.2%
400万円以上 500万円未満 (n=19)	③結婚 68.4%	②通勤の都合 47.4%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 36.8%	①就職・転職 31.6%	-
500万円以上 (n=8)	③結婚 87.5%	②通勤の都合 62.5%	①就職・転職 12.5%	⑦プライバシーの確保 12.5%	-

図表<郵送>20-7：世帯から独立するきっかけ 年収別クロス集計

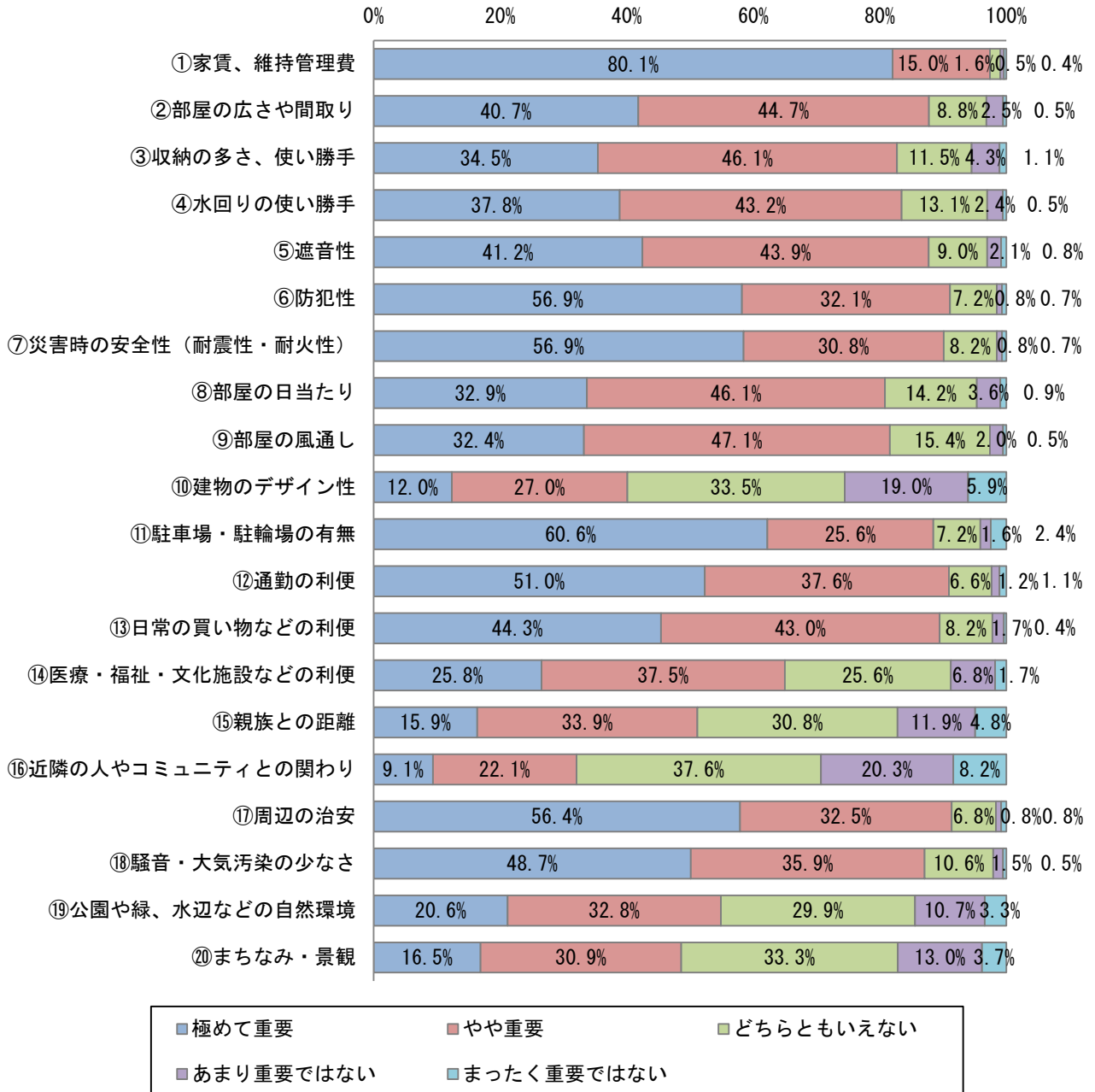
主な生計主別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=508)	③結婚 58.9%	①就職・転職 44.7%	②通勤の都合 27.2%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 25.8%	⑦プライバシーの確保 10.6%
自分 (n=73)	③結婚 57.5%	①就職・転職 42.5%	②通勤の都合 34.2%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 24.7%	④出産・育児 9.6%
親族 (n=389)	③結婚 59.9%	①就職・転職 45.8%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 26.7%	②通勤の都合 26.7%	⑦プライバシーの確保 10.5%

図表<郵送>20-8：世帯から独立するきっかけ 生計主別クロス集計

質問 21 住宅を決める際、重視することはなんですか。5段階評価で、当てはまる番号に○を付けて下さい。

全体集計 (n=747)



図表<郵送>21-1：住宅を決める際に重視すること

住宅を決める際に重視することは、全体集計において、「極めて重要」の割合が高い項目は、「家賃、維持管理費」が80.1%、次いで「駐車場・駐輪場の有無」の60.6%となった。

男女別集計では全ての項目において、「男性」より「女性」のほうが重要の割合が高かった。特に、「防犯性」及び「周辺の治安」は女性のほうが10ポイント程度高い。

質問 21 の回答のうち、重要視している項目の比較を行うため、「極めて重要」と「やや重要」を合わせた割合によるクロス集計を行う。

質問 21 のクロス集計表における 5 段階の色付けは、以下のとおりである。

95.0 超～100.0% 90.0 超～95.0% 85.0 超～90.0% 80.0 超～85.0% 75.0 超～80.0%

年齢別集計

住宅で重視すること	年齢				
	全体	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
n	747	201	217	180	146
①家賃、維持管理費	95.0%	96.0%	94.9%	95.0%	94.5%
②部屋の広さや間取り	85.4%	87.6%	84.8%	85.0%	84.2%
③収納の多さ、使い勝手	80.6%	81.1%	78.3%	81.1%	82.9%
④水回りの使い勝手	81.0%	81.6%	82.5%	78.9%	80.8%
⑤遮音性	85.1%	84.1%	84.8%	86.1%	86.3%
⑥防犯性	89.0%	87.1%	90.8%	87.8%	91.1%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	87.7%	87.6%	86.2%	89.4%	88.4%
⑧部屋の日当たり	79.0%	77.6%	79.3%	77.8%	82.2%
⑨部屋の風通し	79.5%	79.6%	77.9%	77.2%	84.9%
⑩建物のデザイン性	39.1%	46.8%	37.8%	37.8%	32.2%
⑪駐車場・駐輪場の有無	86.2%	85.1%	89.4%	83.9%	86.3%
⑫通勤の利便	88.6%	90.5%	89.4%	89.4%	84.2%
⑬日常の買い物などの利便	87.3%	89.1%	87.6%	88.9%	82.9%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	63.3%	65.7%	59.4%	63.9%	65.1%
⑮親族との距離	49.8%	52.2%	47.0%	42.8%	58.9%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	31.2%	35.3%	29.0%	30.0%	30.1%
⑰周辺の治安	88.9%	88.1%	89.4%	87.2%	91.8%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	84.6%	85.6%	83.9%	83.3%	86.3%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	53.4%	55.7%	53.0%	51.1%	53.4%
⑳まちなみ・景観	47.4%	51.7%	46.1%	46.1%	44.5%

図表<郵送>21-2：住宅を決める際に重視すること 年齢別クロス集計

男女別集計

性別 住宅で重視すること	全体	男性	女性
	n	747	324
①家賃、維持管理費	95.0%	92.3%	97.4%
②部屋の広さや間取り	85.4%	80.2%	89.6%
③収納の多さ、使い勝手	80.6%	73.8%	86.0%
④水回りの使い勝手	81.0%	73.5%	87.0%
⑤遮音性	85.1%	79.6%	89.6%
⑥防犯性	89.0%	79.9%	96.2%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	87.7%	83.6%	91.0%
⑧部屋の日当たり	79.0%	73.1%	83.6%
⑨部屋の風通し	79.5%	75.0%	83.2%
⑩建物のデザイン性	39.1%	30.9%	45.5%
⑪駐車場・駐輪場の有無	86.2%	85.2%	87.2%
⑫通勤の利便	88.6%	84.9%	91.7%
⑬日常の買い物などの利便	87.3%	81.8%	91.7%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	63.3%	59.9%	66.1%
⑮親族との距離	49.8%	42.3%	55.7%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	31.2%	28.1%	33.6%
⑰周辺の治安	88.9%	82.1%	94.3%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	84.6%	80.2%	88.2%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	53.4%	48.1%	57.6%
⑳まちなみ・景観	47.4%	39.8%	53.3%

図表<郵送>21-3：住宅を決める際に重視すること 男女別クロス集計

居住地別集計

居住地 住宅で重視すること	居住地									
	全体	郡山市	白河市	埴町	石川町	広野町	新地町	大玉村	天栄村	檜枝岐村
n	747	456	78	30	40	12	60	41	26	1
①家賃、維持管理費	95.0%	96.3%	93.6%	93.3%	97.5%	91.7%	96.7%	87.8%	84.6%	100.0%
②部屋の広さや間取り	85.4%	87.5%	76.9%	90.0%	90.0%	66.7%	86.7%	80.5%	76.9%	100.0%
③収納の多さ、使い勝手	80.6%	83.3%	78.2%	76.7%	82.5%	58.3%	76.7%	73.2%	76.9%	0.0%
④水回りの使い勝手	81.0%	81.8%	80.8%	86.7%	82.5%	58.3%	75.0%	87.8%	76.9%	0.0%
⑤遮音性	85.1%	86.0%	79.5%	83.3%	90.0%	91.7%	86.7%	80.5%	80.8%	100.0%
⑥防犯性	89.0%	89.0%	87.2%	96.7%	95.0%	83.3%	91.7%	85.4%	80.8%	0.0%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	87.7%	88.4%	84.6%	96.7%	90.0%	83.3%	91.7%	78.0%	80.8%	0.0%
⑧部屋の日当たり	79.0%	80.7%	79.5%	73.3%	70.0%	75.0%	81.7%	70.7%	73.1%	100.0%
⑨部屋の風通し	79.5%	82.0%	71.8%	86.7%	72.5%	83.3%	81.7%	70.7%	69.2%	100.0%
⑩建物のデザイン性	39.1%	37.9%	37.2%	60.0%	45.0%	25.0%	46.7%	29.3%	38.5%	0.0%
⑪駐車場・駐輪場の有無	86.2%	85.1%	83.3%	93.3%	92.5%	91.7%	90.0%	85.4%	84.6%	100.0%
⑫通勤の利便	88.6%	90.1%	80.8%	93.3%	95.0%	83.3%	93.3%	80.5%	76.9%	100.0%
⑬日常の買い物などの利便	87.3%	88.8%	85.9%	83.3%	95.0%	83.3%	88.3%	80.5%	69.2%	100.0%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	63.3%	63.6%	55.1%	70.0%	62.5%	58.3%	75.0%	63.4%	53.8%	0.0%
⑮親族との距離	49.8%	51.3%	53.8%	66.7%	42.5%	16.7%	48.3%	34.1%	42.3%	0.0%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	31.2%	30.5%	29.5%	56.7%	25.0%	41.7%	33.3%	29.3%	23.1%	0.0%
⑰周辺の治安	88.9%	91.7%	82.1%	90.0%	82.5%	75.0%	95.0%	78.0%	76.9%	100.0%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	84.6%	87.5%	78.2%	86.7%	75.0%	58.3%	90.0%	75.6%	76.9%	100.0%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	53.4%	50.7%	57.7%	66.7%	60.0%	41.7%	63.3%	46.3%	53.8%	0.0%
⑳まちなみ・景観	47.4%	45.6%	44.9%	63.3%	55.0%	33.3%	61.7%	39.0%	42.3%	0.0%

図表<郵送>21-4：住宅を決める際に重視すること 居住地別クロス集計

住居形態別集計

住居形態 住宅で重視すること	全体	持家	賃貸
n	747	651	85
①家賃、維持管理費	95.0%	94.6%	98.8%
②部屋の広さや間取り	85.4%	85.3%	85.9%
③収納の多さ、使い勝手	80.6%	80.8%	77.6%
④水回りの使い勝手	81.0%	81.4%	76.5%
⑤遮音性	85.1%	85.3%	87.1%
⑥防犯性	89.0%	88.8%	90.6%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	87.7%	87.1%	91.8%
⑧部屋の日当たり	79.0%	79.1%	78.8%
⑨部屋の風通し	79.5%	79.3%	80.0%
⑩建物のデザイン性	39.1%	38.6%	40.0%
⑪駐車場・駐輪場の有無	86.2%	86.5%	83.5%
⑫通勤の利便	88.6%	88.5%	89.4%
⑬日常の買い物などの利便	87.3%	86.3%	95.3%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	63.3%	62.4%	69.4%
⑮親族との距離	49.8%	49.5%	49.4%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	31.2%	31.0%	30.6%
⑰周辺の治安	88.9%	88.9%	88.2%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	84.6%	84.9%	82.4%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	53.4%	53.1%	54.1%
⑳まちなみ・景観	47.4%	46.7%	49.4%

図表<郵送>21-5：住宅を決める際に重視すること 住居形態別クロス集計

就業形態別集計

就業形態 住宅で重視すること	全体	正社員・自営業主	非正規雇用	家事従事、家事手伝いなど	無職
n	747	450	188	12	71
①家賃、維持管理費	95.0%	96.2%	95.7%	100.0%	93.0%
②部屋の広さや間取り	85.4%	88.2%	85.1%	75.0%	77.5%
③収納の多さ、使い勝手	80.6%	83.1%	78.7%	83.3%	76.1%
④水回りの使い勝手	81.0%	82.0%	82.4%	91.7%	74.6%
⑤遮音性	85.1%	86.2%	86.7%	91.7%	77.5%
⑥防犯性	89.0%	89.3%	89.9%	100.0%	87.3%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	87.7%	89.6%	86.2%	100.0%	84.5%
⑧部屋の日当たり	79.0%	79.1%	80.3%	83.3%	76.1%
⑨部屋の風通し	79.5%	80.4%	78.7%	75.0%	78.9%
⑩建物のデザイン性	39.1%	41.1%	36.2%	25.0%	40.8%
⑪駐車場・駐輪場の有無	86.2%	93.1%	82.4%	75.0%	64.8%
⑫通勤の利便	88.6%	90.7%	90.4%	91.7%	78.9%
⑬日常の買い物などの利便	87.3%	87.1%	87.8%	100.0%	90.1%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	63.3%	62.0%	59.6%	100.0%	71.8%
⑮親族との距離	49.8%	48.4%	51.1%	75.0%	47.9%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	31.2%	31.3%	29.8%	33.3%	28.2%
⑰周辺の治安	88.9%	90.4%	87.8%	100.0%	85.9%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	84.6%	86.4%	84.0%	100.0%	78.9%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	53.4%	56.0%	44.7%	50.0%	54.9%
⑳まちなみ・景観	47.4%	47.3%	43.1%	50.0%	53.5%

図表<郵送>21-6：住宅を決める際に重視すること 就業形態別クロス集計

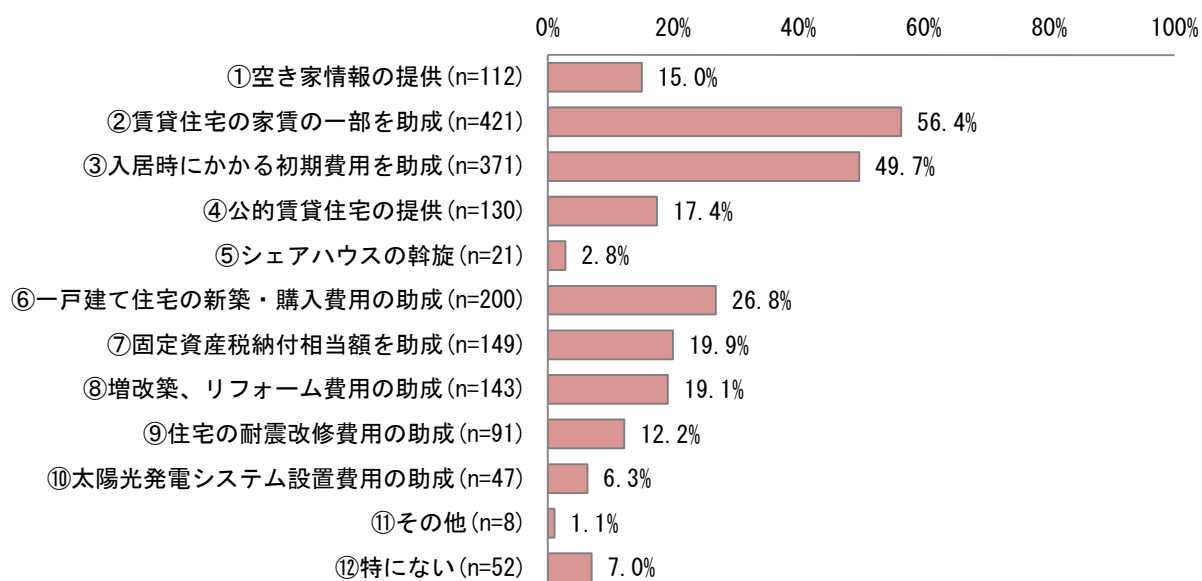
年収別集計

住宅で重視すること	年収						
	全体	① 1 0 0 万円 未満	② 2 0 0 万円 未満 以上	③ 3 0 0 万円 未満 以上	④ 4 0 0 万円 未満 以上	⑤ 5 0 0 万円 未満 以上	⑥ 5 0 0 万円 以上
n	747	123	199	242	125	30	11
①家賃、維持管理費	95.0%	91.1%	96.0%	97.9%	96.0%	93.3%	90.9%
②部屋の広さや間取り	85.4%	77.2%	87.4%	87.6%	87.2%	86.7%	100.0%
③収納の多さ、使い勝手	80.6%	73.2%	84.4%	85.1%	76.8%	80.0%	81.8%
④水回りの使い勝手	81.0%	75.6%	85.4%	85.1%	76.8%	73.3%	72.7%
⑤遮音性	85.1%	78.0%	87.4%	87.6%	84.8%	83.3%	100.0%
⑥防犯性	89.0%	87.0%	93.5%	90.5%	84.8%	93.3%	72.7%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	87.7%	82.1%	90.5%	90.5%	85.6%	90.0%	90.9%
⑧部屋の日当たり	79.0%	74.8%	83.4%	79.3%	77.6%	76.7%	81.8%
⑨部屋の風通し	79.5%	74.0%	83.4%	79.8%	80.0%	76.7%	81.8%
⑩建物のデザイン性	39.1%	35.8%	42.2%	38.0%	39.2%	33.3%	45.5%
⑪駐車場・駐輪場の有無	86.2%	62.6%	87.9%	94.6%	94.4%	93.3%	72.7%
⑫通勤の利便	88.6%	80.5%	91.0%	91.7%	91.2%	86.7%	81.8%
⑬日常の買い物などの利便	87.3%	88.6%	87.9%	88.0%	86.4%	86.7%	90.9%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	63.3%	68.3%	63.8%	62.8%	61.6%	60.0%	54.5%
⑮親族との距離	49.8%	50.4%	58.8%	46.7%	48.0%	40.0%	36.4%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	31.2%	30.9%	37.2%	28.5%	26.4%	36.7%	36.4%
⑰周辺の治安	88.9%	86.2%	91.0%	90.1%	89.6%	86.7%	90.9%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	84.6%	78.9%	90.5%	85.5%	84.0%	83.3%	72.7%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	53.4%	51.2%	55.8%	52.5%	54.4%	53.3%	54.5%
⑳まちなみ・景観	47.4%	51.2%	50.3%	46.3%	45.6%	40.0%	36.4%

図表<郵送>21-7：住宅を決める際に重視すること 年収別クロス集計

質問 22 住居について支援してほしいことはなんですか。(〇は3つまで)

全体集計 (n=747)



図表<郵送>22-1：住宅について必要な支援

住居について必要な支援は、全体集計において、「賃貸住宅の家賃の一部を助成」が 56.4%と最も高く、次いで「入居時にかかる初期費用を助成」が 49.7%となった。

年齢別集計では、「20 歳～24 歳」のみ「入居時にかかる初期費用を助成」が 1 位で、60.2%となった。

男女別集計では、「賃貸住宅の家賃の一部を助成」の割合において、「女性」のほうが「男性」よりも 15.8 ポイント高くなった。

年齢別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 56.4%	③入居時にかかる初期費用を助成 49.7%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 26.8%	⑦固定資産税納付相当額を助成 19.9%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 19.1%
20歳～24歳 (n=201)	③入居時にかかる初期費用を助成 60.2%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 57.2%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 28.4%	⑦固定資産税納付相当額を助成 18.9%	①空き家情報の提供 15.9%
25歳～29歳 (n=217)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 58.5%	③入居時にかかる初期費用を助成 46.5%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 28.1%	⑦固定資産税納付相当額を助成 18.0%	⑦固定資産税納付相当額を助成 17.5%
30歳～34歳 (n=180)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 55.0%	③入居時にかかる初期費用を助成 45.6%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 26.7%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 22.2%	⑦固定資産税納付相当額を助成 21.1%
35歳～39歳 (n=146)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 54.1%	③入居時にかかる初期費用を助成 45.9%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 28.8%	⑦固定資産税納付相当額を助成 22.6%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 22.6%

図表<郵送>22-2：住宅について必要な支援 年齢別クロス集計

男女別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 56.4%	③入居時にかかる初期費用を助成 49.7%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 26.8%	⑦固定資産税納付相当額を助成 19.9%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 19.1%
男性 (n=324)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 47.5%	③入居時にかかる初期費用を助成 41.0%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 32.7%	⑦固定資産税納付相当額を助成 25.3%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 21.0%
女性 (n=422)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 63.3%	③入居時にかかる初期費用を助成 56.4%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 22.3%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 17.8%	④公的賃貸住宅の提供 17.1%

図表<郵送>22-3：住宅について必要な支援 男女別クロス集計

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 56.4%	③入居時にかかる初期費用を助成 49.7%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 26.8%	⑦固定資産税納付相当額を助成 19.9%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 19.1%
郡山市 (n=456)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 56.8%	③入居時にかかる初期費用を助成 51.5%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 25.7%	⑦固定資産税納付相当額を助成 20.4%	④公的賃貸住宅の提供 18.4%
白河市 (n=78)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 59.0%	③入居時にかかる初期費用を助成 56.4%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 26.9%	④公的賃貸住宅の提供 20.5%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 20.5%
塙町 (n=30)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 53.3%	③入居時にかかる初期費用を助成 53.3%	①空き家情報の提供 33.3%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 30.0%	⑦固定資産税納付相当額を助成 20.0%
石川町 (n=40)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 60.0%	③入居時にかかる初期費用を助成 52.5%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 37.5%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 37.5%	⑦固定資産税納付相当額を助成 20.0%
広野町 (n=12)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 41.7%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 33.3%	③入居時にかかる初期費用を助成 16.7%	⑦固定資産税納付相当額を助成 16.7%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 16.7%
新地町 (n=60)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 61.7%	③入居時にかかる初期費用を助成 43.3%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 28.3%	⑦固定資産税納付相当額を助成 28.3%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 18.3%
大玉村 (n=41)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 43.9%	③入居時にかかる初期費用を助成 36.6%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 24.4%	①空き家情報の提供 22.0%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 22.0%
天栄村 (n=26)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 53.8%	③入居時にかかる初期費用を助成 42.3%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 23.1%	④公的賃貸住宅の提供 19.2%	①空き家情報の提供 15.4%
檜枝岐村 (n=1)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 100.0%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 100.0%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 100.0%	—	—

図表<郵送>22-4：住宅について必要な支援 居住地別クロス集計

住居形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 56.4%	③入居時にかかる初期費用を助成 49.7%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 26.8%	⑦固定資産税納付相当額を助成 19.9%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 19.1%
持家 (n=651)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 54.7%	③入居時にかかる初期費用を助成 49.2%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 26.7%	⑦固定資産税納付相当額を助成 20.9%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 20.1%
賃貸 (n=85)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 69.4%	③入居時にかかる初期費用を助成 54.1%	④公的賃貸住宅の提供 29.4%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 29.4%	①空き家情報の提供 16.5%

図表 22-5：住宅について必要な支援 住居形態別クロス集計

就業形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 56.4%	③入居時にかかる初期費用を助成 49.7%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 26.8%	⑦固定資産税納付相当額を助成 19.9%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 19.1%
正社員 自営業主 (n=450)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 57.8%	③入居時にかかる初期費用を助成 50.9%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 32.2%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 22.0%	⑦固定資産税納付相当額を助成 21.3%
非正規雇用 (n=188)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 58.0%	③入居時にかかる初期費用を助成 51.6%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 22.9%	④公的賃貸住宅の提供 19.1%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 17.0%
家業従事 家事手伝い (n=12)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 58.3%	③入居時にかかる初期費用を助成 41.7%	④公的賃貸住宅の提供 41.7%	⑫特にない 25.0%	⑤シェアハウスの斡旋 16.7%
無職 (n=71)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 53.5%	③入居時にかかる初期費用を助成 45.1%	④公的賃貸住宅の提供 31.0%	⑦固定資産税納付相当額を助成 26.8%	①空き家情報の提供 14.1%

図表<郵送>22-6：住宅について必要な支援 就業形態別クロス集計

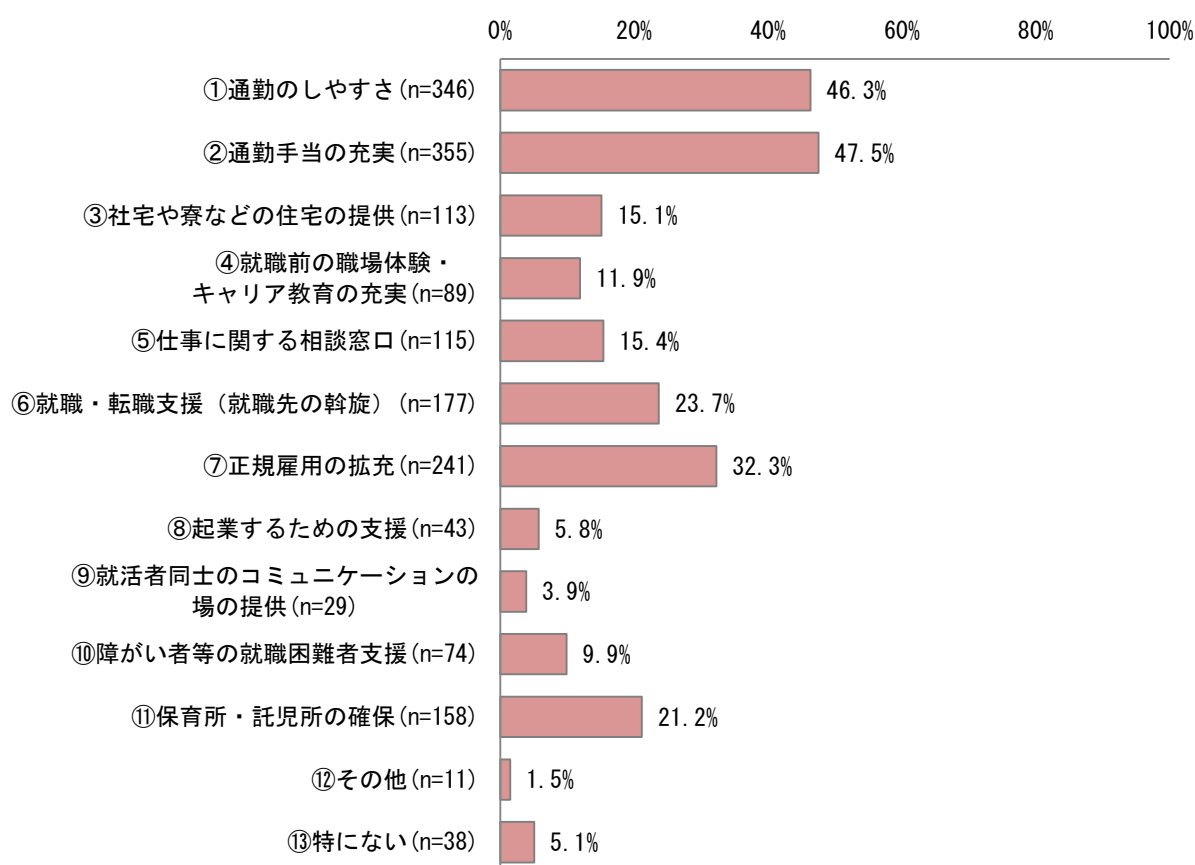
年収別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 56.4%	③入居時にかかる初期費用を助成 49.7%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 26.8%	⑦固定資産税納付相当額を助成 19.9%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 19.1%
100万円未満 (n=123)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 49.6%	③入居時にかかる初期費用を助成 41.5%	④公的賃貸住宅の提供 26.8%	⑦固定資産税納付相当額を助成 23.6%	①空き家情報の提供 17.1%
100万円以上 200万円未満 (n=199)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 61.8%	③入居時にかかる初期費用を助成 57.8%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 23.6%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 18.1%	④公的賃貸住宅の提供 17.1%
200万円以上 300万円未満 (n=242)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 57.0%	③入居時にかかる初期費用を助成 51.7%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 31.4%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 21.9%	⑦固定資産税納付相当額を助成 19.8%
300万円以上 400万円未満 (n=125)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 60.0%	③入居時にかかる初期費用を助成 48.0%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 32.8%	⑦固定資産税納付相当額を助成 23.2%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 20.0%
400万円以上 500万円未満 (n=30)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 53.3%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 40.0%	③入居時にかかる初期費用を助成 36.7%	⑦固定資産税納付相当額を助成 30.0%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 20.0%
500万円以上 (n=11)	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 54.5%	⑦固定資産税納付相当額を助成 36.4%	⑧増改築、リフォーム費用の助成 36.4%	①空き家情報の提供 27.3%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 18.2%

図表<郵送>22-7：住宅について必要な支援 年収別クロス集計

質問 23 仕事をする上で、どのような支援が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

全体集計 (n=747)



図表<郵送>23-1：仕事をする上で必要な支援

仕事をする上で必要な支援は、全体集計において、「通勤手当の充実」が47.5%と最も高く、次いで「通勤のしやすさ」の46.3%となった。

男女別集計の「女性」の結果において、「通勤手当の充実」が52.6%、「通勤のしやすさ」が47.2%と、どちらも「男性」よりも高い割合となった。

就業形態別集計では、「非正規雇用」のみ、5位に「社宅や寮などの住宅の提供」が入った。

男女別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	②通勤手当の充実 47.5%	①通勤のしやすさ 46.3%	⑦正規雇用の拡充 32.3%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 23.7%	⑩保育所・託児所の 確保 21.2%
男性 (n=324)	①通勤のしやすさ 45.4%	②通勤手当の充実 41.0%	⑦正規雇用の拡充 32.7%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 21.9%	⑩保育所・託児所の 確保 16.4%
女性 (n=422)	②通勤手当の充実 52.6%	①通勤のしやすさ 47.2%	⑦正規雇用の拡充 32.0%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 25.1%	⑩保育所・託児所の 確保 24.9%

図表<郵送>23-2：仕事をする上で必要な支援 男女別クロス集計

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	②通勤手当の充実 47.5%	①通勤のしやすさ 46.3%	⑦正規雇用の拡充 32.3%	⑥就職・転職支援(就職先の斡旋) 23.7%	⑩保育所・託児所の確保 21.2%
郡山市 (n=456)	②通勤手当の充実 47.1%	①通勤のしやすさ 46.1%	⑦正規雇用の拡充 29.8%	⑥就職・転職支援(就職先の斡旋) 25.0%	⑩保育所・託児所の確保 20.0%
白河市 (n=78)	②通勤手当の充実 46.2%	⑦正規雇用の拡充 42.3%	①通勤のしやすさ 39.7%	⑩保育所・託児所の確保 24.4%	⑤仕事に関する相談窓口(カウンセリング) 21.8%
塙町 (n=30)	①通勤のしやすさ 60.0%	②通勤手当の充実 43.3%	⑦正規雇用の拡充 43.3%	⑥就職・転職支援(就職先の斡旋) 33.3%	⑤仕事に関する相談窓口(カウンセリング) 16.7%
石川町 (n=40)	②通勤手当の充実 55.0%	①通勤のしやすさ 52.5%	⑦正規雇用の拡充 35.0%	⑩保育所・託児所の確保 30.0%	③社宅や寮などの住宅の提供 20.0%
広野町 (n=12)	①通勤のしやすさ 41.7%	②通勤手当の充実 33.3%	④就職前の職場体験・キャリア教育の充実 25.0%	⑦正規雇用の拡充 25.0%	⑬特にない 16.7%
新地町 (n=60)	①通勤のしやすさ 45.0%	②通勤手当の充実 45.0%	⑦正規雇用の拡充 40.0%	⑩保育所・託児所の確保 28.3%	⑥就職・転職支援(就職先の斡旋) 26.7%
大玉村 (n=41)	②通勤手当の充実 58.5%	①通勤のしやすさ 46.3%	⑦正規雇用の拡充 31.7%	⑩保育所・託児所の確保 22.0%	⑥就職・転職支援(就職先の斡旋) 19.5%
天栄村 (n=26)	①通勤のしやすさ 50.0%	②通勤手当の充実 42.3%	③社宅や寮などの住宅の提供 34.6%	⑥就職・転職支援(就職先の斡旋) 23.1%	⑩保育所・託児所の確保 23.1%
檜枝岐村 (n=1)	②通勤手当の充実 100.0%	③社宅や寮などの住宅の提供 100.0%	—	—	—

図表<郵送>23-3：仕事をする上で必要な支援 居住地別クロス集計

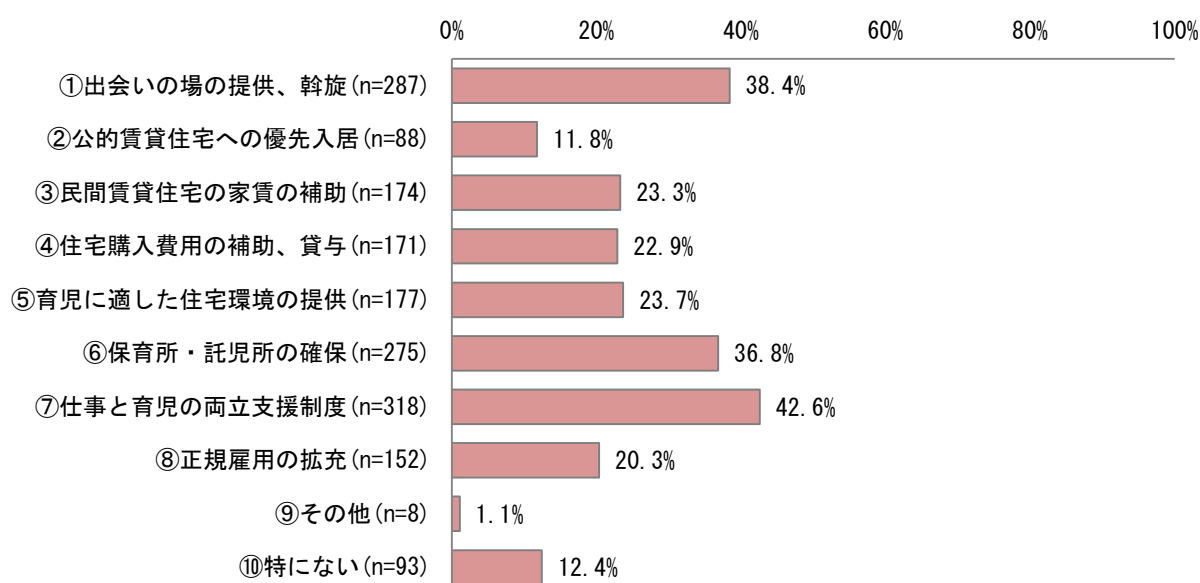
就業形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	②通勤手当の充実 47.5%	①通勤のしやすさ 46.3%	⑦正規雇用の拡充 32.3%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 23.7%	⑩保育所・託児所の 確保 21.2%
正社員 自営業主 (n=450)	②通勤手当の充実 53.3%	①通勤のしやすさ 48.7%	⑦正規雇用の拡充 28.2%	⑩保育所・託児所の 確保 26.4%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 23.6%
非正規雇用 (n=188)	⑦正規雇用の拡充 45.7%	①通勤のしやすさ 44.7%	②通勤手当の充実 43.6%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 25.0%	③社宅や寮などの住 宅の提供 16.5%
家業従事 家事手伝い (n=12)	⑩保育所・託児所の 確保 41.7%	①通勤のしやすさ 25.0%	②通勤手当の充実 25.0%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 25.0%	⑦正規雇用の拡充 25.0%
無職 (n=71)	①通勤のしやすさ 38.0%	②通勤手当の充実 29.6%	⑦正規雇用の拡充 29.6%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 28.2%	⑩障がい者等の就職 困難者支援 23.9%

図表<郵送>23-4：仕事をする上で必要な支援 就業形態別クロス集計

質問 24 結婚をする上で、どのような支援が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

全体集計 (n=747)



図表<郵送>24-1：結婚をする上で必要な支援

結婚をする上で必要な支援は、全体集計において、「仕事と育児の両立支援制度」が42.6%と最も高く、次いで「出会いの場の提供、斡旋」の38.4%となった。

男女別集計では、「男性」では「出会いの場の提供、斡旋」が46.9%と最も多く、「女性」では「仕事と育児の両立支援制度」が53.1%と最も多い結果となった。

男女別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	⑦ 仕事と育児の両立支援制度 42.6%	① 出会いの場の提供、斡旋 38.4%	⑥ 保育所・託児所の確保 36.8%	⑤ 育児に適した住宅環境の提供 23.7%	③ 民間賃貸住宅の家賃の補助 23.3%
男性 (n=324)	① 出会いの場の提供、斡旋 46.9%	⑥ 保育所・託児所の確保 29.6%	⑦ 仕事と育児の両立支援制度 29.0%	④ 住宅購入費用の補助、貸与 25.3%	⑧ 正規雇用の拡充 24.1%
女性 (n=422)	⑦ 仕事と育児の両立支援制度 53.1%	⑥ 保育所・託児所の確保 42.4%	① 出会いの場の提供、斡旋 32.0%	⑤ 育児に適した住宅環境の提供 24.9%	③ 民間賃貸住宅の家賃の補助 23.7%

図表<郵送>24-2：結婚をする上で必要な支援 男女別クロス集計

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	⑦仕事と育児の両立 支援制度 42.6%	①出会いの場の提 供、斡旋 38.4%	⑥保育所・託児所の 確保 36.8%	⑤育児に適した住宅 環境の提供 23.7%	③民間賃貸住宅の家 賃の補助 23.3%
郡山市 (n=456)	⑦仕事と育児の両立 支援制度 43.2%	①出会いの場の提 供、斡旋 37.1%	⑥保育所・託児所の 確保 34.9%	④住宅購入費用の補 助、貸与 24.1%	③民間賃貸住宅の家 賃の補助 23.5%
白河市 (n=78)	⑦仕事と育児の両立 支援制度 44.9%	①出会いの場の提 供、斡旋 35.9%	⑧正規雇用の拡充 32.1%	⑥保育所・託児所の 確保 29.5%	⑤育児に適した住宅 環境の提供 25.6%
塙町 (n=30)	①出会いの場の提 供、斡旋 43.3%	⑥保育所・託児所の 確保 43.3%	⑦仕事と育児の両立 支援制度 36.7%	④住宅購入費用の補 助、貸与 33.3%	③民間賃貸住宅の家 賃の補助 23.3%
石川町 (n=40)	①出会いの場の提 供、斡旋 42.5%	⑥保育所・託児所の 確保 40.0%	⑦仕事と育児の両立 支援制度 40.0%	⑤育児に適した住宅 環境の提供 30.0%	④住宅購入費用の補 助、貸与 27.5%
広野町 (n=12)	①出会いの場の提 供、斡旋 50.0%	⑦仕事と育児の両立 支援制度 33.3%	⑧正規雇用の拡充 25.0%	⑩特にな い 25.0%	⑥保育所・託児所の 確保 16.7%
新地町 (n=60)	⑦仕事と育児の両立 支援制度 48.3%	⑥保育所・託児所の 確保 46.7%	①出会いの場の提 供、斡旋 41.7%	③民間賃貸住宅の家 賃の補助 30.0%	⑤育児に適した住宅 環境の提供 26.7%
大玉村 (n=41)	⑥保育所・託児所の 確保 46.3%	⑦仕事と育児の両立 支援制度 41.5%	①出会いの場の提 供、斡旋 39.0%	⑤育児に適した住宅 環境の提供 29.3%	⑧正規雇用の拡充 22.0%
天栄村 (n=26)	⑥保育所・託児所の 確保 50.0%	①出会いの場の提 供、斡旋 46.2%	⑦仕事と育児の両立 支援制度 34.6%	③民間賃貸住宅の家 賃の補助 30.8%	④住宅購入費用の補 助、貸与 26.9%
檜枝岐村 (n=1)	③民間賃貸住宅の家 賃の補助 100.0%	④住宅購入費用の補 助、貸与 100.0%	⑤育児に適した住宅 環境の提供 100.0%	—	—

図表<郵送>24-3：結婚をする上で必要な支援 居住地別クロス集計

就業形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=747)	⑦仕事と育児の両立 支援制度(育児休業 等) 42.6%	①出会いの場の提 供、斡旋 38.4%	⑥保育所・託児所の 確保 36.8%	⑤育児に適した住宅 環境の提供 23.7%	③民間賃貸住宅の家 賃の補助 23.3%
正社員 自営業主 (n=450)	⑦仕事と育児の両立 支援制度(育児休業 等) 47.1%	①出会いの場の提 供、斡旋 42.2%	⑥保育所・託児所の 確保 42.0%	⑤育児に適した住宅 環境の提供 28.2%	④住宅購入費用の補 助、貸与 28.0%
非正規雇用 (n=188)	⑦仕事と育児の両立 支援制度(育児休業 等) 38.3%	①出会いの場の提 供、斡旋 35.6%	⑥保育所・託児所の 確保 33.5%	⑧正規雇用の拡充 30.3%	③民間賃貸住宅の家 賃の補助 26.6%
家業従事 家事手伝い (n=12)	⑥保育所・託児所の 確保 58.3%	⑦仕事と育児の両立 支援制度(育児休業 等) 58.3%	⑤育児に適した住宅 環境の提供 41.7%	①出会いの場の提 供、斡旋 25.0%	⑩特にな い 25.0%
無職 (n=71)	⑩特にな い 29.6%	①出会いの場の提 供、斡旋 25.4%	⑧正規雇用の拡充 25.4%	③民間賃貸住宅の家 賃の補助 23.9%	⑦仕事と育児の両立 支援制度(育児休業 等) 23.9%

図表<郵送>24-4：結婚をする上で必要な支援 就業形態別クロス集計

④調査票

若年単身者*への住宅に関するアンケート調査票
(*親と同居している20歳～39歳の単身者〔就学生は除く〕)

<あなたのことについてお聞きします>

問1 あなたの現在の年齢をお答えください。(数字で具体的に)

() 歳

問2 あなたの性別をお答えください。(○はひとつだけ)

①男性 ②女性

問3 あなたがお住まいの市町村はどちらですか。

() 市・町・村

問4 あなたが現在居住している住宅の種類を教えてください。(○はひとつだけ)

※①～③を選択した場合は、括弧内のア～ウも併せて回答してください。

①持家 (ア 戸建 イ 共同住宅) ※同居者の持家を含む
②借家 (ア 民営の戸建 イ 民営の共同住宅 ウ 公的賃貸)
③社宅、寮 (ア 戸建 イ 共同住宅)
④その他 ()

問5 現在、あなたと同居している方はどなたですか。(○はいくつでも)

①父・母 ⑤自身の子ども
②兄弟・姉妹 ⑥その他の親族
③祖父・祖母 ⑦親族以外 ()
④配偶者 ⑧同居人はいない

質問は以上です。
ご協力ありがとうございました。

問6 あなたは現在結婚する予定はありますか。(○はひとつだけ)

①結婚している
②結婚する予定がある
③結婚する予定はない (結婚していたことがある)
④結婚する予定はない (結婚したことはない)

問7 あなたの就業形態等はどれに該当しますか。仕事を複数お持ちの場合は、最も主要な仕事をお答えください。(○はひとつだけ)

①学生 (浪人含む) ⑥パート・アルバイト (内職含む)
②自営業主 ⑦家業従事、家事手伝いなど
③正社員 ⑧無職 (求職)
④契約社員 ⑨無職 (非求職)
⑤派遣社員 ⑩その他 ()

問8 あなたが最後に卒業・中途退学した学校はどれですか。(○はひとつだけ)

①中学校	④高等専門学校・短期大学
②高等学校	⑤4年制大学・大学院
③専門学校	⑥その他 ()

問9 あなたの税込の年収はいくらですか。わからない場合は、手取りの月額を⑦に記入してください。(○はひとつだけ)

①100万円未満	⑤400万円以上 500万円未満
②100万円以上 200万円未満	⑥500万円以上
③200万円以上 300万円未満	⑦ () 万円/月
④300万円以上 400万円未満	

問10 主に生計を立てているのはどなたですか。(○はひとつだけ)

①自分
②親族 → 生活費を月にいくら負担していますか () 円
③親族と生計が一緒(農業や自営業など)
④その他(生活保護等)

問11 あなたは普段どのようなときに外出しますか。(○は主なものにひとつだけ)

①仕事で週に3日以上外出する
②遊び等で頻繁に外出する
③人づきあいのためときどき外出する
④ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のみ外出する
⑤ふだんは家にいるが、近所のスーパーやコンビニには出かける
⑥自室からは出るが、家からは外出しない
⑦自室からほとんど出ない
⑧その他 ()

＜住居に関する意識調査＞

－現在の世帯からの独立－

問 12 現在の世帯から独立していない理由はなんですか。(〇はいくつでも)

- ①家業を手伝う必要があるため
- ②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため
- ③別居をすると生活費を捻出できないため
- ④家事の負担が軽減できるため
- ⑤金銭的な負担が軽減できるため
- ⑥住み心地や利便性のよい住宅が見つからないため
- ⑦寂しいため
- ⑧職場が近いため
- ⑨何かあった場合、不安なため(病気、近隣トラブル、犯罪等)
- ⑩親族が認めてくれないため
- ⑪自身の病気やケガのため
- ⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため
- ⑬その他 ()

5 ページの「住宅選びで重視する項目と支援」に進み、問 21以降をお答えください。

問 13 現在の世帯から独立する予定がありますか。(〇はひとつだけ)

- ①予定がある
- ③予定はなく、独立したいと思わない
- ②予定はないが、独立したい

問 14 現在の世帯から独立するために必要と思う支援はなんですか。5段階評価で、当てはまる番号に〇を付けてください。

		極めて重要	やや重要	どちらともいえない	あまり重要ではない	まったく重要ではない
①	住まいに関する支援 (公的住宅への入居、家賃補助など)	5	4	3	2	1
②	仕事に関する支援 (雇用の斡旋、通勤支援など)	5	4	3	2	1
③	結婚に関する支援 (出会いの場の提供など)	5	4	3	2	1
④	医療・介護に関する支援 (介護サポート、施設の斡旋など)	5	4	3	2	1
⑤	その他 ()	5	4	3	2	1

—住宅選びで重視する項目と支援—

問 21 住宅を決める際、重視することはなんですか。5段階評価で、当てはまる番号に○を付けて下さい。

		極めて重要	やや重要	どちらとも言えない	あまり重要ではない	まったく重要ではない
--	--	-------	------	-----------	-----------	------------

A 住宅の費用・性能などについて

①	家賃、維持管理費	5	4	3	2	1
②	部屋の広さや間取り	5	4	3	2	1
③	収納の多さ、使い勝手	5	4	3	2	1
④	水回りの使い勝手	5	4	3	2	1
⑤	遮音性	5	4	3	2	1
⑥	防犯性	5	4	3	2	1
⑦	災害時の安全性（耐震性・耐火性）	5	4	3	2	1
⑧	部屋の日当たり	5	4	3	2	1
⑨	部屋の風通し	5	4	3	2	1
⑩	建物のデザイン性	5	4	3	2	1
⑪	駐車場・駐輪場の有無	5	4	3	2	1

B 敷地の利便性などについて

⑫	通勤の利便	5	4	3	2	1
⑬	日常の買い物などの利便	5	4	3	2	1
⑭	医療・福祉・文化施設などの利便	5	4	3	2	1
⑮	親族との距離	5	4	3	2	1
⑯	近隣の人やコミュニティとの関わり	5	4	3	2	1

C 周辺的环境について

⑰	周辺の治安	5	4	3	2	1
⑱	騒音・大気汚染の少なさ	5	4	3	2	1
⑲	公園や緑、水辺などの自然環境	5	4	3	2	1
⑳	まちなみ・景観	5	4	3	2	1

問 22 住居について支援してほしいことはなんですか。(〇は3つまで)

- ①空き家情報の提供
- ②賃貸住宅の家賃の一部を助成
- ③入居時にかかる初期費用を助成
- ④公的賃貸住宅の提供
- ⑤シェアハウスの斡旋
- ⑥一戸建て住宅の新築・購入費用の助成
- ⑦固定資産税納付相当額を助成
- ⑧増改築、リフォーム費用の助成
- ⑨住宅の耐震改修費用の助成
- ⑩太陽光発電システム設置費用の助成
- ⑪その他 ()
- ⑫特にない

<仕事と結婚で望む支援>

問 23 仕事をする上で、どのような支援が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- ①通勤のしやすさ
- ②通勤手当の充実
- ③社宅や寮などの住宅の提供
- ④就職前の職場体験・キャリア教育の充実
- ⑤仕事に関する相談窓口(カウンセリング)
- ⑥就職・転職支援(就職先の斡旋)
- ⑦正規雇用の拡充
- ⑧起業するための支援
- ⑨就活者同士のコミュニケーションの場の提供
- ⑩障がい者等の就職困難者支援
- ⑪保育所・託児所の確保
- ⑫その他 ()
- ⑬特にない

問 24 結婚する上で、どのような支援が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

- ①出会いの場の提供、斡旋
- ②公的賃貸住宅への優先入居
- ③民間賃貸住宅の家賃の補助
- ④住宅購入費用の補助、貸与
- ⑤育児に適した住宅環境の提供
- ⑥保育所・託児所の確保
- ⑦仕事と育児の両立支援制度(育児休業等)
- ⑧正規雇用の拡充
- ⑨その他 ()
- ⑩特にない

<ヒアリングの協力>

自分の仕事・結婚・住居等、あなたのライフプランについて話す場を設けた場合、ご参加いただくことは可能でしょうか。可能な場合は、以下の項目にご記入ください。

名前 (ニックネーム可)	
メールアドレス	

質問は以上で終了です。ご協力ありがとうございました。

(2) WEB 調査

①調査目的

この調査は、郵送調査と同様の目的で行っている。郵送調査に加え、地域の充足を図るため、郵送調査を行っていない地域に対して、WEB 調査を行った。WEB 調査はネットリサーチ会社が保有するパネルに対して行っている。

②調査方法

A 調査対象 郵送調査を行った市町村を除く福島県内市町村

対象選定条件

- ・年齢が 20～39 歳
- ・住民基本台帳の続柄が子
- ・職業が学生以外
- ・未婚

B 調査方法 ネットリサーチ会社が保有するパネルに対する WEB 調査

C 調査期間 平成 30 年 11 月 30 日～12 月 14 日

D 配布数・回答数 配布数：目標回答数を 1,000 票に設定して配布
回答数：819 票

E 調査票 アンケート調査票は郵送調査と同じ

F 有効回答数 質問 1～13、21 以降・・・808 票
質問 14～20・・・・・・・・・・507 票

G 留意事項 比率の計算において、「無回答」は母数に含めているが、グラフには表示しないものとする。また、回答においては、事前選定条件を基に抽出を行ったが、質問 5 において、「自身の子ども」のみを選択している方（11 票）を対象外としたため、808 票が有効回答数となる。

■居住地別集計は以下の区分とする

●会津地方

会津若松市	喜多方市	下郷町	只見町
南会津町	西会津町	磐梯町	猪苗代町
会津坂下町	柳津町	三島町	金山町
会津美里町	檜枝岐村※	北塩原村	湯川村
昭和村			

●中通り

福島市	郡山市※	白河市※	須賀川市
二本松市	田村市	伊達市	本宮市
桑折町	国見町	川俣町	鏡石町
矢吹町	棚倉町	矢祭町	塙町※
石川町※	浅川町	古殿町	三春町
小野町	大玉村※	天栄村※	西郷村
泉崎村	中島村	鮫川村	玉川村
平田村			

●浜通り

いわき市	相馬市	南相馬市	広野町※
檜葉町	富岡町	大熊町	双葉町
浪江町	新地町※	川内村	葛尾村
飯舘村			

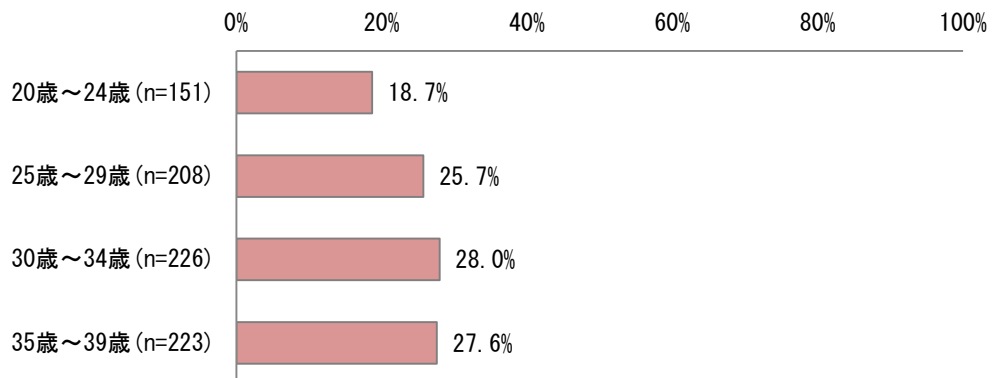
※郵送調査実施市町村（WEB調査対象外）

③各質問の集計

A 属性調査

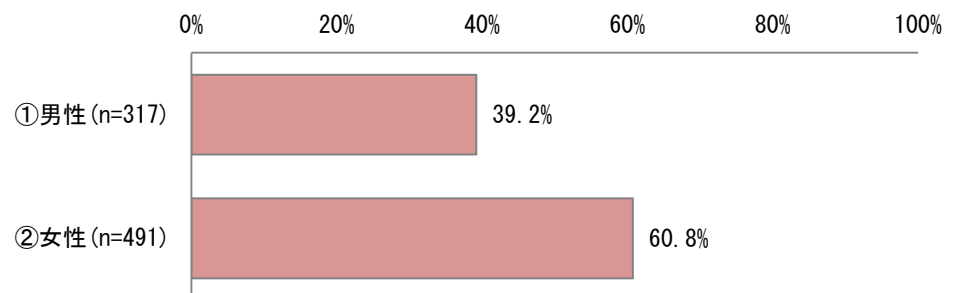
質問1 あなたの現在の年齢をお答えください。

全体集計 (n=808)



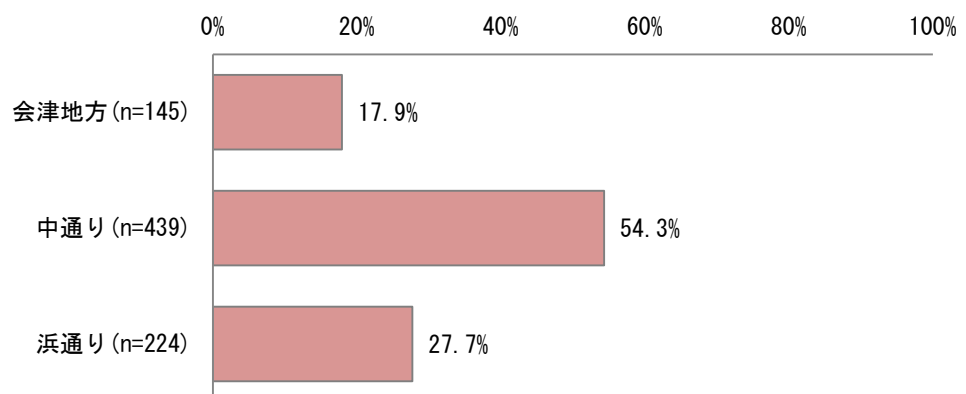
質問2 あなたの性別をお答えください。

全体集計 (n=808)



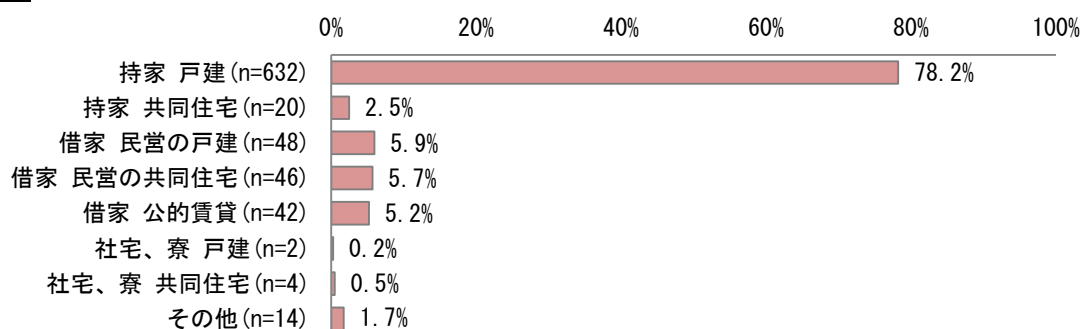
質問3 あなたがお住まいの市町村はどちらですか。

全体集計 (n=808)



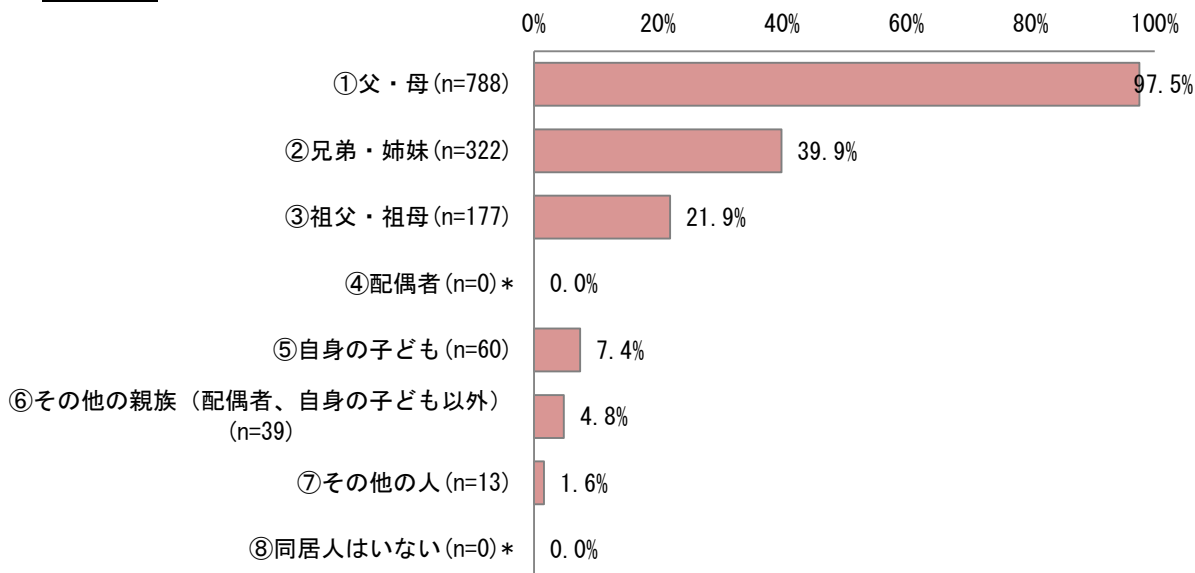
質問4 あなたが現在居住している住宅の種類を教えてください。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=808)



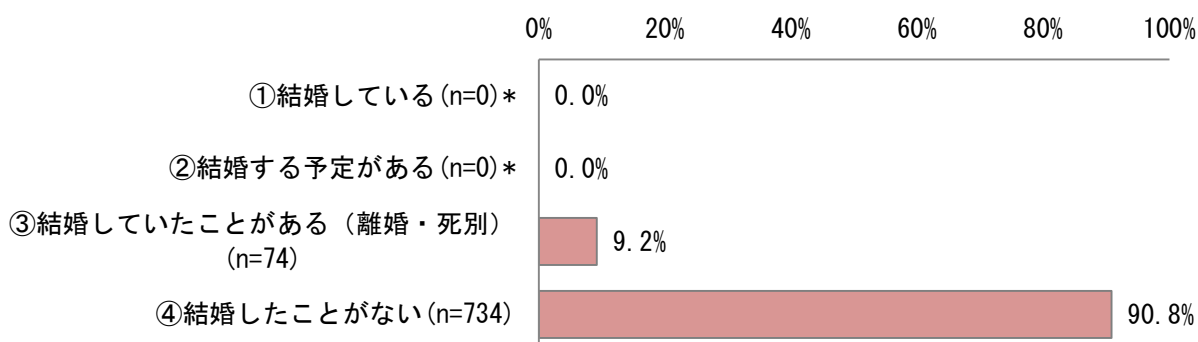
質問5 現在、あなたと同居している方はどなたですか。(〇はいくつでも)

全体集計 (n=808)



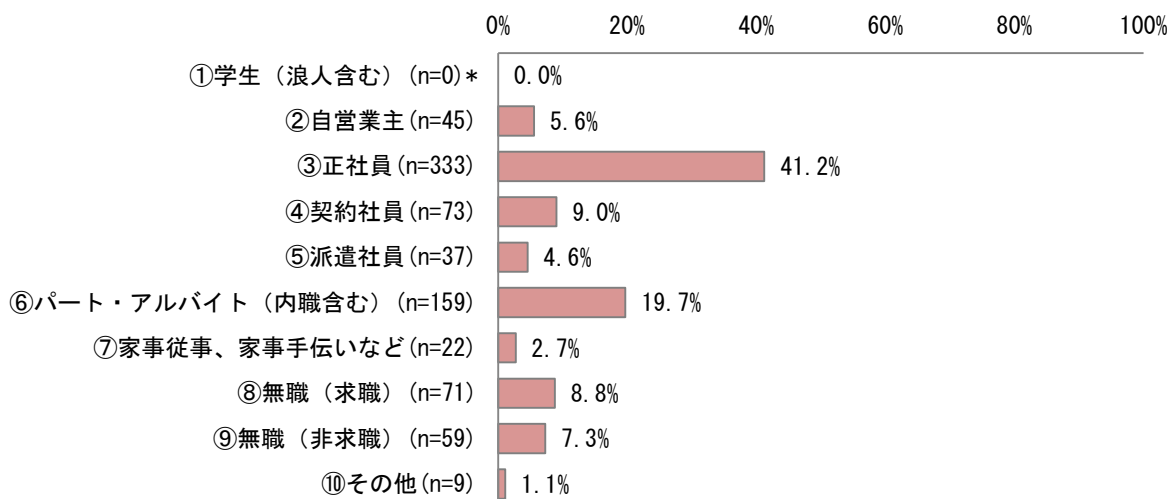
質問6 あなたは現在結婚する予定はありますか。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=808)



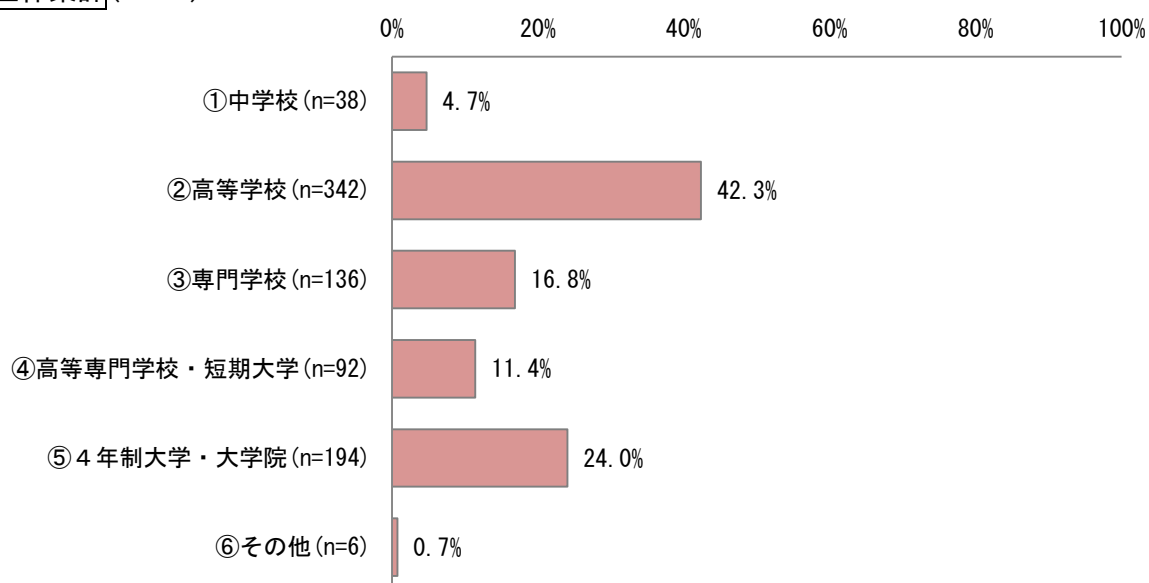
質問7 あなたの就業形態等はどれに該当しますか。仕事を複数お持ちの場合は、最も主要な仕事をお答えください。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=808)



質問8 あなたが最後に卒業・中途退学した学校はどれですか。(〇はひとつだけ)

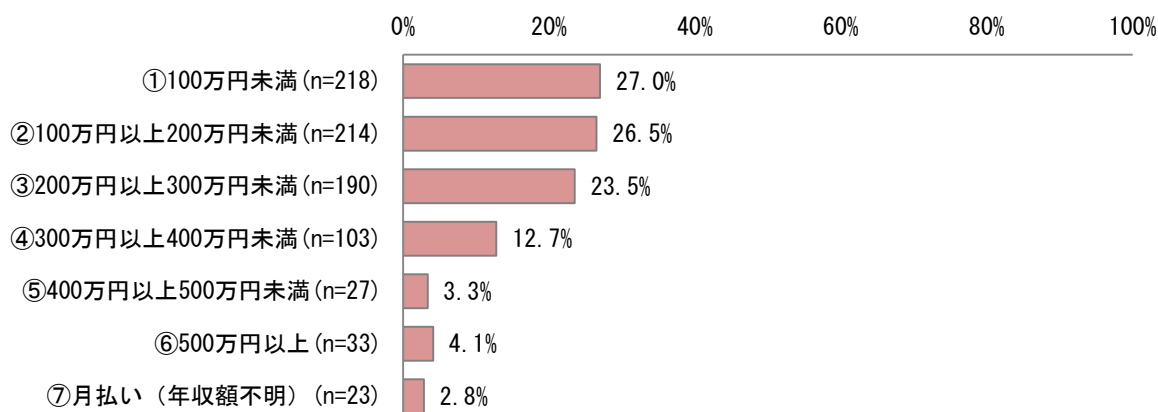
全体集計 (n=808)



*注：これらの選択肢が選択された回答は集計対象から除外した (100 ページ「G 留意事項」を参照)。

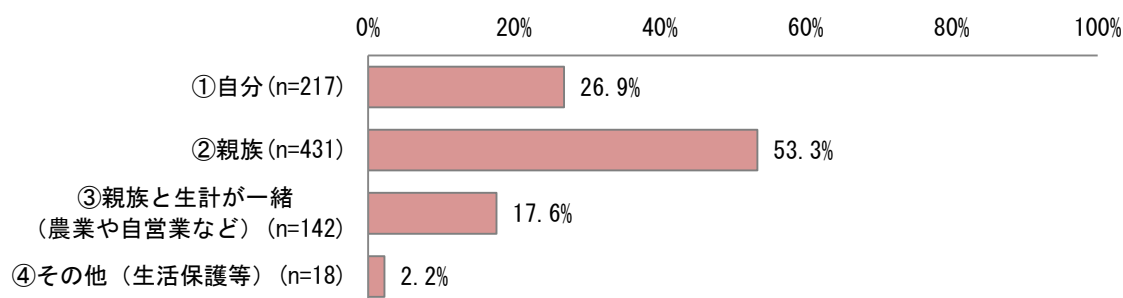
質問9 あなたの税込の年収はいくらですか。わからない場合は、手取りの月額を記入してください。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=808)



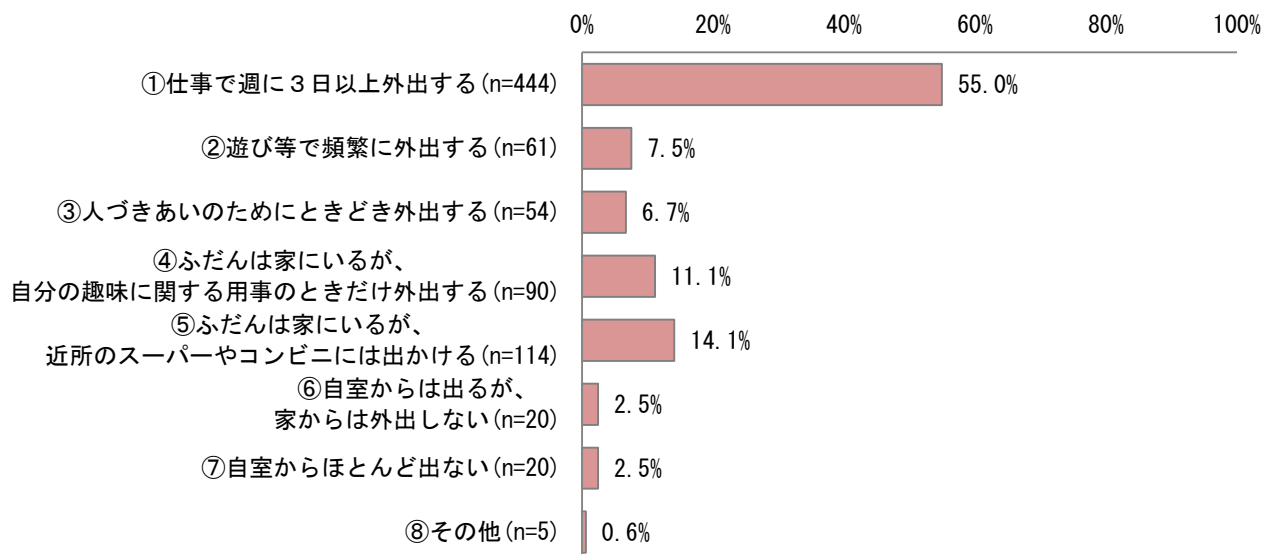
質問10 主に生計を立てているのはどなたですか。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=808)



質問11 あなたは普段どのようなときに外出しますか。(〇は主なものにひとつだけ)

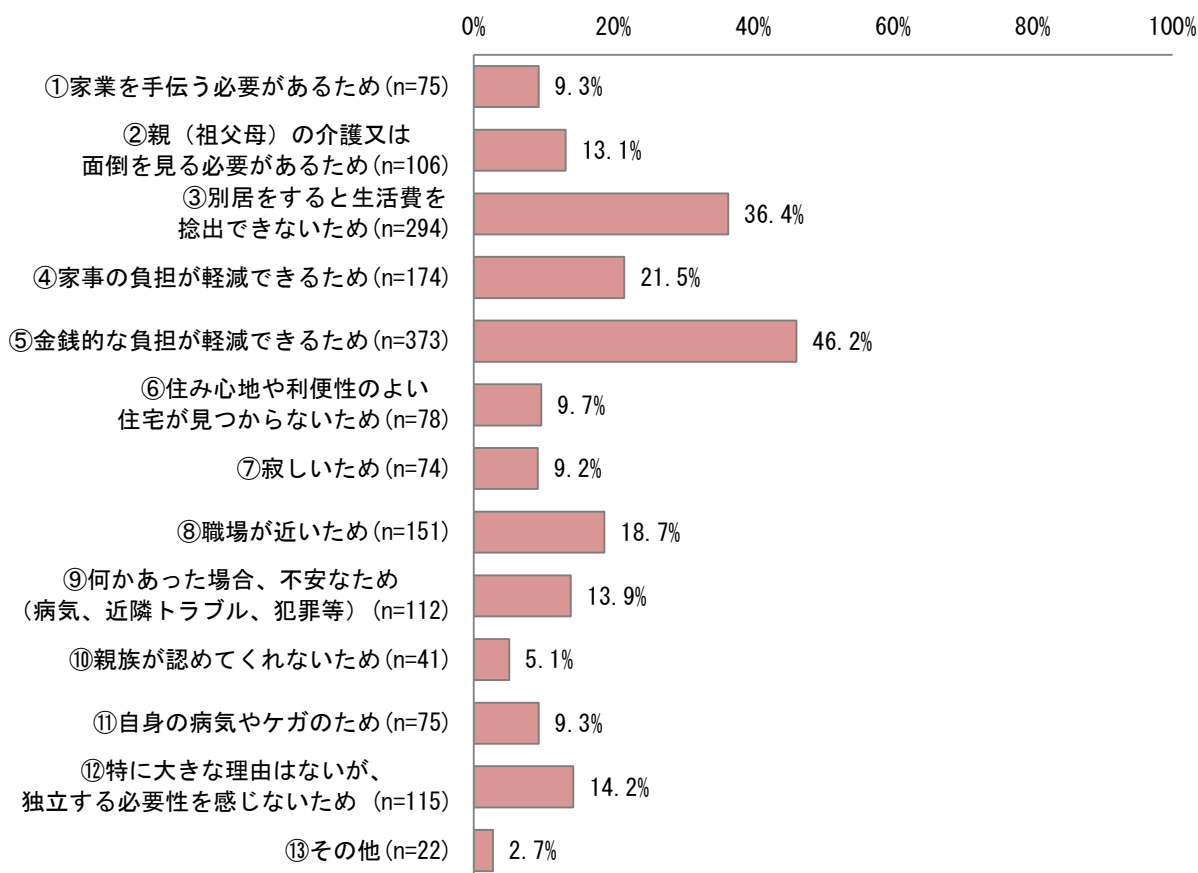
全体集計 (n=808)



B 住居に関する意識調査

質問 12 現在の世帯から独立していない理由は何ですか。(〇はいくつでも)

全体集計 (n=808)



図表<WEB>12-1：独立していない理由

現在の世帯から独立していない理由は、全体集計において、「金銭的な負担が軽減できるため」が46.2%で最も高く、次いで「別居をすると生活費を捻出できないため」が36.4%となった。

年収別集計では、「金銭的な負担が軽減できるため」と回答したのは、「200万円以上300万円未満」の55.1%が最も高く、「100万円未満」では「別居をすると生活費を捻出できないため」が42.3%で最も高くなり、より経済的な困窮度が著しいことがうかがえる。

年齢別集計では、年齢にかかわらず、金銭的な理由が上位を占める結果となったが、「35歳～39歳」において、「親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため」が19.3%で4位に入った。

質問 12 以降のクロス集計の図表の色付けは、以下のとおりである。

全体集計における 1 位の項目

全体集計における 2 位の項目

全体集計における 3 位の項目

全体集計における 4 位の項目

全体集計における 5 位の項目

年齢別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 46.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 36.4%	④家事の負担が軽減できるため 21.5%	⑧職場が近い 18.7%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 14.2%
20歳～24歳 (n=151)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 47.0%	③別居をすると生活費を捻出できないため 36.4%	⑧職場が近い 19.2%	④家事の負担が軽減できるため 18.5%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 18.5%
25歳～29歳 (n=208)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 50.5%	③別居をすると生活費を捻出できないため 39.9%	④家事の負担が軽減できるため 28.8%	⑧職場が近い 21.6%	⑨何かあった場合、不安なため 19.2%
30歳～34歳 (n=226)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 48.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 35.8%	④家事の負担が軽減できるため 19.0%	⑧職場が近い 18.1%	⑨何かあった場合、不安なため 14.6%
35歳～39歳 (n=223)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 39.5%	③別居をすると生活費を捻出できないため 33.6%	④家事の負担が軽減できるため 19.3%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 19.3%	⑧職場が近い 16.1%

図表<WEB>12-2：独立していない理由 年齢別クロス集計

男女別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 46.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 36.4%	④家事の負担が軽減できるため 21.5%	⑧職場が近い 18.7%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 14.2%
男性 (n=317)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 34.7%	③別居をすると生活費を捻出できないため 33.1%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 18.9%	④家事の負担が軽減できるため 18.3%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 14.8%
女性 (n=491)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 53.6%	③別居をすると生活費を捻出できないため 38.5%	⑧職場が近い 23.8%	④家事の負担が軽減できるため 23.6%	⑨何かあった場合、不安なため 15.7%

図表<WEB>12-3：独立していない理由 男女別クロス集計

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 46.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 36.4%	④家事の負担が軽減できるため 21.5%	⑧職場が近い 18.7%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 14.2%
会津地方 (n=145)	③別居をすると生活費を捻出できないため 48.3%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 46.2%	④家事の負担が軽減できるため 15.2%	⑧職場が近い 15.2%	⑨何かあった場合、不安なため 14.5%
中通り (n=439)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 48.1%	③別居をすると生活費を捻出できないため 33.7%	④家事の負担が軽減できるため 24.4%	⑧職場が近い 22.6%	⑨何かあった場合、不安なため 14.8%
浜通り (n=224)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 42.4%	③別居をすると生活費を捻出できないため 33.9%	④家事の負担が軽減できるため 20.1%	⑧職場が近い 14.3%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため ②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 13.4%

図表<WEB>12-4：独立していない理由 居住地別クロス集計

住居形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 46.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 36.4%	④家事の負担が軽減できるため 21.5%	⑧職場が近い 18.7%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 14.2%
持家 (n=652)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 45.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 35.1%	④家事の負担が軽減できるため 21.9%	⑧職場が近い 18.6%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 14.6%
賃貸 (n=136)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 50.0%	③別居をすると生活費を捻出できないため 43.4%	④家事の負担が軽減できるため 19.9%	⑧職場が近い 17.6%	⑨何かあった場合、不安なため 15.4%

図表<WEB>12-5：独立していない理由 住居形態別クロス集計

就業形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 46.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 36.4%	④家事の負担が軽減できるため 21.5%	⑧職場が近い 18.7%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 14.2%
正社員 自営業主 (n=378)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 47.1%	③別居をすると生活費を捻出できないため 32.0%	④家事の負担が軽減できるため 24.3%	⑧職場が近い 24.3%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 15.3%
非正規雇用 (n=269)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 53.5%	③別居をすると生活費を捻出できないため 42.0%	④家事の負担が軽減できるため 21.2%	⑧職場が近い 20.8%	⑨何かあった場合、不安なため 17.5%
家業従事 家事手伝い (n=22)	③別居をすると生活費を捻出できないため 45.5%	①家業を手伝う必要があるため 40.9%	⑪自身の病気やケガのため 36.4%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 27.3%	④家事の負担が軽減できるため 22.7%
無職 (n=130)	③別居をすると生活費を捻出できないため 35.4%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 33.1%	⑪自身の病気やケガのため 23.1%	⑨何かあった場合、不安なため 16.2%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 16.2%

図表<WEB>12-6：独立していない理由 就業形態別クロス集計

年収別集計

年収別集計では「⑦月払い」の数値を集計に含めるため以下の計算を行い、各区分に割り振った。

計算式：月払いの金額 ÷ 0.8 × 12 か月

※月払いの金額は手取りによる収入であるため、0.8 で割ることで年収による金額に調整している。

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 46.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 36.4%	④家事の負担が軽減できるため 21.5%	⑧職場が近い 18.7%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 14.2%
100万円未満 (n=222)	③別居をすると生活費を捻出できないため 42.3%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 39.2%	⑪自身の病気やケガのため 23.4%	⑨何かあった場合、不安なため 20.7%	④家事の負担が軽減できるため 20.3%
100万円以上 200万円未満 (n=226)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 52.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 43.8%	⑧職場が近い 23.0%	④家事の負担が軽減できるため 17.7%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 12.4%
200万円以上 300万円未満 (n=196)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 55.1%	③別居をすると生活費を捻出できないため 33.7%	④家事の負担が軽減できるため 24.0%	⑧職場が近い 22.4%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 14.3%
300万円以上 400万円未満 (n=104)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 43.3%	④家事の負担が軽減できるため 26.9%	③別居をすると生活費を捻出できないため 26.0%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 24.0%	⑧職場が近い 23.1%
400万円以上 500万円未満 (n=27)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 33.3%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 29.6%	④家事の負担が軽減できるため 25.9%	⑧職場が近い 25.9%	①家業を手伝う必要があるため 18.5%
500万円以上 (n=33)	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 33.3%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 21.2%	④家事の負担が軽減できるため 21.2%	⑧職場が近い 21.2%	⑤金銭的な負担が軽減できるため 18.2%

図表<WEB>12-7：独立していない理由 年収別クロス集計

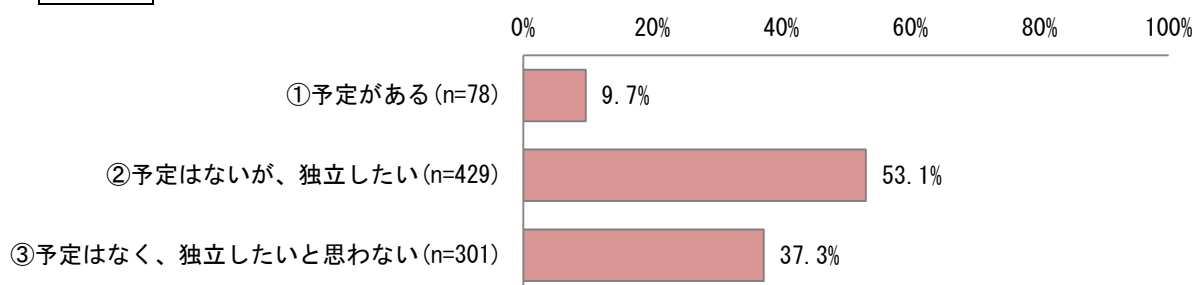
主な生計主別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 46.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 36.4%	④家事の負担が軽減できるため 21.5%	⑧職場が近い 18.7%	⑫特に大きな理由はないが、独立する必要性を感じないため 14.2%
自分 (n=217)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 33.6%	③別居をすると生活費を捻出できないため 23.0%	④家事の負担が軽減できるため 20.3%	②親(祖父母)の介護又は面倒を見る必要があるため 18.9%	⑧職場が近い 16.6%
親族 (n=431)	⑤金銭的な負担が軽減できるため 52.2%	③別居をすると生活費を捻出できないため 43.4%	⑧職場が近い 22.7%	④家事の負担が軽減できるため 21.6%	⑨何かあった場合、不安なため 14.4%

図表<WEB>12-8：独立していない理由 生計主別クロス集計

質問 13 現在の世帯から独立する予定がありますか。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=808)

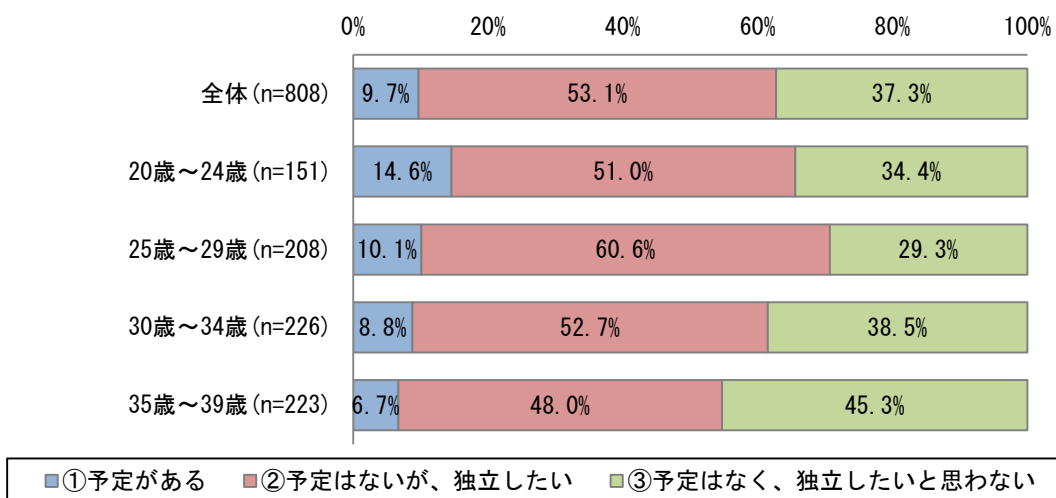


図表<WEB>13-1：世帯から独立する予定

現在の世帯からの独立の予定は、全体集計において、53.1%が「予定はないが、独立したい」と回答し、「予定はなく、独立したいと思わない」は37.3%となった。

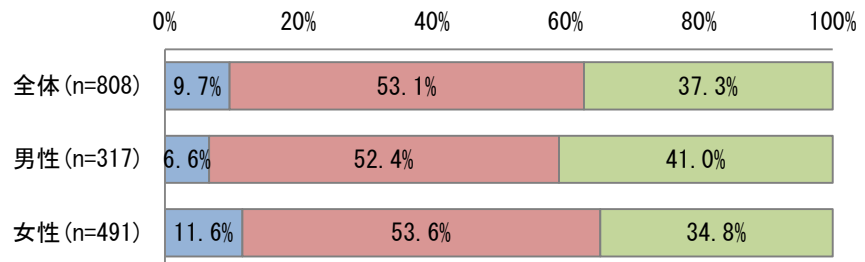
年齢別集計では、どの年齢層においても「予定はないが、独立したい」の回答が約50%となった。また、年齢層が下がるにつれて「予定がある」と回答した割合が高くなった。

年齢別集計



図表<WEB>13-2：世帯から独立する予定 年齢別クロス集計

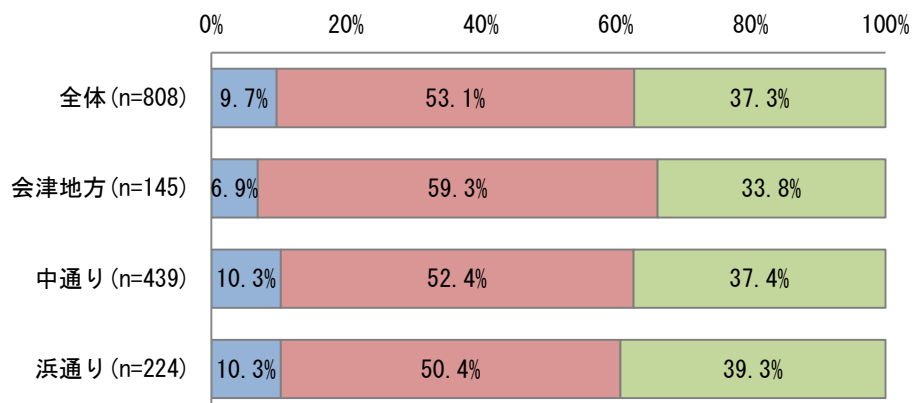
男女別集計



■①予定がある ■②予定はないが、独立したい ■③予定はなく、独立したいと思わない

図表<WEB>13-3：世帯から独立する予定 男女別クロス集計

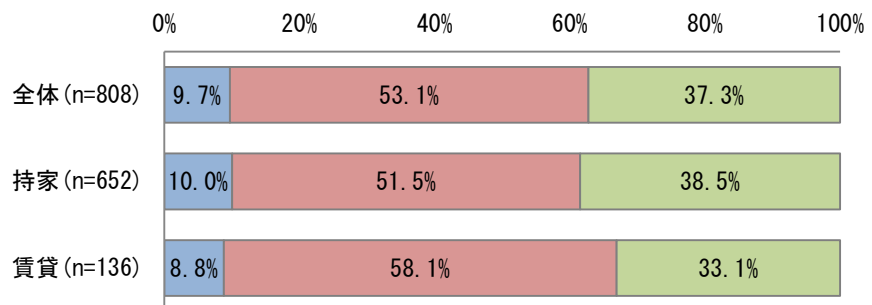
居住地別集計



■①予定がある ■②予定はないが、独立したい ■③予定はなく、独立したいと思わない

図表<WEB>13-4：世帯から独立する予定 居住地別クロス集計

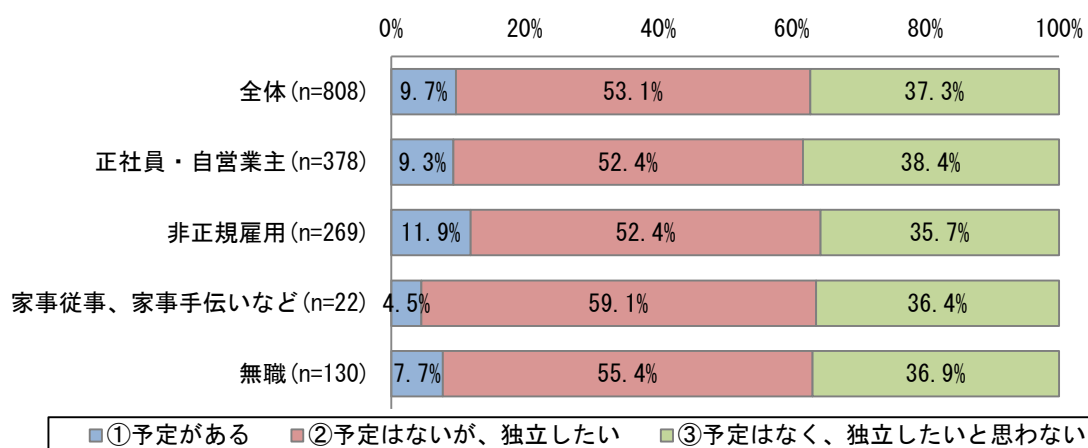
住居形態別集計



■①予定がある ■②予定はないが、独立したい ■③予定はなく、独立したいと思わない

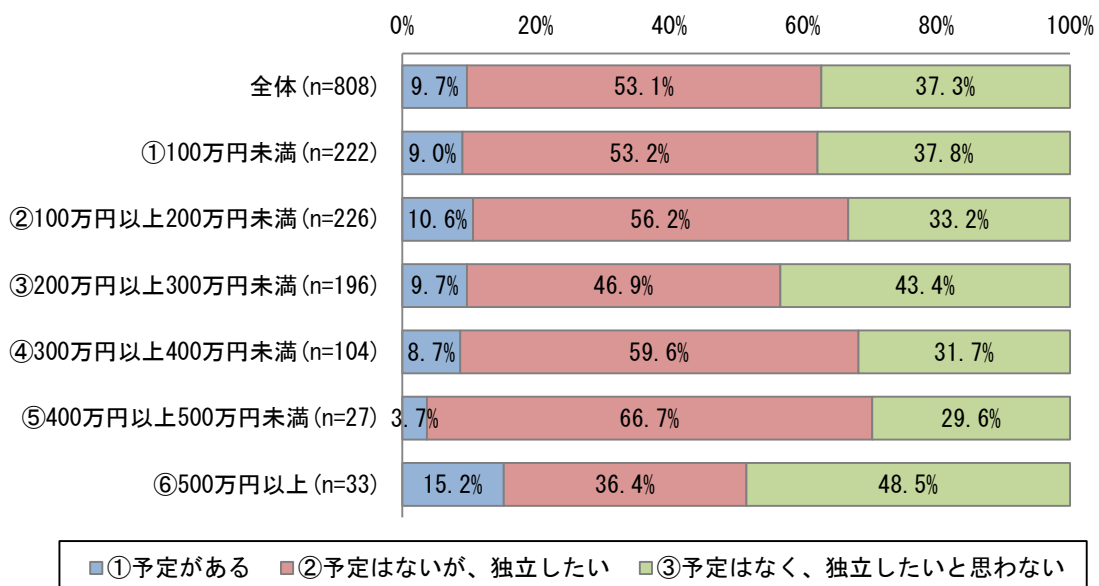
図表<WEB>13-5：世帯から独立する予定 住居形態別クロス集計

就業形態別集計



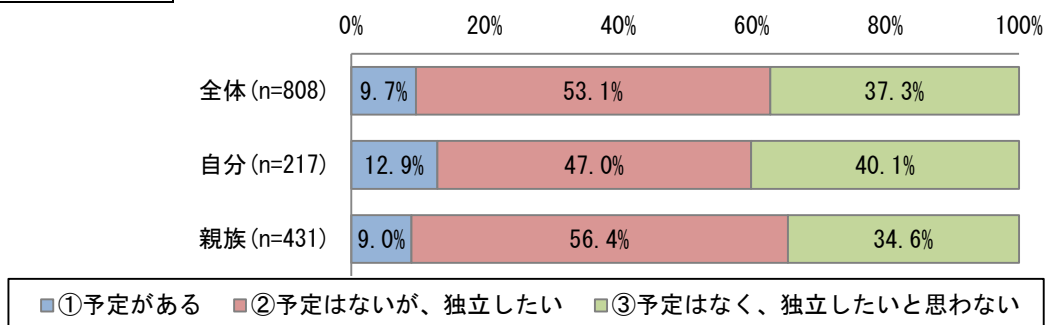
図表<WEB>13-6：世帯から独立する予定 就業形態別クロス集計

年収別集計



図表<WEB>13-7：世帯から独立する予定 年収別クロス集計

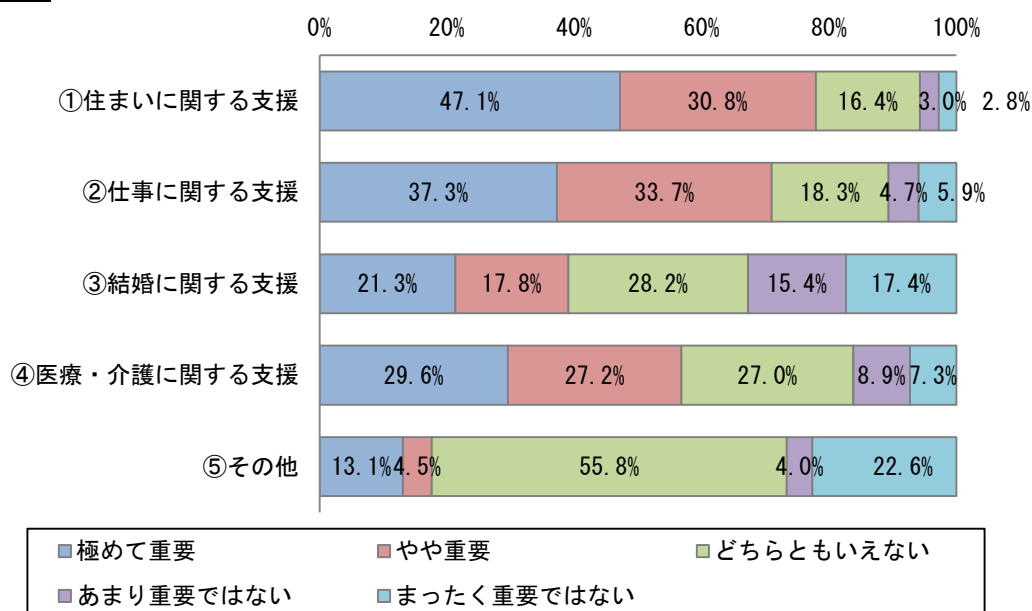
主な生計主別集計



図表<WEB>13-8：世帯から独立する予定 生計主別クロス集計

質問 14 現在の世帯から独立するために必要と思う支援はなんですか。5段階評価で、当てはまる番号に○を付けてください。

全体集計 (n=507)



図表<WEB>14-1：独立のために必要な支援

現在の世帯から独立するために必要な支援において、「極めて重要」の割合が高くなったのは、「住まいに関する支援」の47.1%で、次いで「仕事に関する支援」の37.3%となった。

「その他」の支援では、「公共交通機関の充実」、「ひとり親世帯への支援」、「障がい者への支援」等の回答があった。

住まいに関する支援の男女別集計では、「極めて重要」の割合が「女性」のほうが高く、51.9%だった。また、就業形態別集計では、「家事従事、家事手伝いなど」において、「極めて重要」が64.3%と最も高く、「正社員・自営業主」の50.2%と比較して、住まいに関する支援が重要であると回答する割合が高くなった。

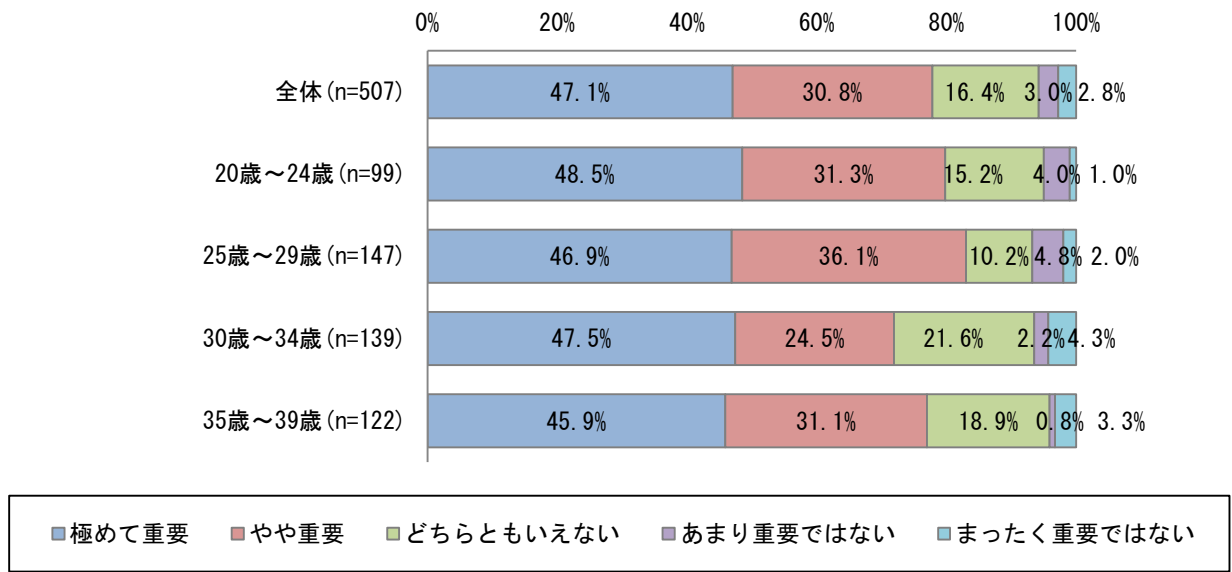
仕事に関する支援の年齢別集計では、「極めて重要」の割合が「35歳～39歳」の43.4%が最も高く、次いで「20歳～24歳」の38.4%となった。また、就業形態別集計では、「家事従事、家事手伝いなど」のみ、「極めて重要」の割合が50.0%に達した。

結婚に関する支援の年齢別集計では、「極めて重要」の割合が、「30歳～34歳」において22.3%と最も高いが、年齢による割合の差は小さかった。

医療・介護に関する支援の男女別集計では、「女性」において、「極めて重要」の割合が31.6%となり、「男性」では26.2%となった。

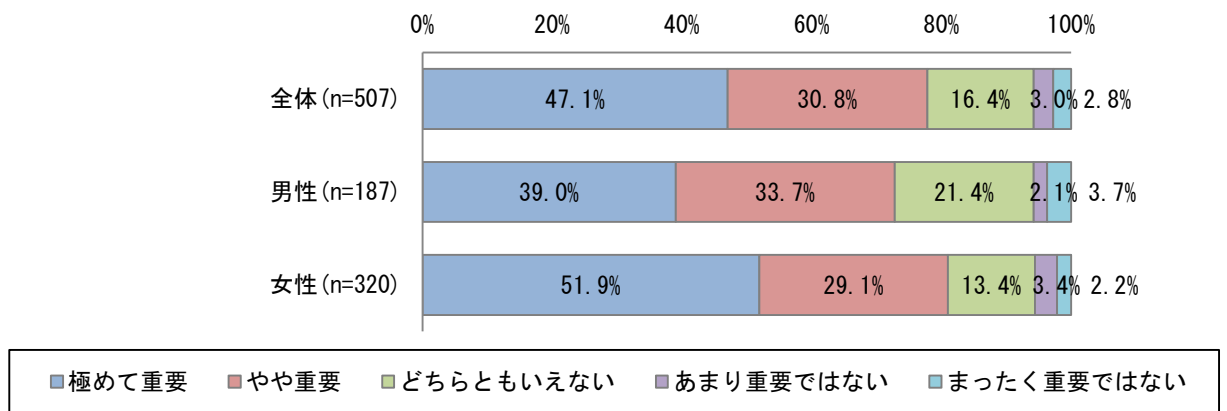
「①住まいに関する支援」

年齢別集計



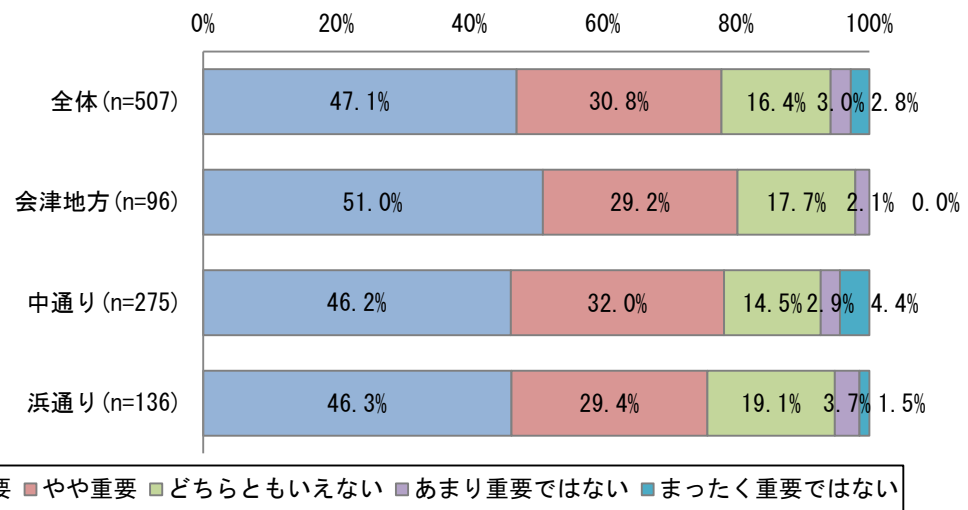
図表<WEB>14-2：独立のために必要な支援（住まい） 年齢別クロス集計

男女別集計



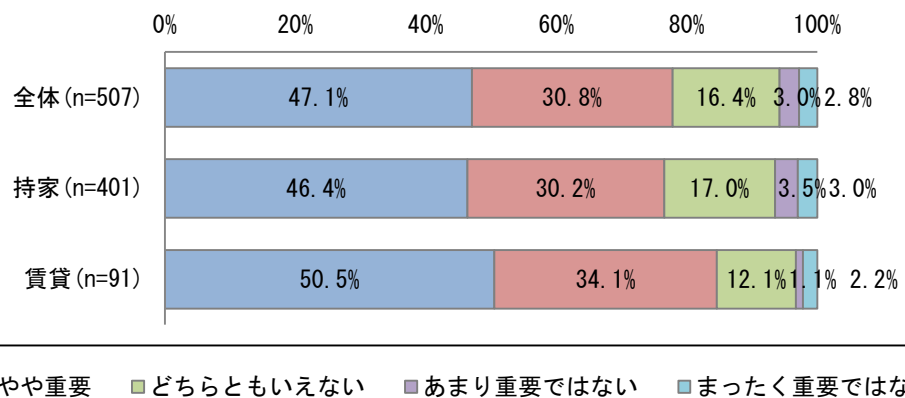
図表<WEB>14-3：独立のために必要な支援（住まい） 男女別クロス集計

居住地別集計



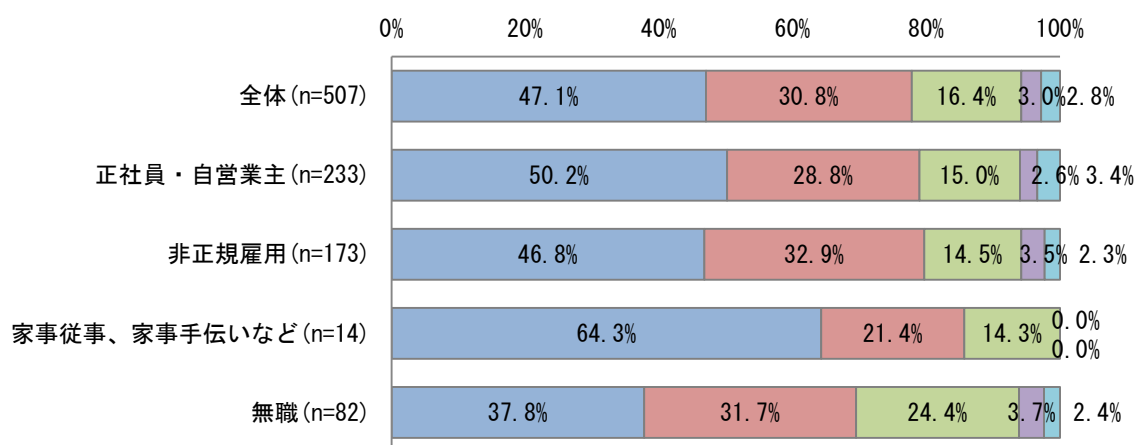
図表<WEB>14-4：独立のために必要な支援（住まい） 居住地別クロス集計

住居形態別集計



図表<WEB>14-5：独立のために必要な支援（住まい） 住居形態別クロス集計

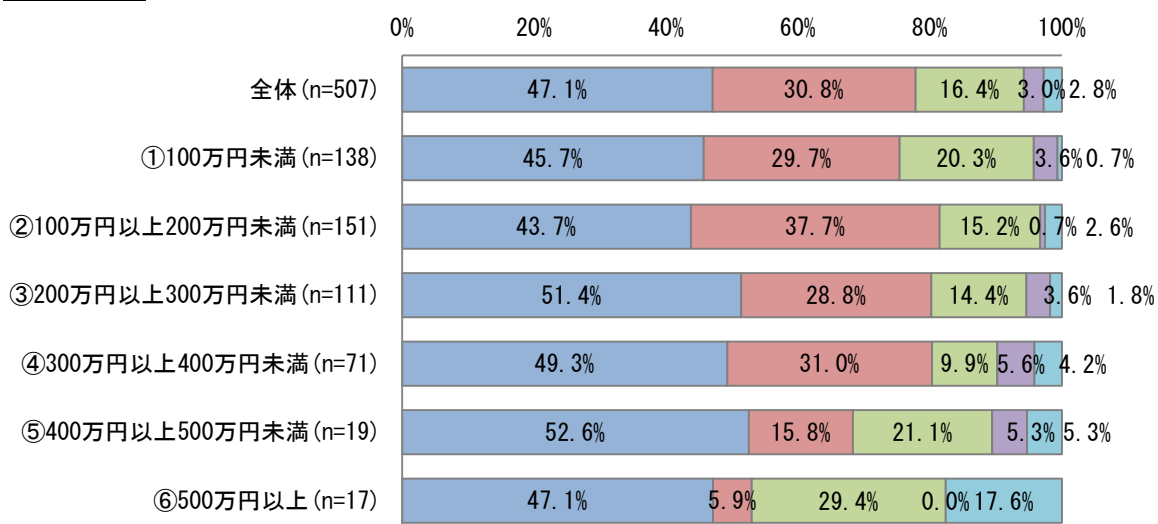
就業形態別集計



■ 極めて重要 ■ やや重要 ■ どちらともいえない ■ あまり重要ではない ■ まったく重要ではない

図表<WEB>14-6：独立のために必要な支援（住まい） 就業形態別クロス集計

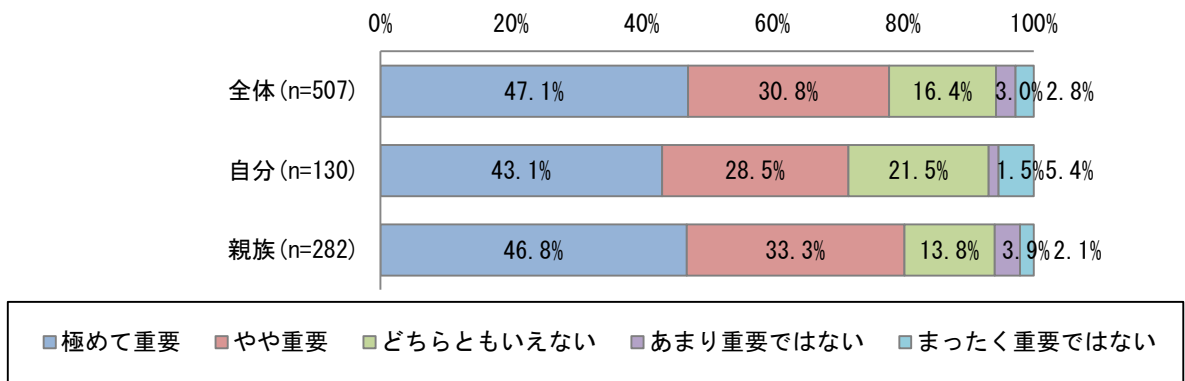
年収別集計



■ 極めて重要 ■ やや重要 ■ どちらともいえない ■ あまり重要ではない ■ まったく重要ではない

図表<WEB>14-7：独立のために必要な支援（住まい） 年収別クロス集計

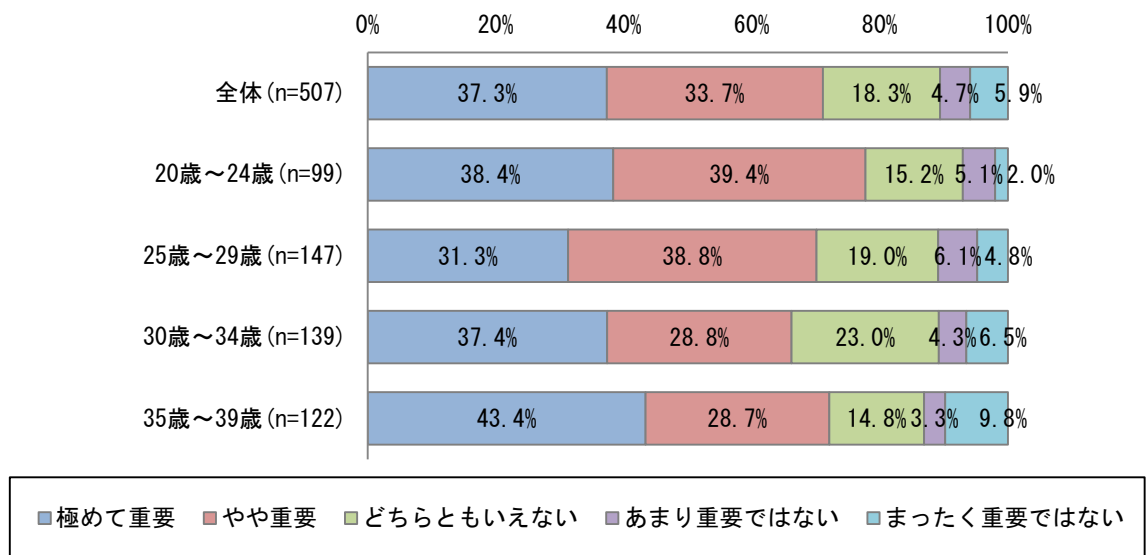
主な生計主別集計



図表<WEB>14-8：独立のために必要な支援（住まい） 生計主別クロス集計

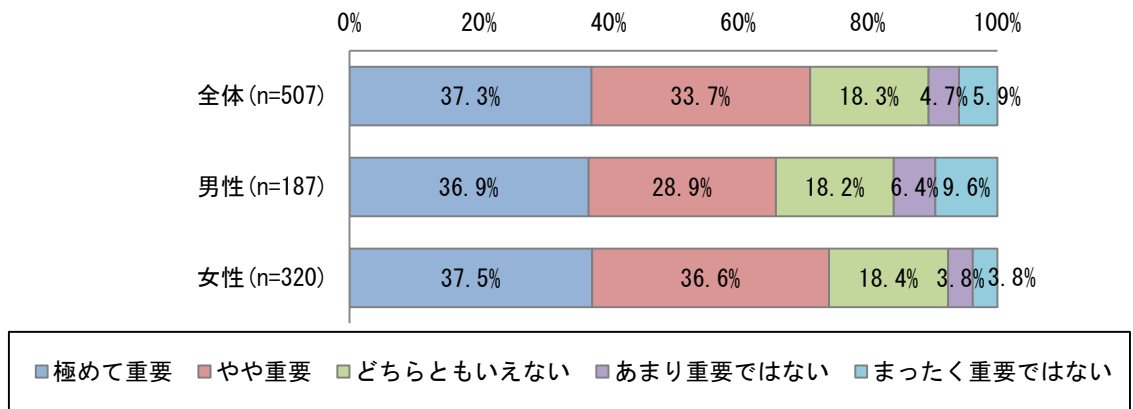
「②仕事に関する支援」

年齢別集計



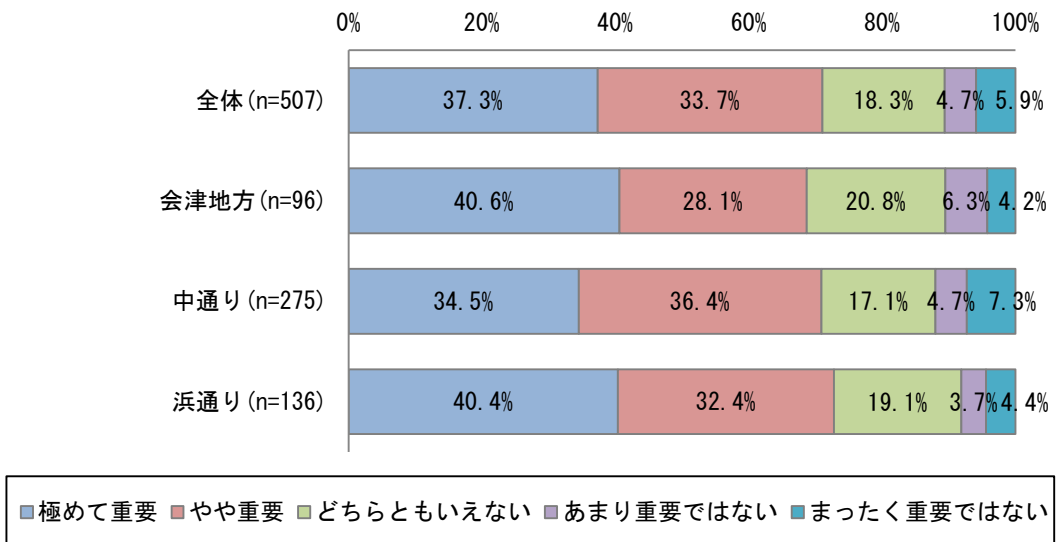
図表<WEB>14-9：独立のために必要な支援（仕事） 年齢別クロス集計

男女別集計



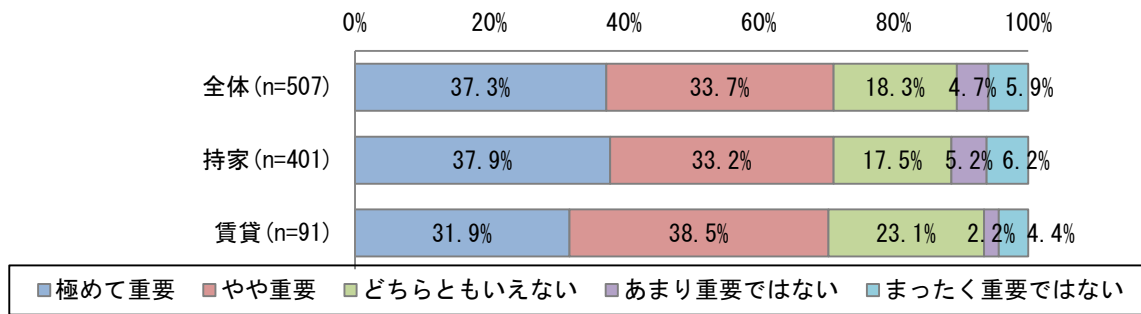
図表<WEB>14-10：独立のために必要な支援（仕事） 男女別クロス集計

居住地別集計



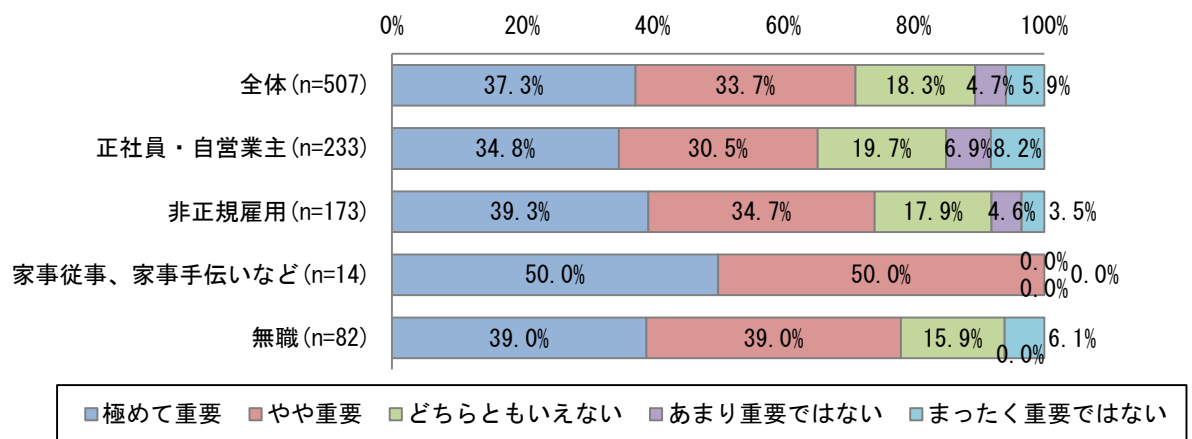
図表<WEB>14-11：独立のために必要な支援（仕事） 居住地別クロス集計

住居形態別集計



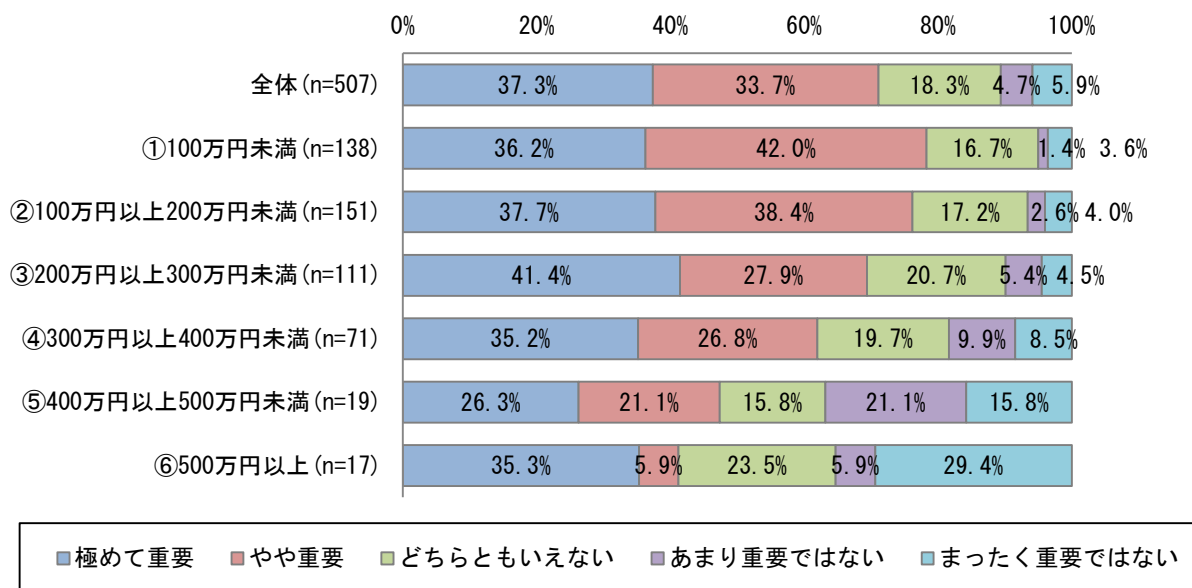
図表<WEB>14-12：独立のために必要な支援（仕事） 住居形態別クロス集計

就業形態別集計



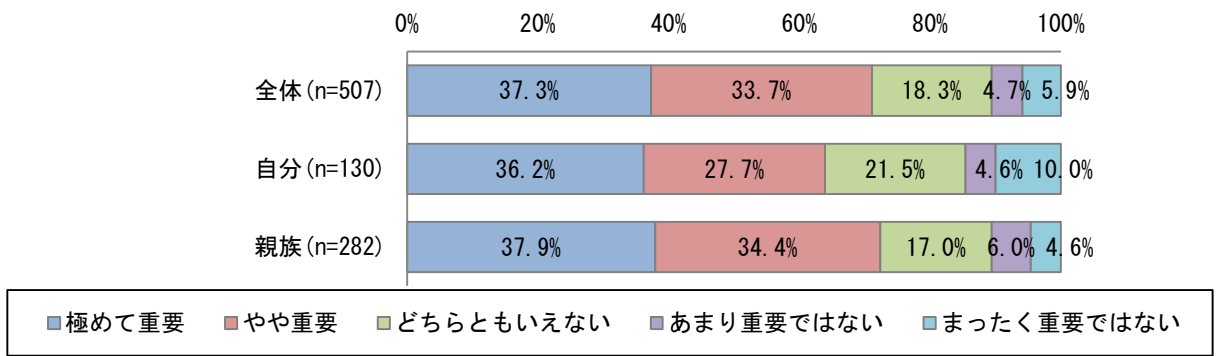
図表<WEB>14-13：独立のために必要な支援（仕事） 就業形態別クロス集計

年収別集計



図表<WEB>14-14：独立のために必要な支援（仕事） 年収別クロス集計

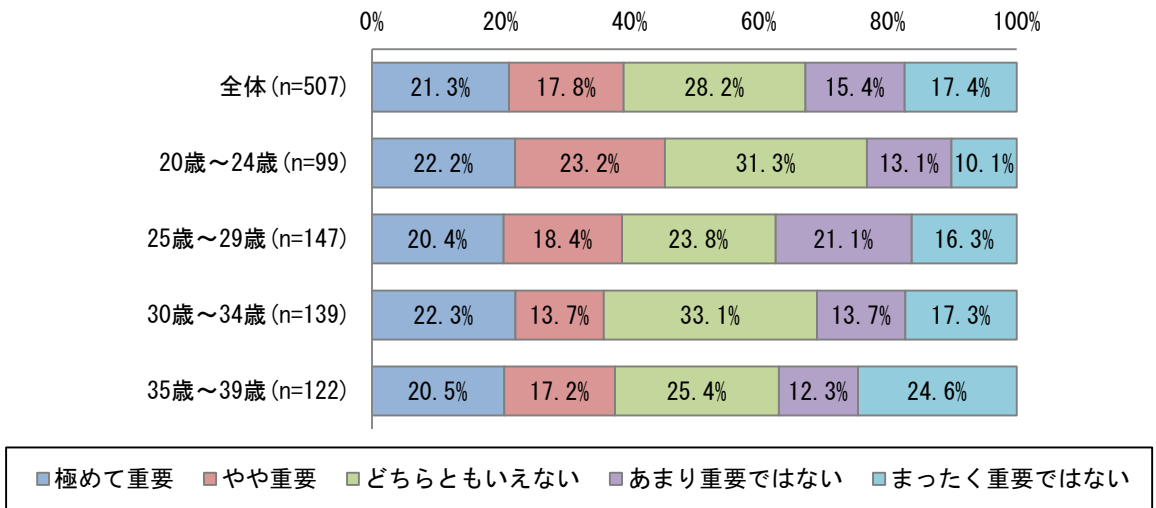
主な生計主別集計



図表<WEB>14-15：独立のために必要な支援（仕事） 生計主別クロス集計

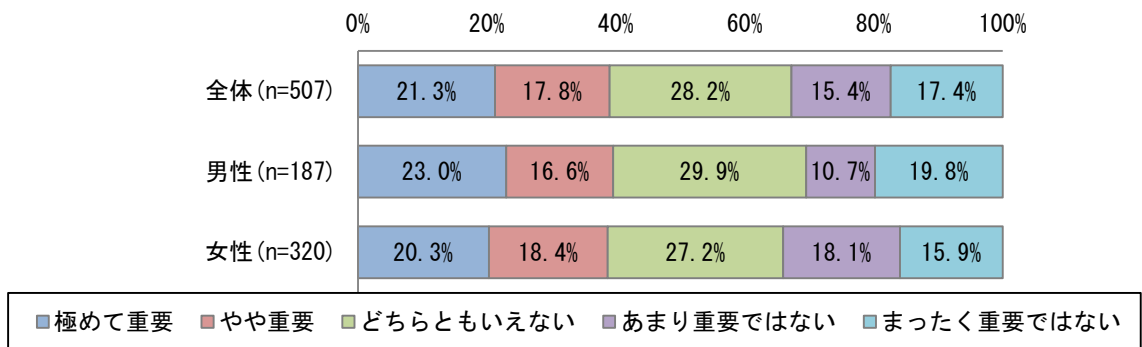
「③結婚に関する支援」

年齢別集計



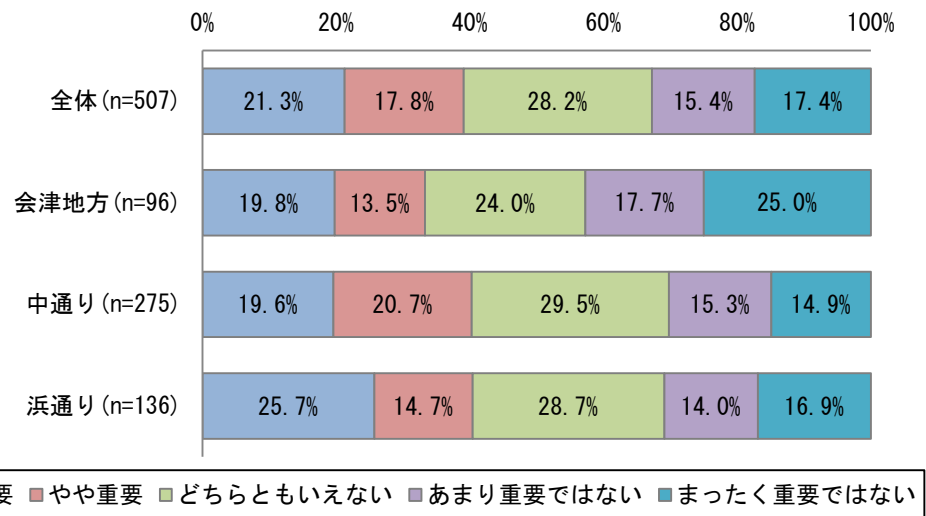
図表<WEB>14-16：独立のために必要な支援（結婚） 年齢別クロス集計

男女別集計



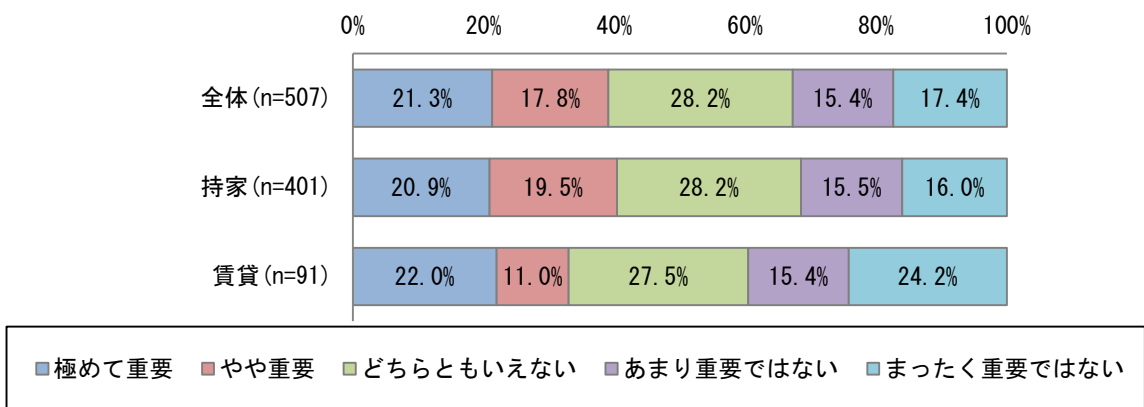
図表<WEB>14-17：独立のために必要な支援（結婚） 男女別クロス集計

居住地別集計



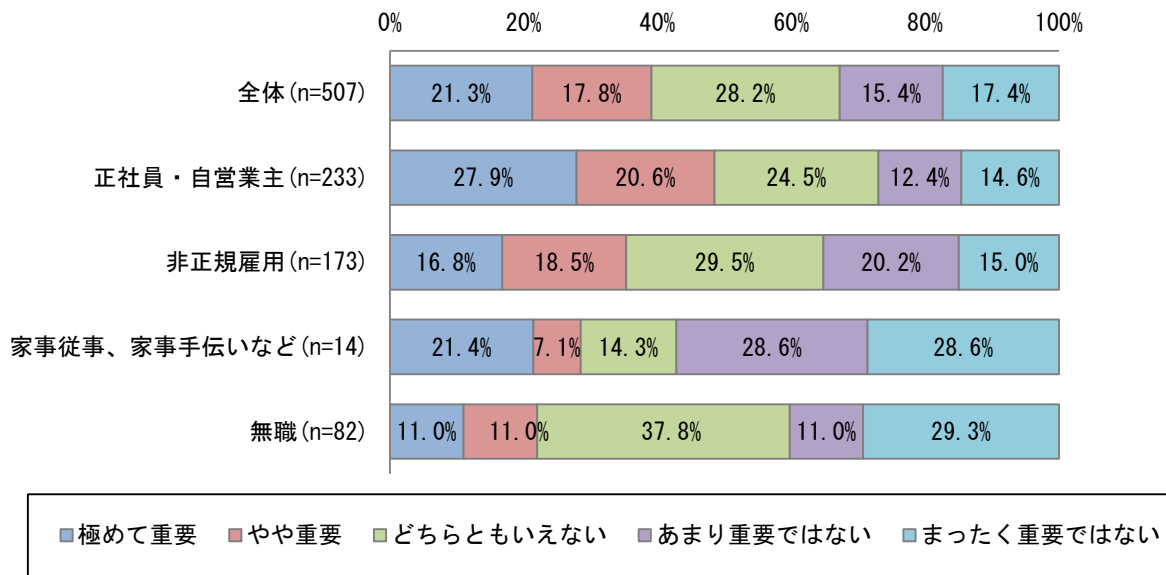
図表<WEB>14-18：独立のために必要な支援（結婚） 居住地別クロス集計

住居形態別集計



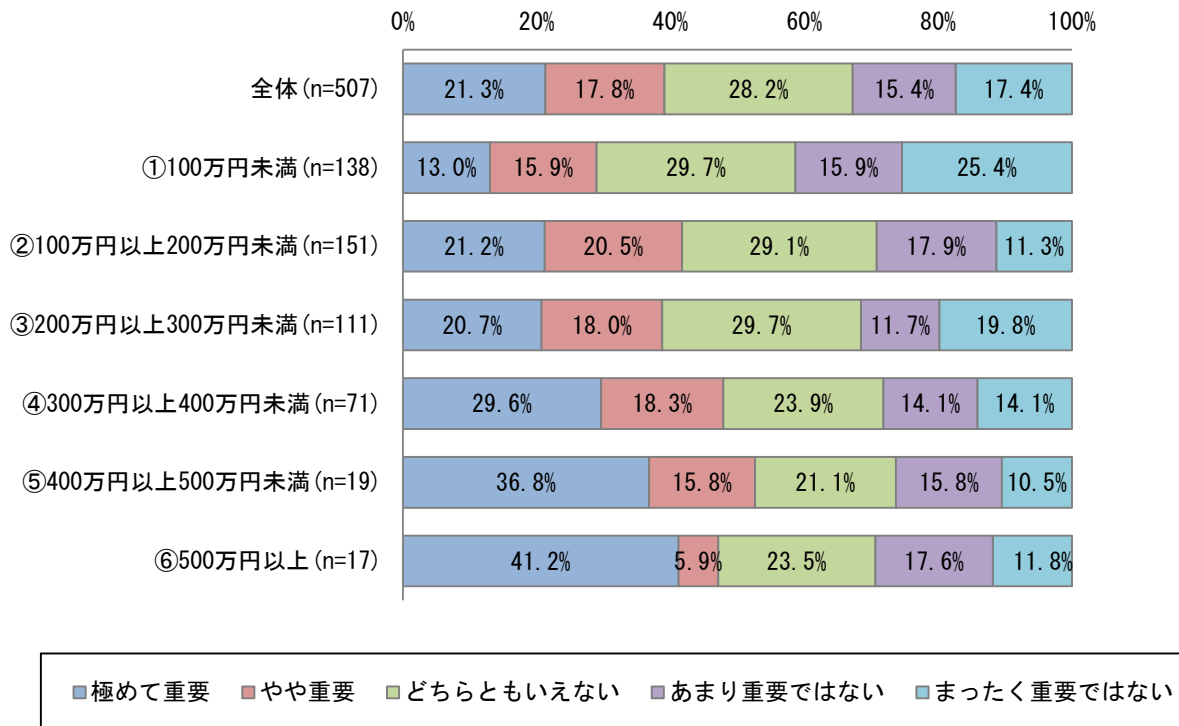
図表<WEB>14-19：独立のために必要な支援（結婚） 住居形態別クロス集計

就業形態別集計



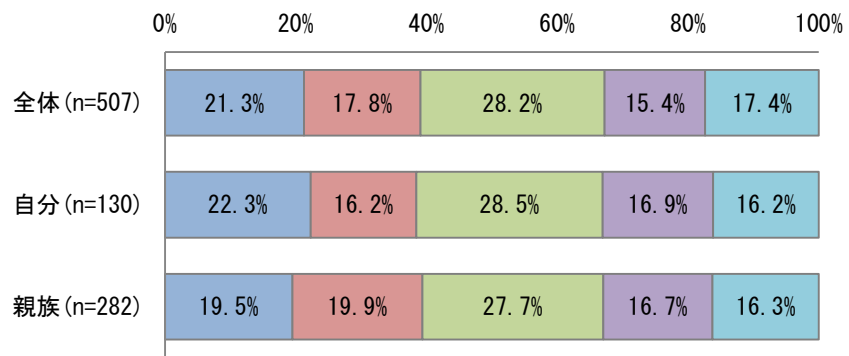
図表<WEB>14-20：独立のために必要な支援（結婚） 就業形態別クロス集計

年収別集計



図表<WEB>14-21：独立のために必要な支援（結婚） 年収別クロス集計

主な生計主別集計

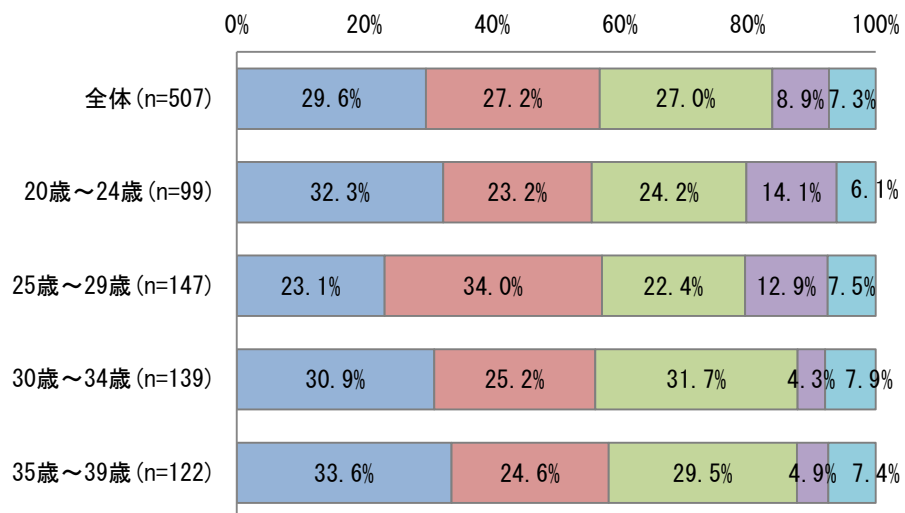


■極めて重要 ■やや重要 ■どちらともいえない ■あまり重要ではない ■まったく重要ではない

図表<WEB>14-22：独立のために必要な支援（結婚） 生計主別クロス集計

「④医療・介護に関する支援」

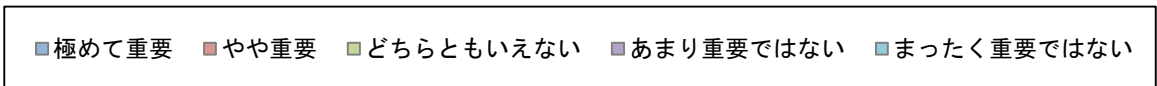
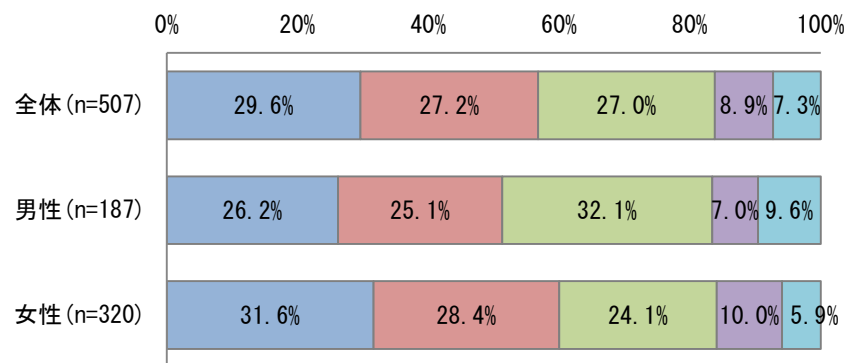
年齢別集計



■極めて重要 ■やや重要 ■どちらともいえない ■あまり重要ではない ■まったく重要ではない

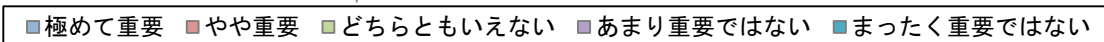
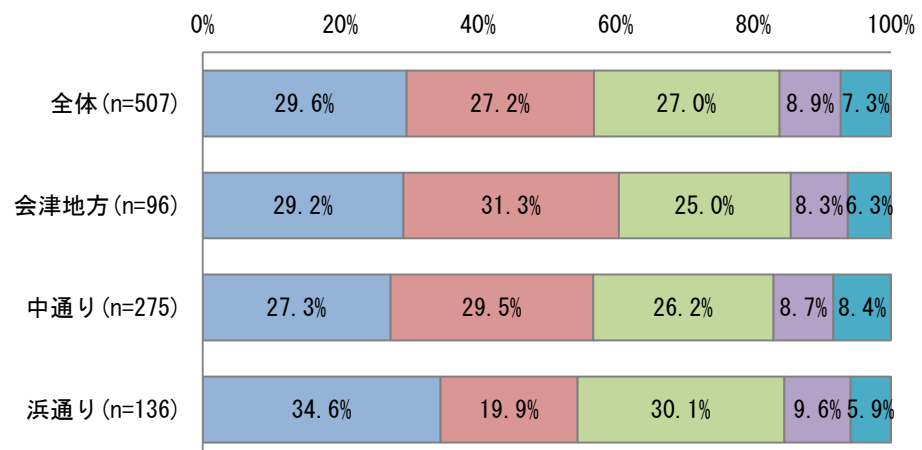
図表<WEB>14-23：独立のために必要な支援（医療・介護） 年齢別クロス集計

男女別集計



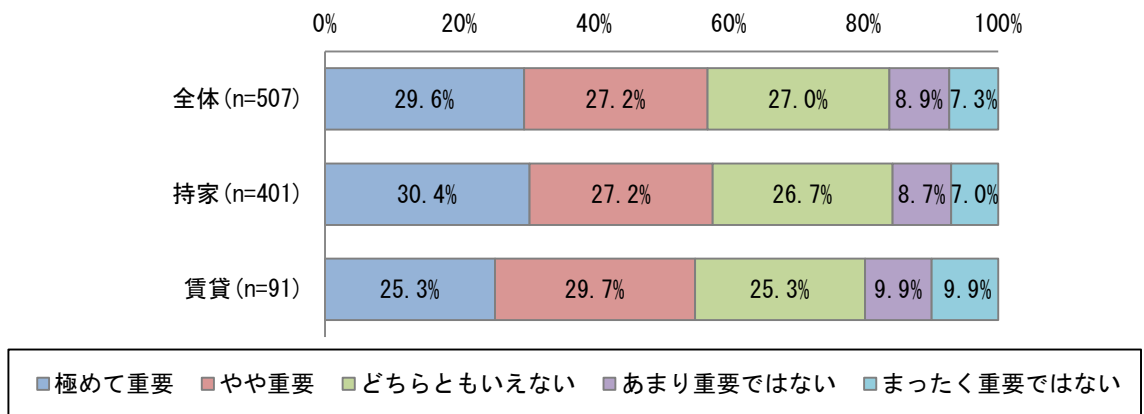
図表<WEB>14-24：独立のために必要な支援（医療・介護） 男女別クロス集計

居住地別集計



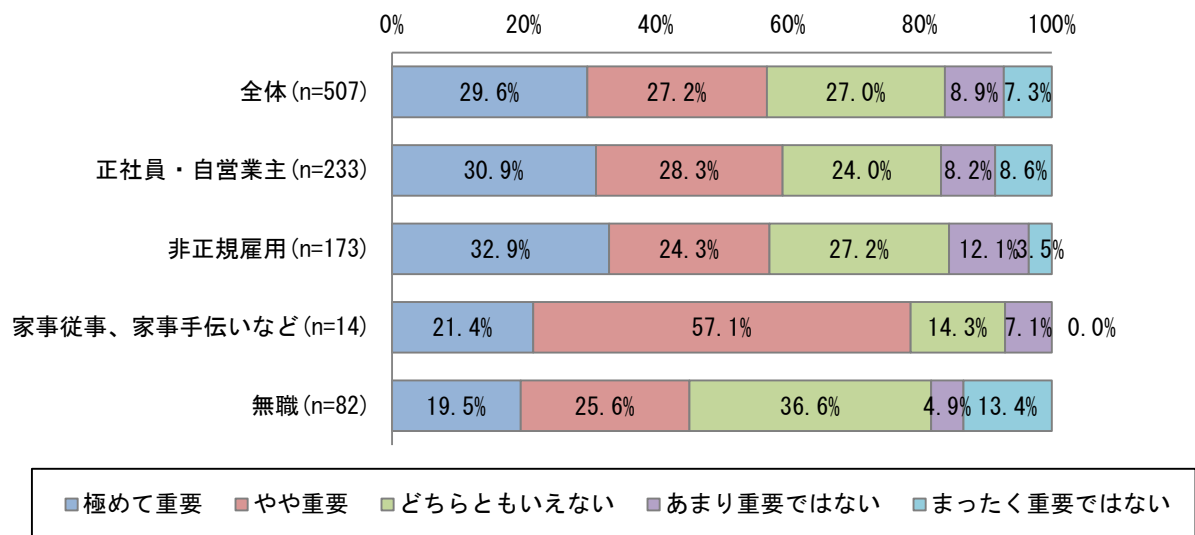
図表<WEB>14-25：独立のために必要な支援（医療・介護） 居住地別クロス集計

住居形態別集計



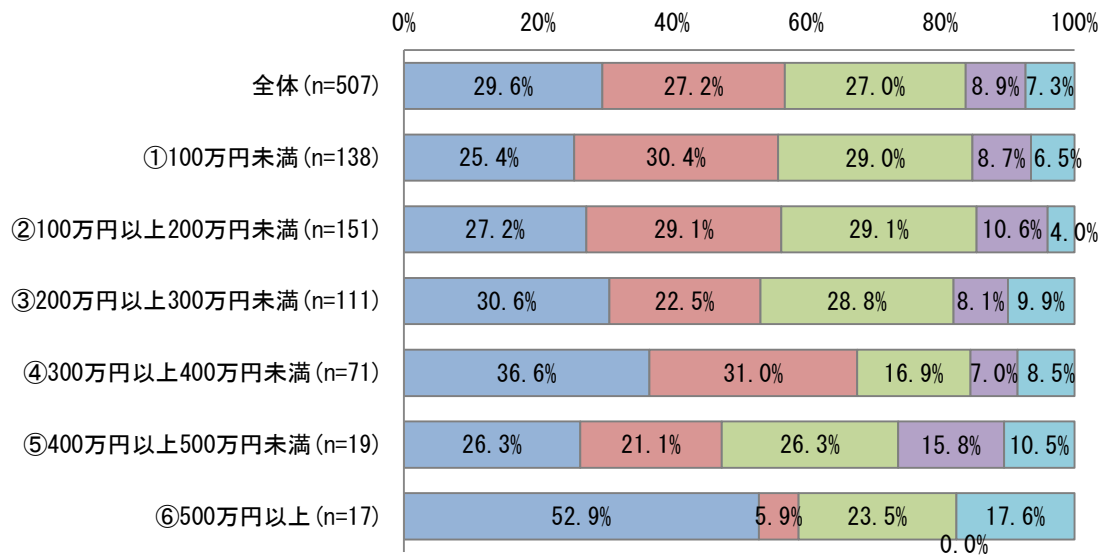
図表<WEB>14-26：独立のために必要な支援（医療・介護） 住居形態別クロス集計

就業形態別集計



図表<WEB>14-27：独立のために必要な支援（医療・介護） 就業形態別クロス集計

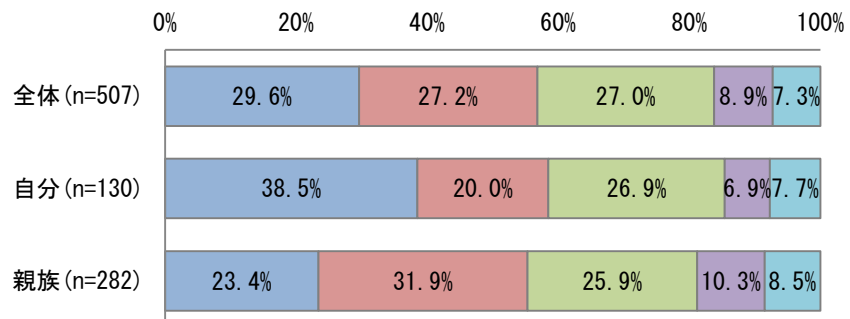
年収別集計



■ 極めて重要 ■ やや重要 ■ どちらともいえない ■ あまり重要ではない ■ まったく重要ではない

図表<WEB>14-28：独立のために必要な支援（医療・介護） 年収別クロス集計

主な生計主別集計

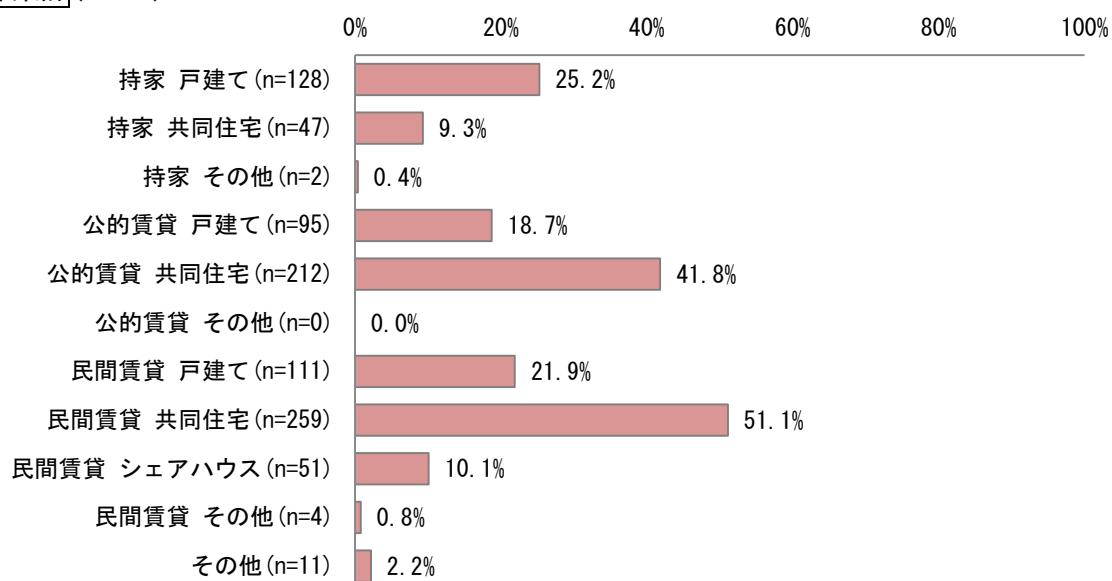


■ 極めて重要 ■ やや重要 ■ どちらともいえない ■ あまり重要ではない ■ まったく重要ではない

図表<WEB>14-29：独立のために必要な支援（医療・介護） 生計主別クロス集計

質問 15 現在の世帯から独立する場合、どのような住宅に住むことを考えていますか。(〇は
いくつでも)

全体集計 (n=507)



図表<WEB>15-1：どのような住まいに住むか

現在の住まいから独立する場合、どのような住まいに住むのかは、全体集計において、「民間賃貸 共同住宅」が 51.1%と最も高く、次いで「公的賃貸 共同住宅」が 41.8%となった。

年収別集計では、「100 万円未満」のみ、3位に「公的賃貸 戸建」が 29.0%となっており、年収が低いほど、「公的賃貸 戸建」の割合が高くなっている。

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	民間賃貸 共同住宅 51.1%	公的賃貸 共同住宅 41.8%	持家 戸建 25.2%	民間賃貸 戸建 21.9%	公的賃貸 戸建 18.7%
会津地方 (n=96)	民間賃貸 共同住宅 54.2%	公的賃貸 共同住宅 40.6%	持家 戸建 24.0%	民間賃貸 戸建 21.9%	公的賃貸 戸建 14.6%
中通り (n=275)	民間賃貸 共同住宅 53.5%	公的賃貸 共同住宅 42.2%	持家 戸建 27.3%	民間賃貸 戸建 22.5%	公的賃貸 戸建 20.4%
浜通り (n=136)	民間賃貸 共同住宅 44.1%	公的賃貸 共同住宅 41.9%	持家 戸建 22.1%	民間賃貸 戸建 20.6%	公的賃貸 戸建 18.4%

図表<WEB>15-2：どのような住まいに住むか 居住地別クロス集計

住居形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	民間賃貸 共同住宅 51.1%	公的賃貸 共同住宅 41.8%	持家 戸建 25.2%	民間賃貸 戸建 21.9%	公的賃貸 戸建 18.7%
持家 (n=401)	民間賃貸 共同住宅 55.6%	公的賃貸 共同住宅 40.6%	持家 戸建 28.7%	民間賃貸 戸建 21.2%	公的賃貸 戸建 16.7%
賃貸 (n=91)	公的賃貸 共同住宅 46.2%	民間賃貸 共同住宅 35.2%	公的賃貸 戸建 27.5%	民間賃貸 戸建 27.5%	持家 戸建 11.0%

図表<WEB>15-3：どのような住まいに住むか 住居形態別クロス集計

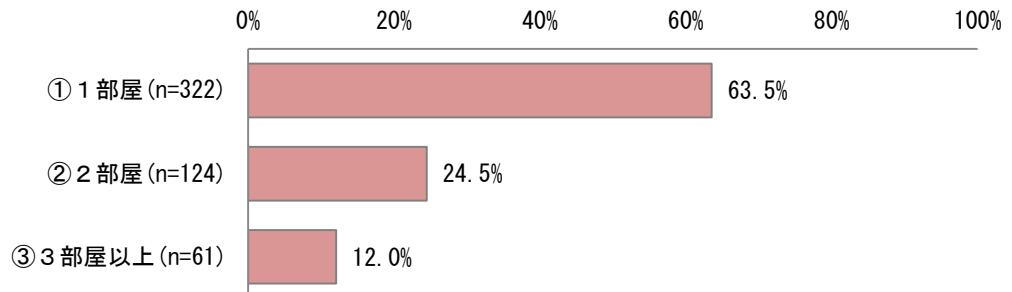
年収別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	民間賃貸 共同住宅 51.1%	公的賃貸 共同住宅 41.8%	持家 戸建 25.2%	民間賃貸 戸建 21.9%	公的賃貸 戸建 18.7%
100万円未満 (n=138)	民間賃貸 共同住宅 55.8%	公的賃貸 共同住宅 42.0%	公的賃貸 戸建 29.0%	民間賃貸 戸建 26.8%	持家 戸建 24.6%
100万円以上 200万円未満 (n=151)	公的賃貸 共同住宅 45.7%	民間賃貸 共同住宅 45.0%	民間賃貸 戸建 21.9%	公的賃貸 戸建 20.5%	持家 戸建 19.2%
200万円以上 300万円未満 (n=111)	民間賃貸 共同住宅 54.1%	公的賃貸 共同住宅 40.5%	持家 戸建 25.2%	民間賃貸 戸建 24.3%	公的賃貸 戸建 11.7%
300万円以上 400万円未満 (n=71)	民間賃貸 共同住宅 47.9%	公的賃貸 共同住宅 35.2%	持家 戸建 33.8%	民間賃貸 戸建 9.9%	公的賃貸 戸建 7.0%
400万円以上 500万円未満 (n=19)	民間賃貸 共同住宅 57.9%	公的賃貸 共同住宅 36.8%	持家 戸建 15.8%	持家 共同住宅 5.3%	民間賃貸 戸建 5.3%
500万円以上 (n=17)	持家 戸建 58.8%	民間賃貸 共同住宅 52.9%	公的賃貸 共同住宅 47.1%	持家 共同住宅 35.3%	公的賃貸 戸建 35.3%

図表<WEB>15-4：どのような住まいに住むか 年収別クロス集計

質問 16 現在の世帯から独立する場合、希望する部屋数はいくつですか。台所・風呂・便所を除いた部屋数を教えてください。②、③を選択した場合、複数の部屋が必要な理由も教えてください。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=507)



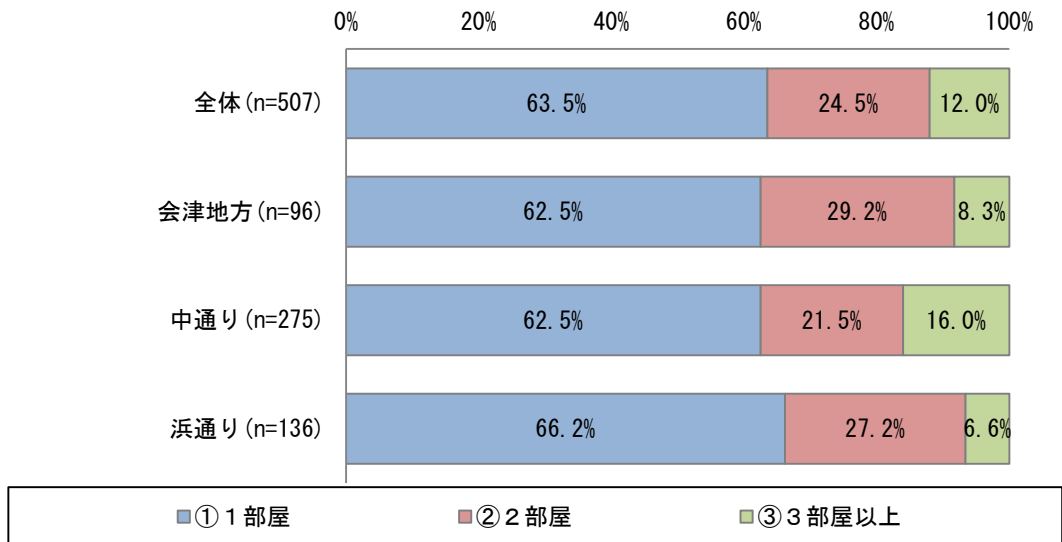
図表<WEB>16-1：希望する部屋数

現在の住まいから独立する場合、希望する部屋数は全体集計において、「1 部屋」が 63.5%で最も高く、次いで「2 部屋」が 24.5%となった。

年収別集計では、「1 部屋」と回答したのは、「100 万円未満」が 78.3%で最も高く、次いで比率が高い「300 万円以上 400 万円未満」の 66.2%よりも 12.1 ポイント高い。

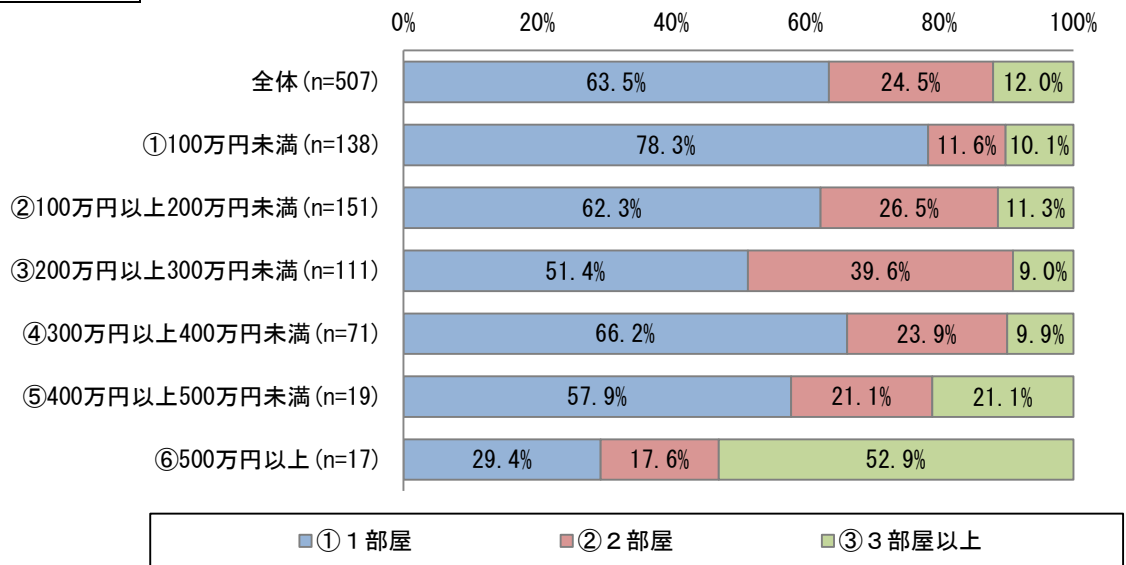
複数の部屋が必要な理由は、自由記述があった 178 件のうち 56 件が「居室と寝室を分けたいから」と回答し、最も多くなった。

居住地別集計



図表<WEB>16-2：希望する部屋数 居住地別クロス集計

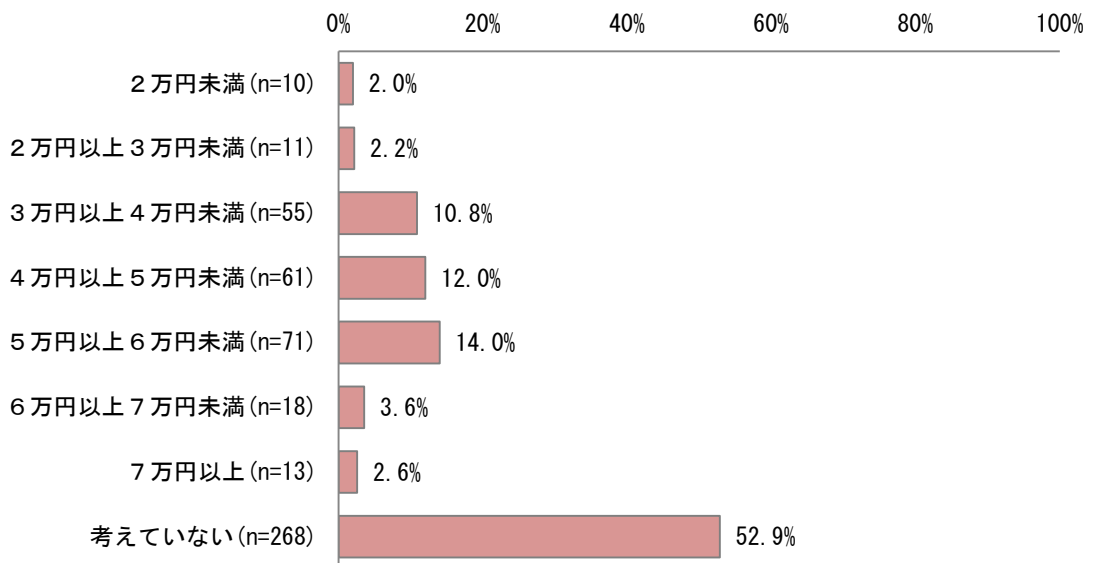
年収別集計



図表<WEB>16-3：希望する部屋数 年収別クロス集計

質問 17 現在の世帯から独立する場合、負担可能な上限家賃額はいくらですか。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=507)

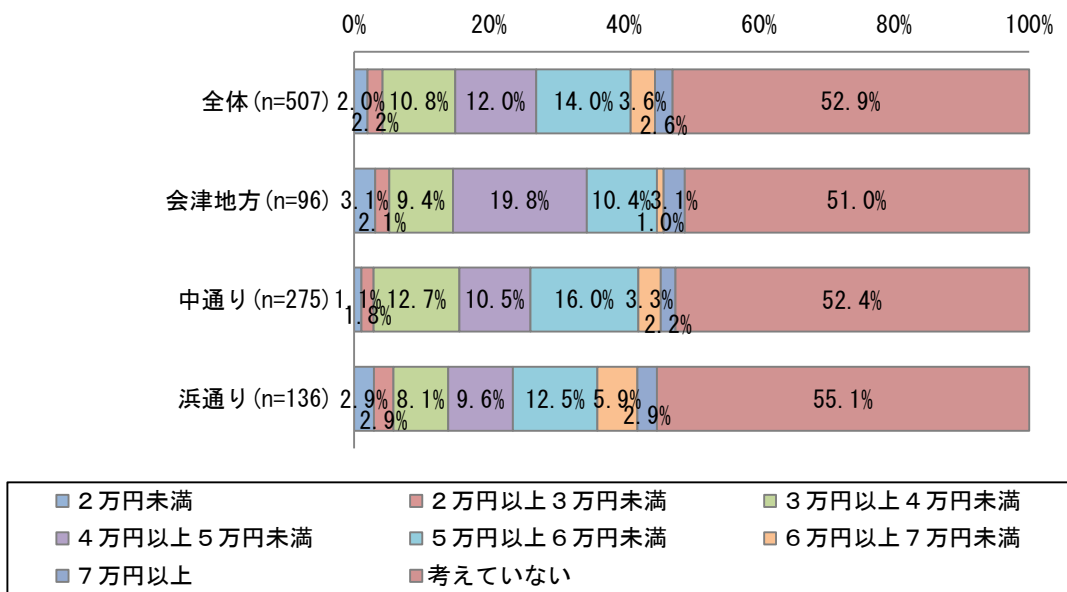


図表<WEB>17-1：負担可能な上限家賃額

現在の世帯から独立する場合、負担可能な上限家賃額は全体集計において、「考えていない」が 52.9%で最も高く、次いで「5 万円以上 6 万円未満」が 14.0%となった。

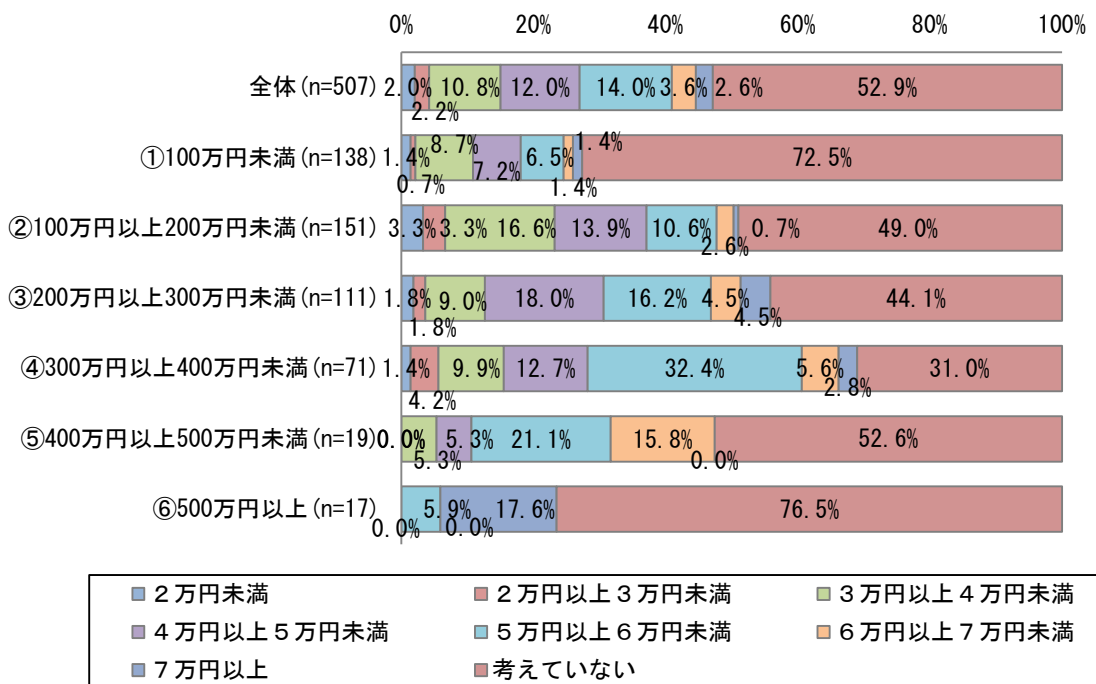
年収別集計では、「100 万円未満」及び「500 万円以上」において「考えていない」の割合が 70%を超えたが、「300 万円以上 400 万円未満」では 31.0%にとどまっているおり、ほかの年収よりも独立に対する考えが具体的であると想定される。

居住地別集計



図表<WEB>17-2：負担可能な上限家賃額 居住地別クロス集計

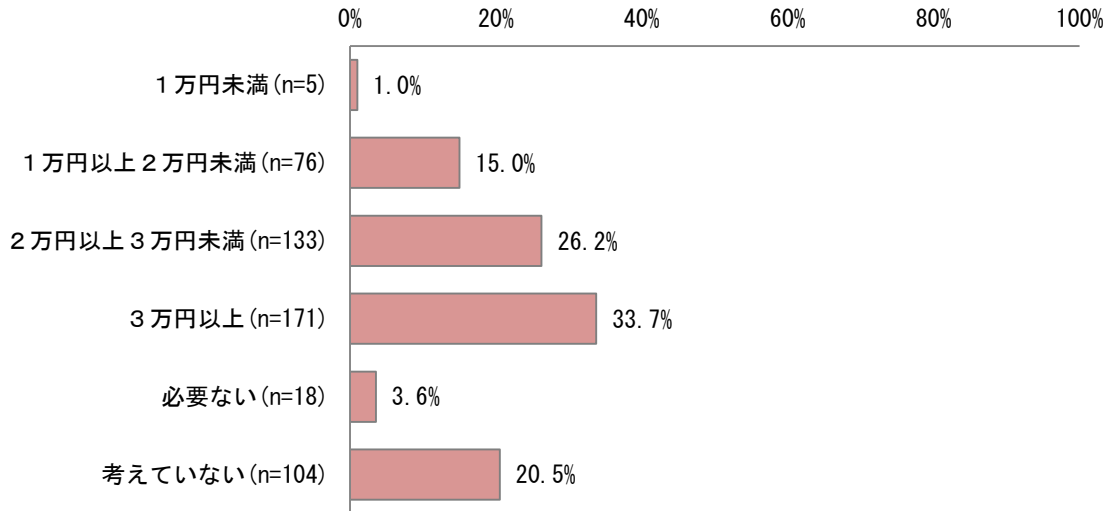
年収別集計



図表<WEB>17-3：負担可能な上限家賃額 年収別クロス集計

質問 18 家賃補助が月額どの程度あれば、現在の世帯から独立できると考えていますか。(〇はひとつだけ)

全体集計 (n=507)

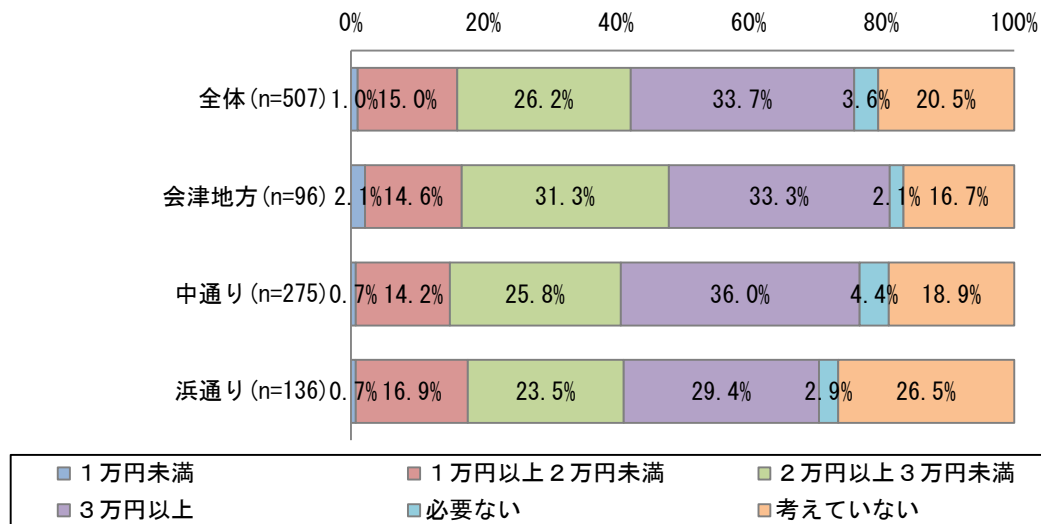


図表<WEB>18-1：独立可能となる家賃補助額

独立が可能となる家賃補助の月額は、全体集計において、「3万円以上」が33.7%と最も高く、次いで「2万円以上3万円未満」が26.2%となった。

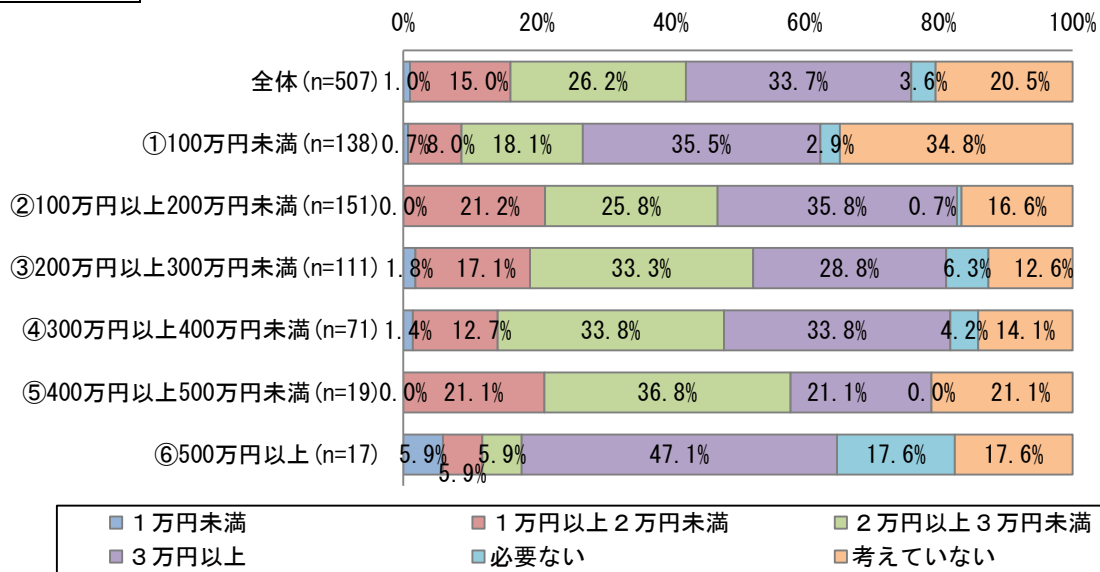
年収別集計において、「200万円以上300万円未満」と「400万円以上500万円未満」では、「2万円以上3万円未満」の割合が最も高く、それぞれ33.3%、36.8%となった。

居住地別集計



図表<WEB>18-2：独立可能となる家賃補助額 居住地別クロス集計

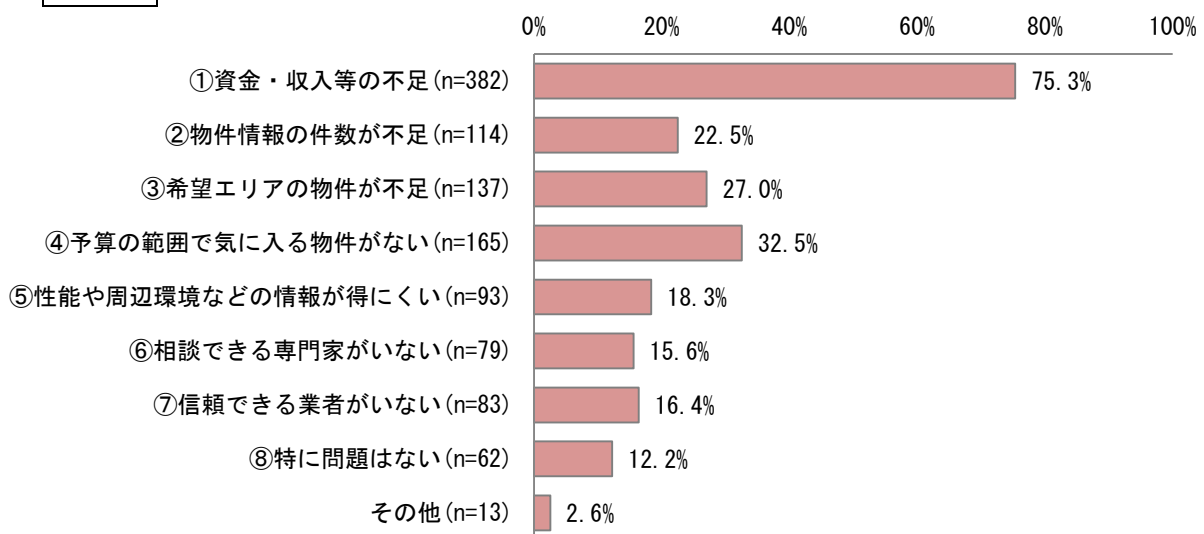
年収別集計



図表<WEB>18-3：独立可能となる家賃補助額 年収別クロス集計

質問 19 現在の世帯から独立し、新たな住居を確保する上での問題はありますか。(〇はいくつでも)

全体集計 (n=507)



図表<WEB>19-1：住居を確保する上での問題

現在の世帯から独立し、新たな住居を確保する上での問題は、全体集計において、「資金・収入等の不足」が75.3%と最も高く、次いで「予算の範囲で気に入る物件がない」が32.5%となった。

年収別集計において、「資金・収入等の不足」が最も高いのは「100万円以上200万円未満」の86.1%となった。また、「100万円未満」及び「100万円以上200万円未満」では、金銭面の補助以外の割合も高く、幅広い支援を求めている。

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	①資金・収入等の不足 75.3%	④予算の範囲で気に入る物件がない 32.5%	③希望エリアの物件が不足 27.0%	②物件情報の件数が不足 22.5%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 18.3%
会津地方 (n=96)	①資金・収入等の不足 80.2%	④予算の範囲で気に入る物件がない 32.3%	③希望エリアの物件が不足 26.0%	②物件情報の件数が不足 22.9%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 22.9%
中通り (n=275)	①資金・収入等の不足 72.0%	④予算の範囲で気に入る物件がない 30.9%	③希望エリアの物件が不足 26.2%	②物件情報の件数が不足 22.2%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 18.5%
浜通り (n=136)	①資金・収入等の不足 78.7%	④予算の範囲で気に入る物件がない 36.0%	③希望エリアの物件が不足 29.4%	②物件情報の件数が不足 22.8%	⑥相談できる専門家がない 19.9%

図表<WEB>19-2：住居を確保する上での問題 居住地別クロス集計

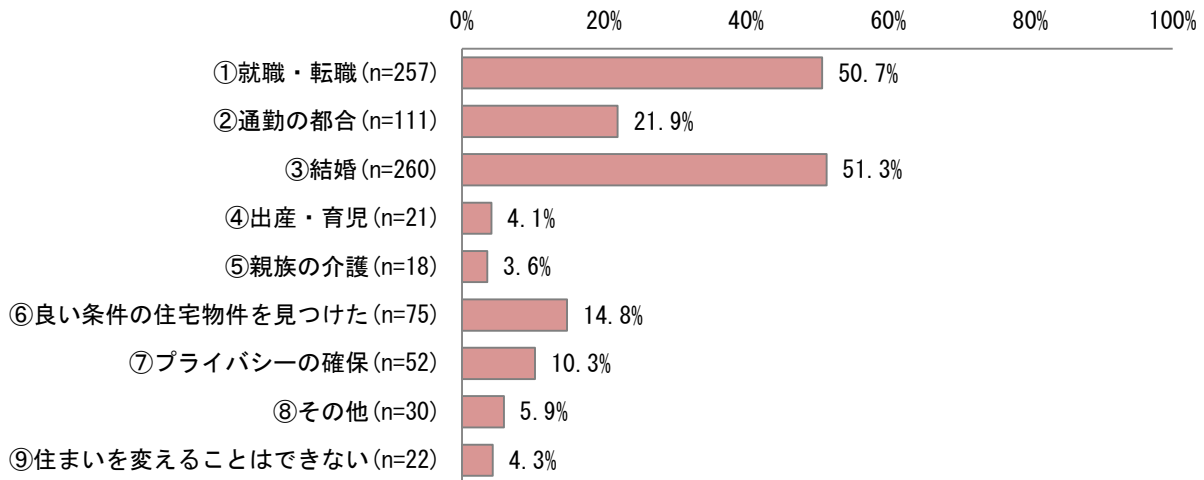
年収別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	①資金・収入等の不足 75.3%	④予算の範囲で気に入る物件がない 32.5%	③希望エリアの物件が不足 27.0%	②物件情報の件数が不足 22.5%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 18.3%
100万円未満 (n=138)	①資金・収入等の不足 80.4%	④予算の範囲で気に入る物件がない 29.7%	③希望エリアの物件が不足 24.6%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 23.9%	⑥相談できる専門家がない 23.9%
100万円以上 200万円未満 (n=151)	①資金・収入等の不足 86.1%	④予算の範囲で気に入る物件がない 35.1%	③希望エリアの物件が不足 25.2%	②物件情報の件数が不足 23.8%	⑦信頼できる業者がない 19.2%
200万円以上 300万円未満 (n=111)	①資金・収入等の不足 73.0%	④予算の範囲で気に入る物件がない 35.1%	③希望エリアの物件が不足 28.8%	②物件情報の件数が不足 20.7%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 12.6%
300万円以上 400万円未満 (n=71)	①資金・収入等の不足 66.2%	④予算の範囲で気に入る物件がない 36.6%	③希望エリアの物件が不足 35.2%	②物件情報の件数が不足 25.4%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 15.5%
400万円以上 500万円未満 (n=19)	①資金・収入等の不足 52.6%	③希望エリアの物件が不足 15.8%	④予算の範囲で気に入る物件がない 15.8%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 15.8%	⑥相談できる専門家がない 15.8%
500万円以上 (n=17)	⑧特に問題はない 47.1%	③希望エリアの物件が不足 29.4%	②物件情報の件数が不足 23.5%	⑤性能や周辺環境などの情報が得にくい 23.5%	①資金・収入等の不足 17.6%

図表<WEB>19-3：住居を確保する上での問題 年収別クロス集計

質問 20 どのようなことがきっかけになって現在の世帯から独立すると思いますか。(3つまで)

全体集計 (n=507)



図表<WEB>20-1：世帯から独立するきっかけ

現在の世帯から独立するきっかけは、全体集計において、「結婚」が51.3%と最も高く、次いで「就職・転職」が50.7%となった。

男女別集計では、「結婚」の割合が「男性」の39.0%よりも「女性」のほうが高く、58.4%となった。

就業形態別集計において、「結婚」の割合が最も高くなったのは、「正社員・自営業主」の62.7%だった。しかし、「非正規雇用」、「家業従事・家事手伝い」、「無職」においては、結婚よりも「就職・転職」の割合が高く、安定した雇用が独立のきっかけと考えている。

年齢別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	③結婚 51.3%	①就職・転職 50.7%	②通勤の都合 21.9%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 14.8%	⑦プライバシーの確保 10.3%
20歳～24歳 (n=99)	①就職・転職 64.6%	①結婚 48.5%	②通勤の都合 24.2%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 22.2%	⑦プライバシーの確保 9.1%
25歳～29歳 (n=147)	③結婚 57.1%	①就職・転職 46.3%	②通勤の都合 22.4%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 17.7%	⑦プライバシーの確保 10.9%
30歳～34歳 (n=139)	③結婚 52.5%	①就職・転職 47.5%	②通勤の都合 17.3%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 8.6%	⑦プライバシーの確保 7.9%
35歳～39歳 (n=122)	①就職・転職 48.4%	①結婚 45.1%	②通勤の都合 24.6%	⑦プライバシーの確保 13.1%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 12.3%

図表<WEB>20-2：世帯から独立するきっかけ 年齢別クロス集計

男女別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	③結婚 51.3%	①就職・転職 50.7%	②通勤の都合 21.9%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 14.8%	⑦プライバシーの確保 10.3%
男性 (n=187)	①就職・転職 55.6%	③結婚 39.0%	②通勤の都合 23.0%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 11.2%	⑦プライバシーの確保 9.6%
女性 (n=320)	③結婚 58.4%	①就職・転職 47.8%	②通勤の都合 21.3%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 16.9%	⑦プライバシーの確保 10.6%

図表<WEB>20-3：世帯から独立するきっかけ 男女別クロス集計

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	③結婚 51.3%	①就職・転職 50.7%	②通勤の都合 21.9%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 14.8%	⑦プライバシーの確保 10.3%
会津地方 (n=96)	③結婚 52.1%	①就職・転職 43.8%	②通勤の都合 17.7%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 15.6%	⑦プライバシーの確保 12.5%
中通り (n=275)	①就職・転職 53.1%	③結婚 51.3%	②通勤の都合 24.7%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 15.6%	⑦プライバシーの確保 8.4%
浜通り (n=136)	①就職・転職 50.7%	③結婚 50.7%	②通勤の都合 19.1%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 12.5%	⑦プライバシーの確保 12.5%

図表<WEB>20-4：世帯から独立するきっかけ 居住地別クロス集計

住居形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	③結婚 51.3%	①就職・転職 50.7%	②通勤の都合 21.9%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 14.8%	⑦プライバシーの確保 10.3%
持家 (n=401)	③結婚 54.9%	①就職・転職 51.4%	②通勤の都合 21.4%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 14.0%	⑦プライバシーの確保 9.0%
賃貸 (n=91)	①就職・転職 46.2%	③結婚 38.5%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 20.9%	②通勤の都合 20.9%	⑦プライバシーの確保 15.4%

図表<WEB>20-5：世帯から独立するきっかけ 住居形態別クロス集計

就業形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	③結婚 51.3%	①就職・転職 50.7%	②通勤の都合 21.9%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 14.8%	⑦プライバシーの確保 10.3%
正社員 自営業主 (n=233)	③結婚 62.7%	①就職・転職 41.2%	②通勤の都合 24.5%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 13.7%	⑦プライバシーの確保 7.3%
非正規雇用 (n=173)	①就職・転職 56.1%	③結婚 45.7%	②通勤の都合 22.5%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 19.7%	⑦プライバシーの確保 13.3%
家業従事 家事手伝い (n=14)	①就職・転職 57.1%	③結婚 35.7%	②通勤の都合 21.4%	⑦プライバシーの確保 21.4%	④出産・育児 7.1%
無職 (n=82)	①就職・転職 67.1%	③結婚 32.9%	②通勤の都合 14.6%	⑦プライバシーの確保 11.0%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 8.5%

図表<WEB>20-6：世帯から独立するきっかけ 就業形態別クロス集計

年収別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	③結婚 51.3%	①就職・転職 50.7%	②通勤の都合 21.9%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 14.8%	⑦プライバシーの確保 10.3%
100万円未満 (n=138)	①就職・転職 62.3%	③結婚 31.9%	②通勤の都合 17.4%	⑦プライバシーの確保 15.9%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 13.8%
100万円以上 200万円未満 (n=151)	①就職・転職 52.3%	③結婚 49.7%	②通勤の都合 22.5%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 17.2%	⑦プライバシーの確保 9.9%
200万円以上 300万円未満 (n=111)	③結婚 64.9%	①就職・転職 46.8%	②通勤の都合 22.5%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 13.5%	⑦プライバシーの確保 7.2%
300万円以上 400万円未満 (n=71)	③結婚 67.6%	①就職・転職 36.6%	②通勤の都合 26.8%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 18.3%	④出産・育児 8.5%
400万円以上 500万円未満 (n=19)	③結婚 68.4%	①就職・転職 36.8%	②通勤の都合 15.8%	⑤親族の介護 10.5%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 5.3%
500万円以上 (n=17)	③結婚 47.1%	①就職・転職 41.2%	②通勤の都合 35.3%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 5.9%	⑦プライバシーの確保 5.9%

図表<WEB>20-7：世帯から独立するきっかけ 年収別クロス集計

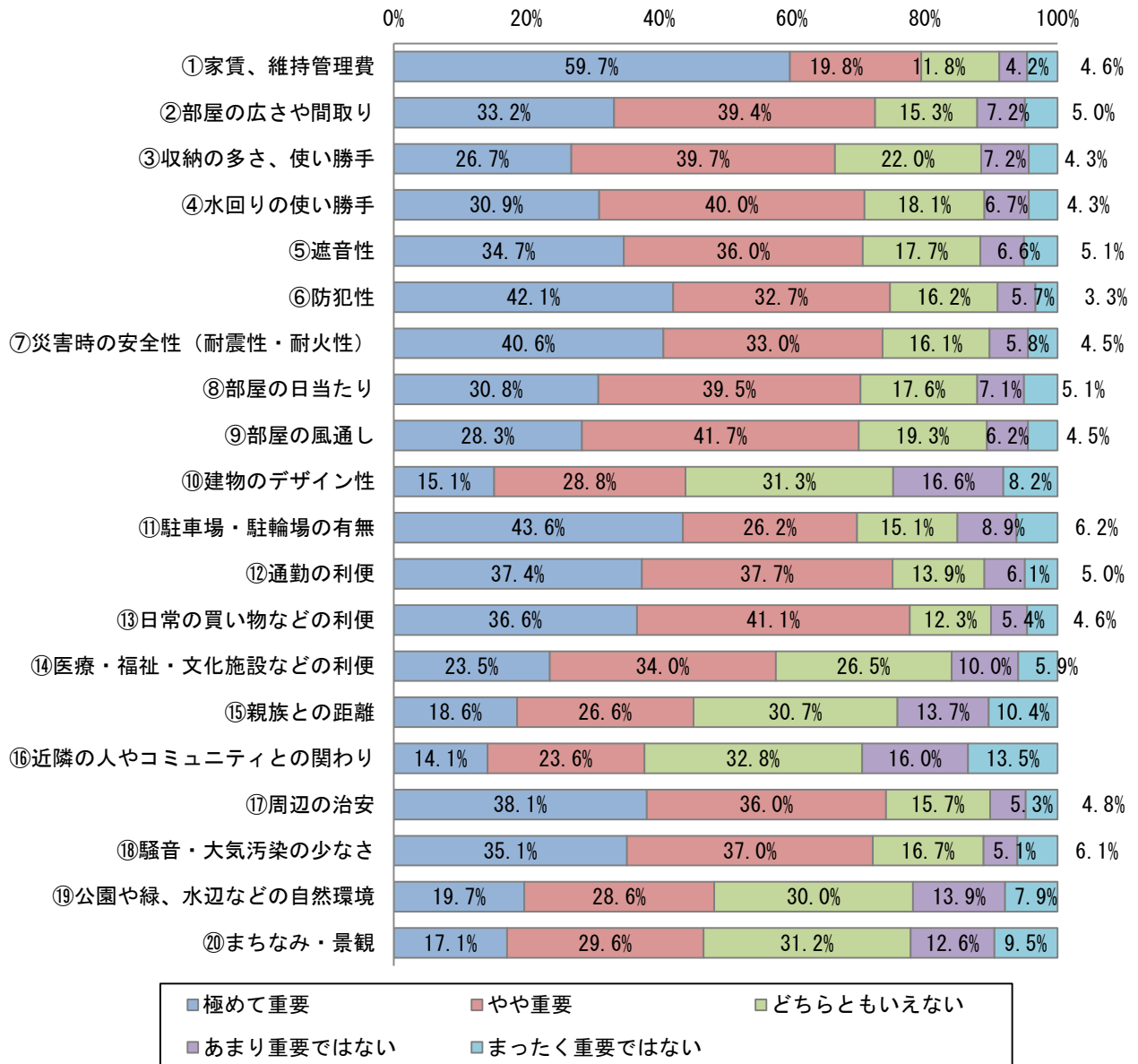
主な生計主別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=507)	③結婚 51.3%	①就職・転職 50.7%	②通勤の都合 21.9%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 14.8%	⑦プライバシーの確保 10.3%
自分 (n=130)	①就職・転職 50.0%	③結婚 42.3%	②通勤の都合 18.5%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 15.4%	⑦プライバシーの確保 9.2%
親族 (n=282)	③結婚 55.7%	①就職・転職 51.1%	②通勤の都合 23.4%	⑥良い条件の住宅物件を見つけた 16.3%	⑦プライバシーの確保 9.9%

図表<WEB>20-8：世帯から独立するきっかけ 生計主別クロス集計

質問 21 住宅を決める際、重視することはなんですか。5段階評価で、当てはまる番号に○を付けて下さい。

全体集計 (n=808)



図表<WEB>21-1：住宅を決める際に重視すること

住宅を決める際に重視することは、全体集計において、「極めて重要」の割合が高い項目は、「家賃、維持管理費」が59.7%、次いで「駐車場・駐輪場の有無」の43.6%となった。

男女別集計では全ての項目において、おおむね「男性」より「女性」のほうが重要な割合が高くなった。特に、「通勤の利便」は女性のほうが15ポイント程度高く、「防犯性」や「周辺の治安」の割合も高くなった。

質問 21 の回答のうち、重要視している項目の比較を行うため、「極めて重要」と「やや重要」を合わせた割合によるクロス集計を行う。

質問 21 のクロス集計表における 5 段階の色付けは、以下のとおりである。

95.0 超～100.0% 90.0 超～95.0% 85.0 超～90.0% 80.0 超～85.0% 75.0 超～80.0%

年齢別集計

住宅で重視すること	年齢				
	全体	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳
n	808	151	208	226	223
①家賃、維持管理費	79.5%	80.8%	82.2%	77.4%	78.0%
②部屋の広さや間取り	72.5%	75.5%	76.9%	69.9%	69.1%
③収納の多さ、使い勝手	66.5%	74.2%	69.7%	60.6%	64.1%
④水回りの使い勝手	70.9%	71.5%	79.8%	66.4%	66.8%
⑤遮音性	70.7%	76.2%	74.5%	67.7%	66.4%
⑥防犯性	74.8%	77.5%	83.2%	67.3%	72.6%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	73.6%	76.2%	78.4%	67.7%	73.5%
⑧部屋の日当たり	70.3%	69.5%	76.4%	65.5%	70.0%
⑨部屋の風通し	70.0%	72.2%	77.9%	60.6%	70.9%
⑩建物のデザイン性	43.9%	56.3%	45.2%	35.4%	43.0%
⑪駐車場・駐輪場の有無	69.8%	72.8%	73.6%	62.4%	71.7%
⑫通勤の利便	75.1%	84.1%	82.2%	64.2%	73.5%
⑬日常の買い物などの利便	77.7%	81.5%	84.1%	69.0%	78.0%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	57.5%	61.6%	61.5%	47.3%	61.4%
⑮親族との距離	45.2%	51.7%	45.2%	40.3%	45.7%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	37.7%	34.4%	38.5%	36.3%	40.8%
⑰周辺の治安	74.1%	78.8%	77.4%	69.5%	72.6%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	72.2%	74.8%	78.8%	66.8%	69.5%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	48.3%	53.6%	49.0%	42.0%	50.2%
⑳まちなみ・景観	46.7%	54.3%	47.1%	39.8%	48.0%

図表<WEB>21-2：住宅を決める際に重視すること 年齢別クロス集計

男女別集計

性別 住宅で重視すること	全体	男性	女性
	n	808	317
①家賃、維持管理費	79.5%	75.7%	81.9%
②部屋の広さや間取り	72.5%	69.1%	74.7%
③収納の多さ、使い勝手	66.5%	59.0%	71.3%
④水回りの使い勝手	70.9%	65.3%	74.5%
⑤遮音性	70.7%	70.7%	70.7%
⑥防犯性	74.8%	71.0%	77.2%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	73.6%	70.7%	75.6%
⑧部屋の日当たり	70.3%	64.7%	73.9%
⑨部屋の風通し	70.0%	64.0%	73.9%
⑩建物のデザイン性	43.9%	39.4%	46.8%
⑪駐車場・駐輪場の有無	69.8%	67.5%	71.3%
⑫通勤の利便	75.1%	66.2%	80.9%
⑬日常の買い物などの利便	77.7%	75.7%	79.0%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	57.5%	54.3%	59.7%
⑮親族との距離	45.2%	42.0%	47.3%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	37.7%	36.0%	38.9%
⑰周辺の治安	74.1%	68.8%	77.6%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	72.2%	70.7%	73.1%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	48.3%	48.6%	48.1%
⑳まちなみ・景観	46.7%	46.4%	46.8%

図表<WEB>21-3：住宅を決める際に重視すること 男女別クロス集計

居住地別集計

居住地 住宅で重視すること	全体	会津地方	中通り	浜通り
	n	808	145	439
①家賃、維持管理費	79.5%	82.8%	79.3%	77.7%
②部屋の広さや間取り	72.5%	69.0%	73.8%	72.3%
③収納の多さ、使い勝手	66.5%	61.4%	67.7%	67.4%
④水回りの使い勝手	70.9%	71.0%	70.4%	71.9%
⑤遮音性	70.7%	66.2%	71.3%	72.3%
⑥防犯性	74.8%	72.4%	75.9%	74.1%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	73.6%	71.0%	74.5%	73.7%
⑧部屋の日当たり	70.3%	67.6%	71.8%	69.2%
⑨部屋の風通し	70.0%	67.6%	71.8%	68.3%
⑩建物のデザイン性	43.9%	42.1%	47.4%	38.4%
⑪駐車場・駐輪場の有無	69.8%	64.1%	70.2%	72.8%
⑫通勤の利便	75.1%	69.7%	77.2%	74.6%
⑬日常の買い物などの利便	77.7%	75.2%	78.8%	77.2%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	57.5%	54.5%	57.9%	58.9%
⑮親族との距離	45.2%	42.8%	44.9%	47.3%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	37.7%	34.5%	38.0%	39.3%
⑰周辺の治安	74.1%	72.4%	74.3%	75.0%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	72.2%	71.0%	72.4%	72.3%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	48.3%	41.4%	50.8%	47.8%
⑳まちなみ・景観	46.7%	39.3%	47.6%	49.6%

図表<WEB>21-4：住宅を決める際に重視すること 居住地別クロス集計

住居形態別集計

住居形態 住宅で重視すること	全体	持家	賃貸
n	808	652	136
①家賃、維持管理費	79.5%	78.5%	82.4%
②部屋の広さや間取り	72.5%	73.2%	67.6%
③収納の多さ、使い勝手	66.5%	65.5%	69.1%
④水回りの使い勝手	70.9%	71.8%	66.9%
⑤遮音性	70.7%	69.8%	75.0%
⑥防犯性	74.8%	75.6%	70.6%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	73.6%	74.2%	69.9%
⑧部屋の日当たり	70.3%	71.2%	64.7%
⑨部屋の風通し	70.0%	70.6%	67.6%
⑩建物のデザイン性	43.9%	44.3%	44.9%
⑪駐車場・駐輪場の有無	69.8%	70.1%	67.6%
⑫通勤の利便	75.1%	76.2%	73.5%
⑬日常の買い物などの利便	77.7%	77.3%	80.9%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	57.5%	58.0%	55.1%
⑮親族との距離	45.2%	46.8%	37.5%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	37.7%	39.7%	29.4%
⑰周辺の治安	74.1%	74.8%	72.1%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	72.2%	73.0%	69.9%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	48.3%	49.2%	44.1%
⑳まちなみ・景観	46.7%	47.9%	41.9%

図表<WEB>21-5：住宅を決める際に重視すること 住居形態別クロス集計

就業形態別集計

就業形態 住宅で重視すること	全体	正社員・自営業主	非正規雇用	家事従事、家事手伝 いなど	無職
n	808	378	269	22	130
①家賃、維持管理費	79.5%	81.5%	80.3%	68.2%	74.6%
②部屋の広さや間取り	72.5%	77.8%	71.7%	77.3%	57.7%
③収納の多さ、使い勝手	66.5%	72.0%	66.5%	63.6%	52.3%
④水回りの使い勝手	70.9%	73.5%	73.2%	77.3%	56.9%
⑤遮音性	70.7%	70.6%	71.7%	77.3%	66.9%
⑥防犯性	74.8%	77.0%	75.8%	77.3%	66.9%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	73.6%	75.9%	75.5%	77.3%	64.6%
⑧部屋の日当たり	70.3%	72.5%	71.7%	68.2%	61.5%
⑨部屋の風通し	70.0%	71.2%	72.5%	77.3%	61.5%
⑩建物のデザイン性	43.9%	46.0%	44.2%	50.0%	35.4%
⑪駐車場・駐輪場の有無	69.8%	79.9%	69.1%	36.4%	47.7%
⑫通勤の利便	75.1%	78.0%	77.3%	86.4%	61.5%
⑬日常の買い物などの利便	77.7%	79.4%	77.0%	81.8%	75.4%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	57.5%	57.1%	59.9%	63.6%	53.8%
⑮親族との距離	45.2%	49.2%	45.4%	45.5%	33.8%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	37.7%	36.8%	44.2%	31.8%	28.5%
⑰周辺の治安	74.1%	76.2%	74.3%	77.3%	67.7%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	72.2%	74.1%	75.1%	72.7%	62.3%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	48.3%	51.1%	49.1%	59.1%	37.7%
⑳まちなみ・景観	46.7%	45.8%	48.3%	54.5%	43.1%

図表<WEB>21-6：住宅を決める際に重視すること 就業形態別クロス集計

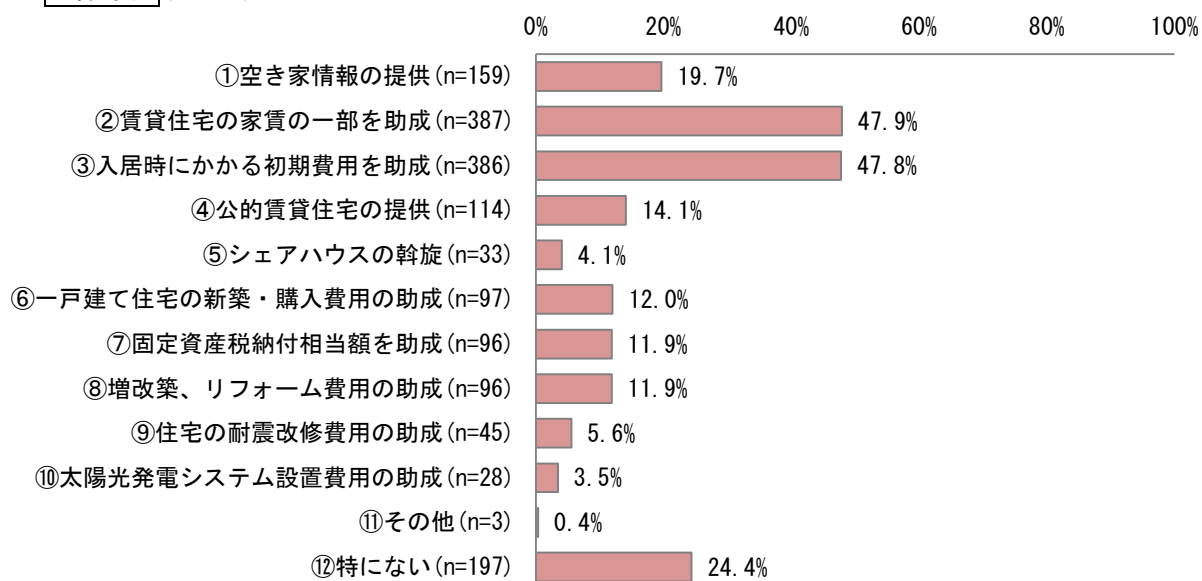
年収別集計

住宅で重視すること	年収						
	全体	① 1 0 0 万円 未満	② 2 0 0 万円 未満 以上	③ 3 0 0 万円 未満 以上	④ 4 0 0 万円 未満 以上	⑤ 5 0 0 万円 未満 以上	⑥ 5 0 0 万円 以上
n	808	222	226	196	104	27	33
①家賃、維持管理費	79.5%	76.6%	82.3%	80.6%	77.9%	81.5%	75.8%
②部屋の広さや間取り	72.5%	64.0%	74.3%	76.0%	79.8%	74.1%	72.7%
③収納の多さ、使い勝手	66.5%	54.5%	74.8%	62.8%	74.0%	77.8%	78.8%
④水回りの使い勝手	70.9%	60.8%	79.6%	68.4%	76.9%	66.7%	78.8%
⑤遮音性	70.7%	67.6%	70.4%	70.4%	76.9%	70.4%	75.8%
⑥防犯性	74.8%	67.6%	78.3%	73.5%	82.7%	66.7%	87.9%
⑦災害時の安全性（耐震性・耐火性）	73.6%	71.6%	73.5%	73.5%	75.0%	74.1%	84.8%
⑧部屋の日当たり	70.3%	64.4%	74.3%	69.4%	77.9%	59.3%	72.7%
⑨部屋の風通し	70.0%	64.0%	76.5%	67.9%	73.1%	66.7%	72.7%
⑩建物のデザイン性	43.9%	36.9%	46.0%	48.0%	47.1%	48.1%	39.4%
⑪駐車場・駐輪場の有無	69.8%	50.0%	77.0%	75.0%	82.7%	66.7%	84.8%
⑫通勤の利便	75.1%	64.4%	80.1%	80.1%	80.8%	70.4%	69.7%
⑬日常の買い物などの利便	77.7%	75.7%	77.9%	73.5%	84.6%	81.5%	90.9%
⑭医療・福祉・文化施設などの利便	57.5%	56.8%	60.2%	52.0%	63.5%	48.1%	66.7%
⑮親族との距離	45.2%	38.3%	46.9%	46.9%	53.8%	37.0%	48.5%
⑯近隣の人やコミュニティとの関わり	37.7%	35.1%	41.2%	36.2%	37.5%	37.0%	42.4%
⑰周辺の治安	74.1%	69.8%	76.5%	71.4%	83.7%	59.3%	84.8%
⑱騒音・大気汚染の少なさ	72.2%	67.1%	73.5%	71.4%	80.8%	66.7%	78.8%
⑲公園や緑、水辺などの自然環境	48.3%	45.5%	46.9%	50.0%	51.0%	44.4%	60.6%
⑳まちなみ・景観	46.7%	45.5%	46.9%	45.9%	51.9%	40.7%	45.5%

図表<WEB>21-7：住宅を決める際に重視すること 年収別クロス集計

質問 22 住居について支援してほしいことはなんですか。(〇は3つまで)

全体集計 (n=808)



図表<WEB>22-1：住宅について必要な支援

住居について必要な支援は、全体集計において、「賃貸住宅の家賃の一部を助成」が47.9%と最も高く、次いで「入居時にかかる初期費用を助成」が47.8%となった。

年齢別集計では、「25歳～29歳」で「入居時にかかる初期費用を助成」が特に高く、58.7%となった。

居住地別集計では「会津地方」のみ、4位に「一戸建て住宅の新築・購入費用の助成」、「中通り」のみ、5位に「固定資産税納付相当額を助成」が必要な支援として入っている。

年齢別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 47.9%	③入居時にかかる初期費用を助成 47.8%	⑫特にない 24.4%	①空き家情報の提供 19.7%	④公的賃貸住宅の提供 14.1%
20歳～24歳 (n=151)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 50.3%	③入居時にかかる初期費用を助成 49.0%	⑫特にない 24.5%	①空き家情報の提供 23.2%	⑥一戸建住宅の新築・購入費用の助成 13.9%
25歳～29歳 (n=208)	③入居時にかかる初期費用を助成 58.7%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 55.3%	①空き家情報の提供 22.1%	⑫特にない 14.9%	④公的賃貸住宅の提供 13.5%
30歳～34歳 (n=226)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 48.7%	③入居時にかかる初期費用を助成 45.6%	⑫特にない 28.8%	①空き家情報の提供 15.9%	④公的賃貸住宅の提供 14.6%
35歳～39歳 (n=223)	③入居時にかかる初期費用を助成 39.0%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 38.6%	⑫特にない 28.7%	①空き家情報の提供 18.8%	⑦固定資産税納付相当額を助成 16.1%

図表<WEB>22-2：住宅について必要な支援 年齢別クロス集計

男女別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 47.9%	③入居時にかかる初期費用を助成 47.8%	⑫特にない 24.4%	①空き家情報の提供 19.7%	④公的賃貸住宅の提供 14.1%
男性 (n=317)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 41.6%	③入居時にかかる初期費用を助成 37.5%	⑫特にない 26.2%	①空き家情報の提供 18.0%	⑦固定資産税納付相当額を助成 17.0%
女性 (n=491)	③入居時にかかる初期費用を助成 54.4%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 51.9%	⑫特にない 23.2%	①空き家情報の提供 20.8%	④公的賃貸住宅の提供 15.7%

図表<WEB>22-3：住宅について必要な支援 男女別クロス集計

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 47.9%	③入居時にかかる初期費用を助成 47.8%	⑫特にない 24.4%	①空き家情報の提供 19.7%	④公的賃貸住宅の提供 14.1%
会津地方 (n=145)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 51.7%	③入居時にかかる初期費用を助成 51.0%	⑫特にない 21.4%	⑥一戸建て住宅の新築・購入費用の助成 16.6%	①空き家情報の提供 15.9%
中通り (n=439)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 47.2%	③入居時にかかる初期費用を助成 47.2%	⑫特にない 25.1%	①空き家情報の提供 19.6%	⑦固定資産税納付相当額を助成 13.9%
浜通り (n=224)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 46.9%	③入居時にかかる初期費用を助成 46.9%	⑫特にない 25.0%	①空き家情報の提供 22.3%	④公的賃貸住宅の提供 13.8%

図表<WEB>22-4：住宅について必要な支援 居住地別クロス集計

住居形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 47.9%	③入居時にかかる初期費用を助成 47.8%	⑫特にない 24.4%	①空き家情報の提供 19.7%	④公的賃貸住宅の提供 14.1%
持家 (n=652)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 44.6%	③入居時にかかる初期費用を助成 44.5%	⑫特にない 26.5%	①空き家情報の提供 18.9%	⑦固定資産税納付相当額を助成 13.3%
賃貸 (n=136)	③入居時にかかる初期費用を助成 62.5%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 61.8%	①空き家情報の提供 22.8%	④公的賃貸住宅の提供 21.3%	⑫特にない 16.2%

図表<WEB>22-5：住宅について必要な支援 住居形態別クロス集計

就業形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 47.9%	③入居時にかかる初期費用を助成 47.8%	⑫特にない 24.4%	①空き家情報の提供 19.7%	④公的賃貸住宅の提供 14.1%
正社員 自営業主 (n=378)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 47.1%	③入居時にかかる初期費用を助成 46.8%	⑫特にない 24.3%	①空き家情報の提供 20.9%	⑥一戸建て住宅の新築・購入費用の助成 13.8%
非正規雇用 (n=269)	③入居時にかかる初期費用を助成 52.4%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 52.0%	①空き家情報の提供 21.2%	⑫特にない 20.1%	④公的賃貸住宅の提供 17.8%
家業従事 家事手伝い (n=22)	③入居時にかかる初期費用を助成 50.0%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 40.9%	⑦固定資産税納付相当額を助成 31.8%	①空き家情報の提供 27.3%	④公的賃貸住宅の提供 22.7%
無職 (n=130)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 44.6%	③入居時にかかる初期費用を助成 42.3%	⑫特にない 34.6%	①空き家情報の提供 10.0%	④公的賃貸住宅の提供 10.0%

図表<WEB>22-6：住宅について必要な支援 就業形態別クロス集計

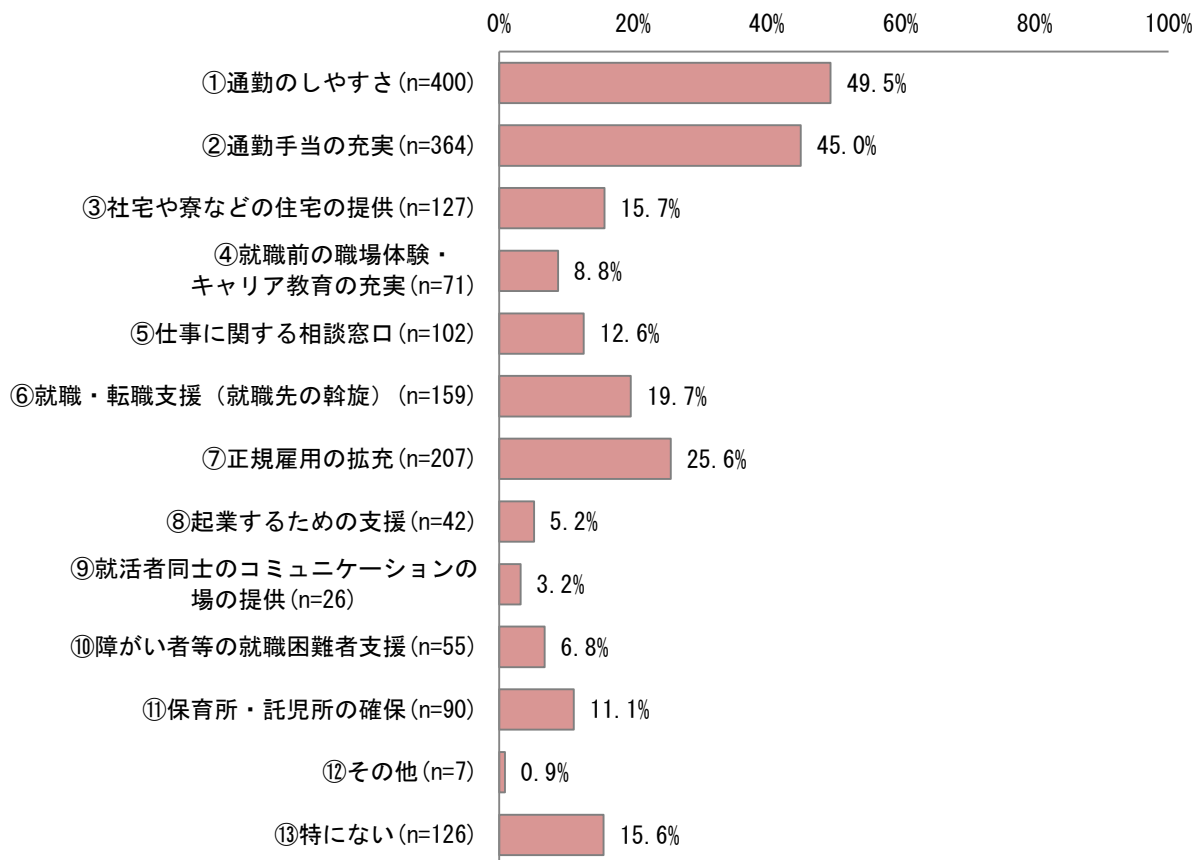
年収別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 47.9%	③入居時にかかる初期費用を助成 47.8%	⑫特にない 24.4%	①空き家情報の提供 19.7%	④公的賃貸住宅の提供 14.1%
100万円未満 (n=222)	③入居時にかかる初期費用を助成 45.5%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 44.1%	⑫特にない 28.8%	①空き家情報の提供 17.6%	④公的賃貸住宅の提供 14.0%
100万円以上 200万円未満 (n=226)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 56.2%	③入居時にかかる初期費用を助成 53.5%	①空き家情報の提供 23.5%	⑫特にない 19.0%	④公的賃貸住宅の提供 17.7%
200万円以上 300万円未満 (n=196)	③入居時にかかる初期費用を助成 52.0%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 46.4%	⑫特にない 26.5%	①空き家情報の提供 16.8%	④公的賃貸住宅の提供 13.8%
300万円以上 400万円未満 (n=104)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 48.1%	③入居時にかかる初期費用を助成 41.3%	①空き家情報の提供 22.1%	⑥一戸建て住宅の新築・購入費用の助成 20.2%	⑦固定資産税納付相当額を助成 19.2%
400万円以上 500万円未満 (n=27)	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 37.0%	⑫特にない 25.9%	③入居時にかかる初期費用を助成 22.2%	①空き家情報の提供 18.5%	④公的賃貸住宅の提供 14.8%
500万円以上 (n=33)	③入居時にかかる初期費用を助成 39.4%	⑫特にない 36.4%	②賃貸住宅の家賃の一部を助成 33.3%	①空き家情報の提供 18.2%	⑦固定資産税納付相当額を助成 18.2%

図表<WEB>22-7：住宅について必要な支援 年収別クロス集計

質問 23 仕事をする上で、どのような支援が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

全体集計 (n=808)



図表<WEB>23-1：仕事をする上で必要な支援

仕事をする上で必要な支援は、全体集計において、49.5%が「通勤のしやすさ」と回答し、次いで「通勤手当の充実」の45.0%となった。

男女別集計の「女性」の結果において、「通勤のしやすさ」が50.7%、「通勤手当の充実」が48.1%と、いずれも「男性」より高い割合となった。

居住地別集計では、「会津地方」のみ、5位に「保健所・託児所の確保」が入った。

男女別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	①通勤のしやすさ 49.5%	②通勤手当の充実 45.0%	⑦正規雇用の拡充 25.6%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 19.7%	③社宅や寮などの住 宅の提供 15.7%
男性 (n=317)	①通勤のしやすさ 47.6%	②通勤手当の充実 40.4%	⑦正規雇用の拡充 22.1%	⑬特にな い 20.8%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 18.0%
女性 (n=491)	①通勤のしやすさ 50.7%	②通勤手当の充実 48.1%	⑦正規雇用の拡充 27.9%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 20.8%	③社宅や寮などの住 宅の提供 17.5%

図表<WEB>23-2：仕事をする上で必要な支援 男女別クロス集計

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	①通勤のしやすさ 49.5%	②通勤手当の充実 45.0%	⑦正規雇用の拡充 25.6%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 19.7%	③社宅や寮などの住 宅の提供 15.7%
会津地方 (n=145)	①通勤のしやすさ 45.5%	②通勤手当の充実 37.9%	⑦正規雇用の拡充 26.2%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 20.0%	⑪保育所・託児所の 確保 15.9%
中通り (n=439)	①通勤のしやすさ 49.7%	②通勤手当の充実 46.2%	⑦正規雇用の拡充 26.7%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 17.8%	③社宅や寮などの住 宅の提供 16.2%
浜通り (n=224)	①通勤のしやすさ 51.8%	②通勤手当の充実 47.3%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 23.2%	⑦正規雇用の拡充 23.2%	③社宅や寮などの住 宅の提供 16.5%

図表<WEB>23-3：仕事をする上で必要な支援 居住地別クロス集計

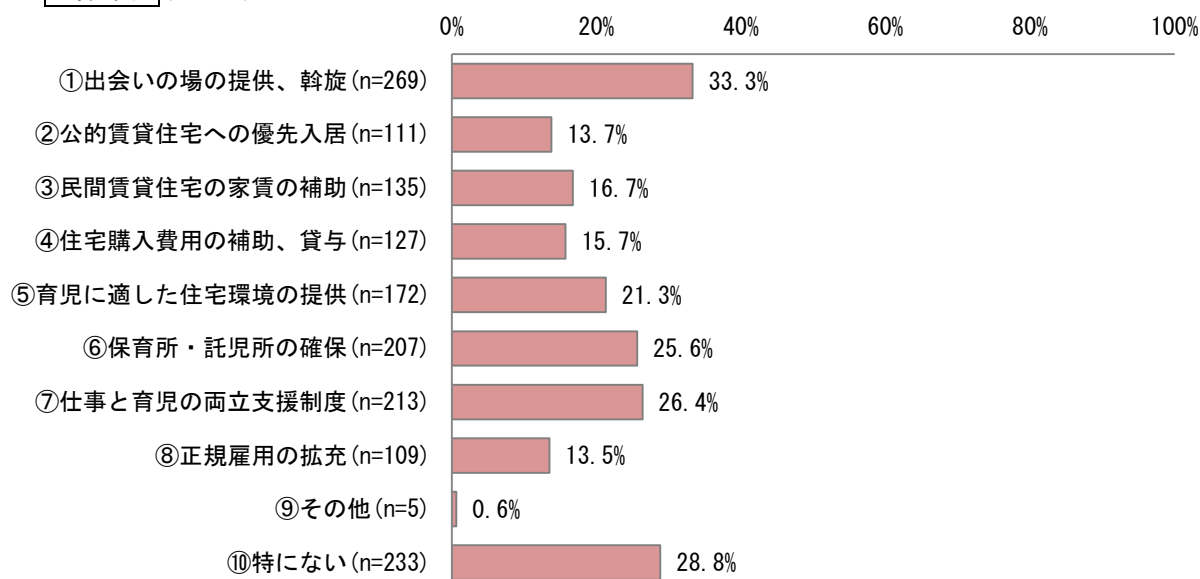
就業形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	①通勤のしやすさ 49.5%	②通勤手当の充実 45.0%	⑦正規雇用の拡充 25.6%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 19.7%	③社宅や寮などの住 宅の提供 15.7%
正社員 自営業主 (n=378)	①通勤のしやすさ 52.4%	②通勤手当の充実 50.5%	⑦正規雇用の拡充 22.5%	③社宅や寮などの住 宅の提供 18.5%	⑬特にな い 15.3%
非正規雇用 (n=269)	①通勤のしやすさ 50.2%	②通勤手当の充実 46.1%	⑦正規雇用の拡充 33.8%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 25.3%	③社宅や寮などの住 宅の提供 14.9%
家業従事 家事手伝い (n=22)	②通勤手当の充実 59.1%	①通勤のしやすさ 50.0%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 27.3%	③社宅や寮などの住 宅の提供 22.7%	⑦正規雇用の拡充 18.2%
無職 (n=130)	①通勤のしやすさ 41.5%	⑬特にな い 27.7%	②通勤手当の充実 26.2%	⑥就職・転職支援(就 職先の斡旋) 23.1%	⑦正規雇用の拡充 19.2%

図表<WEB>23-4：仕事をする上で必要な支援 就業形態別クロス集計

質問 24 結婚をする上で、どのような支援が必要だと思いますか。(〇は3つまで)

全体集計 (n=808)



図表<WEB>24-1：結婚をする上で必要な支援

結婚をする上で必要な支援は、全体集計において、「出会いの場の提供、斡旋」が33.3%、次いで「特にない」の28.8%となった。

男女別集計では、「男性」で「出会いの場の提供、斡旋」が39.7%と最も高く、「女性」では「仕事と育児の両立支援制度」が33.6%と最も高い結果となった。また、「男性」の回答では、「民間賃貸住宅の家賃の補助」が4位に入った。

男女別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	① 出会いの場の提供、斡旋 33.3%	⑩ 特にない 28.8%	⑦ 仕事と育児の両立支援制度 26.4%	⑥ 保育所・託児所の確保 25.6%	⑤ 育児に適した住宅環境の提供 21.3%
男性 (n=317)	① 出会いの場の提供、斡旋 39.7%	⑩ 特にない 32.5%	⑥ 保育所・託児所の確保 17.7%	③ 民間賃貸住宅の家賃の補助 17.0%	⑤ 育児に適した住宅環境の提供 15.8%
女性 (n=491)	⑦ 仕事と育児の両立支援制度 33.6%	⑥ 保育所・託児所の確保 30.8%	① 出会いの場の提供、斡旋 29.1%	⑩ 特にない 26.5%	⑤ 育児に適した住宅環境の提供 24.8%

図表<WEB>24-2：結婚をする上で必要な支援 男女別クロス集計

居住地別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	①出会いの場の提供、斡旋 33.3%	⑩特にな 28.8%	⑦仕事と育児の両立支援制度(育児休業等) 26.4%	⑥保育所・託児所の確保 25.6%	⑤育児に適した住宅環境の提供 21.3%
会津地方 (n=145)	⑩特にな 36.6%	①出会いの場の提供、斡旋 30.3%	⑦仕事と育児の両立支援制度(育児休業等) 28.3%	⑥保育所・託児所の確保 24.1%	⑤育児に適した住宅環境の提供 19.3%
中通り (n=439)	①出会いの場の提供、斡旋 32.8%	⑩特にな 27.8%	⑦仕事と育児の両立支援制度(育児休業等) 26.7%	⑥保育所・託児所の確保 26.4%	⑤育児に適した住宅環境の提供 21.4%
浜通り (n=224)	①出会いの場の提供、斡旋 36.2%	⑩特にな 25.9%	⑥保育所・託児所の確保 25.0%	⑦仕事と育児の両立支援制度(育児休業等) 24.6%	⑤育児に適した住宅環境の提供 22.3%

図表<WEB>24-3：結婚をする上で必要な支援 居住地別クロス集計

就業形態別集計

	1位	2位	3位	4位	5位
全体 (n=808)	①出会いの場の提供、斡旋 33.3%	⑩特にな 28.8%	⑦仕事と育児の両立支援制度(育児休業等) 26.4%	⑥保育所・託児所の確保 25.6%	⑤育児に適した住宅環境の提供 21.3%
正社員 自営業主 (n=378)	①出会いの場の提供、斡旋 34.4%	⑥保育所・託児所の確保 26.7%	⑦仕事と育児の両立支援制度(育児休業等) 26.2%	⑩特にな 25.4%	⑤育児に適した住宅環境の提供 22.0%
非正規雇用 (n=269)	①出会いの場の提供、斡旋 34.6%	⑦仕事と育児の両立支援制度(育児休業等) 29.7%	⑩特にな 26.8%	⑥保育所・託児所の確保 26.8%	⑤育児に適した住宅環境の提供 24.2%
家業従事 家事手伝い (n=22)	①出会いの場の提供、斡旋 40.9%	⑦仕事と育児の両立支援制度(育児休業等) 27.3%	③民間賃貸住宅の家賃の補助 22.7%	⑩特にな 22.7%	⑥保育所・託児所の確保 18.2%
無職 (n=130)	⑩特にな 43.1%	①出会いの場の提供、斡旋 26.2%	⑥保育所・託児所の確保 22.3%	⑦仕事と育児の両立支援制度(育児休業等) 20.0%	⑤育児に適した住宅環境の提供 14.6%

図表<WEB>24-4：結婚をする上で必要な支援 就業形態別クロス集計

2 グループヒアリング調査

福島県内の若年単身者は、独立についてどのように考えているのか、郵送調査でヒアリングの協力者を募り、6名から直接話を伺った。

(1) 若者ヒアリング（1日目）概要

①日 時：平成30年11月30日（金） 20：00～21：00

②場 所：郡山市総合福祉センター（福島県郡山市旭1丁目29-9）

③ヒアリング参加者

Aさん：郡山市在住・20～24歳・男性・現在の世帯から独立したい

Bさん：郡山市在住・25～29歳・女性・現在の世帯から独立したい

Cさん：郡山市在住・35～39歳・男性・現在の世帯から独立したい

④ヒアリング概要

●Aさん

・現状

首都圏の大学を卒業後、Uターン就職をした。実家から職場までは車で片道10分程であり、現在の世帯から独立をする理由がない。今のところ困っていることはない。

将来は結婚したいという気持ちがあり、生活基盤を固めた上で独立したいと考えている。

・住宅支援について

社宅制度が整った企業に勤めており、転勤の場合は社宅に入居する。福利厚生が手厚いため、住まいにおける問題はない。結婚して子どもがいる同僚は民間賃貸住宅に住み、生活が苦しそうな様子が気に掛かる。1万円でも家賃補助があれば、生活費の負担が減るのではないかと考える。

・自治体に求める支援

日本は高齢化社会であるため、子どもがいる若年者への配慮や、自立したい方へのサポートがなく、高齢者支援に偏っていると思っている。福島県に対しても、若年者に優しくないと感じている。

また、単に住宅だけ整備しても意味がなく、自分たちのような世代が住みたいと思うようなまちづくりが重要であると考えており、自治体だけの問題ではないと思っている。

●Bさん

・現状

首都圏の大学を卒業後、Uターン就職をした。いずれは独立したいと考えるが、金銭面の不安や家事負担の軽減を理由に、独立ができない状況である。現在、事務職に就いてい

るが、地域採用のため、住宅補助がない。自身の給料だけの生活は難しいと感じており、一歩が踏み出せない状態である。給料や貯金のことを考えてしまうが、それでも自立したいと考えている。

- ・住宅支援について

公営住宅に興味があるが、住環境を重視しており、設備が整った住宅に住むことを希望する。結婚はまだ考えてないが、1か所でずっと生活していきたいと考えているので、しっかりした設備がある家に住みたい。生活のゆとりは重要であり、家賃補助が1万円でもあれば、交際や育児に充てる余裕ができ、仕事だけの生活にはならないと考える。

- ・自治体に求める支援

福島県が住宅を建設し、安価で入居できる体制を望む。また、福島県には福島大学をはじめとする様々な大学があるため、大学や企業と連携して若者支援に取り組むべきだと考えている。

●Cさん

- ・現状

以前は福島県を離れて一人暮らしをしていたが、精神的な病にり患して実家に戻った。現在は障害年金を受給しながら仕事をしている。病気以降、障がい者という扱いになり、今の勤務先も障がい者枠での雇用になっている。障害年金を受給しているが、手取りはそれほど多くない。障害年金は、将来のために貯金しているので、基本的に自分の給料の中でやり繰りしているが、基本的に親が管理しているため、一人暮らしする際のハードルになると感じている。

- ・住宅支援について

家族が障害年金を管理しており、独立するには金銭面が課題となる。住宅の支援だけでなく、障がい者の雇用支援や福祉支援等、根本から解決しなければならない問題があると考えている。

- ・自治体に求める支援

若者の支援について、ビジョンを明確に打ち出し、根本から解決することを望んでいる。自治体だけで支援を手厚くするのではなく、大きな方向性を示すことができれば、みんなで考えるきっかけになると考えており、そのような流れを作っていくことが重要だと考えている。また、若者への支援に向けた関心を持ってもらうため、情報発信に取り組むべきだと考えており、みんなで本気で考えることで、様々なアイデアや行動につながると思っている。自治体と住民の立場を超え、意見交換の場を提供することが必要だと考える。

(2) 若者ヒアリング（2日目）概要

①日 時：平成30年12月1日（土） 14：15～15：15

②場 所：郡山市総合福祉センター（福島県郡山市旭1丁目29-9）

③ヒアリング参加者

Dさん：郡山市在住・30～34歳・男性・現在の世帯から独立したい

Eさん：白河市在住・30～34歳・男性・現在の世帯から独立したい

Fさん：郡山市在住・30～34歳・女性・現在の世帯から独立したい

④ヒアリング要旨

●Dさん

・現状

福島県内の大学を卒業後、白河市の企業に就職して独身寮に住んでいた。現在は実家から1時間掛けて通勤をしている。民間賃貸住宅では家賃の負担が大きいため、時間を掛けて通勤することを選択した。今の生活に不自由は感じていない。独立のきっかけは、結婚になると考えている。

・住宅支援について

若者が支援の対象になるとは考えたことがなかった。住環境にこだわりがなく、築年数や高層階でも気にならない。公営住宅に興味がある。

・自治体に求める支援

病院の情報や生活情報が得やすい地域であれば、安心して生活ができると思う。以前住んでいた場所では、ゴミの日カレンダーすらもえらなかった。広報誌のもらい方等、そのようなことが明示されることが重要だと考えている。

●Eさん

・現状

これまでに数度、転職をしており、現在の職場は3年目である。まだ給料も多くないため、独立は難しいと感じている。結婚を考えている人がいるため、実家を出るきっかけを作りたい。

・住宅支援について

住宅支援があれば、若者も独立がしやすいと考える。しかし、どのような住宅支援があるのか分かりづらい。白河市の市営住宅情報を閲覧したことがあるが、入居条件が当てはまらないことが分かった。入居できるのであれば、公営住宅への入居を希望する。

- ・自治体に求める支援

自立には、家賃補助が一番重要だと考えている。また、姉が子どもを育てているが、希望する保育所に入れることができなかった。アンケート調査の「仕事をする上で必要な支援」という項目で「保育所・託児所の確保」を選択したのは、そのような理由である。結婚する上で必要な支援として、「育児に適した住宅環境の提供」も重要であると思う。

- Fさん

- ・現状

職場までは車で20分程である。二人の妹は結婚して独立している。独立したい気持ちはあるが、家事の負担が増えることを懸念している。近所に祖父母が住んでおり、病院や買物に連れて行くため、独立をしても実家の近くに住むことを希望する。

- ・住宅支援について

若者は働いて自身の収入で生活することが当たり前だと考えている。公営住宅を検討したことがあるが、単身者は入居できないことが分かった。家賃は非常に魅力的だと感じるが、入居条件が厳しい。築年数にもこだわりのないため、入居できるのであれば、公営住宅への入居を希望する。

- ・自治体に求める支援

18歳までの子どもは医療費が無料だというのはよく耳にする。しかし、20、30代への支援は、生活保護ぐらいしかないという認識であり、働いて自分で何とかするのが当たり前だという感覚がある。仕事や住宅についても、行政を頼ることができるという状況にしてほしいと考えている。

第 4 章 事例調査

1 事例調査概要

若者の自立支援や地域活性化を目的としている住宅に関する施策等について、事例調査を実施した。調査事例は、若年単身者を対象とした事例に限らず、住宅支援等を検討するに当たり、新たな視点・指標となる、先進的事例を選定した。なお、各事例における「若年単身者」は、本調査研究における「若年単身者」の定義と異なり、親との同居を条件としていないため、一般的な単身者も含まれる。

(1) 調査日程

調査対象である六つの事例の事業主体に対して、次のとおり調査を実施した。

調査対象	実施日	実施場所
大阪府 住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課 商工労働部雇用推進室就業促進課 NPO 法人 HELL0life	平成30年7月13日	大阪府営清滝住宅 (大阪府四條畷市)
一般財団法人神戸すまいまちづくり公社 住環境再生部管理課	平成30年7月12日	神戸すまいまちづくり公社 明泉寺シティコート
神奈川県住宅供給公社 賃貸事業部団地再生課	平成30年9月21日	神奈川県住宅供給公社
新潟市 建築部住環境政策課	平成31年1月18日	新潟市役所
山形県 県土整備部建築住宅課	平成31年1月17日	山形県庁
山形県南陽市 建設課	平成31年1月17日	南陽市役所

(2) 調査手法

直接面接するヒアリング調査及び一部事例は視察調査を実施した。

2 事例調査結果

(1) 大阪府及びNPO法人 HELLOlife 「若者の職業的自立モデル事業」

①概況

団体名	大阪府	【位置図】
担当課	住宅まちづくり部住宅経営室 経営管理課 商工労働部雇用推進室 就業促進課	
人口	8,823,885人 (平成31年1月1日現在)	
団体名	NPO法人 HELLOlife	
実施施策	若者の職業的自立モデル事業	
取組内容	不安定な就業を繰り返している失業状態の若者に対し、公営住宅の空室を活用して、就業支援と生活支援を一体的に行う自立支援モデル事業	

②事業名称

「府営住宅の空室を活用した若者の職業的自立モデル事業」

③事業概要

A 目的・経緯

a 若者の現状について

大阪府では、15～34歳の若者（約188万人）のうち、およそ4分の1に当たる約41万人が非正規雇用という実態があった（平成28年度時点）。NPO法人HELLOlifeは、国から事業受託している大阪府地域若者サポートステーションや独自に運営する就業支援施設「ハローライフ」において、若者と対話する中で、若者が就業をする上で住環境の整備は重要であると認識し、本事業を企画。

b 府営住宅への取組について

大阪府では、平成28年12月に「大阪府営住宅ストック総合活用計画」を策定。

大阪府は、全国の都道府県営住宅の約15%を占める約12万8千戸の府営住宅を保有しているが（平成27年度末時点）、公営住宅制度の役割が時代に合わせて変化する中で、高齢者等の福祉世帯が集住することによるコミュニティの問題、ストックの地域偏在、

小規模世帯の増加にマッチしない間取り、老朽化等により更新が必要となる大量のストックへの対応など様々な課題が生じていた。

そこで、府営住宅ストックは府民の貴重な資産であるという認識の下、府民の居住の安定を確保するとともに、その土地や建物等を活用し、入居者だけでなく、周辺地域に居住する府民のくらしを支える用途への転換を図るなど、府営住宅ストックを有効に活用し、地域の問題に対応していく取組を推進している。

本事業についても、地域コミュニティの活性化につながる取組の一つとして、大阪府が国へ公営住宅の目的外使用承認申請を行い、承認を受けるとともに、NPO 法人 HELLOlife に対し、行政財産使用許可を行っている。

c 事業目的

本事業は、就業支援のほか、良好な住環境の提供や近隣住民との交流などの生活支援を一体的に行うことで、社会人としての基礎力を養成し、若者の就業状態を安定・自立させること、また、高齢化等により衰退傾向にある団地内の地域コミュニティの活性化を図ることを目的としたものである。

B 事業期間

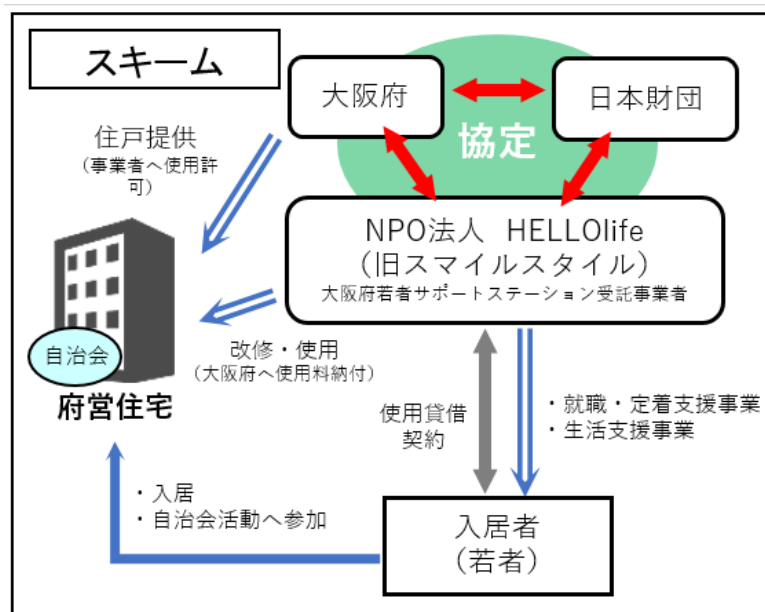
平成 29 年 4 月～平成 31 年 3 月末（予定）

C 事業主体

NPO 法人 HELLOlife、大阪府及び公益財団法人日本財団が 3 者で本事業の実施に係る協定を締結。

各役割は次のとおりである。

NPO 法人 HELLOlife	就業支援（就職・定着支援）、生活支援
大阪府	府営住宅の提供（住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課） 就業支援（商工労働部雇用推進室就業促進課）
公益財団法人日本財団	府営住宅の使用料や改修費用等の助成、事業検証等



図表 3-2-1 3者協定のスキーム

D 支援内容

次の3つのプログラムを実施。

NPO 法人 HELLOlife の職員2名が就職支援と生活支援に当たっている。

a 就職サポートプログラム

NPO 法人 HELLOlife が運営する就職支援施設「ハローライフ」や、大阪府地域若者サポートステーション、OSAKA しごとフィールドにおける支援メニューを利用した就職サポート。

b 住宅サポートプログラム

大阪府営清滝住宅（大阪府四條畷市）の住戸を一人に1戸無料提供。

入居時には、入居する住戸のDIYを参加者同士で協力して実施。

c コミュニティサポートプログラム

自治会活動（清掃や行事）への参加、また参加者が自由に利用できるコミュニティスペースの開設により、地域住民や参加者同士の交流を促進するプログラム。



図表 3-2-1 大阪府営清滝住宅

④事業対象者

現在失業状態であるが就職し自立したいと考えている、又は、不安定な就労・就業状況を繰り返している、15歳からおおむね39歳までの若者。

⑤実施状況

A 参加者について

参加者の定員は10名。広報は、就業支援施設「ハローライフ」や、大阪府地域若者サポートステーション、OSAKA しごとフィールドにおける周知やカウンセリングでの提案、また、大阪府から報道提供等を行い、新聞やテレビ等のマスメディアでも取り上げられた。

1次募集では、22～34歳の7名が参加した。参加者は、NPO 法人 HELLOlife と大阪府雇用推進室就業促進課の職員が応募者全員と面談をして決定。入居前には、入居者（若者）

同士の交流プログラムを実施している。

参加者には、正社員として採用された者も複数いる。本事業は仕事の定着支援も含めて
いるため、採用後1年間は自立への準備期間として、継続して居住してもよいこととして
いる。

B 団地内コミュニティについて

本事業の実施に当たり、NPO 法人 HELLOlife と大阪府が、団地の自治会に対して事前説
明を行った。団地の恒例行事である盆踊り大会や月1回の清掃活動に若者が参加すること
に対して、自治会からは、非常に良かった、団地に活気が戻ったという声があった。

C モデル事業としての取組について

本事業は、モデル事業として実施しており、新たな若者就職支援モデル・公営住宅活用
モデルを構築し、全国への展開に向けて、事業の継続を検討している段階である。

事業の継続に当たっては、日本財団からの助成に頼らない事業運営をしていくことが求
められ、入居者自身による自己負担や若者の雇用を求める企業に採用活動費の一部として
費用負担してもらう等、運営体制が検討課題となっている。

NPO 法人 HELLOlife Q & A

①本事業の概要

Q 1

本事業を企画した背景や経緯について教えてください。

A 1

大阪府地域若者サポートステーション事業を受託しており、大阪市内で「ハローライフ」という就業支援施設も運営している。「ハローライフ」は、NPO 法人 HELLOlife が、大阪府より委託を受け、平成 23 年より実施してきた若者就労支援事業での研究や実践が起源となり平成 25 年 5 月に独自開設したもので、府とは常に連携できる環境があった。

そこに通う若者と対話をする中で、若者が就業をする上で住環境の整備は外せないことが分かった。また、非正規雇用の若者が増加し、収入面に不安があることから親元を離れ、自立した生活を送ることができない若者の実態を把握した。そこで、収入を上げるだけでなく、生活コストを下げる視点から若者をサポートできないかと考え、空き公営住宅の活用に着目した。

Q 2

日本財団から補助を受けるに至った経緯について教えてください。

A 2

日本財団のソーシャルイノベーター支援制度(今日の山積する社会課題を解決するため、新しい発想とアイデアを募集する制度)に応募をしたことがきっかけとなり、平成 28 年度の日本財団助成事業として選出していただくことになった。

公営住宅を活用した若者の就業支援は前例がなく事業予算の捻出が難しかった。そのため、助成があったから事業を始められたという面は大きい。助成金を活用しながら事業モデルを構築し、そのモデルを全国に汎用できるように進めている。

Q 3

就職支援とともに住宅支援をすることの効果は何ですか。

A 3

- ・住居を提供することで、住まいを維持しなければならないという責任感が芽生える。
- ・空き公営住宅を活用しているため生活コストを下げるができる。

そのため収入が低くても、貯蓄することができ、将来のことを考える余裕が生まれる。

- ・親元を離れ、自分自身にゆっくりと向き合う時間を持つことで、仕事や自分の将来についても考えることができる。
- ・コミュニティスペースを利用することで参加者同士の交流を深めたり、住民清掃などの自治会活動へ参加したりすることによって社会との接点生まれ、社会人基礎力が向上する。などの効果があると考えている。

②若者の職業的自立モデル事業の取組状況について

Q 1

応募の状況を教えてください。

A 1

現在の入居者は8名である。(平成30年7月時点)

10部屋用意しており、7月末にもう1名入居の予定があるので、空室は1となる。地域若者サポートステーションから1名紹介したいと打診を受けているところである。

平成31年3月末までの事業であるため、どの段階で募集をストップするのか検討中であるが、可能な限り、有効に部屋を活用したいと考えている。

Q 2

就職支援と生活支援を行うスタッフはどのような活動をしていますか。

A 2

スタッフは団地に住んでいるわけではないが、事業開始当初は、DIYや自治会との関係構築のために、週のほとんどを府営清滝住宅で過ごしていた。

現在は、事業参加者が共通で使用できるコミュニティスペースに訪問し、就職サポートだけでなく、就職した若者への定着支援や生活状況に関するヒアリングなどを面談形式で実施している。

③本事業の成果・展望

Q 1

本事業の成果について教えてください。

A 1

本事業には様々な状況の若者が参加した。参加者同士は初対面であったため、団地に入居する2週

間前に、就業支援施設「ハローライフ」に集まり、入居者同士のコミュニケーションが深まるプログラムを実施できた。

また、今回の事業では部屋を提供するだけでなく、団地の空室を自らの手でDIYするといったプログラムも取り入れた。この活動では、事業参加者同士でペアを組み、協力しながら自身が住まう部屋のDIYに挑戦した。「より良い住まいを作る」という一つの目標に向けて参加者同士が協力し合う姿を見ることができた。

参加者の中には、正社員として採用され、転勤とともに事業を卒業した若者もいた。転勤に伴い、自身を取り巻く環境が大きく変化することに対して抵抗を示すことも考えられたが、本事業に参加したことで環境の変化に適応する自信を持つことができたと話していた。

Q 2

本事業の今後の方向性について教えてください。

A 2

本事業は平成31年3月末までである。今後の事業の継続について検討をしているところだ。

将来的には、助成事業の枠組みから脱し、事業に参加する若者や、その若者の雇用先となる企業などの受益者が事業費を負担する形態を検討している。そのほかにも地元の大学との連携なども視野に入れて、実施の可能性を模索している。

Q 3

団地内清掃や町内会の活動など、参加者とほかの入居者との関わりはどのようになっていますか。

A 3

若者が府営住宅に入居する際、自治会活動に協力することを条件付けている。

年に一度の団地の盆踊り大会の準備や、月に一度の住民による団地の清掃活動に若者が参加している。

④その他

Q 1

参加者の募集に当たっての広報や応募へのアプローチはどうしましたか。

A 1

NPO法人HELLOlifeが運営する就業支援施設「ハローライフ」、大阪府地域若者サポートステーション、OSAKA しごとフィールドで関わりのあった若者等に周知をした。

そのほか、プレスリリースを配信して報道発表を行った結果、メディアに取り上げられた。その掲載記事を読んだ親族からの後押しで参加を決めた若者もいた。

1回目の募集を終えた後も、地域若者サポートステーションなどの支援機関では、住居が必要な若者、家族との関係が良好ではない若者等がいた場合、本事業の情報提供を行うよう連携している。

Q 2

応募する若者の条件を教えてください。

A 2

Webサイトに提示している本事業の参加状況は、以下のいずれかの条件に当てはまる方となる。

- ・現在失業状態で、就職し自立したいと考える若者
- ・不安定な就労・就業状況を繰り返している若者

対象年齢は、厚生労働省の事業「地域若者サポートステーション」の支援対象者となる、15歳～39歳としている。ただし、本事業では“おおむね”39歳までとした。

Q 3

コミュニケーションが苦手な若者が参加する場合はどうしていますか。

A 3

本事業に入る前に、2週間程、若者同士が交流できるプログラムを準備している。

ただし、その2週間のプログラムに参加するために就業支援施設「ハローライフ」に通えることが条件となる。

Q 4

参加者の選考はどのように実施しているのでしょうか。

A 4

本事業の運営事務局にて、事業の参加申込みをされた方と面談を実施し、応募者約30名全員と面談を行った。参加者との面談では、現在の就業・生活状況、ご家族との関係性や、本事業に参加したいと考えた理由について一人当たり45分程度でヒアリングを行った。

今後は事業参加者の選定基準についても言語化を行いたいと考える。

障害者手帳を持っていても入居が可能かどうかの問合せがある。障がいの有無は関係ないが、本事業の主旨を踏まえると、医師から就労の許可を得ている必要がある。

大阪府 Q & A

①本事業の概要

Q 1

本事業を始めるに当たっての背景について教えてください。

A 1

大阪府内の若者（15～34 歳）約 188 万人のうち、およそ 4 分の 1 に当たる約 41 万人が非正規雇用である（平成 28 年度時点）。非正規であることで親元を離れられず、自立するだけの収入が得られないという若者の雇用に関する課題があった。

Q 2

本事業の企画を地方自治体として実施しようとした点について教えてください。

A 2

住宅まちづくり部住宅経営室経営管理課は、府営住宅を所管しており、団地を管理している。地元の市や町と連携し、魅力ある地域づくりや地域の活力創出に向けて府営住宅を地域のまちづくりに活用する取組を行っている。

商工労働部雇用推進室就業促進課は、就業促進の取組を行っている。

本事業は、NPO 法人 HELLOlife（大阪府地域若者サポートステーション事業受託者）と就業促進課から経営管理課へ若者の就業支援のために府営住宅を使用したいという話があり、取組に至った。

Q 3

NPO 法人 HELLOlife との連携について教えてください。

A 3

大阪府、日本財団、NPO 法人 HELLOlife の 3 者で協定を締結した。

【各団体の役割】

- ・大阪府：就業支援（OSAKA しごとフィールド等の支援メニューの活用）、住戸提供
- ・日本財団：改修費用の負担、事業の検証等を実施
- ・NPO 法人 HELLOlife：生活支援、就職・定着支援

Q 4

国の補助金等は活用していますか。

A 4

補助金等は活用していない。

②住宅支援について

Q 1

公営住宅で本事業を実施した理由を教えてください。

A 1

平成 28 年度の府営住宅全体の応募倍率は 9 倍を超えており、本事業は空室対策ではない。空室活用の目的は地域コミュニティの活性化及び地域住民への生活支援サービスの提供等である。

平成 28 年 12 月「大阪府営住宅ストック総合活用計画」が策定された。

府営住宅ストックは府民の貴重な資産であるという認識の下、地元市町と連携し、積極的にまちづくりに活用し、魅力ある地域づくりや地域の活力創生を目的としている。

高齢化により人手不足に悩む自治会では、若者が自治会活動に参加することで地域コミュニティの活性化につながり、自治会にとってもプラスとなる。

Q 2

公営住宅の使用に当たっての課題について教えてください。

A 2

基本的に公営住宅は住宅困窮者のためにある。

公営住宅の目的外使用であるため、本来の入居者を阻害しない範囲の活用となる。一つの団地内で 11 戸と多数の住戸を活用するため、大阪府としては需要が低く集約事業対象となっている団地を提示した。

Q 3

公営住宅の使用に当たり、国とどのような協議等を行いましたか。

A 3

公営住宅の目的外使用承認申請を行った。

③若年単身者の支援

Q 1

大阪府において実施している若年単身者への支援はどのようなものがありますか。

A 1

就業促進課における特色ある事業の一つとして、「あんしん就活」がある。

就職活動がうまくいかない若者に対して、企業との交流会や職場体験を通じて採用に結びつけるもので、高いマッチング率を維持している。また、参加企業がリピーターになるなど、企業からも好評である。

④本事業の成果・展望

Q 1

本事業に対する府民の反応を教えてください。

A 1

府営清滝団地では高齢化が進んでいるが、入居した若者が盆踊り大会の準備を手伝い、自治会活動に積極的に参加をすることに対して感謝され、団地に活気が戻ったという声が挙がった。

Q 2

現時点での成果を教えてください。

A 2

地域住民、若者、NPO 法人、大阪府が連携し、良好な関係を築けている。

若者が府営住宅に入居する条件に自治会活動に協力することを盛り込み、盆踊り大会や月 1 回の清掃活動に若者が参加することによって、自治会からも非常に良かったという声が届いている。また、若者自身のコミュニケーション能力の向上にもつながっている。

若者が地元住民とコミュニケーションが図れるのか懸念していたが、NPO 法人 HELLOlife の協力もあり、これまでにトラブルは発生していない。

また、実家では落ち着いて将来のことを考えられなかった若者も、一人になれる空間があることによって、自分の将来を見据えたり、内省したりする時間が取れるようになった。

Q 3

今後の本事業の方向性について

A 3

本事業は平成 30 年度末までの予定であるが、事業の継続について、協議を進めているところである。

⑤その他

Q 1

参加者が正社員になった場合、どのように対応するのですか。

A 1

仕事の定着支援も行っているなので、就職後、約 1 年間は居住できる。
その間に貯蓄をしてもらい、1年後の自立を目指す。

(2) 神戸すまいまちづくり公社 「『はたらく KOBE 支援』制度」

①概況

団体名	一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社	【位置図】
担当課	住環境再生部 管理課	
実施施策	若年単身者への家賃補助	
取組内容	神戸市内に就職・転職する 若年単身者世帯に対し、家賃の一部を支援する制度	
関係自治体	神戸市	
人口	1,526,639人 (平成31年1月1日現在)	

②制度名称

「はたらく KOBE 支援」制度

③制度概要

A 目的・経緯

a 「神戸公社賃貸住宅支援制度」について

平成 24 年度の神戸市住宅供給公社解散により継承した賃貸住宅事業において、入居率の改善が課題であったこと、また、平成 26 年度以降、特定優良賃貸住宅から一般賃貸住宅への移行により神戸市からの家賃補助や新婚・子育て世帯への家賃支援が終了するため、退去抑制と長期入居の促進を図る必要があったことから、少子高齢化の中で都市を活性化し、都市間競争に耐えるまちづくりを目指す神戸市の住宅政策に寄与することを目的に、「神戸公社賃貸住宅支援制度」を創設した。

b 若年単身者世帯への支援について

平成 30 年度に震災復興住宅として神戸市へ賃貸していた住宅 254 戸の返還が予定されたが、その住宅の多くが 1DK の間取りであったことから、従来の新婚・子育て世帯向けではない、単身世帯向けの住宅支援制度の検討を行った。

そこで、若者を惹きつける魅力ある住宅を目指すとともに、神戸市が進める「神戸 2020 ビジョン」における「若者に選ばれるまち」づくりに寄与することを目的として、また、神戸市内の中小企業等への就職の後押しとなるよう、神戸市内に就職・転職する若年単身世帯に対してゆとりある居住を支援する制度を新設した。

B 制度開始日

平成 29 年 10 月 1 日以降の入居者から適用。

C 支援内容

a 「はたらく KOBE 支援」について

「はたらく KOBE 支援」は、公社一般賃貸住宅等の対象住宅（現 7 か所）に居住するに当たり、月額 5,000 円又は月額 10,000 円を最長 5 年間支援するものである。

また、支援額とは別に、2 年以上継続して居住することを条件に、「契約締結日が属する月の翌月及び翌々月の入居者負担額 2 か月相当額無料」、あるいは、「公社が設置する家電等付住戸へのアップグレード」のいずれかの支援を入居者が選択して受けることができる。

b 「くらす KOBE 支援」への移行

「はたらく KOBE 支援」を受けていた世帯が、公社賃貸住宅内で転居し、新婚世帯向けの「ハッピーウェディング支援」又は子育て世帯向けの「すくすくジュニア支援」を受けられる場合、「くらす KOBE 支援」（月額 5,000 円、当初契約締結日から起算して最長 3 年間支援）に移行して支援が受けられる。



図表 3-2-3 支援対象住宅：明泉寺南住宅（現 明泉寺シティコート）

④支援対象者

契約締結日が、就職（転職）日・市内勤務開始日からともに前後 6 か月以内（学生アルバイトは除く）で、入居審査時において満 29 歳以下の単身者世帯（既婚者を除く）。

⑤実施状況

入居率は、賃貸住宅事業を継承した平成 25 年と比べ、9 割以上に改善した。

新婚世帯及び子育て世帯向け支援の適用率は、契約数の約 5 割を占め、結婚・子育てと長期的な入居につながっている。また、平成 28、29 年度においては、契約者の約 3 割が、市外からの転入者向け支援制度「ウエルカム KOBE 支援」を利用しており、賃貸住宅支援制度の効果が見られる。

「はたらく KOBE 支援」については、平成 29 年 10 月から開始して年度末までの支援件数は 9 件であったが、年間 20 件ずつ、計 100 件の支援を想定している。本支援制度に対しては、神戸市が運営するポータルサイトでの紹介や各種イベントでの周知がなされ、また、神戸市内の中小企業では住宅手当の支給等がない企業が多いことから、企業団体から会員企業への周知がなされる等、良い反応があった。

一般財団法人 神戸すまいまちづくり公社 Q & A

①本支援制度について

Q 1

賃貸住宅支援制度の背景や経緯について教えてください。

A 1

「神戸市住宅供給公社」の破綻により、賃貸住宅事業を「神戸すまいまちづくり公社」が継承したが、平成 25 年 1 月末の入居率が 89.6%であり、その入居率を改善する必要があった。

また、特定優良賃貸住宅が一般賃貸住宅へ移行することにより、平成 26 年から平成 29 年にかけて補助金等の家賃支援が終了し、利用者の退去抑制と長期入居を促す施策が必要であった。

以上の理由から、神戸市の住宅政策である若年世帯向け支援制度の検討、及び市内への転入促進に寄与する形で、各ライフステージに対応した魅力ある支援制度の創設を検討するに至った。検討内容は以下の 3 点である。

- ・入居促進（対象世帯や支援額等の見直し）
- ・退去抑制（支援期間終了による負担額増の軽減）
- ・長期入居者の獲得（支援期間の延長。新婚世帯から子育て世帯支援への乗換え（特定優良賃貸住宅では不可能であった））

Q 2

「はたらく KOBE 支援」及び「くらす KOBE 支援」が新設された経緯について教えてください。

A 2

震災復興住宅として、市へ賃貸していた市営住宅 254 戸（単身向け・1DK）が同時期に返還された。ファミリー向け住宅の支援制度はあったが、単身向け住宅への支援制度はなく、入居促進のため新たな支援制度が必要になった。

Q 3

神戸市等との協議や連携について教えてください。

A 3

市や企業等と連携したことにより、広報活動の中で就職とセットで住宅をアピールできるようになった。

一方で、支援制度の仕組みは、神戸市ができない領域や先進的な分野に範囲を広げている。また、新婚世帯への支援については、神戸市においても実施しているので、公社、市両者から支援を受けることができる。

Q 4

支援額や支援期間の設定を教えてください。

A 4

<公社賃貸住宅支援制度>

○新婚世帯向け「ハッピーウエディング支援」

【支援額】5,000円～10,000円

支援額が大きいと支援期間が終了した際、退去する人が多かつたため、特定優良賃貸住宅（10,000円～20,000円）から減額している。

【支援期間】支援期間に変更はないが、少子化の社会状況に合わせて、対象世帯を「婚姻から1年」を「婚姻から3年」以内に拡大し、子育て世帯向け制度「すくすくジュニア支援」に移行可能とした。

○子育て世帯向け「すくすくジュニア支援」

【支援額】5,000円～10,000円

特定優良賃貸住宅（15,000円）から減額。理由は上と同じ。

【支援期間】「5年」から「対象者と同居している期間」に変更。

支援対象を「小学生と同居」から「中学生以下と同居」に拡大し、新婚世帯向け支援制度から移行できるようになった。

○市外からの転入者向け「ウエルカム KOBE 支援」

神戸市外から市内への転入を促進するため創設。

【支援額】5,000円

【支援期間】3年間

○「はたらく KOBE 支援」

神戸に就職する若年単身向け制度。

【支援額】入居促進の難易度を考慮し支援額を設定した。年間20件を想定している。

【支援期間】公社の経営を考慮して、対象期間の限度を5年と設定している。

○「くらす KOBE 支援」

【支援対象】公社住宅内での単身世帯支援からファミリー世帯支援への移行世帯。

公社住宅でのステップアップによる支援制度を創設することで、ファミリー向け住宅の入居を促進するもの。

【支援額】【支援期間】「ウエルカム KOBE 支援」と同様に設定。

Q 5

各支援の応募及び利用状況について教えてください。

A 5

<契約状況>

○新婚世帯向け「ハッピーウエディング支援」※平成 29 年度新規加入率：16.3%(61 件)

○子育て世帯向け「すくすくジュニア支援」※平成 29 年度新規加入率：20.9%(78 件)

○転入者向け「ウエルカム KOBE 支援」 ※平成 29 年度新規加入率：26.7%(100 件)

上の 3 つとも、平成 26 年度以降、新規加入率は増加している。

○「はたらく KOBE 支援」※平成 29 年度新規加入率：2.4%(9 件)

平成 29 年度 10 月から開始。

<利用状況> (平成 30 年 3 月末)

・新婚世帯向け「ハッピーウエディング支援」	利用件数	246	比率	17.8%
・子育て世帯向け「すくすくジュニア支援」	利用件数	435	比率	31.5%
・市外からの転入者向け「ウエルカム KOBE 支援」	利用件数	244	比率	17.7%
・「はたらく KOBE 支援」	利用件数	9	比率	0.7%

Q 6

広報の手法について教えてください。

A 6

- ・ 公社及び市のホームページに掲載
- ・ 公社及び市の採用試験案内へ同封
- ・ 市経済団体の役員会等での資料へ同封
- ・ 企業への直接訪問
- ・ 市が主催する就職情報交換会に出席し PR
(大学就職指導担当者と市内企業の情報交換会など)
- ・ 公社が契約する不動産事業者へ案内

Q 7

若年単身者を支援することになった背景や経緯について教えてください。

A 7

神戸市は「神戸 2020 ビジョン」として、若者に魅力的な仕事づくり、若者をひきつける魅力づくり、若い世代の結婚、出産、子育て、教育を優先できる社会システムづくりを市政方針としたが、神戸市の就労促進係と中小企業との協議の中では、中小企業には住宅手当がない企業が多く、就職の際に住宅手当等がある大手企業を選択するケースが多く見られた。

他県から就職する若者に対し、個人への住宅支援制度があれば、「神戸 2020 ビジョン」の後押しになるという声が挙がった。

Q 8

国の補助金等の活用について教えてください。

A 8

各種支援制度は全て公社での割引制度となっている。本支援制度については、市からの補助金はない。

②支援対象住宅について

Q 1

若年単身者が望む住宅支援は何だと考えますか。

A 1

初めて一人暮らしをする若年単身世帯が多いと想定し、家電付き住戸へグレードアップできることを魅力の一つとして考えている。

Q 2

支援制度対象住宅の選定基準について教えてください。

A 2

- ・ 特定優良賃貸住宅から一般賃貸住宅へ移行した住宅（9 住宅）
- ・ 一般賃貸住宅のうち家賃 10 万円超のファミリータイプの住宅（2 住宅）

③賃貸住宅支援制度の成果・展望について

Q 1

「はたらく KOBE 支援」に対する応募者や神戸市からの反応について教えてください。

A 1

市の企業団体から喜びの声が届いており、会員企業には周知している。市の担当者も同様に、各種イベントなどで周知されている。

Q 2

支援による効果や成果について教えてください。

A 2

- ・入居率が好転した（平成 25 年 1 月末 89.6% → 平成 30 年 3 月末 93.7%）
- ・新婚世帯向け支援と子育て世帯向け支援を合わせて、約 50%の利用率である
- ・平成 28 年度、29 年度は約 3 割が市外からの転入支援を利用している
- ・制度の目標値として年間 700 世帯を設定していたが、現在は 1,000 世帯前後に到達している
- ・上記より、公社としては非常に効果的な支援制度であると認識している。認知度も上がって各種イベントで支援制度を知り、申し込む方も多い。

④その他

Q 1

高齢者に対する取組について教えてください。

A 1

増加する高齢世帯に対し、団地再生の一環として若者支援政策との連携を検討している。例として、古い住居の高層部はエレベーターがなく、空き部屋になるケースが多いが、高層部を若年層に、低層部は高年層にアピールすることを実験的に行っている。

公社は民間と違い、保証会社への加入を条件に、基本的に断ることはなく検討しているが、各種支援制度と介護の関係が課題となっている。

Q 2

支援対象者であるかどうかの確認は行っていますか。

A 2

利用者が本当に支援制度の対象に当たるかは毎年調査している。

一方で、若年層の転職、離職率の高さなど社会の情勢を考慮し、すぐに支援制度を打ち切るようなことはしていない。

Q 3


入居を促進したい世帯について教えてください。

A 3

公社賃貸住宅に入っていただくだけで良いという前提ではあるが、住宅の活性化につながりやすい新婚世帯の入居が望ましい。

(3) 神奈川県住宅供給公社 「団地再生モデル事業」

①概況

団体名	神奈川県住宅供給公社	【位置図】 <small>国土地理院承認 平14総機 第149号</small> 
担当課	賃貸事業部 団地再生課	
実施施策	大規模団地における団地再生モデル事業	
取組内容	既存ストックを活用した若年・子育て世代の流入システム	
関係自治体	神奈川県	
人口	9,181,625人 (平成31年1月1日現在)	

②事業名称

「団地再生モデル事業」

③事業概要

A 目的・経緯

a 大規模団地の状況について

神奈川県住宅供給公社では、昭和30～40年代にかけて、分譲住宅を中心とした大規模団地を多く開発した。この高度経済成長期に建設された団地の多くは、建物の老朽化等に加え、人口減少や少子高齢化による入居率の低下、コミュニティの衰退、商店街の活気低下などの課題に直面している。団地における賃貸住宅や商店街の店舗は公社資産であることから、地域全体の価値を高め、団地の活性化を図っていくことが必要となった。

b 団地再生の取組について

公的事業主体として、同様の課題を持つ団地の先導モデルを目指し、団地の人々や様々な事業者と連携して、多様な施策を総合的に推進すること、また、高齢者や若年・子育て層が安心して住み続け、また、住みたくなる魅力的な団地を目指し、多世代が協働して生活できるよう、ハード・ソフトの両面にわたる様々な取組を推進し、持続循環型コミュニティを創造することを目的に団地活性化への取組を開始した。

平成25年度には、国土交通省による「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」（以下「モデル事業」という。）に採択され、取組を推進していった。

B 実施団地

横浜若葉台団地（横浜市旭区）及び相武台団地（相模原市南区）

④横浜若葉台団地における取組

A 団地概要

昭和54年から計画的に開発された分譲住宅・賃貸住宅の複合団地

(公社賃貸住宅7棟790戸、分譲住宅66棟5,186戸、ほか 計約6,302戸)

人口：14,135人※

高齢化率：約48.6%※

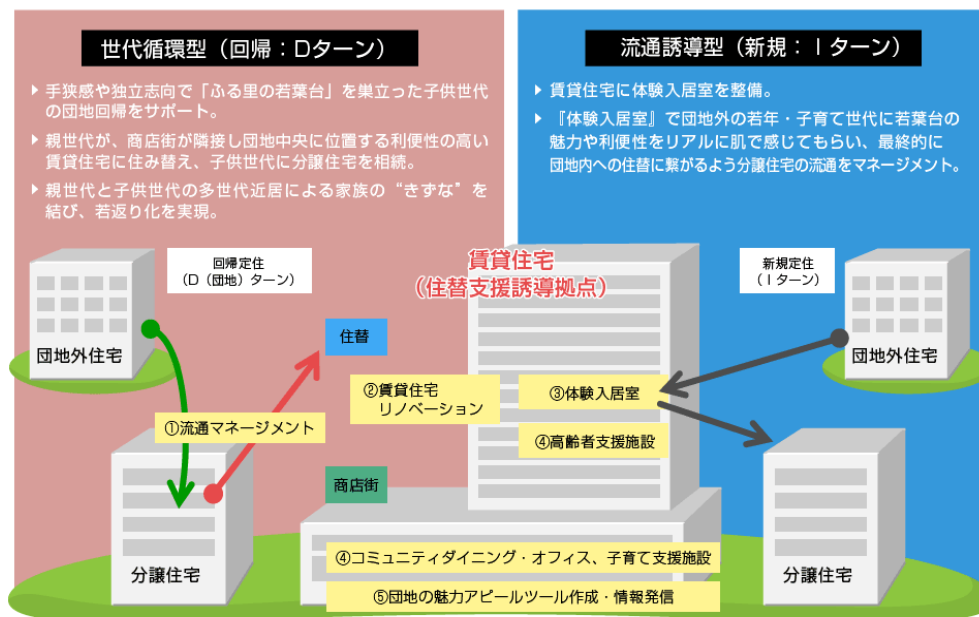
※出典：横浜市統計ポータルサイト（平成30年9月末現在）

B 選定理由

公社における最大規模の団地であること、また、分譲住宅・賃貸住宅の複合団地かつ商店街があることで、取組の幅があると判断したため。

C モデル事業計画

賃貸住宅・商店街を活用した住民連携による複合団地型流通事業モデルとして、賃貸住宅を拠点とした若年・子育て世代の流入システムを計画した。ライフステージに合わせて、分譲住宅と賃貸住宅を住み替えることにより、若年・子育て世代の流入を図るシステムである。



図表 3-2-4 若年・子育て世代の流入システム (案)

(出典：団地未来～団地再生の取組み～／神奈川県住宅供給公社ホームページ)

(<http://www.danchimirai.com/wakabadai.html>)

団地から巣立った子供世代の団地回帰をサポートする世代循環型 (D (団地) ターン) と、若年・子育て世代の団地内への住み替えにつながるような分譲住宅の流通をマネジメントする流通誘導型 (I ターン) の二つの流れを想定。

世代循環型においては、住み替え (分譲住宅を売買) したい人と移住 (分譲住宅を購入) したい人をつなぐための分譲住宅流通マネジメントの実施や、賃貸住宅への住み替えに対するリノベーションを検討している。流通誘導型においては、賃貸住宅における体験入居室の設置や、コミュニティダイニング・オフィス、子育て支援施設、高齢者支援施設といった生

活利便施設の整備、団地住民等と協働で作成する団地の魅力アピールツールによる情報発信を行う。

D 実施状況

若年・子育て世代の流入という面では、団地中心部の商店街にある子育て支援施設や団地に住む母親たちによる情報発信等により、子育て世代が子育て世代を団地に呼び込む状況が見られている。

取組においては、団地住民との協働を考えているが、事業の継続に当たっては、担い手を見つけ、自立して事業が推進される運営体制を構築することが今後の課題である。

a 賃貸住宅プラン変更の実施

若年層世帯の入居促進を目的として、既存の3DK（56.28㎡）を1LDKにプランを変更するとともに、室内の設備や内装のリフォームを実施した。年に数十戸実施しており、年齢層に関係なく入居を希望する方が多い。

b 「コミュニティ・オフィス&ダイニング春」の開設（平成26年4月）

商店街の空き店舗を活用したもので、施設整備にはモデル事業における補助金を活用している。「職と食」をテーマとし、情報発信や地域課題の取組を支援する拠点や団地住民の協働による取組・ビジネス等を創出・サポートする場所、また、団地住民が交流を深め、世代を超えたコミュニティをつくる場所として開設した。平成27年からは団地住民スタッフによる運営（ボランティアスタッフによるダイニング運営、子育てママスタッフによるオフィス受付業務、広報紙・WEB編集）を行っている。

c 「わかば 親と子のひろば そらまめ」の開所（横浜市補助事業）（平成26年5月）

商店街の空き店舗を活用したもので、施設整備にはモデル事業における補助金を活用している。NPO法人若葉台が運営する、主に0歳～3歳児の未就学児の親子が気軽に集まり、自由に過ごせる子育て支援施設となっている。利用率は非常に高く、平成29年3月からは一時預かりも実施している。

d 「体験入居室」の設置（平成27年度～）

e 「横浜若葉台タウンガイド」の制作、コミュニティ拠点通信紙の発行等による情報発信

f マスタープランの策定・取組

団地住宅の管理を担う一般財団法人若葉台まちづくりセンターと事務局で連携し、団地全体のマスタープランとして「横浜若葉台みらいづくりプラン」を団地関係者と平成29年3月に策定した。平成29年12月からは、引き続き団地関係者が参加する「横浜若葉台みらいづくりプラン推進会議」を開催、さらに、平成30年4月には横浜市を加えた3者による「横浜若葉台みらいづくりプランの推進に関する事業連携協定」を締結した。

横浜市は、当初からオブザーバーとして出席していたが、平成29年度から開始した市の施策「2025年問題を見据えた旭区大規模団地再生モデル構築事業」の一環として直接取組に加わっている。

⑤相武台団地における取組

A 団地概要

昭和40年から計画的に開発された分譲住宅・賃貸住宅の複合団地

(公社賃貸住宅11棟448戸、分譲住宅82棟2,080戸 計2,528戸)

人口：4,407人※

高齢化率：約47.3%※

※出典：相模原市ホームページ「人口・統計」(平成30年1月1日現在)

B 選定理由

汚水処理場の跡地にサービス付き高齢者向け住宅を建設することになり、これを地域の核とした活性化の取組を検討していたこと、また、分譲住宅・賃貸住宅の複合団地であることや商店街があることで、取組の幅があると判断したため。

C モデル事業計画

既存ストックを活用した若年・子育て世代の流入システムを計画した。

a 分譲住宅空家活用型住替支援

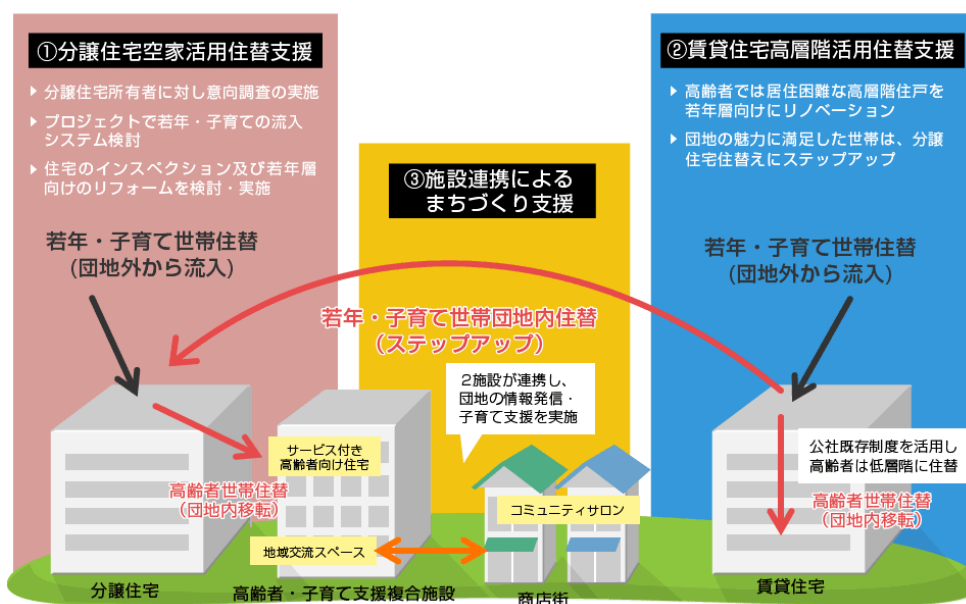
分譲住宅の高齢者世帯がサービス付き高齢者向け住宅へ団地内住み替えをすることを想定し、それにより発生する分譲住宅の空き家の有効利用を考慮した支援。

b 賃貸住宅空高層階活用住替支援

既に空き家が集中し、空き家状態が長期化した賃貸住宅の高層階に対し、若年層向けにリノベーションを実施する。団地外からの若年・子育て世帯の流入と、その後の分譲住宅への住み替えを図る。

c 施設連携によるまちづくり支援

「商店街空区画を活用した住民運営のコミュニティサロン」と「複合施設の地域交流スペース」が連携し、団地の情報発信や子育て支援を実施する。



図表 3-2-5 若年・子育て世代の流入システム (案)

(出典：団地未来～団地再生の取組み～／神奈川県住宅供給公社ホームページ)

(<http://www.danchimirai.com/soubudai.html>)

D 実施状況

地域活性化という面で、商店街の空き店舗を活用した「グリーンラウンジ・プロジェクト」は、情報発信を継続したことで団地住民に認知され、地域に根付いた事業となってきた。

住宅整備について、モデル事業では着手していないが、平成30年2月よりリノベーション事業を実施し、若年・子育て世帯の流入を促進していく。

a サービス付き高齢者向け住宅「コンチェラート相武台」開所（平成25年12月）

汚水処理場の跡地に高齢者の在宅生活や住み替え支援、地域の福祉拠点として建設した。

1階は高齢者向けの居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、通所介護事業所などの事業所、2～4階はサービス付き高齢者向け住宅が62戸ある（一人部屋：59戸、二人部屋：3戸）。

団地内住み替えをした方は約20%であったが、市内や県外などからの入居者は多く、入居率は90%前後で推移している。

b 「グリーンラウンジ・プロジェクト」（平成27年度～）

商店街前にある大きなケヤキの木の下の広場と、シャッター街化が進行する商店街の空き店舗を使って、各店舗や広場を再び多くの人が集えるような魅力的な空間にし、団地全体のバリューを向上させていくことを目的としたプロジェクトである。コミュニティサロンの開設を予定していたが、当時退店が相次いだため計画を変更した。

参画者像は、商店街及び団地活性化に資する取組及びSNS等を活用した外部への情報発信を併せて行うことができる者とし、第1期はひばりカフェ（カルチャーカフェ）、第2期はSRC 児童クラブそらまめ（学童保育）、第3期は「かつさサロン環」（エステサロン）と「デコラテーブル」（食品・雑貨店）が開店し、第4期以降も募集を継続している。

第1期のみ、モデル事業の一環として補助金を活用して店舗を整備し、第2期以降は工事費の一部を公社が負担するなどの特典がある。

c 賃貸住宅棟の外装リニューアル等（外壁塗装、手すりのアルミ化ほか）を実施（平成26～28年度）

d 賃貸住宅リノベーション（平成30年度予定）

既に空き家が集中し、空き家状態が長期化した上層階を活用して、隣接する2戸を1住戸化する改修を公社自主事業として実施する。現在は、若いファミリー向けと夫婦向けの2プランを整備している。

e 相武台団地ガイドブック「そうぶだいすき」の制作、周辺大学・地域住民と連携したコミュニティガーデンの整備

神奈川県住宅供給公社 Q & A

① 団地再生事業の概要について

Q 1

本事業（団地再生事業）の背景や経緯、また、実施団地の選定理由について教えてください。

A 1

昭和 30～40 年代にかけて、横浜若葉台団地、相武台団地等、多くの大規模団地を開発した。これら団地の特徴は、エリア全体で分譲住宅を中心に開発をしたことである。その一部に、神奈川県住宅供給公社（以下、「公社」という）が賃貸住宅として経営している棟もある。横浜若葉台団地及び相武台団地では賃貸住宅だけでなく、商店街も所有していることもあり、団地の中心である商店街の活性化の取組も行っている。

●横浜若葉台団地

平成 20 年代前半から築年数も経ち、住民の高齢化も進んできた。そのような状況で、団地の活力を持続・発展させるため、団地の活性化に取り組み始めた。取組の方向性と形が固まってきた頃、国土交通省の「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」に応募した。

●相武台団地

団地内に更地となった污水处理場跡地がある。この活用について長年検討した結果、サービス付き高齢者向け住宅を建設することになった。この施設を地域の核とし、今後の高齢化社会に対応していきたいという気運が高まっていた。

公社第 1 号となるサービス付き高齢者向け住宅のしゅん工後、モデル事業に採択された。単独の施設ではなく、地域の介護・看護・医療の拠点とすることを視野に入れた施設づくりであった。同時期に老朽化した賃貸住宅の外装リニューアル等も開始した。

住宅設備の陳腐化や地域の少子高齢化が進行する中、賃貸住宅を主力商品とした経営を成り立たせるために、団地全体での魅力づくりや活性化を図る必要があった。

特に、横浜若葉台団地は公社の団地の中で最も規模が大きい分譲・賃貸の複合団地であり、商店街もあるので、取組の幅が広がる。公社の一般賃貸住宅における収入額の割合も高く、横浜若葉台団地での収益を維持するためにも、事業が必要と判断した。

相武台団地に関しては、これまで大家及び管理者という立場であったが、本事業をきっかけに、公社と商店街や自治会等の地元組織が協働して取組を行うようになった。

Q 2

国土交通省による「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」について教えてください。

A 2

「住宅団地型既存住宅流通促進モデル事業」は、分譲住宅の仲介を促すことを目的としている。そのため、分譲・賃貸複合団地である横浜若葉台団地及び相武台団地を選択した。

賃貸住宅の入居率だけを維持できても、分譲住宅の空き家が増えたり、中古流通価格が下落したりすると、長期的には賃貸住宅の入居率や家賃に影響が出るため、エリア全体の価値を高め、活性化させることを目的として取組を始めた。

個人資産に還元されるリフォーム補助は、100万円を上限として3分の1の補助率であるが、リフォームの実績は1件もなかった。

住宅インスペクション（診断）の補助は10万円を上限とし、数件の実績があった。

モデル事業がなくても、団地再生事業は実施する予定であったが、モデル事業採択による補助金は、事業の推進力となった。補助金は主に、居場所づくり等の生活利便施設整備の推進に活用した。

②団地や地域コミュニティにおける若年者について

Q 1

本事業において団地への流入を想定している具体的な「若年・子育て世帯」像はありますか。

A 1

賃貸住宅への入居をきっかけに、団地内の分譲住宅や近隣地域に長く住んでもらえるよう子育て世代を想定している。したがって、単身低所得者救済的な主旨での単身者向けの取組は検討していない。

特に、横浜若葉台団地では、小さな子どもを持つ世帯や高齢者を対象に様々な取組を行っており、住宅の資産価値向上も目指しているため、単身低所得者を積極的に呼び込む計画はない。ただ、起業を目指す人や、団地で何かを始めたいという若者に対しては、積極的な支援をしていきたい。

団地には母親同士の口コミで来た方もいる。子育て世代が子育て世代を呼び込んでいる状況である。

横浜若葉台団地では住民有志の主催による街コンを開催し、カップルが誕生した。

相武台団地は、エレベーターがない5階建ての建物であるが、下層階に移転したいという高齢者の声が増えている。高層階にリノベーション物件を整備しており、慢性的に空室が発生している高層階に階段での昇降に支障がないと思われる若い世帯を呼び込みたい。

Q 2

各団地における若年単身者の入居状況について教えてください。

A 2

●横浜若葉台団地

新規入居者のうち、30%近くが20～30歳代である。単身者が約25%で、単身世帯と二世帯を合わせると約65%となる。

分譲住宅購入者の年齢層を平成25～29年度の5か年で見ると、20～30歳代が32%である。40～70歳代では38%となっている。

高齢者は分譲住宅よりも賃貸住宅を選択する傾向があるため、若い世代の比率が高い。今後、分譲住宅の購入者は若い世代が中心になるのではないかと。

●相武台団地

全体の入居率は約90%である。高齢化率は約47%と高く、二人に一人が高齢者である。

賃貸住宅における直近3年間の入居者で最も多いのが60歳代である。30歳代は約20%にとどまる。また、入居者の約60%は単身者である。

Q 3

団地に若年単身者が単身居住する場合の利点や難点はありますか。

A 3

長年、公社の賃貸住宅は単身者の入居を認めていなかった。現在は収入基準があるものの、単身者も入居可能である。夫婦二世帯では基準となる収入を合算できるので、二人以上世帯のほうが入居しやすい傾向にある。

③現在の課題や今後の取組等

Q 1

現在の課題や今後の取組等について教えてください。

A 1

団地再生事業は、公社の職員が地域に寄り添って取組を進めていくが、団地住民や地域関係者らによる自走体制を構築することで持続性のある取組へと発展していく。

横浜若葉台団地の「コミュニティ・オフィス&ダイニング春」では、平日はほぼ毎週、イベントが開催され、毎月開催する定着イベントも増えてきた。

最も難しいのは、担い手を見つけることである。ハード面の整備は資金さえあれば可能である。

今後は、団地再生事業を整備から運営にシフトさせていくことが重要だと感じている。また、継続していくことも重要である。

相武台団地「グリーンラウンジ・プロジェクト」も、始めのうちはプロジェクト店舗らによるイベントが認知されなかったが、開催を重ねるにつれて地域に根付いたイベントになってきたと実感している。平成30年9月に開催されたビアガーデンイベントでは、天候不良にもかかわらず大盛況で、親子連れだけでなく、高齢の方にも来ていただいた。継続も重要であるが、情報を発信し続けることも重要である。

④「横浜若葉台」団地における取組について

Q 1

「賃貸住宅を拠点とした若年・子育て世代の流入システム」の取組状況について教えてください。

A 1

「賃貸住宅を拠点とした若年・子育て世代の流入システム」は、ファミリー向けの広い分譲住宅に住む高齢者に、分譲住宅よりも狭いが、中心部に商店街があり、各階に止まるエレベーターのある利便性の高い賃貸住宅に住み替えてもらう構想である。

横浜若葉台団地の分譲住宅は、3フロアに1フロアしかエレベーターが停止しない。かつては、プライベートを重視する傾向が高く、エレベーターが停止しない階の価値が高かったためである。現在は、住民の高齢化により、階段の上り下りが負担に感じる方には、団地中心部にある賃貸住宅に移り住んでもらうことを想定した。

高齢者の住み替えにより空いた分譲住宅に子育て世代が入居する構想であり、一度は団地を単立した若い世代を、空いた分譲住宅に呼び戻す「D（団地）ターン」である。

これは、分譲と賃貸を上手く利用して、ライフステージに合わせて住み替えていただく大きな構想であり、モデル事業採択の3年間（平成25～27年度）での実現は難しかった。

モデル事業の採択を受けて、ニーズ調査を実施したのち、流通促進の取組として、以下の3施設の整備を行った。

①「体験入居室」

賃貸住宅の1室を利用して宿泊体験ができる部屋を整備した。商談することを条件に無料で宿泊可能である。実際に団地に来てもらい、緑の多さやバス交通も不便ではないことを実感していただくことを目的とした。

②「コミュニティ・オフィス&ダイニング春」

団地の商店街の一角に「職」と「食」をテーマにした施設を整備した。Wi-Fi環境を設けたイベント・コワーキングスペースと、食事スペースから成っており、いずれも団地住民スタッフを中心に運営されている。

③「子育て支援施設 そらまめ」

横浜市「親と子のひろば」として、0～3歳の未就学児の親子が自由に過ごせる施設である。運営は横浜市からの補助を受け地域のNPO法人が担っている。利用率は市内でも非常に高く、成功した施設であると思う。実績を積み重ね、現在は一時預かりも行っている。

これらの施設は、賃貸住宅の入居率は92%前後と空室があるため、空室を利活用するための施設整備と空き店舗対策の意味も持っている。

また、施設の整備は補助金を活用して公社が行い、①②の運営は公社と管理会社が連携して行い、③の運営は地域のNPO法人が担っている。

そのほか、団地の魅力を紹介するための冊子の作成、分譲住宅も含めた住み替えプラン集の作成を行った。

モデル事業では連携事業者が求められるため、(一財)若葉台まちづくりセンターを団地再生事業のパートナーとした。このセンターは、昭和53年に住宅を管理するために設立した団体で、5年前に名称を変更し、ハード面だけでなく、ソフト面も柔軟に対応する団体となった。24時間体制の防災センターとも連動している。

公社は不動産仲介ができないが、若葉台まちづくりセンターは不動産仲介業ができることから、分譲住宅を流通させるには若葉台まちづくりセンターとの連携が必要であった。

Q 2

マスタープラン「横浜若葉台みらいづくりプラン」の取組状況について教えてください。

A 2

マスタープラン策定委員会立ち上げ当時から、横浜市はオブザーバーとして参加していた。公社の団地再生事業から数年遅れて、平成29年に横浜市でも大規模団地の再生に取り組むことになった。そこで、横浜若葉台団地がある横浜市旭区が市内18区を代表し、大規模団地再生の施策実施と担当係を新設した。

横浜市旭区にはほかにもいくつか大規模団地がある。その中でも横浜若葉台団地は先進的な取組を行っていたことが施策の背景にある。

策定委員会の次の段階で推進会議が発足した。策定委員会では公社と若葉台まちづくりセンターが事務局を担っていたが、推進会議では正式に行政（旭区）が加わった。事業連携協定がなくとも問題なかったが、更に取り組みやすくするため、横浜市からの打診もあって協定締結に至った。実際の取組としてはこれからである。

Q 3

若年層の入居促進のための取組について教えてください。

A 3

昭和 50 年代に建てられた賃貸住宅は、ほかの競合物件と比較すると古く感じてしまう。そこで、間取りを 1LDK に変更したり、設備を新しくしたりすることで、若い世代にも好感を持ってもらえるようなリフォームを実施した。1 年に数十戸のプラン変更を行っているが、好評であり、入居も早く決まる傾向にある。

プラン変更に関しては、分譲住宅に住んでいる高齢の方にも興味を持ってもらっていて、段差の少ない室内やシステムキッチンが、年齢に関係なく好印象である。

横浜若葉台団地ではリノベーションは行っておらず、大規模なプラン変更のみである。

モデル事業で施設整備をした中心部の商店街を、ベビーカーを押す母親たちが歩くことは、目に見える効果となって現れている。分譲住宅に住む方も歓迎しており、若い世代が増えていると前向きな気持ちになっているようである。

また、ママ達による情報発信サイト「若葉だい家族」では、子育て世代へのアピールにつながっている。

横浜若葉台団地は地域に愛着を持つ住民が多く、団地で開催される祭りには約 3 万人が集まる。それを継承していくためには、次世代の担い手が必要だと強く認識している。したがって、若い世代は昔からの住民に非常に歓迎されている。

⑤「相武台団地」における取組について

Q 1

「既存ストックを活用した若年・子育て世代の流入システム」の取組状況について教えてください。

A 1

モデル事業採択前は相武台団地のデータを持っていなかった。モデル事業採択後、住民にアンケート調査を実施したところ、分譲住宅を 2 戸所有している方が多いと分かった。住戸の価格は 1 戸約 300 万円、リフォーム物件でも 500～700 万円程度である。

若年・子育て世代の流入システムにおいて、横浜若葉台団地と異なる点は、サービス付き高齢者向け住宅を整備している点である。分譲住宅、賃貸住宅に住んでいる高齢者に移り住んでもらい、空いた部屋に若い世代が住む構想である。

サービス付き高齢者向け住宅で最初の入居者募集を行った際に、相武台団地住民の優先枠を設けたが、団地内からの移転は全体の 20% 程度であった。入居者は相模原市内や神奈川県外の方など、統一性はない。現在、入居率は 90% 前後で推移している。

モデル事業の連携事業者として、(公社)かながわ住まいまちづくり協会と取り組むことになった。団地管理だけでなく、現在は空き店舗を活用してリフォーム相談も行っている。また、相武台団地と横浜若葉台団地の住宅インスペクションも実施していた。

Q 2

「グリーンラウンジ・プロジェクト」の概要及びその効果について教えてください。

A 2

当初、モデル事業ではコミュニティサロンの開設を予定していた。しかし、商店街では退店が相次いだ時期であり、半分以上が閉店してしまった。そのような状況の中、別の形での商店街活性化策として、「グリーンラウンジ・プロジェクト」を開始した。

モデル事業の補助金を活用した第1期では、カフェに業種を絞って施設整備を行い、テナント（プロジェクト参画者）を募集した。第2期以降は公社の自主事業であり補助金は活用していないが、公社による工事費用の一部負担などの特典を設けている。

テナントからは応募の際、地域活性化に資する取組等について提案書を提出してもらった。地域のために何ができるのかについても採点の大きなポイントである。現在は第4期のテナント募集を行っている。

Q 3

若年層の入居促進のための取組について教えてください。

A 3

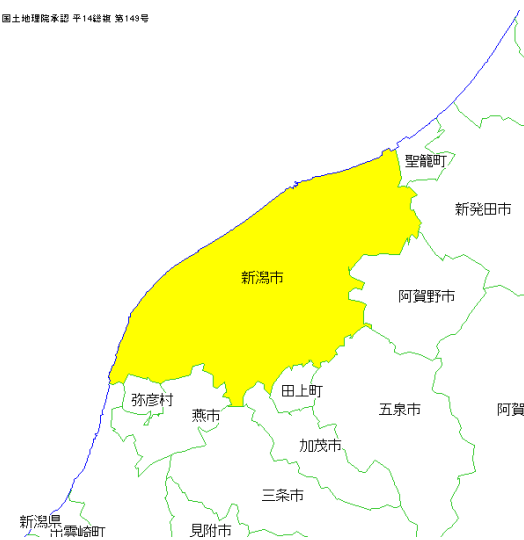
相武台団地は相模原市内で最も少子高齢化が進んでいる地区である。団地内にある小学校に通うのは、ほとんど団地外の子どものようである。

モデル事業では、若い世代に入居してもらうことを目指していたが、期間中に住宅の整備までは着手できなかった。

モデル事業の補助期間終了後、公社の自主事業として賃貸住宅のリノベーションを行うことにした。既存の35㎡と居住人数が限られる広さの物件を、向かい合う2戸を1セットにする「2戸1住宅」としてリノベーションを行った。ここは若いファミリーや夫婦二世帯をターゲットにしている。試験的に2戸の工事を行っているが、団地内や他団地への展開も視野に入れている。

(4) 新潟市 「公営住宅の若年単身者世帯の入居」

①概況

自治体名	新潟市	【位置図】 <small>国土地理院承認 平14経第 第149号</small> 
人口	800,000 人 (平成 31 年 1 月 1 日現在)	
担当課	建築部 住環境政策課	
実施施策	公営住宅の入居要件緩和	
取組内容	市営住宅条例の一部改正による、公営住宅の若年単身世帯の入居	
【地域特性】 <p>新潟市は古くから「みなとまち」として栄え、明治 22 年の市制施行以来、近隣市町村との合併によって人口約 81 万となり、平成 19 年には本州日本海側初の政令指定都市となった。</p> <p>整備された高速道路網や上越新幹線により首都圏と直結しているなど、陸上交通網が充実しているほか、国際空港、国際港湾を擁し、国内主要都市と世界を結ぶ本州日本海側最大の拠点都市として高次の都市機能を備えている。一方で、広大な越後平野は、米のほか、野菜、果物、畜産物、花き類など、農畜産物の一大産地となっている。また、日本海側に面し、信濃川・阿賀野川の両大河、福島潟、鳥屋野潟、ラムサール条約登録湿地である佐潟といった多くの水辺空間と里山などの自然に恵まれている。</p>		

年	内容
平成 24 年度	保留空家対策（曾野木住宅、新石山住宅、松浜町住宅のエレベーターがない棟の 4・5 階に限定）として、家賃を約 3 割削減
平成 25 年度	モデル事業として曾野木住宅の 5 階建ての 1 棟にエレベーターを設置
平成 26 年度	議会で若年単身者のため、公営住宅の年齢要件の緩和を求める意見がでるが、単身の高齢者や障がい者の入居を確保するため、入居要件緩和には至らなかった。
平成 28 年度	保留空家が増加傾向にあり、再び議会で不人気住宅の空き家対策として、若年単身者の入居を求める意見が出され、入居要件緩和の検討が始まった。
平成 29 年度	市営住宅条例の一部を改正した。年齢要件を 20 歳以上とし、提供する住居を拡大した（2 室まで→3 室 55 ㎡まで）。申込み期間を限定し募集した結果、2 戸の入居が決まった。
平成 30 年度	4 月から通年で募集し、平成 31 年 1 月 18 日時点で 27 戸の入居が決まっている。

②実施施策

A 事業概要

新潟市では、需要が少なく修繕を見合わせている住戸（保留空家）が増加傾向にある。このため、既存ストックの有効活用という観点から、新潟市の世帯人員別で最も多い「単身世帯」の入居要件を以下のように緩和し、空き家への入居促進を図った。

a 単身入居における年齢要件の撤廃

現行：60歳以上の方などの住宅確保要配慮者 → 20歳以上であれば可

b 単身者へ提供する住戸の拡大

現行：2室以下 → 55㎡以下の3室まで可

(H29.9.1時点)

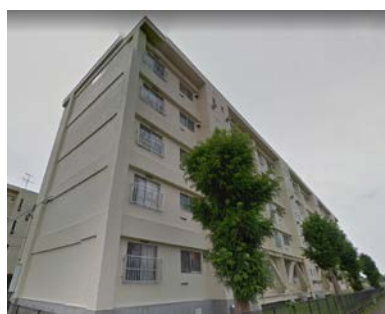
住宅	管理戸数 EVがない棟の 4・5階	うち保留空家		要件緩和後 入居可能戸数 (A+B)
		2室以下 (A)	3室（うち55㎡以下） (B)	
曾野木	288	21	82 (82)	103
新石山	120	—	36 (24)	24
松浜町	108	—	43 (18)	18
合計	516	21	161 (124)	145

B 対象住戸

- ・3住宅（松浜町、新石山、曾野木）のエレベーターがない棟の4階、5階に限定
- ・駐車場あり



松浜町住宅



新石山住宅



曾野木住宅

■募集住戸参考情報

住戸	種別	タイプ	間取り	階数	風呂設備	参考家賃	駐車場料金
松浜町住宅	改良	3K	6和・6和 ・4.5和・4K	5	無	12,000	4,000
新石山住宅	公営	3DK	6和・6和 ・4.5和・5DK	5	無	12,800	4,600
曾野木住宅	公営	3K	6和・6和 ・4.5和・4K	5	無	12,000	4,000

C 入居資格

- ・申込者は、成人である。
- ・持ち家がない。(ただし、売却や取り壊しが決まっている場合には申込みができる)
- ・市営住宅の入居者ではない。
- ・税金等の滞納がない。
- ・申込者及び同居しようとする親族(内縁関係にある者及び婚約者を含む。)は、暴力団員ではない。
- ・独立の生計を営んでいる(被扶養者のみでの入居はできない)。
また、結婚している場合は配偶者と同居する(夫婦の別居はできない)。
- ・月額の所得が、次の入居基準のいずれかに該当する
158,000円以下(改良住宅入居可)
158,000円を超え259,000円以下であり、所得制限緩和世帯に該当する。

所得上限緩和世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう

- ・60歳以上の方のみの世帯又は60歳以上の方と18歳未満の方のみで構成される世帯
- ・小学校修了前の子ども又は妊娠している者がいる世帯
- ・身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する方がいる世帯
- ・精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する方がいる世帯
- ・上の精神障がい程度に相当する療育手帳をお持ちの方がいる世帯
- ・条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者又は戦傷病者に該当する方がいる世帯

- ・入居決定後、次の要件を満たす連帯保証人を1名つける。

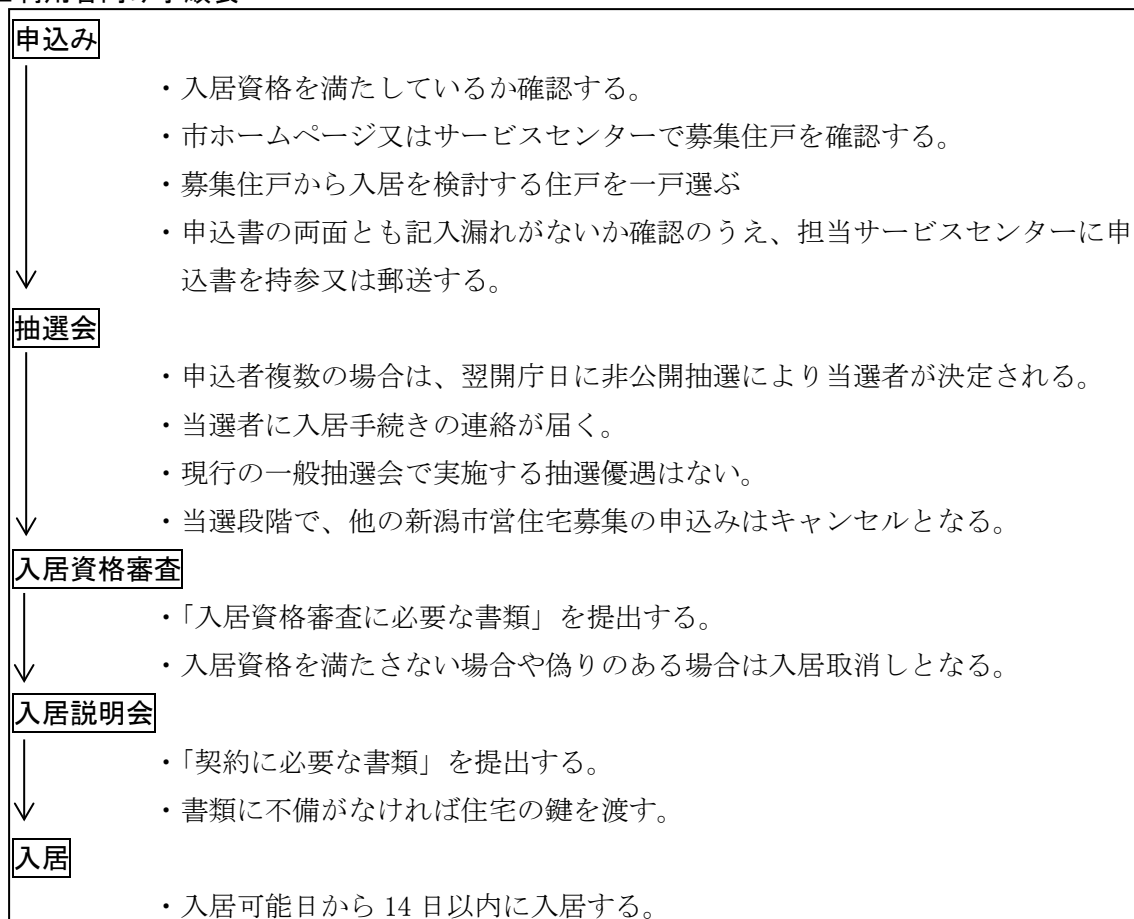
連帯保証人の要件(生活保護の方は連帯保証人として認められない)

- ・日本国内に住民登録している。
- ・独立の生計を営み、入居者と同等かそれ以上の収入がある。

D 申込みから入居までの流れ

- ・入居前に複数の書類の提出・入居資格審査があり、一定期間を要する。
- ・書類の提出に掛かる期間にもよるが、通常3週間ほど掛かる。

■利用者向け手順表



E 申込み注意事項

a 期限付き入居

- ・新規入居時から原則10年間の期限付入居となる。
- ・期間満了後も入居継続を希望し、入居資格を満たす世帯については、5年間の再契約が可能である。

なお、再契約の際には、再度申請書等を用意してもらう。

【以下の世帯は、再契約の必要がなく、入居を継続できる】

入居名義人が以下のいずれかに該当する

- ・50歳以上の方
- ・身体障害者手帳1級から4級までのいずれかに該当する。
- ・精神障害者保健福祉手帳1級から3級までのいずれかに該当する。
- ・上の精神障がいの程度に相当する療育手帳を持っている。
- ・条例で規定された難病患者等、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者又はハンセン病療養所入所者に該当する。

b 入居後の所得

- ・毎年度10月1日時点で入居後3年以上が経過し、条例の収入基準（158,000円。改良住宅以外の所得上限緩和世帯は259,000円）を超える場合は、収入超過者と認定され、明渡し努力義務が課される。
- ・10月1日時点で入居後5年以上が経過し、2年連続で高額所得者の基準を超える場合は、高額所得者に認定され、市営住宅の明渡しをしなければならない。

F 入居決定住戸一覧表（平成30年度）

No	住宅名	居室数	階数	世帯人数	名義人年齢	同居人年齢①	続柄	同居人年齢②	続柄	同居人年齢③	続柄
1	松浜町	3K	5	1	60代						
2	松浜町	3K	4	3	30代	30代	配偶者	50代	親		
3	松浜町	3K	4	2	60代	60代	配偶者				
4	松浜町	3K	5	3	40代	10代	子	10歳未満	子		
5	松浜町	3K	4	1	20代						
6	松浜町	3K	5	1	20代						
7	新石山	3DK	5	2	40代	10代	子				
8	新石山	3DK	4	1	40代						
9	新石山	3DK	4	2	20代	50代	親				
10	新石山	3DK	4	1	70代						
11	新石山	3DK	4	2	60代	60代	配偶者				
12	新石山	3DK	4	1	40代						
13	新石山	3DK	4	1	60代						
14	新石山	3DK	4	1	60代						
15	曾野木	3K	5	1	60代						
16	曾野木	3K	5	1	40代						
17	曾野木	3K	5	1	60代						
18	曾野木	3K	4	1	40代						
19	曾野木	3K	4	1	50代						
20	曾野木	3K	4	2	40代	20代	子				
21	曾野木	2K	4	1	60代						
22	曾野木	3K	4	1	30代						
23	曾野木	3K	5	4	30代	10代	子	10代	子	10代	子
24	曾野木	3K	5	1	20代						
25	曾野木	3K	4	1	40代						
26	曾野木	3K	4	1	40代						
27	曾野木	2LDK	5	1	20代						

平成31年1月18日時点 27戸（松浜町6戸、新石山8戸、曾野木13戸）

新潟市 Q & A



新潟市 建築部
住環境政策課 公共住宅管理係
主幹 山口 和久氏



新潟市 建築部
住環境政策課 公共住宅管理係
主事 内山 貴裕氏

①公営住宅の単身入居要件を20歳以上に拡大した背景

Q 1

入居要件を20歳以上に緩和した経緯について教えてください。

A 1

平成26年に、議会で「所得の低い若者等、支援が必要な人に公営住宅を供給するべきではないか、ワーキングプアも入居できるよう年齢要件を緩和するべきだ」という意見が出た。

単身で公営住宅に入居するには、60歳以上の方、障がいを持っている方や生活保護を受けている方に限られ、かつ2室以下を条件としていた。抽選会による倍率は単身者のほうが高い上、2室以下の部屋が少なく、全体の3割程度しかなかった。もともとの戸数も少なかったため、民間の住宅を断られる可能性が高い高齢者や障がい者の世帯だけでも倍率が高い状況にあり、更に若年者に対しても開放するとなると、本当に入居が必要な方が入れなくなってしまう。そこで、まずは就労支援を最優先に行うという回答をした。

平成29年2月、再び議会で「徐々に出始めた不人気住宅を活用して何かできないか」という意見が出た。不人気住宅の空き家を活用してワーキングプアが入居できるよう、年齢要件の緩和を含め、若年者の支援につなげていくことが検討された。

就労支援が最優先ということに変わりはないが、空き家の有効活用という方向で検討が始まった。

②応募・入居状況

Q 1

対象戸数を教えてください。

A 1

今回、対象の住宅を3つに限定している。4月1日から通年で募集を開始しているが、今日の時点で27戸の入居が決まっている。

昨年9月時点では、3つの住宅は、全体で516戸あり、対象の戸数は145戸あった。エレベーターのない建物の4階、5階の物件が対象になる。単身入居は「3室以下、55平米以下」という条件があり、空いている182戸中、2室物件が21戸、3室物件が161戸あり、55平米以下の条件をクリアする145戸が対象になった。現在入居している人が退去すればこの数は増える。

今のところ、27戸が決まっているが、住宅セーフティネットとしての役割もあるので、すぐに入れる住宅として提供可能戸数がなくならないよう、計画的に修繕し、提供する方針にしている。

Q 2

応募者・入居者の概要を教えてください。

A 2

入居者は、必ずしも若い人が多いわけではない。20代が5人、30代が2人しかおらず、60代、70代が中心となる。

申込みが多いのは、離婚直後の方など住むところに困っている方や高額賃貸住宅に居住している方である。住宅セーフティネットとしての使われ方が増えており、本当に住むところがない場合、とりあえず募集に応募する。一定の条件はあるが、住み替えも可能なので、例えば、60代の方で、足腰が弱くなったために階段が上れないという事情があれば、それにも対応できる。基本的に元気な方に入ってもらっているが、あと10年もすれば多くの人が低層階に下りてくると思われる。

通常の公営住宅であれば、抽選会などを経るので、入居決定までに相応の時間が掛かる。そのため、緊急に住まいの必要な方がこの制度に応募してくる。常時案内できる住戸を確保しているので、入居要件を満たしていれば、すぐに提供できる。

具体的には、毎月第1開庁日に募集住宅の情報を更新しており、6戸程度ホームページに公開している。申し込んで2、3週間は資格審査の時間が必要だが、翌月1日の入居には間に合うようにしている。そのため、今すぐ入りたいという方が多く来る。

なお、新潟市は居住地要件がないので、県外からの申込みも可能である。

Q 3

入居受入れに関わる修繕状況と費用について教えてください。

A 3

修繕費用は、通常の募集住戸用の修繕工事予算を使っている。修繕の数を増やし過ぎると、通常の募集用の住戸の修繕戸数が少なくなるので、一気に 140 数戸を直すのではなく、入居状況を見ながら修繕するようにしている。

長期間空いている住戸は、1戸当たりの修繕費がかなり高額になる。1戸を直す費用で、通常の募集住戸を2、3戸直すことができる。そのため、修繕費の安いものから順に提供しており、修繕費用が大きい物件がストックに回される。今後、バランスを見ながら修繕していく。

③入居希望者や入居者の声など

Q 1

この施策をどのように広報したのか教えてください。

A 1

最初に募集をした際、4階、5階の物件が対象であったので、現行の、単身高齢者や障がいを持っている方の入居は少ないと見込んでいた。そのため、新潟市の若者就労支援施設やハローワークなどに、チラシやポスターを貼ってもらい、若者に向けてPRした。

チラシには、若者向けのキャラクターやQRコードを載せていたが、高齢の入居者が多い結果となった。

Q 2

高齢者の応募が多かった理由を教えてください。

A 2

4階、5階という不便な環境であっても、家賃の安さがあったのだと思う。家賃は1万円から1万5,000円程度で、プラス3,000円でお風呂をレンタルすることもできる。全体で2万円を切る価格帯である。

Q 3

3つの住宅と市民からの評判について教えてください。

A 3

曾野木住宅は昭和40年代に建てられた。新石山住宅は昭和50年前後に建てられ、松浜町住宅は昭和50年代前半に建てられた。4階・5階建てで、風呂もエレベーターもない。

曾野木と松浜町は駅からかなり遠いので、交通の便が非常に悪い。新石山は1km離れた場所に駅があるが、風呂もエレベーターもある市営住宅がすぐ近くにあり、駅が目の前にあるので、そちらに応募が集まる。近くにスーパーがなく、買物の便も良くないと聞いている。

④実施に当たったの課題

Q 1

入居要件の拡大に向けて課題はありましたか。

A 1

入居要件を拡大する上で、どの範囲まで認めるかという課題があった。まず、収入要件のほか、対象年齢を20歳まで下げて、部屋は3室までとした。しかし、3室にすると大きな部屋もあるので、住戸面積に制限を設けることにした。空き住戸との兼ね合いもある中で、どの程度の住戸面積にするか検討した結果、国の住生活基本計画における単身世帯の誘導居住面積水準に合わせて、55㎡までとした。もう少し拡大してはどうかという意見もあったが、新潟県の単身者が入れる住居面積が最大55㎡であったということもあり、当面はこの数字に決めた。

3室までという制限だけで良かった気もするが、今後は、状況に合わせて制度改正することも考えている。

Q 2

入居における、需要と供給のギャップはありましたか。

A 2

議会の中で「困っている人がたくさんおり、需要はたくさんある」というお話を何度もいただいていたので、特に需要を予測することはなかった。市としても、ストックを活用するという流れで実施したので、一人でも多く入居していただければいいという思いであった。

1回目の募集は2週間程度の期間を設けることにした。若者が訪れそうな場所に情報を提供し、8戸募集をかけたが、2人しか来なかった。20代と50代の人 came が来たが、そのうちの一人は情報提供した施設で情報を見た人であった。結局2人しか入らなかったが、その後、先着順で常時募集をする形に変更したところ、応募が多く来るようになった。

親から自立できない若者が大勢いるという話や、安い住宅がないために自立できないという話をいただいていたが、ある程度条件の良い物件でなければ、そのような需要は喚起されないのかもしれない。

入居者の男女比を見ても、男性に偏っている状況がある。女性は設備やセキュリティーなどの環境面を重視しているのかもしれない。

一人で2LDK や3DK の物件に住むよりは、もっと利便性の良い場所のワンルームを借りたほうが良いと、考えている。そのような物件は、駅前でも5万円程度で借りられるし、郊外へ出れば3万円～4万円程度である。

⑤その他

Q 1

新潟市の公営住宅の募集倍率について教えてください。

A 1

全体で、3.5倍程度である。世帯で約2倍、単身は約8倍になる。単身者の倍率により、全体の倍率が引き上げられている。単身の高齢者や障がい者の倍率は高い。

また、募集物件にもよる。人気物件に応募が集中するため、それを出すと一気に上がる。単身でも人気のない物件はあるが、新しかったり、エレベーターがあつたりすると、応募が殺到する。

Q 2

3つの住宅に人気の差はありますか。

A 2

3つの住宅で人気の差が明らかに出ている。新石山の住宅が一番人気である。駅に最も近く、中心部からも近い。そもそも空きが少ないので、8戸しか提供していないが、ホームページを更新するとその日のうちに応募が来る。待っている人がいるようで、募集と同時に2人の応募があり、抽選を行ったこともある。

ホームページに上げてすぐに来るということは、この事業自体もある程度浸透しているということだと思う。パソコンで検索しても、この情報が新着のトップに出るようにしている。

Q 3

住宅セーフティネット制度を活用する予定はありますか。

A 3

現時点で住宅セーフティネット制度の活用の予定はない。10年という制限があるので、その後どうするのか見えない部分がある。まずは、市営住宅のストックの有効活用を第一に考えていきたい。

Q 4

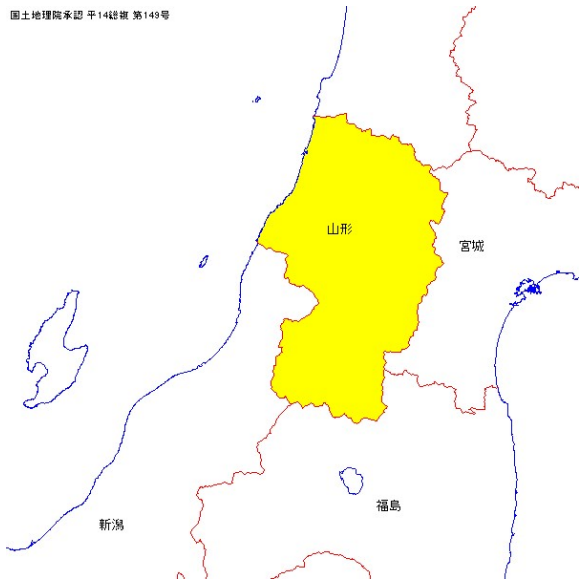
施策の実施に当たり、他部局と連携していますか。

A 4

要件緩和によって、これまで入居の資格がなかった60歳未満の単身者でも入居が可能となったことから、所得が少ないため自立が困難な若年層（いわゆるワーキングプア）の方へ情報が行き届くように、経済部局を通じてハローワーク、教育委員会を通じて若年支援施設にも入居案内を設置した。また、福祉部局として生活保護の部署にも同様に案内を設置した。

(5) 山形県 「セーフティネット住宅の供給促進」

①概況

自治体名	山形県	【位置図】 <small>国土地理院承認 平14総第 第149号</small> 
人口	1,087,592 人 (平成 31 年 1 月 1 日現在)	
担当課	山形県県土整備部 建築住宅課	
実施施策	セーフティネット住宅の 供給促進	
取組内容	住宅確保要配慮者に 「若者」を追加	
【地域特性】 <p>山形県は、東北地方の日本海側に位置し、東京からおおむね北に 300km、山形新幹線で約 3 時間の距離にあり、全国生産量の 7 割を占める「さくらんぼ」と鮮やかな四季で知られている。日本百名山に数えられる秀麗な山々に囲まれ、南から連なる米沢、山形、新庄の各盆地と庄内平野を「母なる川」、最上川が流れる、美しい自然に恵まれた地域である。全国第 9 位の約 93 万 ha の県土面積は、その地勢や江戸時代の幕藩体制のなごりから、方言や食べ物など文化も少しずつ異なり、南から、置賜(おきたま)、村山(むらやま)、最上(もがみ)、庄内(しょうない)の四つの地域に大きく区分される。</p>		

年 月	内容
平成 29 年 3 月	「山形県住生活基本計画」改定。
4 月	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、住宅セーフティネット法）」改正。
平成 29 年 10 月	「住宅セーフティネット法」施行。
平成 30 年 3 月	「山形県賃貸住宅供給促進計画」策定。
平成 30 年 4 月	「平成 30 年度山形県セーフティネット住宅供給促進事業費補助金交付要綱」制定。
平成 31 年 1 月	35 戸がセーフティネット住宅として登録されている。

②住宅確保要配慮者の範囲

A 法で定められた者

低額所得者、被災者（発災後3年以内）、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、そのほかの障がい者、子ども（高校生相当以下）を養育している者（妊婦がいる世帯も含む）。

B 規則で定められた者

外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者、DV被害者、北朝鮮拉致被害者、犯罪被害者、生活困窮者、更生保護対象者、東日本大震災による被災者。

C 基本方針に示されている者

海外からの引揚者、新婚世帯（配偶者を得て5年以内の世帯）、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJ ターンによる転入者、住宅確保要配慮者に対して必要な生活支援等を行う者。

D 山形県が独自に定める者

若者（40歳に達する日以降の最初の3月31日までにある者）。

③住宅確保要配慮者に「若者」を独自に定めた経緯・背景

山形市と仙台市の間は、高速バスで約1時間、1日80往復あり、交通の利便性が高い。仙台市等から山形市内の大学に通学する学生が多いため、将来は山形県への移住・定住につながることを期待して、住宅セーフティネット制度を活用できないかという発想から、学生を対象とすることが検討された。

「山形県賃貸住宅供給促進計画」に要配慮者として「学生」を追加するに当たり、県内市町村にヒアリングを行ったところ、特に、町村部の人口が少ない地域では、そもそもアパートなどの賃貸住宅が少ない状況であった。そのため、若者が就職を機に親元を離れて独立をするとき、近隣の市部のアパートを借りて、わざわざ自分の出身の町村に通勤するという現象が起きているとの声があった。

若者は親元を離れて独立した直後は単身世帯である場合がほとんどである。山形県内の公営住宅では、現在も原則として同居親族要件を設けているところが多く、仮に低額所得者であっても、単身者は公営住宅に入居することができない。これまではそのような若者が公的支援の対象から漏れていた。

新たな住宅セーフティネット制度を活用し、町村部の空き家を賃貸住宅に転換することができるのであれば、若者の住宅の受け皿になるのではないかとの意見があり、住宅確保要配慮者として当初検討されていた「学生」ではなく、「若者」を県独自に定めることとなった。また、「山形県子ども・若者ビジョン」における若者の定義に合わせ、「40歳」と定義した。

④山形県における公営住宅の取組

公営住宅の応募倍率については、年々減少傾向にあるが、セーフティネット住宅の供給を促

進していく上で、既存の公営住宅の有効活用を行うことも不可欠である。

県営住宅については、県の SNS 等で入居者募集の状況を周知することで応募者の増加を図っているほか、応募者の少ない県営住宅においては、通年募集を行うことなどを検討している。

⑤山形県におけるセーフティネット住宅の改修・入居への経済的支援

A セーフティネット住宅の改修への補助

県と市町村は国の補助制度を活用し、セーフティネット住宅の賃貸人への改修費補助に努めるものとする。

B 家賃の低廉化への補助

市町村は国の補助制度を活用し、セーフティネット住宅の賃貸人への家賃低廉化の補助に努めるものとする。

C 家賃債務保証料の低廉化への補助

市町村は国の補助制度を活用し、セーフティネット住宅の賃貸人への家賃債務保証料低廉化の補助に努めるものとする。

⑥山形県内のセーフティネット住宅



米沢市内（2DK）10戸



鶴岡市内（1LDK）10戸



鶴岡市内（2K）8戸



鶴岡市内（2K）6戸

出典：セーフティネット住宅 情報提供システム (<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>)

山形県 Q & A

山形県 県土整備部
建築住宅課 安心居住推進主査
伊藤 雅良氏

①住宅確保要配慮者に「若者」を定めたことによる影響・効果等

Q 1

「山形県賃貸住宅供給促進計画」に県独自で「若者」を定めたことによる効果を教えてください。

A 1

「山形県賃貸住宅供給促進計画」を策定したばかりであり、影響や効果はこれからである。

②市町村に対する住宅改修費の補助創設の背景、概要、市町村からの要望等

Q 1

セーフティネット住宅の改修費補助創設の背景を教えてください。

A 1

空き家対策に加えて、応募倍率の高い一部公営住宅の補完や、子育て世帯の経済負担の軽減、若者定住や移住者受入れの環境整備などに活用できると考え、改正法施行前から県土整備部の重要施策推進予算事業として掲げ、予算要求の準備を進めた。

Q 2

市町村に対してどのようにセーフティネット住宅の改修費補助の説明を行いましたか。

A 2

県では平成 29 年 11 月に、県内市町村を対象に、住宅セーフティネット制度の説明会を開催した。説明会では、市町村による改修事業費補助の創設を呼び掛けるとともに、市町村負担分の半分を県が支援するための予算を要求している旨をアナウンスした。

Q 3

市町村向けに補助金の交付要綱のひな形を作成しましたか。

A 3

山形県では市町村に対して、補助金の交付要綱のひな形を作成した。このほか、事業者が自治体に補助金の申請をする際の申請要領のひな形も作成した。

Q 4

市町村から家賃低廉化補助制度に対する要望はありましたか。

A 4

一部自治体から、「県は家賃補助は行わないのか」という声も聞かれた。

しかし、特定公共賃貸住宅や高齢者向け優良賃貸住宅などで家賃補助の実績がある市町が複数ある一方、県における家賃補助の実績はなかった。そこで、「山形県賃貸住宅供給促進計画」では、家賃補助は各々の市町村の実情に応じて、市町村が行っていただくよう整理した。

③補助金創設後の状況

Q 1

補助金制度の継続性について教えてください。

A 1

住宅セーフティネット制度を軌道に乗せるためには、セーフティネット住宅の登録を進めなければならない。そのためには補助制度が欠かせない。

県担当課としては、当分の間、補助金の予算確保に努めていきたい。

Q 2

平成 31 年度の予算規模について教えてください。

A 2

平成 30 年度の 1, 200 万円と同規模の予算を要求している。

④セーフティネット住宅の改修費補助の平成 30 年度の交付件数と次年度以降の見込み件数

Q 1

改修申請に至った自治体はいくつありますか。

A 1

平成 30 年度は鶴岡市、南陽市、舟形町、白鷹町の 4 市町で予算を組んだ。
実際に改修申請に至ったのは鶴岡市の 2 戸のみである。

Q 2

来年度に対象となる自治体について教えてください。

A 2

2 市で改修費補助の予算獲得を目指している。現在の 4 市町は継続である。
実績を上げて様々な使い方ができることが見えてくると、追随する市町村も出てくるのではないかと考えている。

例えば、南陽市では市営住宅の建て替えに代えて、セーフティネット住宅で受け入れるという活用方法を考えている。また、舟形町では、移住者向けに空き家を登録住宅としてマッチングさせることを模索している。

⑤その他

Q 1

公営住宅の応募状況について教えてください。

A 1

平成 29 年度は、年間の平均応募倍率が 1 倍を下回った。
山形市とその周辺地域はまだ 1 倍以上の応募があるが、それ以外の米沢市を中心とした置賜地方や、日本海側の鶴岡市・酒田市方面などは平均応募倍率が 1 倍を下回っている。

Q 2

山形県における住宅確保要配慮者の現状について教えてください。

A 2

平成 28 年に実施した県政アンケート調査によると、若い世代が住宅の狭さに不満を抱えている一方、高齢者世帯においては、除雪などの面で住宅が広すぎると感じており、住宅ストックにミ

スマッチが生じていることが分かった。新たな住宅セーフティネット制度は、こうした世代間のミスマッチを解消することにもつながるのではないかと考えている。

Q 3

新たな住宅セーフティネット制度の活用に向けた自治体の特徴はありますか。

A 3

セーフティネット住宅の補助制度を設けた鶴岡市は、市独自の居住支援協議会があり、従前から住宅支援に積極的である。南陽市では、市営住宅の建て替えの代わりに、セーフティネット住宅で代替していこうという具体的な目的がある。

住宅セーフティネット制度を活用していない自治体の声としてよく聞かれることは、「公営住宅に空室があるのに、それと競合するような住宅の予算を要求しても通らない」と言われることである。

一方、空き家の利活用に対する既存の補助制度、支援制度を持つ自治体が少なくない。例えば、空き家バンクを活用して住宅を購入した方には、数十万円という改修費を補助する既存の制度を持つ市町村が複数ある。

県としてもそのような市町村については、空き家を賃貸する場合も改修費補助の対象としていただければ、新たな住宅セーフティネット制度として成り立つと説明している。空き家の所有者で、賃貸を希望する方はほぼいないといった市町村からの反論もあるが、売却だけではなく賃貸という選択肢を提供する意義は十分あると考えており、粘り強く説得していきたい。

(6) 南陽市 「新たな住宅セーフティネット制度の補助金創設」

①概況

自治体名	南陽市	【位置図】 <small>国土地理院承認 平14総策 第149号</small>
人口	31,217 人 (平成 31 年 1 月 1 日現在)	
担当課	南陽市建設課 建築住宅係	
実施施策	新たな住宅セーフティネット制度の補助金創設	
取組内容	公営住宅の代替の一部としてセーフティネット住宅を活用	
【地域特性】 <p>南陽市は昭和 42 年 4 月 1 日に、当時の赤湯町・宮内町・和郷村の 2 町 1 村が合併して誕生した。市名は中国の故事である「南陽の菊水」から引用された。東に奥羽山脈をひかえ、南から西にかけて吾妻山系と飯豊山系に囲まれた山形県南部の置賜盆地に位置し、北部は山地で南に沃野が開けて気候にも恵まれており、米・野菜・果樹などの栽培に適している。なかでも、ぶどう栽培は山形県の発祥地として、現在も県内 2 位の出荷量であり、ワインづくりの伝統も古く、明治半ばまでさかのぼることができる。赤湯温泉・鶴の恩返し of 伝説をはじめ、豊富な観光資源に恵まれ、交通アクセスも山形新幹線や国道 13 号・国道 113 号が走っており、県南地方の要衝の地である。</p>		

年 月	内容
平成 26 年 3 月	「南陽市公営住宅等長寿命化計画」策定。
平成 29 年 3 月	「南陽市公共施設等総合管理計画」策定。
4 月	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（以下、住宅セーフティネット法）」改正。
平成 29 年 10 月	「住宅セーフティネット法」施行。
平成 30 年 3 月	「山形県賃貸住宅供給促進計画」策定。
平成 30 年 4 月	「平成 30 年度山形県セーフティネット住宅供給促進事業費補助金交付要綱」制定。
平成 31 年	南陽市補助制度創設。 セーフティネット住宅 2 戸の改修を実施予定。

②新たな住宅セーフティネット制度の補助対象

- ・南陽市内の空き賃貸住宅及び空き住戸
- ・低額所得者（政令月収 15.8 万円以下）

ただし、住宅扶助（生活保護制度）を受給している者を除く。

※市営関口住宅から住み替えする者のみを補助の対象に限定する。

③手段

南陽市内の空き賃貸住宅及び空き住戸を、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録する。市は登録住宅に対して改修費、家賃、家賃債務保証の補助を行う。

補助対象については、市営関口住宅を建て替えしない分への代替と想定し、市営住宅からの住み替えに限定することにより、市内のセーフティネット住宅の総数を調整（人口減少に伴い、現在の公営住宅数は不要と見込まれるため必要数まで抑制）する。

④目的

新たな住宅セーフティネット制度により、市内の民間賃貸住宅の空き住戸を活用することにより、老朽化した市営住宅からの住み替えを促し、市営住宅の用途廃止を円滑に進める。

⑤効果

活用可能な市内の空き賃貸住宅及び空き住戸の流通が図られるとともに、新たな整備に比べて低廉な家賃での住宅確保が可能となる。これにより、市営関口住宅からの住み替えと老朽住宅の除却を推進する。

⑥事業概要

対象住宅は住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として県に登録する方法のため、どの程度の登録があるかは不透明であり、試行的に2件の低廉化補助、改修費補助を実施すべく予算化する。

A 家賃低廉化補助

家賃低廉化補助（国2分の1＋市2分の1） 国費限度額2万円／月・戸

家賃債務保証料低廉化補助（国2分の1＋市2分の1） 国費限度額3万円／戸

※上記補助の戸当たり合計国費限度額＝2万円×12か月＝24万円／戸

※市費との合計限度額48万円／戸

■事業費：2戸分96万円

■財 源：家賃債務保証料低廉化事業費2戸分 =96万円

公的賃貸住宅家賃対策調整補助金24万円×2戸分 =48万円

市費24万円×2戸分 =48万円

■補助の期間

住宅確保要配慮者専用の登録住宅として管理を開始してから、最長 10 年間（ただし、同一入居者への補助の総額が国費で 240 万円を超えない場合は、最長 20 年間）。

B 改修費補助

改修費補助（国 3 分の 1 + 県・市 6 分の 1） 国費限度 50 万円／戸

ただし、耐震改修などを含む場合は国費限度 100 万円／戸

※満額の場合 100 万円の補助事業（財源：国 50 万円、県 25 万円、市 25 万円）

ただし、耐震改修などを含む場合は 200 万円の補助事業

※満額の場合、個人負担は全体事業費の 3 分の 1 の 50 万円

ただし、耐震改修などを含む場合は 3 分の 1 の 100 万円

■改修費補助事業費 2 戸分 200 万円（耐震改修などを含む場合は 1 戸分）

■財 源：社会資本整備総合交付金 50 万円 × 2 戸分 = 100 万円

市費 25 万円 × 2 戸分 = 50 万円

県費 25 万円 × 2 戸分 = 50 万円

⑦懸念点

- ・住宅セーフティネット制度による家賃低廉化補助において、住宅確保要配慮者専用の登録住宅として管理を開始してから、最長 10 年間（ただし、同一入居者への補助の総額が国費で 240 万円を超えない場合は、最長 20 年間）の制限があり、公営住宅ほどの安定感（収入によっては長期にわたって居住が保証される状態）はない。期間経過後に、別のセーフティネット住宅に住み替えるか、困窮要件がつけば再度、公営住宅に応募する必要がある。
- ・住宅確保要配慮者専用の登録住宅については県の登録要件に合っていればよいが、市の改修補助・家賃低廉化補助を受けるためには、市の補助要件（市営関口住宅からの移住者と、そのための住宅への改修）を満たす必要があり、事前にアナウンスする。
- ・県に登録すれば補助対象になるかのような誤解を与えないように注意する必要がある。
- ・事前に相談を受け、補助対象とする場合は、登録や募集と応募（公営住宅からの住み替えの需要）のタイミングを合わせないと、想定した戸数が不足したり、改修したが入居者がいなかったりといった問題が想定される。

⑧市内の公営住宅等の戸数

区分		管理戸数	備考
市営住宅	関口住宅	58 戸 (うち政策空き家 24 戸、残 34 個)	耐用年数超過のため 長寿命化対象外
	桜木住宅	48 戸 (うち改修用政策空き家 6 戸) (うち関口用政策空き家 3 戸)	耐用年数未満
県営住宅		76 戸	耐用年数未満
公営住宅合計		182 戸 (うち耐用年数未満 124 戸)	

⑨市営関口住宅の概要

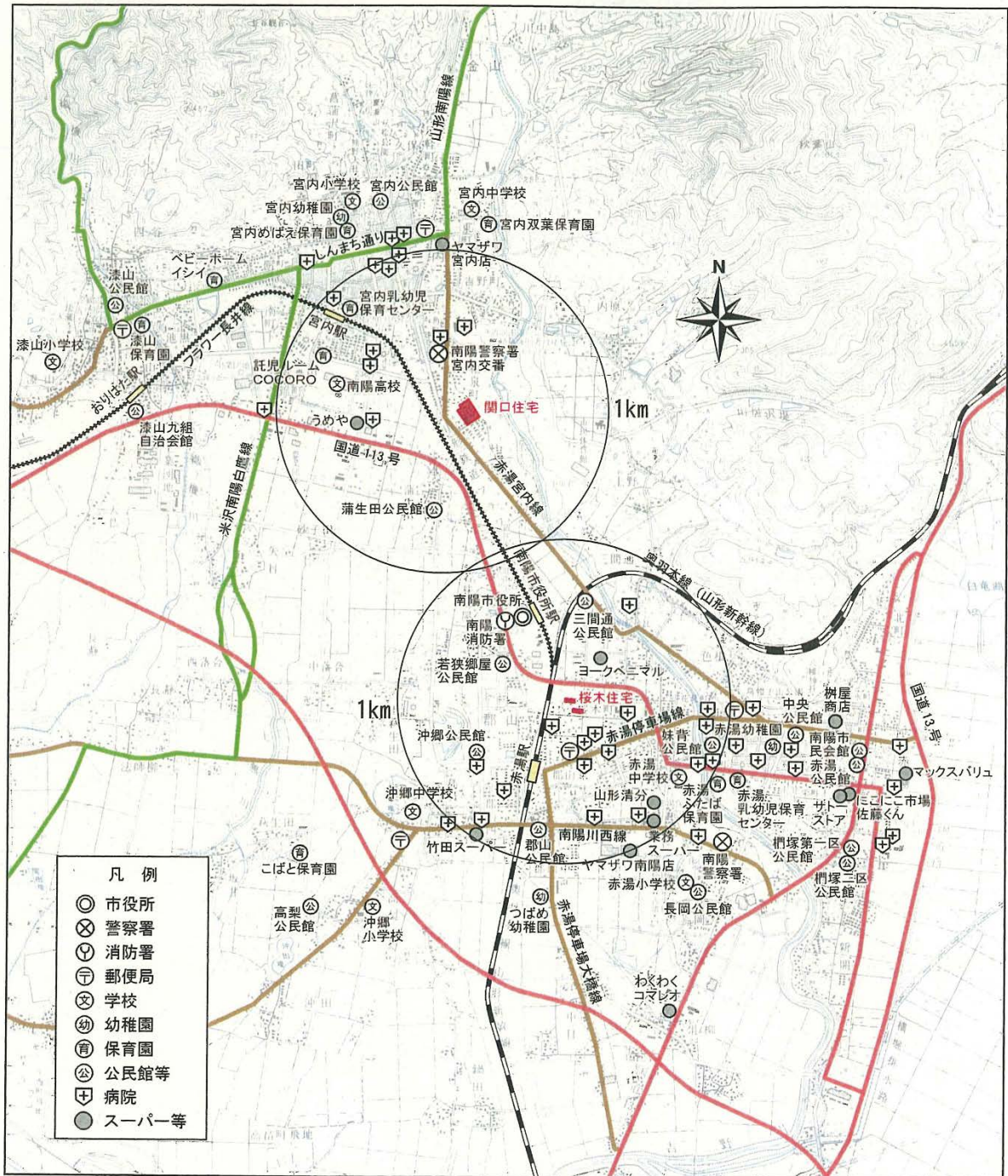
- ・長屋形式の住棟が 16 棟、全 58 戸
- ・昭和 45 年～50 年に建設され、木造住宅の耐用年数の 30 年を超過
- ・新耐震基準（昭和 56 年）以前の建物（以後旧耐震）であるが、耐震診断が実施され、安全性が確認されている

⑩市営桜木住宅の概要

- ・RC 造の 4 階建て住棟が 2 棟、全 48 戸
- ・1 号棟 4 階建て 24 戸は昭和 53 年に建設された旧耐震であるが、耐震診断が実施され、耐震性が確認されている
- ・2 号棟 4 階建て 24 戸は昭和 60 年に新耐震基準で建設され、耐震性に問題はない

⑪市営住宅の立地状況

住宅名	公共交通の状況			周辺施設						
	最寄駅	バス停	幹線道路	保育園	幼稚園	小学校	中学校	役所	医療機関	商業施設
関口住宅	フラワー長井線 宮内駅 1,000m	南陽病院 500m	県道赤湯宮内線	宮内 双葉保育園 1,100m	宮内幼稚園 1,350m	宮内小学校 1,400m	宮内中学校 1,175m	市役所 1,225m	公立 置賜南陽病院 500m	うめや 650m
桜木住宅	JR赤湯駅 450m	桜木町 200	国道113号 県道赤湯停車場線	赤湯 ふたば保育園 950m	つばめ幼稚園 1,125m 赤湯幼稚園 1,180m	赤湯小学校 1,212m	赤湯中学校 750m	市役所 575m	公立 置賜南陽病院 2,280m	ヨークベニマル 317m



(出典：南陽市公営住宅等長寿命化計画 平成26年3月)

⑫市営住宅の入居者の状況（平成 24 年 10 月 1 日時点）

「南陽市公営住宅等長寿命化計画」によると、市営住宅の入居世帯数は 95 世帯であり、その内訳は、関口住宅が 49%、桜木住宅が 51%で、同規模となっている。世帯構成は、単身世帯が 33%と最も多く、次いで 2 人世帯が 29%となっている。入居世帯の半数以上が 2 人以下の小規模世帯である。

60 歳以上の単身世帯は 22 世帯である。単身世帯（31 世帯）全体の 71%、全世帯（95 世帯）の 23%を占めており、単身高齢者の割合は増加傾向にある。関口住宅のほうが単身高齢者の割合が高い。

表 入居者の居住年数(H24.10.1 現在)

住宅名	入居年数						入居世帯数
	10年未満	20年未満	30年未満	40年未満	50年未満	50年以上	
関口住宅	9	18	10	6	4	0	47
桜木住宅	16	16	12	4	0	0	48
合計	25 (26%)	34 (36%)	22 (23%)	10 (11%)	4 (4%)	0 (0%)	95 (100%)

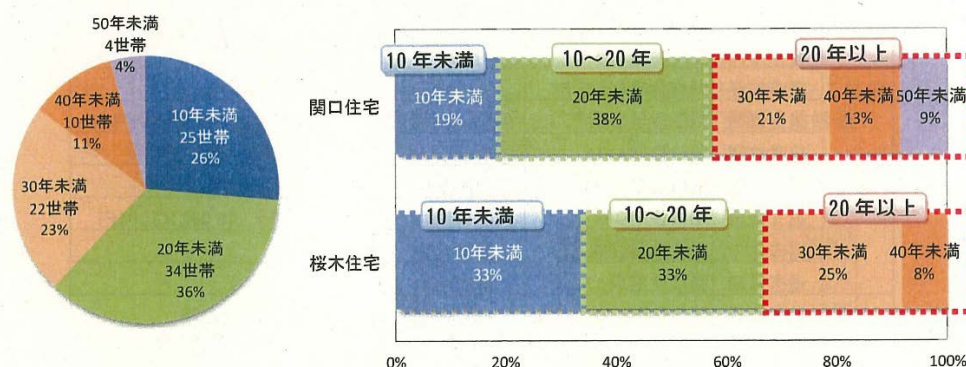


図 入居年数(全体)

図 入居年数(団地別)

資料:南陽市(平成 24 年 10 月 1 日現在)

(出典:南陽市公営住宅等長寿命化計画 平成 26 年 3 月)

全体の居住年数は、10 年未満が 26%、10～20 年未満が 36%、20 年以上が 38%となっている。関口住宅では居住年数 20 年以上が 43%と最も割合が高い。最も新しい住棟でも築約 40 年が経過していることから、22%の世帯は建設当時から同じ住戸に入居していることが分かる。桜木住宅では、居住年数 10 年未満及び 10～20 年未満、20 年以上が共に 33%となっている。全体の 3 分の 1 の世帯が約 10 年で入れ替わっており、関口住宅よりも桜木住宅のほうが入れ替えは早い。



市営関口住宅



市営桜木住宅

山形県南陽市 Q & A



南陽市建設課
建築住宅係
係長 加藤 善啓氏



南陽市建設課
建築住宅係
主任 山口 孝司氏

①南陽市における公営住宅の現状

Q 1

市営住宅（関口住宅・桜木住宅）について教えてください。

A 1

南陽市内の市営住宅は、関口住宅 58 戸及び桜木住宅 48 戸の 2 団地である。県営住宅は 76 戸あり、公営住宅合計は 182 戸で、近隣市町村と比較しても少ないほうである。

関口住宅は簡易耐火構造の平屋、桜木住宅は RC 構造の 4 階建てである。

桜木住宅は平成 26 年から長寿命化計画に入ったので個別改善となる。平成 31 年はユニットバス化を計画しており、浴室しかなかったところにユニットバスを入れる工事を住みながらにして徐々に進める形で行っていく。

関口住宅は除却したい考えである。しかし、南陽市には 2 団地しかないため、移住してもらうにしても柔軟性が低い。また、関口住宅の家賃は約 4,700 円であるのに対し、桜木住宅は 1 万 4,000 円から 1 万 5,000 円となる。何度か説明会を開催しているが、家賃のギャップが大きいことに抵抗があるようである。関口住宅の入居者は高齢者や単身者が多く、その点も住み替えに踏み切らない要因になっている。関口住宅は老朽化が進み、住宅品質は高くないにも関わらず、住み続けたいという方々がいる。

Q 2

市営住宅を建て替える予定はありますか。

A 2

かつては多くの団地があったが、どんどん除却して現在に至る。また、建て替え計画は平成 12 年度に基本構想を作成したが、予算化には至らなかった。

住宅関連の助成金の多くは、平成 20 年度以降に開始したものである。住宅制度として公営住宅はあるが、そのほかの部分充実していない課題があった。また、人口減少も顕在化しており、そのような中で、公営住宅だけを次々に建て替え、又は現状維持するにしても理解を得づらいう状況が続いているので、困難である。

Q 3

市営関口住宅からセーフティネット住宅への住み替えについて教えてください。

A 3

関口住宅からの住み替えについては、全てをセーフティネット住宅で対応することは考えていない。

まずは、桜木住宅への特定入居を検討している。現在、工事中の代替として政策空き家を 6 戸確保している。それに加えて関口住宅用政策空き家を 3 戸確保した。

関口住宅の入居者向け説明会では、長寿命化の対象外のため、今後は最低限のメンテナンスしか行わないことを伝えている。一方、桜木住宅はユニットバスを入れるなど、今後も改善をしていく。家賃は上がるが桜木住宅への特定入居を検討していただきたいと考えている。

住み替えをしても良いと手を挙げてもらっても、当然家賃の滞納がない方に限る。さらに、小さな子どもがいる世帯は、転校させないように同じ学区にする配慮も必要と考えている。

Q 4

市営関口住宅から市営桜木住宅への特定入居についての課題を教えてください。

A 4

桜木住宅にはエレベーターがない。関口住宅の入居者は 70 歳以上の高齢者が多いため、3 階や 4 階に上がってくださいとは言いがたい。同居親族要件を緩和して単身入居可能な部屋は 1 号棟 1 階のみである。そこは募集したらすぐに埋まってしまった。関口住宅からの特定入居には 1 階の部屋を用意したいのだが、なかなか空室にならない状況である。

②新たな住宅セーフティネット制度の補助金創設について

Q 1

予算化を実現した背景や経緯について教えてください。

A 1

住宅セーフティネット制度の実施に当たっては、公営住宅の代替のような形で検討していた。ただ、関口住宅の建て替えについては、何度か計画を出しており、様々な建て替え手法の中で実施しても良いと考えていた。

まだ国が住宅セーフティネット制度小委員会で審議をしていた頃から、市長が空き家問題も含め、活用の意向を示していた。市長は、民間賃貸住宅や空き家があるのであれば、わざわざ新たに整備するまでもなく、それらを活用する方向で進める考えであった。

当時はまだ制度設計や事業スキームが具体化する前であったが、空き家を活用する方向で検討し、今回の予算化が実現したところがある。

Q 2

補助要綱等の作成に当たり、参考とした資料はありますか。

A 2

制度の要綱は、山形県が改修費及び家賃低廉化のモデル要綱を作成し、それらを参考にした。さらに、事業者向けの説明用資料も提供していただいた。また、鶴岡市の要綱も参考にしている。

鶴岡市の住宅分野は先進的である。空き家対策では、NPO 法人『つるおかランド・バンク』の取組がうまくいっているようである。

Q 3

補助金創設の問題や課題を教えてください。

A 3

公営住宅であればストック量を調整することが可能であるが、セーフティネット住宅では所有者がどの程度登録するのに左右される。また、関口住宅からの住み替えでは、入居者がセーフティネット住宅に住み替えても良いと思わなければ成立しない。関口住宅の代替をセーフティネット住宅だけで賄うことは、難しいと感じている。

最近、県内で起こった事例であるが、登録さえすれば家賃低廉化補助を受けられると誤解されたことがあった。登録住宅全てに上限なく補助を出すことはできず、当然何らかの制限を設ける。制限を決めるのは自治体であるが、その説明が不足するとトラブルにつながる。

また、南陽市は公営住宅からの住み替えのみを対象としているため、補助の対象とする場合、

公営住宅からの住み替えの需要と合わせなければ、補助対象者以外が入居したり、改修したが入居者がいなかったりといったトラブルが想定される。

登録者側に理解がないと難しいが、そこに理解のある不動産を所有する宅地建物取引業者や、入居まで時間がかかっても構わないという空き家オーナーでないと難しい。

登録者に対しては、入居者を市の補助対象表に限定することをしっかりと説明する必要がある。

Q 4

今年度の交付件数と次年度以降の見込みを教えてください。

A 4

平成 31 年の改修や家賃低廉化の補助は 2 戸程度を計画している。まずは試行的に実施する。

南陽市では平成 30 年から空き家バンクの登録を開始しており、宅地建物取引業協会と契約を締結した。そのような関係から、宅地建物取引業協会が管理する耐震性能がない戸建て住宅 1 戸の改修を行うことになった。

市の制度でも、木造住宅の耐震診断士派遣及び耐震改修には補助金が出る。しかし、耐震改修はセーフティネット制度のほうが補助の上限が高かったため、まず木造住宅の耐震診断だけを実施した。

耐震改修を進めたいが平成 30 年度の予算では間に合わないため、次年度の予算で実施することになるだろう。

もう一つは、民間共同住宅の 1 戸分である。必要があれば更に改修を実施する住宅を増やせるが、まずは関口住宅からの住み替え需要を確認してからになる。

Q 5

登録住宅に対する家賃低廉化補助について教えてください。

A 5

家賃低廉化補助制度では、月額 4 万円の補助が可能である。宅地建物取引業協会に問合せたところ、家賃 4 万円前後の民間賃貸住宅にも空室があるようである。必ず家賃を補助するのであれば、登録してくれる方がいるのではないか。

家賃低廉化補助は最長 10 年間分である。また、登録住宅に入居途中で収入が上がった場合、補助できなくなることもあり、公営住宅のような長期的な安定感はない。

Q 6

登録住宅について教えてください。

A 6

市長は共同住宅ではなく、戸建ての空き家を活用したい意向であった。空き家にどんどん住み替えてもらい、所有者には家賃が入り、10年後には貯まった資金で建物を除却するイメージである。

戸建て住宅の需要は高いはずである。新築神話もあるが、原発事故で山形県に避難して来た方が中古住宅の購入を検討しているケースもある。また、「子育て世代定住促進交付金」を活用して南陽市に住む方もいるので、戸建て住宅に一定の需要はあると感じている。

Q 7

本制度の将来の展望をお聞かせください。

A 7

まず、関口住宅からセーフティネット住宅や桜木住宅への住み替えを優先しており、その後の補助は、今後検討をしている。

関口住宅の戸数を減らしていくために、当面はセーフティネット住宅の活用を10戸程度まで増やしたいと考えている。

関口住宅は改修をしないことになっているが、単費での改修も若干考えざるを得ない状況である。セーフティネット住宅は、若年単身者向け支援に活用できる可能性もあるかもしれない。U・I・Jターン等、様々な形での活用を検討することも可能だろう。

第5章 福島県における若年単身者に対する住宅支援等の在り方の検討

1 住宅支援等の在り方を検討するための要点整理

住宅支援等の在り方を検討するため、第2章から第4章までの調査結果の要点を整理する。

(1) 若年単身者の意識調査関係

①アンケート調査 ※下記番号①、②は回答結果の多い順に第1位、第2位のこと

【現状】

- ・戸建の持家に親と同居する、結婚歴のない者が大半
(親と同居は郵送 98%・WEB98%、結婚歴なしは郵送 91%・WEB91%)
- ・正社員が約半数で次にパート・アルバイトなど
(正社員は郵送 59%・WEB41%、パート・アルバイトは郵送 13%・WEB20%)
- ・高卒が約4割で大卒・大学院卒が約2～3割
(高卒は郵送 35%・WEB42%、大卒・大学院卒は郵送 29%・WEB24%)
- ・年収300万円未満は、郵送 68%、WEB77%
- ・生計維持者は親族が過半(親族は郵送 76%・WEB53%、自身は郵送 14%・WEB27%)
- ・独立希望者は、郵送 52%、WEB53% ※既に予定がある者は除く
- ・独立しない理由は、①経済的理由、②家事負担軽減、③職住近接
- ・30代後半では親等の介護等の必要から独立しない者あり(郵送 18%、WEB19%)

【独立に必要な支援等】

- 希望支援は、①住まい(特に女性)、②仕事(特に女性)
- 独立契機は、①結婚(特に女性、正社員等)、②就職・転職(特に非正規)
- 住宅関係
 - ・種類は、①民間賃貸(共同)、②公的賃貸(共同)
 - ・部屋は、1部屋又は2部屋が8割
 - ・支援は、①家賃助成、②初期費用助成、そのほかは空き家情報の提供等
低収入ほど手厚い補助を希望
 - ・性能は、①家賃等、②防犯性、耐震・耐火性、通勤・買物利便性、治安等
女性は、防犯性、通勤性、治安
- 仕事関係の支援は、①通勤利便性・通勤手当(特に女性)、②正規雇用
- 結婚関係の支援は、男性は、①出会いの場の提供、女性は、①仕事と育児の両立

②グループヒアリング調査

- ・金銭的不安、家事負担により独立できない
- ・単身であり公営住宅に入居不可
- ・民間賃貸住宅の家賃負担は大きいため、時間を掛けて通勤、家賃補助を希望
- ・住環境にこだわりはなく、築年数や階数も苦にならない(男性)
- ・若者は働いて自己の収入で生活すべき

(2) 事例調査関係

①公営住宅での取組

○新潟市

- ・若者への支援は就労支援が最優先と認識
- ・公営住宅への単身入居の年齢要件を高齢者から若年（20歳以上）へ緩和
- ・エレベーターのない高層階の空室（3室以下かつ55㎡以下）を開放
- ・応募者は男性が多く、女性は防犯や利便性、ワンルームを希望
- ・新たな住宅セーフティネット制度は家賃補助終了時の家賃滞納・一斉退去等を予想

○大阪府

- ・「公営住宅の地域対応活用（目的外使用）（※）」により公営住宅を弾力的に活用
- ・住宅対策として、低廉な家賃の住宅を提供、自治会活動等への参加で社会性を醸成
多様な年齢層の集住（ミックス・コミュニティ）により地域コミュニティを活性化
- ・雇用対策として、NPO法人等が就業を支援し経済的自立を促進

（※）地域における住宅に対する多様な需要に対応し、当該地域における居住の安定を確保することは重要課題であることから、公営住宅においても本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で、地域の実情に対応して公営住宅ストックを弾力的に活用するもの（事業主体が地方整備局長の承認を得て実施）。

②公社住宅での取組

○神戸すまいまちづくり公社

- ・単身者がファミリー世帯（結婚・子育て）への移行後も家賃を補助し、暮らしを支援

○神奈川県住宅供給公社

- ・大規模団地（分譲・賃貸）の老朽化、人口減少・少子高齢化の解消に向け再生事業を展開
- ・エレベーターのない高層階をリノベーションし単身者へ提供、高齢者を下層階へ移転、
団地内で街コンの開催

○埼玉県住宅供給公社

- ・ライフスタイルへのこだわりのある世代に向け、女性の視点・発想でリノベーション
2DK）食事カウンターと畳の和室でくつろげる上質な空間、回遊性のある動線
1DK）オープンな可動棚を配した斬新なプラン、キッチン裏にパントリーを配置

③新たな住宅セーフティネット制度の活用

○山形県

- ・他県からの若者の移住・定住を促進するため、県賃貸住宅促進計画で「若者（40歳未満）」を
住宅確保要配慮者に位置付け、改修費補助を行う市町村へ県費補助

○山形県南陽市

- ・用途廃止する公営住宅の入居者の住み替え先として、登録住宅を活用（家賃補助等実施）

(3) 勉強会関係

- ・住宅問題は「世帯」で論じられ、親の持家に低収入の若者が住むことは議論されない
- ・親の持家が、低収入の若者向け公営住宅の代替となり、若者の貧困の社会問題化を抑制
- ・雇用・経済の悪化 →若者の結婚の減少 →少子化 が一つのルート（未婚の原因は様々）
- ・雇用対策に加え、住宅対策（低家賃・良質）により、独立、結婚、子育てが容易に
- ・若者の住宅対策は、彼ら自身の問題にとどまらず、少子化対策、社会・経済の持続と関係
- ・若年単身者は、頭打ちとなったが高齢化の傾向
- ・若年単身者には、独立後に経済的理由等で親元へ戻った者もあり、高齢ほど多い
- ・独立した女性単身者は、男性より収入が低い、より高い家賃を支出
防犯性や通勤利便性を重視する傾向

(4) 調査研究委員会の意見交換関係

- ・若年単身者の自立は地域の安全・安心につながり、その住宅セーフティネットは地域住民のセーフティネットとなる
- ・民間賃貸住宅は都市部に多く、山間部には少ない
地域の住宅実情、就労環境（職業）等に応じて住宅施策を展開すべき
- ・公営住宅への応募倍率は高いが、郊外の空き家への応募はない。何らかの対策が必要
- ・公営住宅では、高齢化により自治会が運営できない問題や、今後住宅再建による空き家発生が問題となるが、これらの課題解決を将来の一つの手法として、若年単身者への入居拡大が考えられる

2 住宅支援等の在り方の検討

「1 住宅支援等の在り方を検討するための要点整理」を踏まえ、住宅支援等に求められる事項等と支援のイメージを示す。

(1) 住宅支援等に求められる事項等

①基本的な認識（スタンス）

- ・若年単身者は、これまで議論・可視化されなかった住宅確保要配慮者の一類型となる。
- ・若年単身者が独立し、結婚し、子育てを行い、地域で活躍することは、本人の豊かな人生のみならず、地域社会の安全・安心や持続的発展につながる。
- ・そのためには、若者の貧困・雇用対策と共に「住宅対策」の切り口からのアプローチも必要。
- ・若年単身者の事情（親と同居せざるを得ない、地域の賃貸住宅が少ないなど）に応じた支援も必要。

②住宅支援関係

【民間賃貸住宅】

- ・新たな住宅セーフティネット制度は現実的であり、短期的に実施可能である。
- ・民間賃貸住宅は、防犯性・交通利便性、設備水準など若者のニーズに適った物件が多い。課題は、①賃貸人の理解と住宅登録の促進、②市町村による家賃等補助等がある。市町村賃貸住宅供給促進計画で若者を住宅確保要配慮者に位置付け、移住定住を促進するのも有効と考えられる。

【公営住宅】

- ・公営住宅における単身入居の年齢要件を若年へ緩和する手法は、公営住宅が住宅セーフティネットの中核であることや、より住宅の確保に配慮を要する単身高齢者等の入居機会の減少につながることから、応募倍率が高い状況においては困難と判断される。なお、各事業主体は、地域の住宅事情や公営住宅の応募倍率を踏まえて適切に対応していく必要がある。
- ・また、将来的には、多くの災害・復興公営住宅で生じる空室を段階的に一般の低額所得者へ開放していくこととなり、当該地域における様々な住宅確保要配慮者の居住実態や住宅の供給状況等から、若年単身者への開放も視野に入れることは可能となる。
- ・「公営住宅の地域対応活用（目的外使用）」は短期的、試行的に実施可能。大規模な公営住宅団地において、上層階の空室を低廉な家賃で提供し、自治会活動等への参加で社会性を醸成し、多様な年齢層の集住（ミックス・コミュニティ）による安全・安心の確保とコミュニティの活性化を図ることで、様々な効果が期待できる。老朽化したファミリー向け住戸（3LDK等）が多く、入居者ニーズに合う改修（リノベーション）が必要となる。

【持家】

- ・独立している単身者が、親の介護や経済的理由から親元へ同居するケースへの支援も必要。
例) 福島県多世代同居・近居推進事業：親世帯と子ども世帯が新たに同居・近居するための新築、中古住宅の取得費、二世帯住宅へのリフォーム費用を補助。

○住宅性能等

- ・男性に対しては、住環境や築年数、階数等は余り考慮しなくても可。
- ・女性に対しては、防犯性・通勤利便性や治安の良い住宅を提供。
ワンルーム、可変性・回遊性のある間取り、上質な空間等の工夫が効果的
- ・部屋数は2部屋程度まで。

○家賃設定

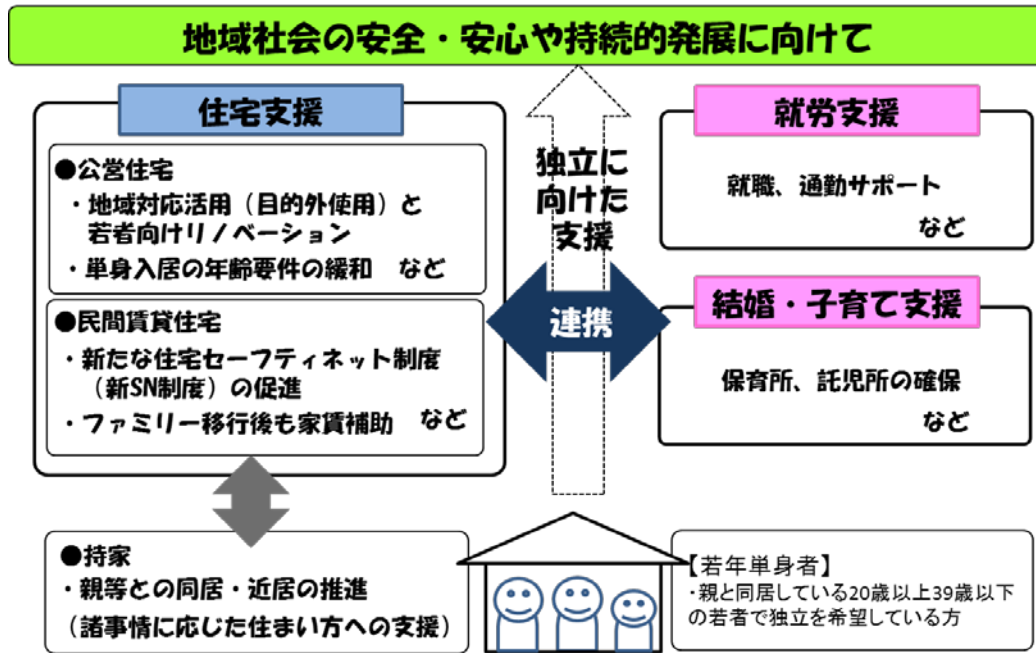
- ・実質支払家賃（家賃補助額）は収入に応じて設定（応能家賃が原則）。
- ・若年単身者の高年齢化に対応し、家賃補助の年齢要件は弾力的（幅広）に設定。
- ・単身者がファミリー世帯（結婚・子育て）への移行後も家賃を補助し暮らしを支援。

③住宅対策と雇用対策等との連携

- ・経済的自立のためには、住宅対策による家賃支援と雇用対策による就労支援の双方が不可欠。
- ・就労環境の整備として、住宅対策による職住近接（通勤利便性）と通勤費支援の両面が有効。
- ・住宅・雇用対策とあわせ、結婚・子育て対策（出会いの場、仕事と育児の両立等）との連携も効果的 ※公営住宅団地内での出会いの場の提供などもあり得る。

(2) 住宅支援等のイメージ

「(1) 住宅支援等に求められる事項等」を踏まえ、本調査研究の段階における支援の全体イメージや短期・中長期的なロードマップは次のとおりとなる。これらを基に今後、福島県及び県内市町村において、住宅と雇用労政、結婚・子育て部局等の関係部局が連携し、地域の実情に即した効果的な支援策を講じていくことが求められる。



■短期・中長期的なロードマップ

短期 (2019~2020)		(2021~)		中・長期	
全体					
県住生活基本計画(*)の改定 (*)全県における住生活の安定・向上に関する政策を総合的・計画的に推進するための法定計画					
●県住生活基本計画の見直し ●住宅支援等の検討 ●支援実施に向けた情報収集等		●支援の実施 ※市町村 住生活基本計画の検討			
1 民間賃貸住宅					
●新SN制度の普及促進 ・賃貸人の理解と住宅登録 ・市町村による家賃等補助		●住宅登録と市町村補助の実施 (応能家賃、ファミリー向けへの継続補助、適切な年齢要件の設定等) ●市町村 賃貸住宅供給促進計画の策定 (住宅確保要配慮者に若者位置付け)			
2 公営住宅					
●地域対応活用 (目的外使用) の検討		●地域対応活用 (目的外使用) の実施 (上層階空室の利用、団地内活動への参加、就労支援など)、若者向けリノベーション ※一般公営住宅の応募倍率等を踏まえた単身入居の年齢要件の緩和検討 ※復興公営住宅の入居・活用見通しと単身入居の年齢要件の緩和検討 (長期的検討項目)			
3 持家					
●親等との同居・近居の推進検討		●住宅取得・改修への補助			
就労、結婚・子育て支援との連携					
●連携体制の構築・深化、支援の検討		●支援の実施			

資料編

1. はじめに——若者の住宅問題、その立論

1990年代後半から、若者の生活困窮に関するデータや言説が出始めた。しかし、その多くは雇用からのアプローチで、雇用問題として扱われていた。別の面では、福祉問題としてのアプローチであった。それに対して、私は住まいからのアプローチとして議論を展開してきた。

まず、若年層のライフコースが分岐してきているという認識をもつことが必要である。

ライフコースの見方は、さまざまな議論があろうかと思う。私自身は「家族」「雇用」「住宅」の変化によって、人生の形が決まってくるのではないかと考えている。もう1点、健康の問題が大きいと思うが、健康な人たちであれば、家族、雇用、住宅の推移から、人生の形が決まってくるであろう。

かつては、いわゆる標準的なライフコースが存在した。家族に関しては、結婚して子どもを育てる。雇用に関しては、就職して、年齢が上がると昇進し、給料も上がる。住宅に関しては、親の家を出て家を借り、その次に持ち家に移り、資産を形成する、というのが標準のパターンであったのではないか。

しかし、今は図表1-1の右矢印の方向に進まない若者たちが増えている。

更に重要なことは、家族、雇用、住宅に関してさまざまなデータをみると、これらをすべてもっているグループと、すべてもっていないグループに二極化していることである。

若者でも結婚している人は、職があり、住宅も持ち家を買うほうに流れていくが、未婚で非正規雇用の方は親の家から出られないというように、三つに相関があることをみておく必要がある。

・ライフコースの分岐
家族： 結婚→家族形成
雇用： 就職→地位・所得上昇
住宅： 離家→賃貸→持家
すべてもつ／すべてもたない

図表 1-1

住宅問題の論じ方で最も多いのは、景気（経済）の問題に絡めて、住宅に困っている人が多いという議論の立て方である。それは間違いではないが、やはり住宅問題は、政策・制度論として議論を立てるべきであると考えている。

日本の住宅政策、住宅制度の組立て自体に、若者が困っている原因がある。政策・制度論として議論を立てなければ出口が見えないのではないか。経済論では、景気回復を待つしか手がないという結論になってしまう。

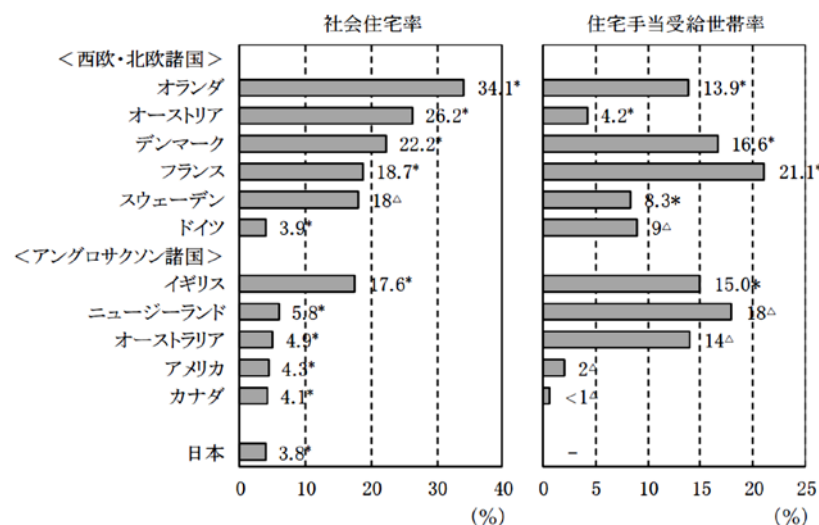
戦後、ほぼ一貫する日本の住宅政策の重要な特徴は、中間層の家族が家を買うというパターンを重視する点である。

住宅金融公庫は、中間層の家を買う人たちに向けて、大量の融資を行ってきた。さらに、公庫は、家族を重視し、単身者を融資対象に含めない時期が長く続いた。

公営住宅については、入居要件として同居親族要件があり、高齢者等に関しては1980年に単身入居が可能になったが、その後も若年・中年の単身者は入居できない状態が続いている。数年前から、地方分権一括法の成立により、法律上は単身者も入居できることになったが、大半の自治体は条例で単身者の入居を規制している。

また、旧公団住宅も単身者向けは少なかった。住宅政策の全体として、制度上は単身者の入居が可能な場合でも、現実には単身者に対する住宅供給は皆無に近いといってよい状況であった。

図表1-2は、社会住宅率と住宅手当受給世帯率の国際比較である。



注) 1) 西欧・北欧諸国とアングロサクソン諸国のそれぞれについて、社会住宅率の高い順に並べた。
 2) 図中の「*」はOECD (2016) *New OECD Affordable Housing Database* にもとづく2012~15年のいずれかの値、「△」はKemp, P. A. (ed.) (2007) *Housing Allowances in Comparative Perspective*, Bristol: Policy Press にもとづく2000年代前半の値。

図表 1-2

社会住宅¹率は、「西欧・北欧諸国」のオランダで34.1%、オーストリアで26.2%と高くなっている。一方、「アングロサクソン諸国」は、社会住宅をそれほど供給していない。イギリスでは、かつて30%前後あったが、サッチャー首相の時代に社会住宅を大量に売却し、17.6%となっている。しかし、社会住宅を供給しない代わりに、家賃補助を中心とする住宅手当を受給している世帯の割合は比較的高い。

賃貸住宅向けの支援を国際的に比較してみると、日本は非常に弱いことが分かる。日本の社会住宅率は3.8%だが、これは公営住宅の比率である。旧公団住宅は都市公団に引き継がれた際、家賃を市場家賃としたため、社会住宅にカウントされなくなった。

また、住宅手当受給世帯率はなし、と示されている。生活保護には住宅扶助があるが、これを家賃補助とみるのかどうかは見解が分かれるところである。しかし、仮に住宅扶助を含めたとしても、約0.2%であり、その受給世帯はきわめて少ない。

このように、日本では持ち家促進を重視する政策がとられ、公的賃貸住宅は残余化し、また、公的家賃補助は未整備である。かつ、単身者を住宅政策から排除している点が日本の住宅政策の特徴であり、この点が、昨今の若年層の住宅事情に影響している。

次に、住宅保障のレジームについて述べる。福祉レジームとは、誰が誰の生活を支えているのか、その体制のあり方である。

住宅に関する日本の大きな特徴は、個人の社会権を政府が支える枠組みになっていない点にある。これに対して、共同体という言葉が適切かどうかは分からないが、家族と企業を重視しているのが、日本のレジームの大きな特徴である。

個人を助けるのではなく、個人が所属している家族又は企業を助けるのが日本の福祉レジーム、そして住宅レジームである。

例えば、よく問題になるのが、専業主婦を含む家族については、夫の税金負担を軽減するような制度や、あるいは第3号被保険者は保険料を納付しなくても年金をもらえる制度がある。社会保障が個人単位でなく、世帯単位になっている。

また、企業が社員の住宅に関与し、社宅や家賃補助を供給することも、国際的にみて重要な特徴だと思う。社宅に関していえば、家賃が安いので、理論上は所得とみなせる。例えば、市場で10万円の家賃が、社宅では2万円だとすると、8万円は所得であるため本来は課税しなければならないが、それを非課税にするという措置がある。したがって、個人の住宅を政府が守るのではなく、企業が個人を守るというパターンを政府が助けるのが、日本の住宅保障の特徴である。

では、若者の住宅確保はどのようになっているのか。

「親の家」又は「企業福祉」が大きなパターンであると思う。若者が自分の給料で、市場で家を借りることは少ない。やや大げさな言い方かもしれないが、家族や企業に所属しない限り、生きていけない。このメンバーシップ社会では、何かのメンバーにならないと生きていけない、個人として守ってもらえないのが、日本の大きな特徴である。

数年前、イギリス人の若い先生が、就職活動の時期になると日本の学生が「会社に入る」と言うが、意味が分からないと話していた。働くということは、どのような業務で、どのような賃金

¹ 社会住宅の国際的定義：①賃料が市場家賃よりも安い ②自治体等の公共セクターが入居者を選ぶ

をもらうのかという契約である。しかし、日本では、どのような仕事をするのか分からなくても、まずは「会社に入る」という言い方をする。

また、若者だけではなく、日本人の多くは、社会保障を国よりも会社、あるいは家族、親戚に求める傾向が強い。この傾向が、若者の住宅事情に影響を与えている。

続いて、政策前提としての社会認識をみる必要がある。

1990年代以降、いわゆる戦後の三本柱（公営・公団・公庫）が解体して、市場を活用した住宅政策に転換していったが、その政策変化の前提として、社会に対する認識の仕方が変わったということが重要である。

政策というのは、何か問題があるから政策を打つわけであるが、社会をどのように認識するかによって、政策のパターンが変わってくる点が重要であると思っている。何が問題なのかは、認識の仕方によって変わる。

かつての三本柱の時代は、社会は階層化しており、再分配が必要だという認識があった。低所得層と中間所得層の人がいて、公的資金を使って再分配をしなければならないという認識があったことから、公営、公団、公庫という階層別の三本柱が用意された。

社会における階層化にどのように対応するのが、住宅政策の組立てであったのに対し、1990年代から住宅政策が市場化してくると、均質な市場社会が非常に広大な空間として広がり、そこに参加できない人たちに関し、社会的排除という概念が出てきた。それは、排除された人たちに対して対策を打つことを求める。しかし、その対策は小規模なものにならざるをえない。社会全体を対象とし、そこでの再分配を進めるのではなく、市場化した社会から外れた小規模なグループに対して、小規模な政策を打つことが住宅対策であるという認識への大きな変化がある。広大で均質な市場社会に入ることができない、排除された人たちのために、特殊な政策を打つ、という組立てになってきている。

要するに、かつては社会全体の組立てをどうするかという政策であったが、社会全体の組立てが市場化していき、そこから外れてしまった人たちに対して、セーフティネットをつくるという方向に、つまり「階層別住宅政策」から「市場とセーフティネット」という方向に政策の組立てが1990年代半ば辺りから変わったことは、やはり重要な意味をもつ。

このように考えていくと、いま、若者の困窮が問題になっているが、若者は特殊なカテゴリーとして立論されており、それに対して、特殊な住宅政策をどう対応させるかということが、議論され始めている。

やはり特殊なカテゴリーとして立論するのか、あるいは住宅政策全体のあり方の中から出てきた普遍的な問題の反映として考えるのかは重要な違いになる。

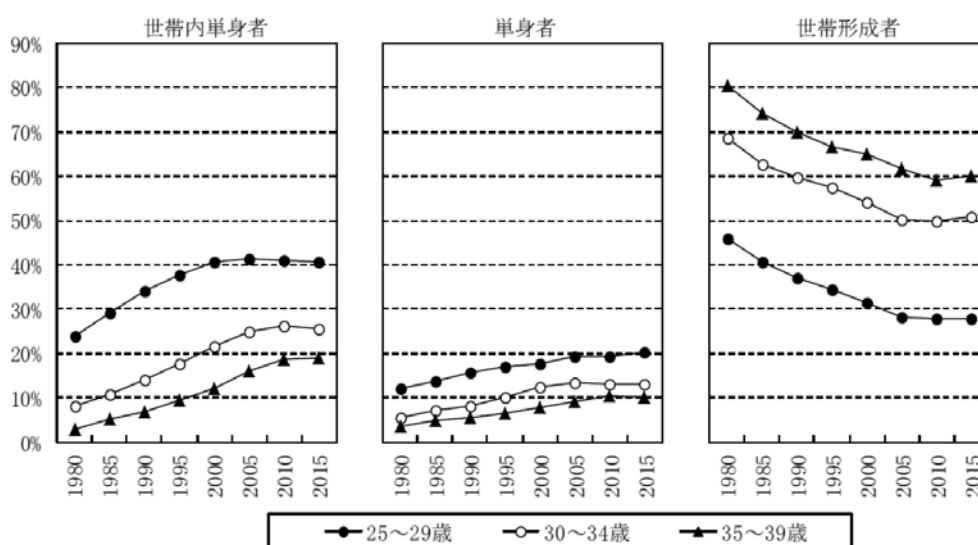
また、若者の問題をとりあげるとき、世代論としての立論が多い。しかし、若者の困窮は、依然として階層の問題だという認識が必要である。若者全員が困っているわけではなく、家族、住宅、雇用がすべてそろっている若者も多数いる。むしろ、若者の中で三つとももっている人たち、全くもってない人たちに分裂した階層化の状況に注意を向ける必要がある。

若者の住宅問題が重要なのは、若者たち自身が困っているということだけではなく、若者の人生の停滞が少子化や経済停滞をもたらし、社会全体の流れを停滞させるという側面をもつからである。EUでは、少子化の問題を住宅問題に絡めて議論されており、少子化の原因の一つは、住宅

問題であると明記してある。日本では、少子化の検討はなされてきたが、それを住宅問題に関連づける視点がほとんどない。

2. 若者の住宅事情

図表 2-1 は、世帯内単身者、単身者、世帯形成者に分けて、若者の居住類型を調べたものである。世帯内単身者とは、親の家に住んでいる成人未婚の者である。



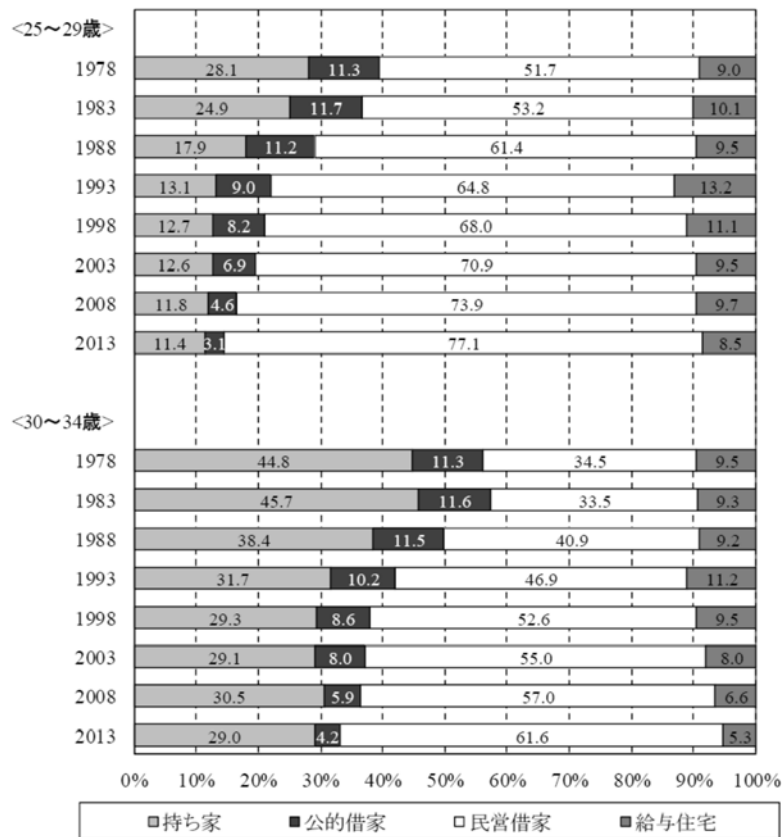
(注) 1)1985年以前の二人以上世帯は20%抽出結果の数値。 2)不明を除く。
 (資料)『国勢調査報告』より作成。

図表 2-1

図表 2-1 から分かるように、世帯内単身者が増加している。単身者が増えているとよく言われ、それは正しいが、単身者よりも世帯内単身者のほうが圧倒的に多いという点を見る必要がある。

世帯形成者は、親の家を出て、結婚して、自分の世帯を構えている人たちであるが、大幅に減少した。40歳までに自分の世帯を構える人が60%まで減少したことは、若年層のライフコースに大規模な変化が起こったことを意味している。ただ、グラフにも若干表れているが、世帯内単身者の増加などの変化は徐々に頭打ちの傾向になっており、これ以上は進まないのではないか、という説もある。

一方で問題になるのは、世帯内単身者の高齢化である。親同居の未婚者の年齢は、しだいに上がってきている。マスメディアでも「8050問題」としてとりあげられるが、80歳代の親と50歳代の未婚の子どもの同居というかたちの家庭が増えている。厚生労働省の推計でも、将来増える世帯の型として注目しているのが、単身世帯と高齢の親子（親と未婚の子）世帯である。



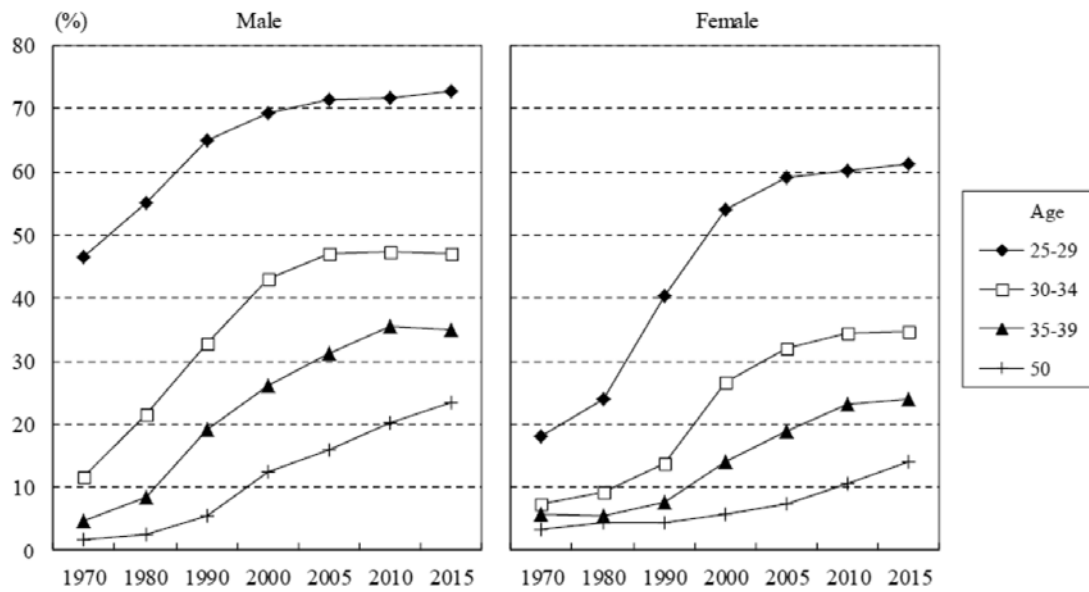
資料) 『住宅統計調査報告』『住宅・土地統計調査報告』より作成。

家計を主に支える者の年齢別 住宅所有形態の推移

図表 2-2

図表 2-2 は世帯を出た若者の住宅所有形態についての世帯単位の集計である。持ち家率が大幅に減少し、持ち家に到達する若年層は大きく減ったことが分かる。したがって、借家が増加しているのだが、借家の中でも、公的借家と給与住宅は減少し、民間借家が大きく増えている。

親の家から出ない、親の家から出ても借家から持ち家に移らない、借家のなかでは民間借家により長く住む、という人たちが増えているのが、若年層の停滞の実態である。



Source: Population Census of Japan.

Unmarried rate by age and sex

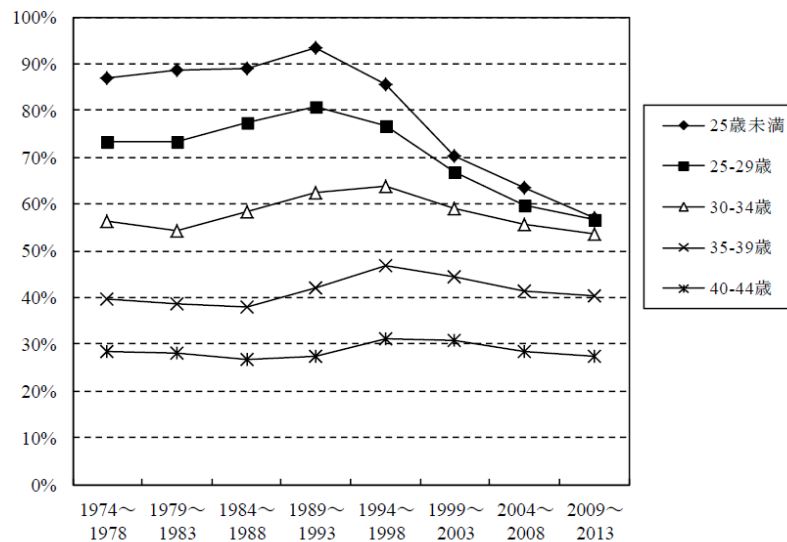
図表 2-3

図表 2-3 は未婚率の男女別グラフである。若者の未婚率の上昇は、世帯内単身者および単身者の増加の原因となった。

日本では、少子化が進んできた。その直接の要因は、結婚の減少にある。世界で少子化が著しく進展しているのは、東アジアと地中海周辺諸国で、この2地域は、婚外子が生きにくく、少ない社会である点で共通性をもつ。欧米諸国では、婚姻率が低下しても、出生率はそれほど下らない。欧州のいくつかの国では、生まれた子どもの半数以上は、未婚の男女から生まれている。これに対し、東アジアと地中海周辺の社会では、結婚の減少が子どもの減少に直結する。したがって、少子化対策を打つのであれば、結婚対策が重要になる。

結婚が減った原因に関してはさまざまな議論がある。雇用・経済の悪化が原因の一つになっていることは、指摘されているとおりである。しかし、少子化の原因と構造ははっきりとしない部分もあり、だから、少子化対策が失敗を重ねてきたのではないか。原因が分かっていない問題に対しては、対策の打ちようがない。試されてよいのは、住宅対策であると思う。良質かつ低家賃の住宅が豊富にあれば、若者が親の家から出たり、あるいは単身者が結婚に踏みきったり、という行動を起こしやすい。雇用対策に加え、住宅対策を少子化対策の一環に位置づける方向性を検討する必要がある。

図表2-4は世帯主の年齢別の移動世帯率、つまり転居率である。これをみると、若年層で引っ越しが減っていて、動かない人たちが増えていることが分かる。理由の一つは、地方から都会に出る若者の減少、もう一つは、結婚や出生の減少と考えられる。若年層の引っ越しの理由では、結婚が多く、また、出生も多い。



注) 1) 期間最終年10月時点の普通世帯数に対する、期間中に移動した世帯数の比率を図示。
 2) 各期間の最終年は9月まで。 3) 世帯主年齢は、期間最終年10月時点の年齢。
 4) 世帯主は、1983年以前では世帯の主な働き手、1984年以降では家計を主に支える者。

資料) 『住宅統計調査報告』、『住宅・土地統計調査報告』より作成。

世帯主の年齢別 移動世帯率 全国

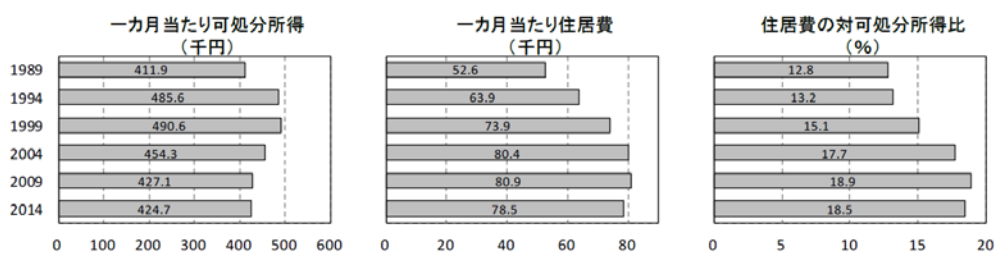
図表2-4

20世紀後半の若者の住宅問題は、いわば動的であった。地方から都会に出てきて、アパートを借りて、結婚し、少し良質のアパートを新たに借りるといのように、動きながら問題を体験し、解決していこうとする人が多かった。現在の若者の住宅問題の特徴は、人生がなかなか前進せず、停滞している状態に関連している点である。

3. ローコスト住宅の減少

若者の人生の停滞の背景には、さまざまな問題があるが、その一つは住宅の問題、特にコストの問題である。

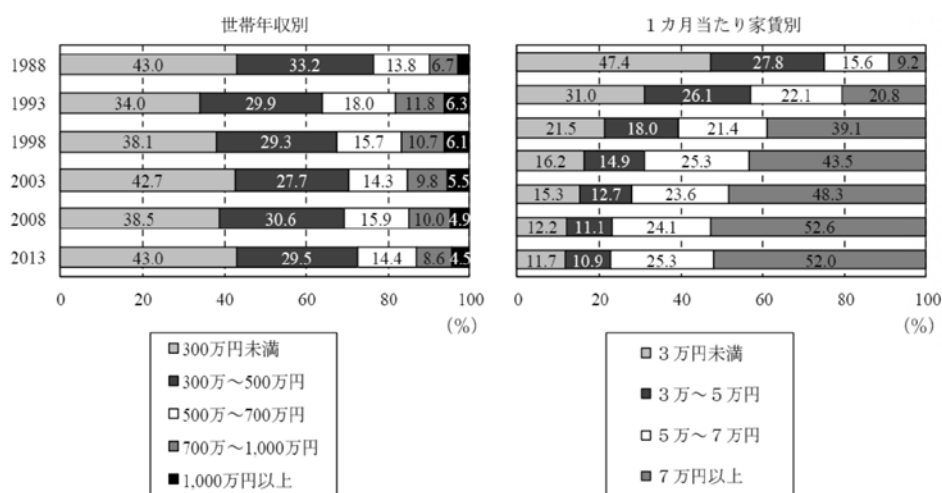
ローン有り持ち家世帯の所得と住居費（総世帯・勤労者世帯）



図表 3-1

図表 3-1 をみると、家を購入した人たちでも可処分所得は減っていることが分かる。所得が減ったので、家を買おうとしても、頭金を十分には準備できず、より大きなローンを組み、その結果、住居費（ローン）の負担率が上がるという状況が現れている。若者の持ち家取得が減った理由の一つは、結婚の減少である。これに加え、結婚しても、住宅を買うための負担が大きくなったことが指摘される。また、住宅ローンの利用では、雇用と所得の長期安定が条件になる。しかし、30年後、35年後に勤めている会社がまだ安定しているのか、それどころか残っているのかどうかもわからない、という状況がある。住宅ローンという技術が経済構造の変化に合わなくなってきた。

では、賃貸住宅はどうか。図表 3-2 は、東京都における借家世帯の年収と家賃の変化を示している。



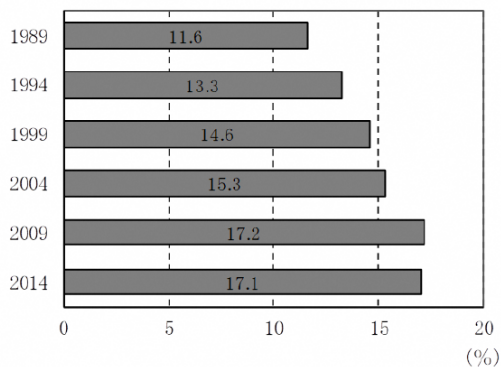
注) 不明を除く。

資料) 『住宅統計調査報告』『住宅・土地統計調査報告』より作成。

世帯年収別、一カ月当たり家賃別 借家世帯数の推移 東京都

図表 3-2

東京都の賃貸住宅に住む世帯の年収は下がり、300万円未満が43%を占める。一方、家賃別の住宅数をみると、低家賃住宅の比率が急速に下がっている。収入が減少し、低家賃住宅が減ったことから、図表 3-3 に示すように、住居費負担率の高い世帯の割合が上昇した。

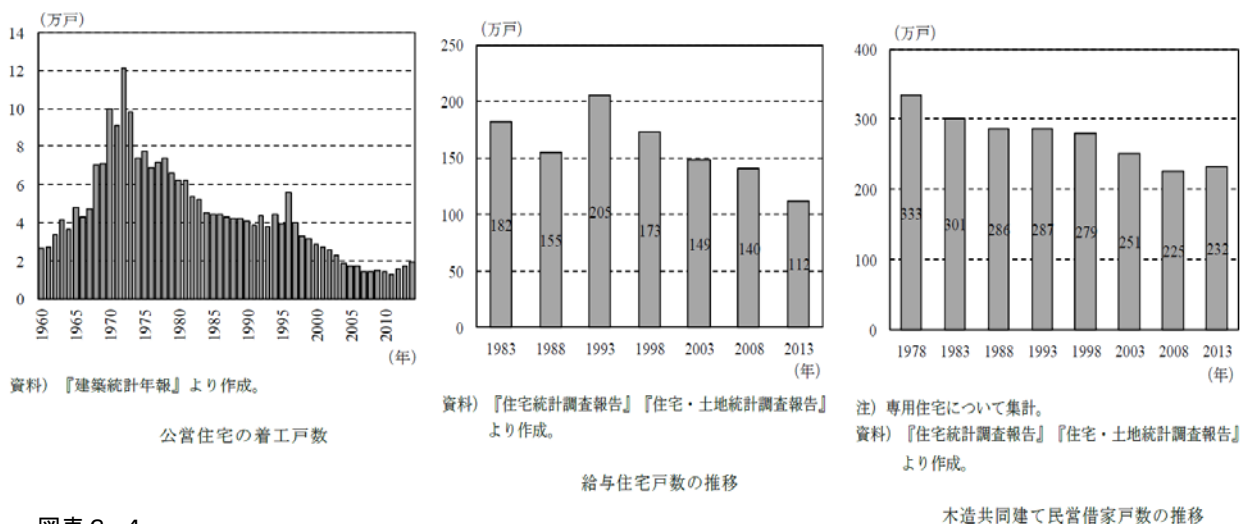


注) 1) 一カ月当たりの家賃・地代、住宅ローン返済、管理費・共益費・修繕積立金などの合計の平均額を可処分所得の平均額で除した数値を図示。
 2) 単身赴任・出稼ぎ・入院中の単身世帯を除く。
 3) 不詳を除く。
 資料) 『全国消費実態調査報告』より作成。

図表 3-3 借家世帯の住居費負担率

例えば、非正規雇用で低収入の若者は、親の家から出ようと思っても、かつてあった家賃3万円や5万円の住宅が減ったことから、なかなか出られない状況にある。同一住宅の家賃は、デフレ経済のなかで、下がってきている。しかし、問題は、低家賃住宅の絶対数の減少である。

図表 3-4 は、低家賃住宅に関するデータを示している。



図表 3-4

まず、公営住宅が減っていることが分かる。その戸数は、1971年をピークとして減少に向かい、1980年代後半に落ち着くが、1990年代半ばの住宅政策の改革によって更に減った。公営住宅の着工が1996年に増加しているのは、阪神淡路大震災からの復興事業が始まったことの反映である。近年、公営住宅建設がやや増加しているのは、東日本大震災に対する住宅対策が進み始めたため

と考えられる。

次に、給与住宅（社宅・官舎等）戸数の推移をみると、1993年以降、減り続けていることが分かる。給与住宅はその企業等のメンバーにしか供給されないので、住宅問題の解決には役立たないと思われている。しかし、給与住宅が若い世帯を吸収することは、低家賃住宅に対する需要を減らす効果をもつ。したがって、給与住宅が減った分、市場に対して負荷がかかるとみておく必要がある。

最後に、木造民営借家の戸数が減ったことに注目する必要がある。いわゆる木造アパートは、その質の低さが問題となっているが、大都市において低家賃の住む場所を提供する役割を担っていた。国際的にみて、木造民営借家は、日本独自の低家賃住宅であった。このタイプの住宅が減ったことは、低質住宅の減少として評価される一方、低家賃住宅ストックの縮小を意味する。

4. 若年貧困層の住宅事情——ビッグイシュー調査（2014年）より

認定NPO法人ビッグイシュー基金より依頼を受けて、2014年に若年貧困層の住宅実態についての調査を実施した。調査主体は、ビッグイシューがスポンサーとなった住宅政策提案・検討委員会で、私が委員長をつとめた。

調査の対象は、首都圏と関西圏に住む20～39歳、未婚、年収200万円未満の学生を除く人たちで、インターネット調査を実施し、1,767人から回答を得た。

年収200万円未満の人たちは、けっして特殊なグループではない。国勢調査の結果によれば、20～39歳の未婚者の14%は無職で、また、就業構造基本調査によると、20～39歳の未婚で、就労している人たちの約30%は、年収200万円未満であった。したがって、年収200万円未満の未婚の人たちは、一つのはっきりとしたグループをつくっているとみなすことができる。

最も重要な調査結果は、親と同居している人が77%におよんだということである。マスメディアもこの部分に特に注目していたと思う。

インターネットで調査を実施したのは、規模の大きいパネルを使うことで母集団をある程度代表する回答者を得られると判断したからで、さらに、インターネットを使うことで、訪問してアンケート調査票を配布する調査では会えないような人たちから回答を得ることができたと認識している。

回答者は低収入なので、その雇用形態では、非正規雇用が多いだろうと考えていたが、最も大きなグループは無職の人たちであった（図表4-1）。低所得というよりは、所得がない人が多い。さらに、結婚の意向をみると、「結婚の予定がある」は2.5%で、「結婚できると思う」は6.6%しかいなかった。

表 親との同別居別 仕事、収入、結婚意向、住宅所有形態			
	親同居 %	親別居 %	計 %
<現在の仕事の雇用形態>			
正規社員	7.5	8.8	7.8
契約・嘱託・派遣社員	7.5	14.3	9.1
パート、アルバイト、臨時・日雇い	36.9	41.9	38.0
自営業、自由業	5.3	8.3	6.0
無職	42.8	26.8	39.2
<年収>			
なし	28.9	19.5	26.8
50万円未満	23.9	19.0	22.8
50万～100万円	18.9	20.6	19.3
100万～150万円	17.0	21.8	18.1
150万～200万円	11.3	19.0	13.0
<結婚の意向>			
結婚の予定がある	1.5	6.0	2.5
結婚できると思う	5.5	10.3	6.6
結婚できるかわからない	21.5	16.3	20.3
結婚できないと思う	20.0	14.5	18.8
結婚したいと思わない	35.2	30.3	34.1
わからない	16.4	22.6	17.8
<住宅所有形態>			
親持ち家	73.5	17.5	60.9
親借家	15.4	5.8	13.2
自己持ち家	4.0	6.0	4.5
自己借家	5.8	66.4	19.5
その他	1.2	4.3	1.9
(回答者数)	(1,368)	(399)	(1,767)

図表 4-1

雇用形態と結婚の意向は、親との同別居と強い相関を示す(図表 4-1)。回答者全体で、「無職」又は「パート、アルバイト、臨時・日雇い」が多く、結婚に消極的なケースが多い。この傾向は、親同居のグループでより顕著になっている。親の家に住む若者には、「無職」「パート、アルバイト、臨時・日雇い」で、年収が「なし」又は「50万円未満」、さらに、「結婚できるかわからない」「結婚できないと思う」「結婚したいと思わない」人たちが多いという実態が浮かび上がってきた。親と別居しているグループでは、所得のある人、働いている人、結婚の意向がある人が、絶対的にはけっして多いとはいえないにせよ、相対的には多い。

住宅所有形態では、「親同居」において最も多いのは、「親持ち家」である。一方、「親借家」に同居しているグループが約 15%を占め、これは、子だけでなく、親の収入も低いケースの存在を示唆し、借家での親と未婚の子の同居というあまり知られていないグループがあることを示していると思われる。

次に、親の家に住む理由をみると（図表4-2）、「親の家に住んでいれば、炊事・洗濯・掃除などの家事の負担が軽い」が54%で最も多くなっているが、同程度に多かったのは、「親の家を出ても、住居費を自分で負担できない」の53.7%で、これに「親の家に住むと住居費の負担を軽減できる」をあわせると、63.0%におよび、家賃負担力の不足を理由として親の家にとどまる人たちが大きなグループをつくっていることが分かる。多数の低収入の若者が親の家を離れられず、そこにとどまることで、ある意味では、見えにくくなっている。

年齢別 親の家に住む理由【複数選択】									
		親の家に住んでいれば、炊事・洗濯・掃除などの家事の負担が軽い	住み心地や利便性のよい物件がみつからない	親の家を出ても、住居費を自分で負担できない	親の家を出ても住居費を自分で負担できる	親の面倒を見る必要がある	家族なので同居するのが当然である	その他	(回答者数)
20～24歳	%	58.5	12.4	53.9	7.1	5.4	19.1	2.9	(241)
25～29歳	%	56.9	13.3	54.8	9.4	6.1	13.6	4.7	(427)
30～34歳	%	49.5	5.9	52.4	10.4	9.1	16.3	5.5	(307)
35～39歳	%	50.9	7.8	53.4	9.9	16.8	14.3	6.2	(322)
合計	%	54.0	10.0	53.7	9.3	9.3	15.4	4.9	(1,297)

注) 親持ち家または親借家で親と同居している回答者について集計。

図表4-2

一方、図表4-3は、住居費を自分で負担している若者に関するデータである。

その多くは、親の家から出て、借家に住んでいる人たちである。低所得の若者が多く、手取り月収がない人や15万円未満の人で7割を超える。家賃負担は4万～6万円未満が最も多く、通常の水準からさほど離れていないと思われるが、所得が低いために、家賃負担は通常より重くなる。

次に、「アフター・ハウジング・インカム」をみる。この指標は、可処分所得から住居費を引いた額で、住居費が税金・社会保障に次いで固定性の高い支出である点をふまえた、いわば「本当の可処分所得」を含意するものである。この額を計算すると、マイナスが3割近く、0～5万円未満が17%、5万～10万円未満が約33%を占め、住居費を負担している回答者の多くが困窮状態にあることが分かる。

アフター・ハウジング・インカムがマイナス又はきわめて低いグループは、生活保護受給者を含んでいると推測される。他のデータをみても、生活保護を受給している人が少なくないと推定されるが、アンケート調査では、公的扶助受給を正確には把握できないと思われ、この点に調査の課題の一つがある。

住居費負担者の月収と住居費負担

<手取り月収 (A) >	
なし	18.5%
5万円未満	8.4%
5万～10万円未満	15.2%
10万～15万円未満	33.4%
15万～20万円未満	18.4%
20万円以上	6.1%
<負担している1カ月あたり住居費 (B) >	
2万円未満	11.9%
2万～4万円未満	23.3%
4万～6万円未満	33.9%
6万～8万円未満	15.2%
8万円以上	15.7%
<アフター・ハウジング・インカム (A-B) >	
マイナス	27.8%
0～5万円未満	17.0%
5万～10万円未満	32.9%
10万～15万円未満	17.8%
15万円以上	4.5%
<住居費負担率 (B/A×100) >	
手取り月収なし	18.5%
20%未満	10.1%
20～30%未満	14.0%
30～40%未満	16.6%
40～50%未満	10.7%
50～60%未満	9.1%
60%以上	21.0%
(回答者数)	(572)

注) 1) 住居費負担のある回答者について集計。 2) 手取り月収は、過去3カ月の月収の平均。

図表 4-3

世帯内単身者には、親の家になんと住んでいるというイメージがある。しかし、親の家を出て、独立し、その後、経済上の理由など、何らかの理由で親の家に戻るといったパターンの人が存在し、18%を示した。この割合は、年齢が上がるほど多く、30歳代後半では約24%におよぶ(図表4-4)。

	年齢別 親の家での居住パターン		(回答者数)
	親の家になんと住んでいる	自分の住宅から親の家に戻った	
20～24歳	% 90.5	9.5	(241)
25～29歳	% 83.8	16.2	(427)
30～34歳	% 79.5	20.5	(307)
35～39歳	% 75.8	24.2	(322)
合計	% 82.0	18.0	(1,297)

注) 親持ち家または親借家で親と同居している回答者について集計。

図表 4-4

5. ジェンダーと住まい

若者の状況をみるときに重要な視点の一つは、ジェンダーである。

やや古いデータではあるが、図表5-1は家計経済研究所のパネルデータから作成したものである。パネルデータとは、同じ調査対象者に、毎年同じ質問をし、対象者の状況がどのように変化するかを追跡する調査のことである。

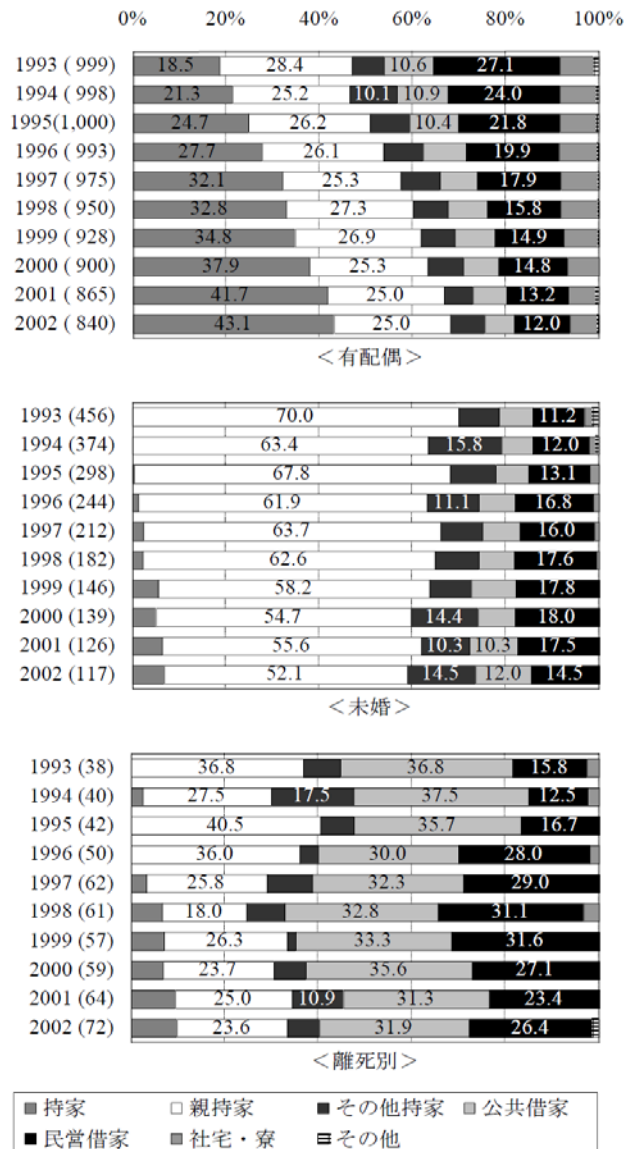
ここでのデータは、1993年時点で24～34歳だった女性を10年間にわたって追跡した調査の結果である。

有配偶のグループでは、年齢が上がるにしたがい、「持家」の割合が上がる。

これに対し、20歳代半ばから30歳代半ばまで、10年間ずっと未婚だった人では、「親持家」が最も多い。

離死別を経験した人たちのグループでは、住宅状況の変化が不規則で、「民営借家」や「公共借家」が多い。ここでは、経済上の不安定さを経験しているケースが多いとみられる。

単身者の住宅事情をジェンダーに関連づけて観察すると、女性の単身者では、所得がより低く、しかし、家賃はより高い、という実態がある。これは、女性が、近隣の安全、建物の防犯性能、通勤の利便性などを重視し、さらに、集合住宅の1階には住みたくない、といった要求をもっていることから、所得が低いにもかかわらず、より高い家賃を支出する、という傾向を示唆しているとみられる。同じ単身者でも、性別により異なる事情があるという点が注目されてよい。



(注) 1) 括弧内は回答者数。 2) 不明を除く。

図表5-1

単身者の住宅問題についての議論では、未婚の人たちをイメージしがちであるが、離婚が増えている実態にも注意する必要がある。離婚をすると、元夫婦のどちらかが転出しないとイケない、あるいは双方共に転出するので、住宅状況に大きな変化が生じる。

大学院生といっしょに2009年に離別者の調査を行った結果(図表5-2)、離婚後に転居した割合は、男性より女性が圧倒的に高いことが分かった。男性の48.5%に対し、女性では71.1%に達する。

		離婚直前の住宅所有形態別 転居率	
		男性 (468)	女性 (450)
持家	%	38.6	65.6
親持家	%	37.8	75.0
公営借家	%	53.6	52.0
都市機構・公社借家	%	58.3	46.2
民営借家	%	58.2	72.5
社宅・独身寮	%	51.7	95.7
間借り等	%	50.0	85.3
計	%	48.5	71.1

注) () 内は回答者数。

図表5-2

離婚前の住居が「持家」の場合、男性の転居率は38.6%であるのに比べ、女性の転居率は65.6%ときわだって高い。これは、持ち家の名義が元夫である場合が多いこと、また、女性がローン負担に必要な経済力をもっていない場合が多いことを示唆している。

離婚前「親持家」のケースでも、女性の転居率が高く、「親持家」の多くが元夫の親の家である場合が多いとみられる。「民営借家」「社宅・独身寮」においても女性が転出するケースが多い。民営借家では女性が家賃を負担できない、また、社宅は元夫の名義になっている、といった状況があることが推測される。これに比べ、「公営借家」では転居率が男女で差を示さず、「都市機構・公社借家」では、女性の転居率がむしろ低くなっている。これは、低家賃の住宅では、離婚の影響についての男女平等の程度が高くなることを意味している。家賃が低ければ、離別後の女性が住み続けることが可能になる。

次に、図表5-3に示したように、離婚直後の女性が住む住宅は、「民営借家」が最も多く、次いで「親持家」の割合が高い。持ち家率は、離婚直後に低下し、現在までに少し上がるが、離婚前の水準には届かない。

離婚直前・直後・現在（調査時）の住宅所有形態

	男性（468）			女性（450）		
	離婚直前	離婚直後	現在	離婚直前	離婚直後	現在
	%	%	%	%	%	%
持家	33.8	25.9	30.1	28.4	9.8	19.6
親持家	9.6	11.8	18.2	13.3	19.6	18.2
公営借家	6.0	3.6	5.1	5.6	8.4	11.6
都市機構・公社借家	2.6	2.4	3.2	2.9	1.7	3.6
民営借家	36.3	39.5	29.5	37.1	41.6	33.1
社宅・独身寮	6.2	6.2	3.4	5.1	1.6	1.0
間借り等	5.6	10.7	10.5	7.6	17.3	12.9

注）（ ）内は回答者数。

図表 5-3

日本では、公営住宅が3.8%しかない。所得の低い若者は、家族に依存するケースが増える。低収入の若者の多くが親の家にとどまり、離婚を経験した女性の一部は親の家に戻っている。公営住宅の少ない日本において、親の家は、公営住宅を代替する役割をはたしている。しかし、そこに住宅問題が吸収され、低収入の若者や離別者の親の家での居住が持続可能なのかどうかが見えなくなっているのではないかと、といったことが問われる必要がある。

6. 住宅保障の“カテゴリー化”について

住宅困窮への政策対応では、需給ギャップをどのように埋めるのかが重要な問題になる。需給関係を調整するには、実態の調整、制度上の調整、という二つの方法しかない。需給の実態を調整しようとする、低家賃住宅を大量に供給しなければならない。これに対し、日本政府が取り組んできたのは、制度上の調整で、例えば公営住宅などの供給対象を限定することで、低所得者の住宅に関する制度上の需給ギャップに対応しようとする方針がとられてきた。

そこでは、「救済に値する困窮者」とは誰なのか、が問題になる。

住宅困窮者とは、科学的に決まるのではなく、社会的・政治的に定義されるものである。公営住宅法では、住宅に困窮する低額所得者を対象とするとなっている。つまり、所得と住宅事情から住宅困窮者が定義された。これに比べ、住宅セーフティネット法では、住宅確保要配慮者という言葉が使われる。ここでは、住宅ではなく、むしろ人に注目し、そして、おもに福祉関連のさまざまなカテゴリーで困窮者を定義する方法が使われる。

このカテゴリー化は、1960年代に制度化された特定目的公営住宅の対象を定義するために使われたのが最初で、高齢者向け、障がい者向け、母子世帯向けといった対象限定の公営住宅が供給された。この延長線上に、住宅確保要配慮者という概念が登場した。これは、「労働力をもつ／もたない」を指標とするカテゴリー設定をとまなっているとみえる。例えば、低額所得者、被災者、高齢者、障がい者など、労働力を十分にはもっていないとみられる人たちが住宅確保要配慮者とされた。しかし、「子どもを育成する家庭」も住宅確保要配慮者に含まれ、これは、少子化対策を

重視する政府の方針を反映したものと考えられるが、カテゴリー設定の根拠をあいまいにする意味をもつ。言いかえれば、住宅政策の対象を絞り込むためのカテゴリー化は、必ずしも説明可能な根拠をもつとは限らず、それ自体を目的化しているようにもみえる。

資料 1

▼住宅確保要配慮者（住宅セーフティネット法）「低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者」→ カテゴリー化それ自体の目的化？

▼セーフティネット法「基本的な方針」（2017年10月国土交通省告示）

「具体的には、ホームレスや生活保護受給者等を含む低額所得者、被災者（発災から3年以内の災害又は大規模災害によるものに限る）、高齢者、身体障害者、知的障害者、精神障害者、その他の障害者、母子家庭等の子どもを養育する者、外国人、中国残留邦人、児童虐待を受けた者、ハンセン病療養所入所者等、DV被害者、拉致被害者、犯罪被害者、生活困窮者及び矯正施設退所者が住宅セーフティネット法において住宅確保要配慮者として規定されている。また、地域の実情等に応じて、海外からの引揚者、新婚世帯、原子爆弾被爆者、戦傷病者、児童養護施設退所者、LGBT、UIJターンによる転入者、養護者等による虐待を受けた者、これらの者に対して必要な生活支援等を行う者等多様な属性の者が住宅要配慮者に含まれ得る。」

2017年10月の国土交通省告示によれば（資料1）、住宅確保要配慮者には、さまざまなグループが含まれる。一見すると、住宅セーフティネットは多様なグループに対応することをめざしているようにみえる。しかし、さまざまグループをあげればあげるほど、セーフティネットは普遍的な政策手段ではなく、特殊なグループに対応するものだとすることを示すことになる。

仮に、カテゴリーを一つ、二つ増やしても、政策対象はほとんど増えない。多様なカテゴリーをあげて、政策対象が多様であるようにみせ、同時に、政策対象を絞り込む、というところにカテゴリー化の狙いがある。住宅政策とは、政治的・社会的な議論の対象であった。しかし、住宅政策の対象のカテゴリー化によって、住宅問題に対する対応は、技術課題に変わってきた。特殊なグループに対し、どう対応するのか、という問題の立て方が多い。住宅政策をもっと普遍化すべきだ、といった政治的・社会的な立論はみられなくなった。

研究の世界でも、例えば、母子家庭や障がい者の住宅問題にどう対応すべきかをテーマとしている人たちが増えたように思う。それは貴重な研究だと思うが、社会的な立論をめざすのではなく、テクニカルな研究になっている点に特徴がある。政策の変化から研究者も影響を受けている。しかし、住宅政策のカテゴリー化に無批判で、それを前提とした研究をするだけでよいのかどうか問われる必要がある。

7. おわりに

まず、若者の住宅問題が「動」から「停滞」に変化したこと、そして「移動しない人生」が増えた点に注目する必要がある。

次に、低収入の若者の住まいが「親持家」と「民営借家」に大別される点が重要である。「親持家」は、これまでの住宅問題の議論では対象になっていなかった住宅タイプである。住宅問題の研究は、世帯単位で行っていたので、「親持家」を世帯単位でも、そこに低収入の若者が住んでいる実態はみえていなかった。若者個人に焦点を合わせることで、「親持家」に住む若者という関係がみえてくる。

この親の持ち家が、いわば公営住宅の代替として、不安定就労の若者に住む場所を提供している点に注意する必要がある。若年層の就労の不安定化、貧困化などは、親の家にはいわば吸収され、みえにくくなっている。親の持ち家は、若者の貧困が社会問題化するのを抑制するバッファーになっていると考えられる。

非正規雇用が増加し、現在では4割近くになった。それでも社会が壊れずに何とか持続しているのは、親の持ち家というこれまで見過ごされてきたタイプの住宅が不安定就労の若者を保護しているからである。この状況をどう評価するのが問われるだろうし、親の持ち家で貧困の若者を支えるというパターンが維持できるのかも問題になる。

日本の公的住宅保障は、圧倒的に小規模である。すでに述べたように、欧州に比べ、日本では社会住宅がきわめて少なく、公的家賃補助がないに等しい。新たな住宅セーフティネットもきわめて小規模である。改正セーフティネットのための予算は、2017年下半期でたったの3億円ではない。

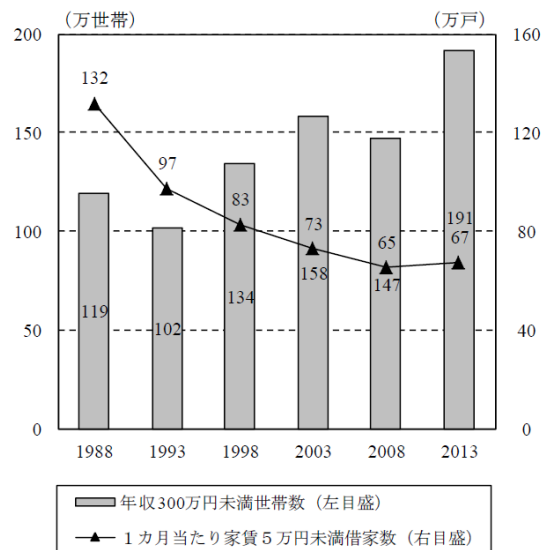
公的住宅保障は小規模で、家族と企業に依存してきたのが日本の住宅政策の特徴である。しかし、この方式が今後も続くのかが問題になる。住宅セーフティネットなどの公的住宅施策は、特殊なカテゴリーのグループだけを対象とするだけでよいのかどうかをあらためて問う必要がある。

これまでの住宅政策は「中間層」「家族」「持家」の住宅安定を重視していた。しかし、これらのグループは大幅に縮小した。増大している「低所得」「単身」「借家」の人たちの住宅改善を重視すべき時代に入っていると思う。これから、より低所得の人たち、未婚のままで年齢が上がる人たち、不安定就労者、低収入の高齢者などが急速に増える。住宅政策の根本的な組み立て方を再考すべき時期を迎えている。

非正規雇用の第1世代は、1999年の派遣法改正時に30歳代で、もうすぐ50歳代に入っていく。この大規模なグループの人たちは雇用を維持できるとは限らず、その多くは、無年金で、近い将来、無年金高齢者の大規模集団を形成するとみられる。こういう状況を想定するならば、持ち家ストックに依存するだけでなく、公的住宅保障を充実させる方向に踏み出す必要がある。

若者論では、世代間対立を重視する議論が多い。しかし、より重要なのは、階層間の再分配である。日本では、再分配の単位は、おもに家族と企業であった。親が子どもを同居させる、子どもが家を買うときに親が資金を援助する、会社は社員に社宅や家賃補助を供給する、といった再分配がみられた。しかし、不安定就労の若者が増え、低収入の高齢者が増え、そして、企業の安

定性が揺らぎ、その福利厚生制度は縮小し、家族をもたない人たちが増えている。そういう状況下では、家族と企業に依存するシステムが持続可能とはいえず、社会的な再分配のシステムをつくる必要がある。



資料) 『住宅統計調査報告』、『住宅・土地統計調査報告』より作成。

低所得世帯と低家賃住宅 (東京都)

図表 7-1

日本では、公営住宅はもう建てない、ということが決まっているかのようなのである。これは国際的にみると、きわめて特異である。欧州でも社会住宅の供給は減ってきたが、リーマンショック後では、フランス、イギリスなどでは社会住宅の建設が復活し、スペインでも社会住宅を建て始めた。中国や韓国も、公共住宅の大量建設計画を策定し、実施に移している。韓国では、若者向けの住宅供給および家賃補助に関する大規模計画も発表した。中国、韓国では、若年層の持ち家購入が困難になり、不満が大きくなったことから、公的住宅保障を大規模化する方向に政策が変わった。日本では、住宅事情のデータや実証にもとづくのではなく、例えば公営住宅はもう建てない、という前提での政策検討しかない。

最後に指摘したいのは、若者の住宅問題は、彼ら自身の問題であることに加え、少子化、経済・社会停滞などの原因になり、社会全体が持続するかどうかという問題に関係している点である。若い世代が先行世代に続いて、人生の軌道をつくることで、社会持続の新たなサイクルを構築していく必要がある。そのためには、若年層の状況について、雇用、家族、社会保障などの観点からの検討だけでなく、住宅の問題という新鮮な切り口からアプローチし、新しい展望を切りひらいていくことが大切である。

委員長のメッセージ

縦割り行政から脱却する方法論を—社会持続が求められている時代に

今回のテーマ「若年単身者に対する住宅支援等の在り方」は、少子高齢化・人口減少さらには社会持続に直接かかわる問題である。特に福島県が置かれている現在の状況においては、社会持続に関する課題については、可能性のあることはすべてやるといった判断が求められている。若年単身者の支援といえば、従来は雇用分野を中心に検討されてきたのであろう。その点、今回の調査研究事業は社会持続についての方策として、可能性のあることの一つという認識が示されているように思えた。ただ実際の検討作業においては、従来の枠組みにとらわれず、立論・方法論から根本的に見直すことが必要なのではないか。

若年単身者にとって、いま何が課題なのであろう。おそらく、彼ら彼女らが自分の人生をどのように展望しえるのか、という問題であろう。勉強会の講師としてお招きした神戸大学の平山洋介教授が指摘しているように、仕事・結婚・住宅というトライアングルにおいて、かつての日本人の多くが登ろうとした（登るように誘導された）「ふつうの人生」へのはしごを、現在の若者の多くがその最初の段階で登れずにいる（平山『都市の条件：住まい、人生、社会持続』2011年、NTT出版）。「ふつうの人生」という唯一のモデルとそれへの誘導という前世紀の政策に代わる方策を、住宅対策としても打ち出す必要がある。

近年、その質についても問われるようになってはきたが、住宅行政はそれを含めたとしても住宅供給・建設に焦点化される時代が長く続いた。住まいの支援のあり方について、暮らしを支える一分野である住宅だけを切り取って、住宅部局から単独で発想するのでは限界がある。就労・社会保障・家族・教育・住宅・地域創生などがどのようにかかわって、若者の人生の選択に影響を与えているのか。そのような問題意識をこれに関わる全ての行政部局—その中に住宅部局も位置づけられる—で共有し検討することが求められているのではないか。

住宅供給計画から住生活基本計画へとシフトしてきた住宅行政にとって、この方法論の展開は、こんごの方向性を後押しするであろう。特に社会持続が課題とされる時代においては、その基盤としての住宅の役割は広く厚い。

今回の調査研究事業が、未来を担う若者にとって、ふくしまの可能性を信じ、希望をかなえられる社会の実現の一助となることを期待する。

委員長 鈴木 晃

委員会名簿

「若年単身者に対する住宅支援等の在り方に関する調査研究」

委員会名簿

委員長	すずき あきら 鈴木 晃	福島大学 人間発達文化学類 特任教授
副委員長	しょうじま ひろし 生島 浩	福島大学大学院 人間発達文化研究科 教授
委員	さくま きみと 佐久間 公人	郡山市 建設交通部 住宅課 課長
	やまさき さとし 山崎 聡	白河市 建設部 建築住宅課 課長
	かとう しんじ 加藤 伸二	新地町 都市計画課 課長
	さくた じゅんいち 作田 純一	大玉村 総務部 政策推進課 課長
	にいげき ひさし 新関 永	福島県 土木部 建築住宅課 課長
	ほんじょう ひろし 本庄 宏	一般財団法人 地方自治研究機構 調査研究部長
事務局	わたなべ よしふみ 渡邊 佳文	福島県 土木部 建築住宅課 主幹
	おおわだ しげのり 大和田 茂憲	福島県 土木部 建築住宅課 副課長兼専門建築技師
	たむら かずのり 田村 一典	福島県 土木部 建築住宅課 主任建築技師
	おおとも ゆうき 大友 裕紀	福島県 保健福祉部 社会福祉課 副主査
	きしだ たくし 岸田 拓士	一般財団法人 地方自治研究機構 調査研究部 主任研究員
	せきど りのり 関戸 梨乃	一般財団法人 地方自治研究機構 調査研究部 研究員
基礎調査 機 関	ひらの しゅうご 平野 秋吾	株式会社ジック 本部 調査課
	むらやま ゆか 村山 由華	株式会社ジック 本部 調査課

(順不同、敬称略)

若年単身者に対する住宅支援等の在り方に関する調査研究

－平成31年3月発行－

福島県 土木部 建築住宅課

〒960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

電話024-521-1111（代表）

一般財団法人 地方自治研究機構

〒104-0061

東京都中央区銀座7-14-16 太陽銀座ビル2階

電話03-5148-0661（代表）

